

省 令



○日本私立学校振興・共済事業団法施行規則

〔平成九年文部省令第四一号〕

ページ

○私立学校教職員共済法施行規則

〔昭和二十八年文部省令第二八号〕

一三一五

第一章 加入者（第一条―第三条の十四）

一三一七

第二章 給付の請求手続等

一三三五

第一節 短期給付（第四条―第十六条の四）

一三三五

第二節 退職等年金給付（第十七条―第三十二条の

二）……………一三八〇

第二章の二 福祉事業（第三十二条の三―第三十二条

の五）……………一四一〇

第三章 任意継続加入者等（第三十三条―第三十三条

の六）……………一四一一

第四章 費用の負担（第三十四条―第三十五条の四）

一四一五

第五章 共済審査会（第三十六条―第三十七条）

一四二一

第五章の二 高齡の教職員等に係る特例（第三十七条

の二・第三十七条の三）……………一四二二

第六章 雑則（第三十七条の四―第四十一条）

一四二三

第七章 厚生年金保険給付（第四十二条―第六十五条）

一四二八

附則……………一四五七

○社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令

〔平成二〇年文部科学省令第一号〕……………一五四九

○日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令	〔平成九年文部省令第四二号〕	一五五八
○厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令〔平成二七年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省令第一号〕		一五七九
○沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令〔抄〕	〔昭和四七年文部省令第二八号〕	一五八〇
○阪神・淡路大震災に対処するための私立学校教職員共済組合法の特例に関する省令	〔平成七年文部省令第二号〕	一五八四
○東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令	〔平成二三年文部科学省令第一九号〕	一五八六
○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令	〔平成二三年文部科学省令第二九号〕	一五八九
○子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〔抄〕	〔令和七年内閣府令第九三号〕	一五九五

○日本私立学校振興・共済事業団法施行規則

(平成九年十二月十八日
文部省令第四十一号)

〔沿革〕

平成十一年 三月 五日 文部省令第三号改正
平成十二年 一〇月三十一日 文部省令第五三号改正
平成十四年 三月 一日 文部科学省令第三号改正
平成十五年 一〇月 一日 文部科学省令第四六号改正
平成十九年 二月二五日 文部科学省令第四〇号改正
平成二十三年 八月三〇日 文部科学省令第三一号改正
平成二十七年 三月三〇日 文部科学省令第一二号改正
平成二十九年 二月二八日 文部科学省令第四三号改正
令和 元年 六月二三日 文部科学省令第四号改正
令和 二年 三月二三日 文部科学省令第四号改正
令和 四年 一月一七日 文部科学省令第一号改正
令和 六年 三月二五日 文部科学省令第六号改正
令和 七年 三月二四日 文部科学省令第六号改正

日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十四条〔現行Ⅱ五条Ⅱ平成一四年一二月法律一五七号により改正〕第四項並びに日本私立学校振興・共済事業団法施行令(平成九年政令第三百五十四号)第一条及び第二条〔現行Ⅱ二条Ⅱ平成二三年八月政令二六八号により改正〕の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則を次の

省令 日本私立学校振興・共済事業団法施行規則(第一条)

ように定める。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則

(監査報告書の作成)

第一条 日本私立学校振興・共済事業団法(以下「法」という。)

第十一条第三項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員(監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、事業団の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 事業団の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 事業団の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 事業団の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告書を作成した日

本条…：追加〔平成二十七年三月文科令二二号〕

（監事の調査の対象となる書類）

第二条 法第十一条第五項に規定する文部科学省令で定める書類は、法、日本私立学校振興・共済事業団法施行令（以下「令」という。）、この省令及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成十九年文部省令第四十二号）の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

本条…：追加〔平成二十七年三月文科令二二号〕

（円滑な再就職に特に配慮を要する業務の範囲）

（第五条）

第三条 事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第五十条の四第二項第一号に規定する円滑な再就職に特に配慮を要する業務として文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 基礎研究

二 福祉に関する業務

三 研究開発に関する業務（第一号に掲げる業務を除く。）

本条…：追加〔平成二十七年三月文科令二二号〕

（離職を余儀なくされることが見込まれる事業団役職員の人数）

第四条 事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第二項第五号に規定する文部科学省令で定める人数は、三十人とする。

本条…：追加〔平成二十七年三月文科令二二号〕

（密接関係法人等の範囲）

第五条 事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第三項に規定する営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）のうち、資本関係、取引関係等において事業団と密接な関係を有するものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第一項の規定により禁止される提供、依頼又は要求の日

（次号において「行為日」という。）前五年間に係る営利企業等の事業年度（以下この号において「事業年度」という。）のうちいずれかの事業年度において事業団との間に締結した売買、賃借、請負その他の契約（電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約を除く。）の総額が二千万円以上である営利企業等であつて、当該契約の総額の当該事業年度における売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時雇用する従業員の数が三百人以上である営利企業等にあつては、十パーセント）以上であるものの

二 行為日前五年間に、事業団に対し、許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）又は補助金等（補助金、負担金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金をいう。）の交付に係る申請中の期間がある営利企業等

三 事業団による立入検査（法令の規定に基づき行われるものに限る。）又は不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）の対象となり得る営利企業等

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（退職手当通算予定役職員の範囲）

省令 日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（第六条・第七条）

第六条 事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する

通則法第五十条の四第五項に規定する特別の事情がない限り引き続き採用が予定されている者のうち文部科学省令で定めるものは、退職手当通算法人等（同条第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員又は退職手当通算法人等（同条第四項に規定する退職手当通算法人等）に使用される者となるため退職した場合に法第四十条第一項において読み替えて準用する通則法第五十条の二第二項又は法第四十条第二項において読み替えて準用する通則法第五十条の十第二項の規定による退職手当の支給の基準により退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出の手続）

第七条 事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出して行うものとする。

一 氏名

二 事業団の役員又は職員 の地位

三 法令等違反行為（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第六項に規定する法令等違反行為をいう。以下この条において同じ。）の要求又は依頼をした再就職

者（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者であつて、離職後二年を経過した者を除く。次条において同じ。）の氏名

四 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

五 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時

六 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

本条…追加〔平成二十七年三月文科令二二号〕

（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六第一号に規定する文部科学省令で定める内部組織）

第八条 事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた事業団の内部組織として文部科学省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日以後のものに限る。次項において同じ。）として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五

年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

本条…追加〔平成二十七年三月文科令二二号〕

（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六第二号に規定する文部科学省令で定める管理又は監督の地位）

第九条 事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として文部科学省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

本条…削り・追加〔平成二十七年三月文科令二二号〕

（理事長への再就職の届出）

第十条 法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする事業団役職員（同項に規定する事業団役職員をいう。第二号、次項及び第三項において同じ。）は、同項に規定する文部科学省令で定める事項として次に掲げる事項を記載した書面により、理事長に届出をし

なければならない。

一 氏名

二 事業団役職員の地位

三 再就職の約束をした日以前の事業団役職員（法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の四第一項に規定する事業団役職員をいう。第十号において同じ。）としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日がなかった場合には、その旨）

四 再就職の約束をした日

五 離職予定日

六 再就職予定日

七 再就職先の名称及び連絡先

八 再就職先の業務内容

九 再就職先における地位

十 離職後の就職の援助（最初に事業団役職員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）

2 法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした事業団役職員は、当該届出に

省令 日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（第一条・第二条）

係る前項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

3 法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした事業団役職員は、当該届出に係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

本条…削り・追加〔平成二七年三月文科令二二号〕、一・二項…一部改正〔平成二九年二月文科令四三三号〕

（理事長による報告）

第十一条 事業団に係る法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の八第三項の規定による報告は、毎年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）、当該年度の四月一日以後遅滞なく、当該年度の前年度にされた法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた法第二十一条の二において読み替えて準用する通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

本条…削り・追加〔平成二七年三月文科令二二号〕

（国から交付を受ける補助金）

第十二条 令第一条の文部科学省令で定める国の補助金は、私立大学等経常費補助金及び私立大学等研究推進費補助金とする。

本条…一部改正〔平成二一年三月文部令三三三号〕、一部改正、

旧一条：繰下〔平成二七年三月文科令二二号〕、一部改正〔令和四年一月文科令一号〕

（資金貸付けの対象となる専修学校又は各種学校の課程）

第十三条 令第二条第一項の文部科学省令で定める専修学校の課程は、次の各号のいずれかに該当する専修学校の学科であつて、その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。

一 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係又は服飾・家政関係の分野に属する学科であること。

二 文化・教養関係の分野に属する学科であつて、實際生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを主たる目的とするものの以外のものであること。

本条…一部改正〔平成二二年一〇月文部令五三三号・二三年八月文科令三一一号〕、旧二条…繰下〔平成二七年三月文科令二二号〕、一部改正〔令和六年三月文科令六号〕

第十四条 令第二条第一項の文部科学省令で定める各種学校の課程は、機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量、経理又は日本語に関する各種学校の課程（日本語に関するものにあつては、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十

一号）第二条第一項の認定を受けた各種学校が実施する同法第一条に規定する日本語教育課程に限る。）及び診療放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭又は保育士の養成を行う各種学校の課程であつて、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

一 その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する名称を付して修業期間、入学資格等により区分された課程があり、その修業期間がそれぞれ一年以上であつて、一の課程に他の課程が継続する場合においては、これらの課程の修業期間を通算した期間を含む。）が二年以上であること。

二 その一年間の授業時間数（普通科・専攻科その他これらに類する名称を付して修業期間、入学資格等により区分された課程がある場合には、それぞれの授業時間数）が七百五十時間以上であること。

三 その教員数が同時に授業を受ける生徒数に比し十分であり、教育上著しい支障がないと認められること。

四 その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること（日本語に関するものに係る授業にあつては、その授業の始期及び終期が明確に定めら

れていること。

五 その生徒について学年又は学期ごとに成績の評価が行われ、その結果が表簿に記録されていること。

六 その生徒に対し、所定の技術の修得についての評価を行ったうえで卒業証明書又は修了証書が授与されていること。

本条…一部改正〔平成十二年一〇月文部令五三号・一四年三月文科令三号・一九年二月四〇号・二三年八月二二号〕、旧三条…繰下〔平成二七年三月文科令二二号〕、一部改正〔令和六年三月文科令六号・七年三月六号〕

（助成業務方法書に記載すべき事項）

第十五条 助成業務方法書に記載すべき事項として法第二十五条第四項第一号で定める助成業務の方法は、次に掲げる事項ごとに記載するものとする。

一 事業団の助成業務運営の基本方針

二 法第二十三条第一項第一号に規定する補助金の交付の対象、手続その他補助金の交付に関する事項

三 法第二十三条第一項第二号に規定する資金の貸付けの対象、条件その他資金の貸付けに関する事項

四 法第二十三条第一項第三号に規定する助成金の交付の対象、手続その他助成金の交付に関する事項

五 法第二十三条第一項第四号に規定する寄付金の募集、管理及び配付に関する事項

六 法第二十三条第一項第五号に規定する情報の収集、調査及び

省令 日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（第一五条―第一七条）

研究並びにその成果の提供その他の指導に関する事項

七 法第二十三条第四項に規定する減免資金（以下この号において「減免資金」という。）の交付の対象、手続その他減免資金の交付に関する事項

八 業務委託の基準

九 競争入札その他契約に関する基本的事項

十 その他助成業務の執行に關して必要な事項

本条…一部改正〔平成十二年一〇月文部令五三号・一五年一〇月文科令四六号〕、一部改正・旧四条…繰下〔平成二七年三月文科令二二号〕、一部改正〔令和二年三月文科令四号〕

（共済運営規則に記載すべき事項）

第十六条 共済運営規則に記載すべき事項として法第二十五条第五項において読み替えて準用する同条第四項第一号で定める共済業務の方法は、次に掲げる事項ごとに記載するものとする。

一 医療機関又は薬局との契約に関する事項

二 福祉事業に関する事項

三 その他共済業務の執行に關して必要な事項

本条…一部改正〔平成十二年一〇月文部令五三号・一五年一〇月文科令四六号〕、一部改正・旧五条…繰下〔平成二七年三月文科令二二号〕

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第十七条 事業団は、法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の

事業年度開始三十日前までに（事業団が作成する最初の中期計画については、平成十五年十月一日以後最初の法第二十六条において読み替えて準用する通則法第二十九条第一項の指示を受けた後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 事業団は、法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

本条：追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一・二項：一部改正・旧六条：繰下〔平成一七年三月文科令二二号〕

（中期計画記載事項）

第十八条 事業団に係る法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十条第二項第八号に規定する文部科学省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 中期目標の期間を超える債務負担

本条：追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一部改正・旧七条：繰下〔平成一七年三月文科令二二号〕

（年度計画の作成・変更に係る事項）

第十九条 事業団に係る法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項

に關し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 事業団は、法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

本条：追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一・二項：一部改正・旧八条：繰下〔平成一七年三月文科令二二号〕

（業務実績等報告書）

第二十條 事業団に係る法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、事業団は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、事業団の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにするものとする。

一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には

かにした報告書

次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ 中期計画及び年度計画の実施状況

ロ 当該事業年度における業務運営の状況
ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値

ニ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報

二 当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について事業団が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ 過去の報告書に記載された改善方策の

中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書

うちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ 中期目標及び中期計画の実施状況
ロ 当該期間における業務運営の状況
ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報

二 当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について事業団が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

	イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況	中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書
一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績が法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標及び中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 ハ 当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報 二 当該業務の実績が法第二十六条において		

	準用する通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について事業団が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2 事業団は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

本条：追加〔平成二十七年三月文科令二二〕、一項：一部改正〔令和元年六月文科令四号〕

（積立金に係る基準額）

第二十一条 法第三十六条第一項の文部科学省令で定める額は、二十億円とする。

本条…追加〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、旧二条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕

（管理に関する規則の届出）

第二十二條 事業団は、職制、定員その他事業団の組織に関する規程、職員の任免その他の身分取扱いに関する規程、旅費に関する規程その他事業団の管理に関する規程を制定し、又は改廃しようとするときは、その理由及び内容を明らかにして、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

本条…一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三号〕、旧六条…繰下〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、旧一三条…繰下〔平成二七年三月文科令一二号〕

附 則

（施行期日）

第一條 この省令は、法の施行の日（平成十年一月一日）から施行する。

（日本私学振興財団法施行規則の廃止）

第二條 日本私学振興財団法施行規則（昭和四十五年文部省令第十九号）は、廃止する。

（私立学校教職員共済組合法施行規則の一部改正）

第三條 私立学校教職員共済組合法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

省令 日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（第二二条）

（私立学校教職員共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四條 平成十年一月一日前に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則の規定により交付された組合員証、組合員資格証、遠隔地被扶養者証、標準負担額減額認定証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証又は年金証書は、前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則の相当する規定により交付したものとみなす。

第五條 この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則様式第一号から様式第十号までの様式及び様式第二十八号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（日本体育・学校健康センター法施行規則の一部改正）

第六條 日本体育・学校健康センター法施行規則（昭和六十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

（文部省設置法施行規則の一部改正）

第七條 文部省設置法施行規則（昭和四十五年文部省令第十九号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

附 則 〔平成一二年三月五日 文部省令第三号〕

附則（平一一）

この省令は、公布の日から施行する。

中央省庁等改革の
ための文部省令の
整備等に関する省
令 附 則 〔平成二二年一〇月三一日 文部省令第五三三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

保健婦助産婦看護
婦法の一部を改正
する法律の施行に
伴う文部科学省関
係省令の整理に関
する省令 附 則 〔平成一四年三月一日 文部科学省令第三号〕

この省令は、保健婦助産婦看護婦法〔平成一三年一二月法律第一五三号〕の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

日本私立学校振
興・共済事業団法
施行規則等の一部
を改正する省令 附 則 〔平成一五年一〇月一日 文部科学省令第四六号、抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

学校教育法等の一
部を改正する法律
の施行に伴う文部
科学省関係省令の
整備等に関する省
令 附 則 〔平成一九年二月二五日 文部科学省令第四〇号〕

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律〔平成一九年六月法律第九六号〕の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。〔後略〕

附 則 〔平成二三年八月三〇日 文部科学省令第三二号〕

この省令は、日本私立学校振興・共済事業団法施行令の一部を改正する政令〔平成二三年八月政令第二六八号〕の施行の日〔平成二三年八月三〇日〕から施行する。

独立行政法人通則
法の一部を改正す
る法律等の施行に
伴う文部科学省関
係省令の整備に関
する省令 附 則 〔平成二七年三月三〇日 文部科学省令第一二二号、抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律〔平成二六年六月法律第六六号〕（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下この条において「独法整備法」という。）附則第十六条第三項の規定により独法整備法による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条において準用する通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号。以下この条におい

て「旧通則法」という。）第二十九条第一項の中期目標が独法整備法による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法（以下この条において「新通則法」という。）第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法施行規則第二十条第一項の規定の適用については、同項の表事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項中「法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律（平成二十六年法律第六十七号）による改正前の法（以下この表において「旧法」という。）第二十六条において準用する独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「法第二十六条において準用する通則法第二十九条第二項第二号から」とあるのは「旧法第二十六条において準用する旧通則法第二十九条第二項第二号から」とし、同表中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績につ

いて自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項及び中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項中「法第二十六条」とあるのは「旧法第二十六条」と、「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から」とする。

2・3 【略】

附 則

〔平成二十九年二月二八日 文部科学省令第四三号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（以下この条において「新令」という。）第十条第一項（第三号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる日本私立学校振興・共済事業団法第二十一条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法（以下この条において「準用通則法」という。）第五十条の七第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事

項の変更に係る届出を除く。）について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出については、なお従前の例による。

2 施行日前における事業団役職員（準用通則法第五十条の四第一項に規定する事業団役職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、当該再就職先の地位に就くことを要求した事業団役職員に対する新令第十条第一項の規定の適用については、同項第三号中「要求した日」とあるのは、「要求した日（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十三号）の施行の日以後の日に限る。）」とする。

3 施行日前に離職後の就職の援助（最初に事業団役職員となった後に行われたものに限る。）を受けた事業団役職員に対する新令第十条第一項の適用については、同項第十号中「後に」とあるのは、「後であって、かつ、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十三号）の施行の日以後に」とする。

日本私立学校振興・共済事業団法
施行規則等の一部
を改正する省令
附 則
（施行期日）
〔令和元年六月一三日 文部科学省令第四号、抄〕

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法
施行規則及び日本
私立学校振興・共
済事業団の財務及
び会計に関する省
令の一部を改正す
る省令
附 則
〔令和二年三月二三日 文部科学省令第四号〕

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法
施行規則の一部を
改正する省令
附 則
〔令和四年一月一七日 文部科学省令第一号〕

この省令は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則
〔令和六年三月二五日 文部科学省令第六号〕

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則
〔令和七年三月二四日 文部科学省令第六号〕

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○私立学校教職員共済法施行規則

(昭和二十八年十二月二十八日)
文部省令第二十八号

〔沿革〕

昭和三年 七月二日 文部省令第一四号改正
昭和三年 二月 九日 文部省令第三〇号改正
昭和三年 七月 一日 文部省令第一三三号改正
昭和三年 二月二日 文部省令第二七七号改正
昭和三年 二月二八日 文部省令第二八八号改正
昭和四年 六月三〇日 文部省令第三一一号改正
昭和四年 三月三十一日 文部省令第一六六号改正
昭和四年 一月 九日 文部省令第一九号改正
昭和四年 八月二日 文部省令第二六六号改正
昭和四年 四月二八日 文部省令第二一一号改正
昭和四年 九月三日 文部省令第二六六号改正
昭和四年 一月 一日 文部省令第三〇号改正
昭和四年 三月二六日 文部省令第三三三号改正
昭和四年 六月 二日 文部省令第四五五号改正
昭和四年 八月二日 文部省令第一三三三号改正
昭和四年 八月二日 文部省令第二七七号改正
昭和四年 七月 四日 文部省令第三七七号改正
昭和四年 八月二日 文部省令第三九九号改正
昭和五年 五月二二日 文部省令第二二二号改正
昭和五年 一月一〇日 文部省令第一一号改正
昭和五年 一月 九日 文部省令第三五五号改正
昭和五年 二月二〇日 文部省令第二二二号改正
昭和五年 九月二一日 文部省令第三六六号改正
昭和五年 一月二四日 文部省令第二六六号改正

省令

私立学校教職員共済法施行規則

昭和五年 三月二日 文部省令第二二二号改正
昭和五年 六月三〇日 文部省令第二五五号改正
昭和五年 三月二日 文部省令第四四四号改正
昭和五年 七月一六日 文部省令第二九九号改正
昭和五年 二月二六日 文部省令第三五五号改正
昭和五年 六月 九日 文部省令第三三三三号改正
昭和五年 九月二九日 文部省令第三七七七号改正
昭和五年 一月二九日 文部省令第二二二号改正
昭和五年 三月三〇日 大藏・文部・厚生・省令第一号改正
昭和五年 三月三十一日 農林水産・自治
昭和五年 三月三十一日 文部省令第二二二号改正
昭和五年 六月一八日 文部省令第三六六号改正
昭和五年 九月二九日 文部省令第四八八号改正
昭和六年 六月 三日 文部省令第二四四号改正
昭和六年 三月二二日 文部省令第一一一号改正
昭和六年 九月二一日 文部省令第三四四号改正
昭和六年 四月 一日 文部省令第一八八号改正
平成 元年 三月二二日 文部省令第三三三三号改正
平成 二年 三月二二日 文部省令第六六六号改正
平成 六年 九月三〇日 文部省令第四二二二号改正
平成 六年 一月二九日 文部省令第四七七号改正
平成 七年 三月二二日 文部省令第一二二二号改正
平成 七年 四月二二日 文部省令第一二二二号改正
平成 八年 三月二八日 文部省令第一二二二号改正
平成 九年 八月二八日 文部省令第三五五号改正
平成 九年 二月一八日 文部省令第四一四一四号改正
平成一〇年 三月二五日 文部省令第二二二二号改正
平成一〇年 九月 四日 文部省令第三五五五号改正
平成一一年 三月三〇日 文部省令第一〇〇〇号改正
平成一二年 三月二二日 文部省令第四五五五号改正
平成一二年 一月三十一日 文部省令第五二二二号改正
平成一二年 一月三十一日 文部省令第五三三三三号改正

平成二年二月二八日 文部省令第五十六号改正
平成三年 三月二二日 文部科学省令第六十三号改正
平成四年 三月 一日 文部科学省令第三号改正
平成四年 三月二二日 文部科学省令第二一号改正
平成四年一月 一日 文部科学省令第三十九号改正
平成五年 三月二八日 文部科学省令第八号改正
平成五年 五月 一日 文部科学省令第三二号改正
平成五年一月 一日 文部科学省令第四十六号改正
平成六年 三月二二日 文部科学省令第四号改正
平成七年 四月 一日 文部科学省令第二十六号改正
平成八年 三月二二日 文部科学省令第一八号改正
平成八年 九月二八日 文部科学省令第三十七号改正
平成八年 九月二九日 文部科学省令第三十八号改正
平成九年 三月三〇日 文部科学省令第五号改正
平成九年 三月三二日 文部科学省令第一五号改正
平成九年一月 一日 文部科学省令第三〇号改正
平成一〇年 三月二二日 文部科学省令第八号改正
平成一〇年 五月二七日 文部科学省令第一七号改正
平成一〇年二月二六日 文部科学省令第三十九号改正
平成一二年 五月 一日 文部科学省令第三十三号改正
平成一二年 九月三〇日 文部科学省令第三二号改正
平成一二年二月二八日 文部科学省令第三十九号改正
平成一二年二月二八日 文部科学省令第四〇号改正
平成一二年 六月二九日 文部科学省令第一六号改正
平成一二年 九月一〇日 文部科学省令第一九号改正
平成一三年 三月二二日 文部科学省令第八号改正
平成一三年 八月三二日 文部科学省令第三二号改正
平成一四年 二月二九日 文部科学省令第五号改正
平成一五年 三月二九日 文部科学省令第一一号改正
平成一六年 三月二二日 文部科学省令第一六号改正
平成一六年 九月三〇日 文部科学省令第三〇号改正

平成一六年二月二六日 文部科学省令第三十六号改正
平成一七年 九月三〇日 文部科学省令第三十三号改正
平成一七年一月 二日 文部科学省令第三十四号改正
平成一八年 三月二二日 文部科学省令第二一号改正
平成一八年 九月三〇日 文部科学省令第三〇号改正
平成一八年一月三〇日 文部科学省令第三二号改正
平成一八年二月二八日 文部科学省令第三十六号改正
平成一九年 二月二八日 文部科学省令第三号改正
平成一九年 三月三二日 文部科学省令第一三号改正
平成一九年 七月三二日 文部科学省令第三〇号改正
平成一九年一月 九日 文部科学省令第四〇号改正
平成二〇年 六月 一日 文部科学省令第二〇号改正
平成二〇年 七月 二日 文部科学省令第二三号改正
平成二〇年 七月三〇日 文部科学省令第二五号改正
平成二一年 三月二九日 文部科学省令第一三号改正
平成二一年 四月二二日 文部科学省令第一六号改正
令和 元年 七月 一日 文部科学省令第九号改正
令和 元年一月 八日 文部科学省令第一八号改正
令和 二年 九月三〇日 文部科学省令第三五号改正
令和 二年一月二六日 文部科学省令第三八号改正
令和 二年二月二八日 文部科学省令第四四号改正
令和 三年 八月二二日 文部科学省令第一一号改正
令和 三年二月二八日 文部科学省令第五二号改正
令和 四年 三月二九日 文部科学省令第一三号改正
令和 四年 九月三〇日 文部科学省令第三五号改正
令和 四年二月二八日 文部科学省令第三十九号改正
令和 五年 三月三二日 文部科学省令第一五号改正
令和 五年 九月二九日 文部科学省令第三二号改正
令和 五年二月二八日 文部科学省令第四一号改正
令和 六年 二月二八日 文部科学省令第四四号改正
令和 六年 三月二九日 文部科学省令第八号改正

令和 六年 四月三〇日 文部科学省令第一九号改正
令和 六年 五月二七日 文部科学省令第二〇号改正
令和 六年 六月一四日 文部科学省令第二一号改正
令和 六年 一月二九日 文部科学省令第三二号改正
令和 六年 二月一八日 文部科学省令第三五号改正
令和 七年 二月二八日 文部科学省令第二号改正
令和 七年 五月二六日 文部科学省令第一五号改正
令和 七年 五月三〇日 文部科学省令第一六号改正
令和 七年 七月二八日 文部科学省令第一七号改正
令和 七年 九月三〇日 文部科学省令第二七号改正
令和 七年 十二月二六日 文部科学省令第三一号改正
令和 八年 二月二七日 文部科学省令第六号改正
令和 八年 三月二一日 文部科学省令第一七号改正

注 右の文部科学省令による改正中、令和八年四月一日後に施行されるものについては、本文には直接改正を加えないで、改正後の条文を点線で囲って登載した。

私立学校教職員共済組合法〔現行〕私立学校教職員共済法〔平成九年五月法律四八号により題名改正〕（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条並びに私立学校教職員共済組合法施行令〔現行〕私立学校教職員共済法施行令〔平成九年二月政令三五五号により題名改正〕（昭和二十八年政令第四百二十五号）第二十七条〔昭和三十三年九月政令三九一号により削除〕及び第五十条〔平成九年二月政令三五五号により削除〕の規定に基づき、並びにこれを実施するため私立学校教職員共済組合法施行規則を次のように定める。

私立学校教職員共済法施行規則

題名：改正〔平成九年二月文部令四一号〕

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第一条） 第一章

目次

第一章 加入者（第一条―第三条の十四）

第二章 給付の請求手続等

第一節 短期給付（第四条―第十六条の四）

第二節 退職等年金給付（第十七条―第三十二条の二）

第二章の二 福祉事業（第三十二条の三―第三十二条の五）

第三章 任意継続加入者等（第三十三条―第三十三条の六）

第四章 費用の負担（第三十四条―第三十五条の四）

第五章 共済審査会（第三十六条―第三十七条）

第五章の二 高齢の教職員等に係る特例（第三十七条の二・第三

十七条の三）

第六章 雑則（第三十七条の四―第四十一条）

第七章 厚生年金保険給付（第四十二条―第六十五条）

附則

第一章 加入者

章名：改正〔昭和三十六年二月文部令二八号・平成九年二月四一号〕

（異動報告）

第一条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条第一項に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる

事由が生じたときは、十日以内（第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときは、五日以内）に、様式第一号（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載したもの）から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。

一 法第十四条第一項に定める加入者となつたとき又は新たに就職したとき。

二 休職（法第十四条第二項の規定に該当するものを除く。）したとき。

三 法第十六条各号に掲げる事由に該当するに至つたとき。

四 加入者の氏名、住所、個人番号若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第一条の二第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）又は被扶養者の氏名若しくは個人番号に変更があつたとき。

五 当該学校法人等の内部において所属学校を異動したとき。

2 学校法人等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、五日以

内に、様式第五号による異動報告書を事業団に提出しなければならない。

一 学校法人等の名称、住所又は代表者に異動があつたとき。

二 学校法人等の設置に係る学校又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人若しくは同法第五十二条第五項の法人の設置に係る専修学校若しくは各種学校（法附則第二十項の規定による短期給付及び退職等年金給付の適用除外に係るものを除く。以下「学校、専修学校又は各種学校」という。）を設置し、若しくは休校し、又は廃止したとき。

三 学校、専修学校又は各種学校の名称又は位置を変更したとき。

本条：一部改正（昭和三十三年七月文部令一四号）、一項：一部改正（二項：追加〔昭和三十三年二月文部令三〇号〕、一・二項：一部改正〔昭和四十七年一〇月文部令四五号〕、二項：一部改正〔昭和五十二年一月文部令一五号・平成三年三月六号〕、一項：一部改正〔平成八年四月文部令一一号〕、一・二項：一部改正〔平成九年一月文部令四一五号〕、二項：一部改正〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、一項：一部改正〔平成二十八年九月文科令三〇号・三〇年六月二〇号・令和三年八月四一五号・五年九月三三二号〕、一・二項：一部改正〔令和六年四月文科令一九号〕、一項：一部改正〔令和七年二月文科令二二五号〕、二項：一部改正〔令和六年六月文科令二二五号〕

（施行令第一条の二第二項の文部科学省令で定める場合等）

第一条の二 施行令第一条の二第二項の文部科学省令で定める場合は、学校法人等を使用される通常の労働者の従事する業務が二以

上あり、かつ、当該学校法人等に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する労働者の数が当該通常の労働者の数に比し著しく多い業務（当該業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間が他の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間のいずれよりも長い場合に係る業務を除く。）に当該学校法人等を使用される労働者が従事する場合とする。

2 施行令第一条の二第二項第二号に規定する文部科学省令で定めるものは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ロに規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するものとする。

3 施行令第一条の二第二項第二号に規定する額は、加入者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその支給される期間の総日数をもって除して得た額の三十倍に相当する額とする。

4 施行令第一条の二第二項第三号に規定する文部科学省令で定める者は、厚生年金保険法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。

本条…追加〔平成二八年九月文科令三〇号〕、見出…一部改正・一・三・四項…追加・旧一項…二項に繰下〔令和元年一〇月文科令一八号〕、二・四項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕

（短時間労働者）

第一条の二の二 法第二十二條第五項に規定する文部科学省令で定める者は、加入者であつて、その一週間の所定労働時間が当該学

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第一条の二の二―第一条の二の四）

校法人等に使用される通常の労働者（施行令第一条の二第二項に規定する通常の労働者をいう。以下この条において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（施行令第一条の二第二項に規定する短時間労働者をいう。以下この条において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等を使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であるものとする。

本条…追加〔平成二八年九月文科令三〇号〕、一部改正・旧一条の二の四…繰上〔令和元年一〇月文科令一八号〕

（特定学校法人等の該当の届出）

第一条の二の三 私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項の規定により初めて同項に規定する特定学校法人等（以下この条において「特定学校法人等」という。）となつた学校法人等は、五日以内に、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔平成二八年九月文科令三〇号〕、一部改正〔平成二九年三月文科令一三号〕、一部改正・旧一条の二の五…繰上〔令和元年一〇月文科令一八号〕、一部改正〔令和六年四月文科令一九号〕

（特定学校法人等の不該当等の申出）

第一条の二の四 平成二十八年改正政令附則第三条第二項ただし書

第一章 加入者 一三一九

の申出は、学校法人等の名称及び所在地を記載した申出書を事業団に提出することによって行うものとする。

2 前項の申出書には、平成二十八年改正政令附則第三条第二項ただし書に規定する同意を得たことを証する書類を添えなければならない。

3 前二項の規定は、平成二十八年改正政令附則第三条第四項の申出及び同条第六項の申出について準用する。

本条…追加〔平成二十八年九月文科令三〇号〕、見出…一項：一部改正、三項：追加〔平成二十九年三月文科令一三号〕、旧一条の二の六：繰上〔令和元年一〇月文科令一八号〕

（四分の三以上代表者等）

第一条の二の五 平成二十八年改正政令附則第三条第二項第二号イ及び第六項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二 四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であつて、学校法人等の意向に基づき選出されたものでないこと。

2 前項第一号に該当する者がいない学校法人等にあつては、四分の三以上代表者は同項第二号に該当する者とする。

3 学校法人等は、当該学校法人等を使用される者が四分の三以上代表者であること若しくは四分の三以上代表者になろうとしたこと又は四分の三以上代表者として正当な行為をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

4 学校法人等は、四分の三以上代表者が平成二十八年改正政令附則第三条第二項第二号イ及び第六項第二号イに規定する同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

5 前各項の規定は、平成二十八年改正政令附則第三条第四項第二号イに規定する二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者について準用する。

本条…追加〔平成二十九年三月文科令一三号〕、一項：一部改正、四項：追加、旧四項：一部改正し五項に繰下〔平成三十一年三月文科令一三号〕、旧一条の二の七：繰上〔令和元年一〇月文科令一八号〕

（標準報酬月額額の届出等）

第一条の二の六 学校法人等は、毎年七月一日現に使用する加入者（法第二十二条第七項の規定に該当する者を除く。）の報酬月額について、その年の七月十日までに様式第六号による届書を事業団に提出しなければならない。

2 学校法人等は、加入者について、当該学校法人等において継続して三月間に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額額の基礎となつた報酬月額に比べて二等級以上の高低

を生じ、法第二十二條第十項の規定に該当するに至つたときは、十日以内に、様式第七号による届書を事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔昭和三年七月文部令一四号〕、一・二項…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号〕、一項…一部改正〔平成九年三月文部令一二号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一二月文部令四一〇号〕、一五年三月文部令八号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三三号〕、旧一条の二…繰下〔平成二八年九月文科令三〇号〕、旧一条の二の七…繰下〔平成二九年三月文科令一三三号〕、一項…一部改正〔平成三二年四月文科令一六号〕、旧一条の二の八…繰上〔令和元年一〇月文科令一八号〕

（育児休業等を終了した際の標準報酬月額の変定の申出）

第一条の三 法第二十二條第十二項の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号（法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号をいう。以下同じ。）
- 三 法第二十二條第十二項に規定する育児休業等（以下「育児休業」という。）を終了した日
- 四 育児休業等を終了した日において養育する当該育児休業等に係る子の氏名及び生年月日
- 五 改定前の標準報酬月額及び標準報酬月額の等級
- 六 育児休業等を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第一条の三・第一条の三の二）

の報酬の額

七 加入者の区別

八 その他必要な事項

本条…追加〔平成一七年四月文科令二六号〕、一部改正〔平成二二年六月文科令一六号・二六年三月一六号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年九月文科令三三三号〕、本条…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号・令和二年九月三五号〕

（産前産後休業を終了した際の標準報酬月額の変定の申出）

第一条の三の二 法第二十二條第十四項の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号
- 三 法第二十二條第十四項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）を終了した日
- 四 産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日
- 五 改定前の標準報酬月額及び標準報酬月額の等級
- 六 産前産後休業を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の給与の額
- 七 加入者の区別
- 八 その他必要な事項

本条…追加〔平成二六年三月文科令一六号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七年

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第一条の四―第一条の五）

第一章 加入者

一三二

九月文科令三三号、本条…一部改正（平成二八年九月文科令三〇号・令和二年九月三五号）

（賞与に関する報告）

第一条の四 学校法人等は、その使用する加入者に賞与（法第二十一条第二項に規定する賞与をいう。以下同じ。）を支給したときは、五日以内に、様式第七号の二による支給報告書を事業団に提出しなければならない。

本条…追加（平成一五年三月文科令八号）、旧一条の三…繰下（平成一七年四月文科令一六号）、一部改正（平成二二年四月文科令一六号）

（被扶養者）

第一条の四の二 法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「組合法」という。）第二条第一項第二号に規定する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行う

もの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの

2 法第二十五条において準用する組合法第二条第一項第二号に規定する日本国内に生活の基礎があると認められるものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 外国において留学をする学生
- 二 外国に赴任する加入者に同行する者
- 三 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- 四 加入者が外国に赴任している間に当該加入者との身分関係が生じた者であつて、第二号に掲げる者と同等と認められるもの
- 五 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

本条…追加（令和元年一〇月文科令一八号）

（被扶養者の認定申請等）

第一条の五 加入者となつた者に被扶養者の要件を備える者がある

場合又は加入者について被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その加入者は、五日以内に、様式第八号（個人番号を記載したもの）による申請書に、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2 加入者の被扶養者がその要件を欠くに至った場合には、その加入者は、五日以内に、様式第八号の二による申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

3 被扶養者が、前条第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合又は日本国内に住所を有するに至ったことにより同項各号に該当しなくなつた場合であつて、引き続き被扶養者となるときは、その加入者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、被扶養者が同項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた加入者は、当該届書にその事実を証明する書類を添えなければならない。

一 加入者の氏名、生年月日及び住所

二 加入者等記号・番号

三 被扶養者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

四 前条第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた旨又は同項各号のいずれかに該当していた旨

五 前条第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに

至つた年月日又は日本国内に住所を有するに至つたことにより同項各号に該当しなくなつた年月日

六 その他必要な事項

本条…追加〔昭和三年二月文部令三〇号〕、一部改正〔昭和五年七月文部令一三号・四七年一〇月四五号・平成九年二月四号〕、旧一条の三…繰下〔平成一五年三月文科令八号〕、旧一条の四…繰下〔平成一七年四月文科令二六号〕、二項…追加〔令和元年一〇月文科令一八号〕、一部改正〔令和二年九月文科令三五号・四年九月三五号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下〔令和四年一二月文科令三九号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三三三・六年四月一九号〕、二項…一部改正〔令和七年二月文科令二二号〕

（被扶養配偶者の届出）

第一条の六 法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付及び退職等年金給付を受けることができる加入者（以下この条において「短期給付適用除外加入者」という。）となつた者に国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第七条第一項第三号に規定する国民年金第三号被保険者（以下「国民年金第三号被保険者」という。）に該当する配偶者がある場合若しくは配偶者が国民年金第三号被保険者に該当することとなつた場合又は国民年金第三号被保険者に該当する配偶者が当該国民年金第三号被保険者に該当しなくなつた場合には、その短期給付適用除外加入者は、直ちに、次に掲げる事項（第五号に掲げる事項にあつては、国民年金第三号被保険者に該当する配偶者がある場合又は配偶者が国民年金第三号被保険者に該当することとなつた場合に限

る。）を記載した届書に、配偶者が国民年金第三号被保険者に該当しなくなった場合を除き、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 短期給付適用除外加入者の氏名、生年月日及び住所

二 加入者等記号・番号

三 配偶者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

四 配偶者が国民年金第三号被保険者に該当することとなつた日又は該当しなくなった日

五 第一条の四の二第二項各号のいずれかに該当する者にあつては、その旨

六 その他必要な事項

2 国民年金第三号被保険者に該当する配偶者が、第一条の四の二第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合又は日本国内に住所を有するに至つたことにより同項各号に該当しなくなった場合であつて、引き続き国民年金第三号被保険者となるときは、その短期給付適用除外加入者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、配偶者が同項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた短期給付適用除外加入者は、当該届書にその事実を証明する書類を添えなければならない。

一 短期給付適用除外加入者の氏名、生年月日及び住所
二 加入者等記号・番号
三 配偶者の氏名、生年月日、住所及び個人番号

四 第一条の四の二第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた旨又は同項各号のいずれかに該当していた旨

五 第一条の四の二第二項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた年月日又は日本国内に住所を有するに至つたことにより同項各号に該当しなくなった年月日

六 その他必要な事項

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一部改正〔平成八年四月文部令一一号・九年二月四一号〕、旧一条の四…繰下〔平成一五年三月文科令八号〕、旧一条の五…繰下〔平成一七年四月文科令二六号〕、一部改正〔平成一七年九月文科令三三三号・二八年二月三六号〕、一項…一部改正・二項…追加〔令和元年一〇月文科令一八号〕、一・二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、二項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕

（資格確認書の交付等）

第一条の七 法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第一項の規定により同項に規定する書面の交付又は同項に規定する事項の電磁的方法による提供を求める加入者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第九号による申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出して、その交付又は提供を申請しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が

認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。

2 事業団は、前項本文の規定による交付又は提供の申請があつたときは、申請者に対し、法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第一項の書面（次項各号に掲げる事項を記載したものであつて、共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号。以下「事業団法」という。）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。）で定める様式によるものに限る。）であつて複製等を防止し、若しくは抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものを交付し、又は当該事項を電磁的方法（第四項に規定するものであつて、共済運営規則で定める様式により表示することができるものに限る。以下この項において同じ。）により提供しなければならぬ。この場合において、当該書面又は当該電磁的方法により提供されたもの（以下「資格確認書」という。）の有効期限は、交付又は提供の日から起算して五年を超えない範囲内において事業団が定めるものとする。

3 法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第一項に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 交付又は提供に係る加入者又はその被扶養者の氏名、性別及び生年月日

二 加入者等記号・番号、保険者番号及び事業団の名称

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第一条の七） 第一章

加入者

一三二五

三 資格取得年月日及び資格確認書の交付又は提供の年月日

四 有効期限

五 加入者の氏名（被扶養者に係る資格確認書に限る。）

六 その他事業団が定める事項であつて申請者が書面への記載又は電磁的方法による提供を求めたもの

七 その他必要な事項

4 法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第一項の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法であつて複製等を防止し、又は抑止するための措置その他の必要な措置を講じたものとする。

5 事業団は、第二項の規定により申請者に資格確認書を交付しようとするときは、これを当該学校法人等に送付しなければならぬ。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを申請者に送付することができる。

6 前項本文の規定による資格確認書の送付があつたときは、当該学校法人等は、遅滞なく、これを申請者に送付しなければならない。

本条…追加〔昭和三六年二月文部令二八号〕、全部改正〔昭和四七年一〇月文部

令四号）、旧一条の四：繰下（昭和六一年三月文部令二号）、見出：全部改正・本条：一部改正（平成九年二月文部令四一号）、旧一条の五：繰下（平成十五年三月文科令八号）、旧一条の六：繰下（平成一十七年四月文科令二六号）、本条：一部改正（平成二〇年三月文科令八号・二七年九月三三号）、全部改正（令和六年一月文科令三三号）

（資格確認書の提出等）

第二条 加入者は、前条第三項各号に掲げる事項に変更があつたとき、法第十六条ただし書に該当するに至つたとき又は当該学校法人等の内部において所属学校を異動したときは、資格確認書（書面に限る。以下この条において同じ。）を、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2 加入者は、その資格を喪失したとき又はその被扶養者がその要件を欠くに至つたときは、直ちに、資格確認書を当該学校法人等を経て、事業団に返納しなければならない。

3 前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項の規定により資格確認書を返納すべき者が死亡した場合には、埋葬料の支給を受けるべき者は、その請求の際、資格確認書を、当該学校法人等を経て、事業団に返納しなければならない。

4 加入者は、資格確認書を滅失し、又はき損したときは、滅失の場合を除き当該資格確認書を添えて、様式第九号による申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出して、その再交付を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情によ

り、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。

5 事業団は、第一項の規定による提出又は前項本文の規定による申請があつたときは、新たな資格確認書を交付しなければならない。

6 事業団は、前項の規定により加入者に資格確認書を交付しようとするときは、これを当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを当該加入者に送付することができる。

7 前項本文の規定による資格確認書の送付があつたときは、当該学校法人等は、遅滞なく、これを当該加入者に送付しなければならない。

8 加入者は、資格確認書の再交付を受けた後において、滅失した資格確認書を発見したときは、直ちに、これを、当該学校法人等を経て、事業団に返納しなければならない。

9 加入者は、資格確認書の検認、更新又は記載事項の訂正のため、その提出を求められたときは、直ちに、これを、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

10 事業団が資格確認書の検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。

三項：一部改正（昭和三年七月文部令一四号）、一・二項：一部改正・四・七項

…追加〔昭和三年一月文部令三〇号〕、一・五―七項…一部改正〔昭和三年一月文部令二八号〕、二項…一部改正〔昭和七年〇月文部令四五号〕、見出・一―七項…一部改正〔平成九年一月文部令四一号〕、四項…一部改正〔平成四年一月文科令三九号〕、一・二項…一部改正〔平成二年九月文科令一九号〕、見出・一項…一部改正・二項…削除・四―七項…追加・旧三・四項…一部改正し一―項ずつ繰上・旧五―七項…一部改正し三―項ずつ繰下〔令和六年一月文科令三三号〕

〔法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第二項の文部科学省令で定める方法〕

第二条の二 法第二十五条において準用する組合法第五十三条の二第二項の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録された第一条の七第三項各号に掲げる事項を共済運営規則で定める様式により映像面に表示する方法とする。

本条…追加〔令和六年一月文科令三三号〕

（加入者資格証の交付）

第二条の三 事業団は、加入者の資格を取得した者であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対し、加入者資格証を交付する。

一 法第三十九条第一項の規定により法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第二条の二―第二条の五）

二 法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができる者

本条…追加〔令和六年一月文科令三三号〕

（加入者資格証の提出等）

第二条の四 第二条の規定は、加入者資格証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「書面に限る。以下のこの条において同じ。」を」とあるのは「を」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二〇年三月文科令八号〕、一―項…一部改正〔平成二年九月文科令一九号〕、本条…全部改正・旧二条の二…繰下〔令和六年一月文科令三三号〕

（資格情報通知書による通知）

第二条の五 事業団は、加入者の資格を取得した者又は被扶養者を有するに至つた加入者（第二条の三に規定する加入者資格証の交付を受ける者を除く。以下この条において同じ。）に対し、当該加入者又はその被扶養者の資格に係る情報として、次に掲げる事項を書面又は電磁的記録（以下「資格情報通知書」という。）により通知しなければならない。

- 一 当該通知に係る加入者又はその被扶養者の氏名
- 二 加入者等記号・番号、保険者番号及び事業団の名称
- 三 資格取得年月日及び通知年月日
- 四 その他必要な事項

第一章 加入者

2 事業団は、前項の規定による通知をする場合には、次に掲げる

事項を併せて通知するものとする。

一 前項各号に掲げる事項は、加入者及びその被扶養者が自らの資格に係る情報を確認するために通知するものであり、これらの事項の提示のみでは保険医療機関等（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）において加入者又はその被扶養者であることの確認を受けることができないこと。

二 前号の規定にかかわらず、災害その他の特別な事情により電子資格確認を受けることができない状況にある場合において、前項の通知に係る加入者又はその被扶養者は、個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）とともに、資格情報通知書又は情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次条第二項において同じ。）を通じて取得した当該加入者又はその被扶養者の資格に係る情報を提示する方法により、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において加入者又はその被扶養者であることの確認を受けることができること。

3 第一項の規定による通知は、当該学校法人等を通じて行わなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、この限りでない。

4 当該学校法人等は、前項本文の規定により通知を受けたときは、遅滞なく、これを加入者に通知しなければならない。

5 前各項の規定は、第一項各号に掲げる事項に変更が生じた場合（資格確認書の交付又は提供を受けている場合を除く。）について準用する。

本条…追加(令和六年一月文科令第三号)

（資格情報通知書による再通知）

第三条 加入者は、資格情報通知書を滅失し、又はき損したときは、様式第九号による申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出して、その再通知を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。

2 事業団は、前項本文の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る加入者又はその被扶養者の資格に係る情報を、資格情報通知書により加入者に再通知しなければならない。ただし、当該加入者又はその被扶養者が情報提供等記録開示システムを通じて前条第一項各号に掲げる事項を取得できる場合において、その取

得できる旨をあらかじめ当該加入者に通知したときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による再通知は、当該学校法人等を通じて行わなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、この限りでない。

4 当該学校法人等は、前項本文の規定により再通知を受けたときは、遅滞なく、これを加入者に通知しなければならない。

二項：追加・旧二項：一部改正し三項に繰下・旧三項：四項に繰下（昭和三十六年一月文部令二八号）、一項：一部改正（昭和四十七年一月文部令四五号）、一三項：一部改正（平成九年一月文部令四一号）、四項：一部改正（平成二〇年三月文科令八号）、本条：全部改正（平成二二年九月文科令一九号）、一項：一部改正（令和元年一月文科令一八号・四年一月三九号）、本条：全部改正（令和六年一月文科令三二号）

（高齢受給者証の交付等）

第三条の二 事業団は、加入者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号若しくは第三号の規定に該当することとなる場合又はその被扶養者が法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ハ又はニの規定に該当することとなる場合には、高齢受給者証を加入者に対して交付する。

2 前項の規定により高齢受給者証の交付を受けた加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に高齢受給者証を返納しなければならない。

一 加入者の資格を喪失したとき。

二 法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ハ又はニの規定に該当する被扶養者が被扶養者の要件を欠くに至ったとき。

三 高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき。

四 高齢受給者証の有効期限に至ったとき。

3 第二条（第二項を除く。）の規定は、高齢受給者証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「（書面に限る。以下のこの条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第三項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第三条の二第二項第一号に該当するに至った」と読み替えるものとする。

本条：追加（平成一四年一月文科令三九号）、一・二項：一部改正（平成一五年三月文科令八号）、二項：一部改正（平成二〇年三月文科令八号）、一項：一部改正（令和元年一月文科令一八号）、三項：一部改正（令和六年一月文科令三二号）

（介護保険第二号被保険者の資格の届出）

第三条の三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者（以下この条において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有しない加入者又は被扶養者が資格を有することとなったとき（四十歳に達した場合を除く。）は、

当該加入者又は当該被扶養者を扶養する加入者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書に、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 加入者（被扶養者に係る場合は加入者及び被扶養者）の氏名、生年月日及び住所

二 加入者等記号・番号

三 介護保険第二号被保険者の資格を有することとなった年月日及びその事由

2 介護保険第二号被保険者の資格を有する加入者又は被扶養者が資格を有しなくなったとき（六十五歳に達した場合を除く。）

は、当該加入者又は当該被扶養者を扶養する加入者は、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書に、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければなら

ない。

一 加入者（被扶養者に係る場合は加入者及び被扶養者）の氏名、生年月日及び住所

二 加入者等記号・番号

三 介護保険第二号被保険者の資格を有しなくなった年月日及びその事由

3 前項の規定は、加入者となった者又は被扶養者の要件を備える

こととなった者（いずれも四十歳以上六十五歳未満の者に限る。）が介護保険第二号被保険者の資格を有しない場合について準用する。

本条…追加〔平成一二年三月文部令四五号〕、旧三条の二…繰下〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

（加入者原票）

第三条の四 事業団は、加入者ごとに加入者原票を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

2 事業団は、第四号厚生年金被保険者等（第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）又は高齢任意加入被保険者（同法附則第四条の三第一項に規定する高齢任意加入被保険者（第四号厚生年金被保険者に限る。）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）である加入者については、前項の加入者原票に、同法第二十八条に規定する事項を記載して整理しなければならない。ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

本条…追加〔昭和三六年二月文部令二八号〕、見出し…全部改正・本条…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、旧三条の二…繰下〔平成一二年三月文部令四五号〕、旧三条の三…繰下〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、二項…追加〔平成一七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔平成一八年九月文科令三〇号〕

（第四号厚生年金被保険者等に関する原簿）

第三条の五 第四号厚生年金被保険者等（第四号厚生年金被保険者

等であつた者を含む。）について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条の加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。

2 厚生年金保険法第二十八条に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 加入者の基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
- 二 加入者の生年月日及び住所
- 三 加入者の種別
- 四 学校法人等の名称
- 五 賞与の支払年月日
- 六 保険給付に関する事項

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、二項…一部改正〔令和五年九月文科令三三三号〕

（第四号厚生年金被保険者に係る届出）

第三条の六 加入者に関する第一条第一項の規定による異動報告書の提出が行われた場合には、同時に、その者の第四号厚生年金被保険者に係る資格の取得又は喪失に関する届出があつたものとみなす。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三号〕

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第三条の七 高齢任意加入被保険者の資格取得の申出については、

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第三条の六・第三条の七）

第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 申出者の氏名、生年月日及び住所

二 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨

三 学校法人等の名称及び所在地

四 報酬月額

五 個人番号及び基礎年金番号

六 厚生年金保険法附則第四条の三第七項に規定する事業主の同意があるときは、その旨

七 その他必要な事項

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 基礎年金番号を明らかにすることができる書類（事業団が基礎年金番号を確認できる場合を除く。第五十八条第二項第一号において同じ。）

二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の被保険者（以下「旧厚生年金被保険者」という。）又は法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済

組合」という。）の組合員であつた期間（他の法令の規定により当該旧厚生年金被保険者又は組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの及び他の法令の規定により当該旧厚生年金被保険者又は組合員であつた期間に算入される期間を含む。以下同じ。）（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第五条第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第六条の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間を除く。以下同じ。）を有する者にあつては、政府又は当該共済組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合（以下単に「存続組合」という。）又は平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金（以下単に「指定基金」という。）を含む。）が国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）様式第一号により当該期間を確定した書類

三 国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第八条第

五項（同項第三号から第四号の二まで及び第六号から第七号の二までを除く。）の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類

四 厚生年金保険法附則第四条の三第七項に規定する事業主の同意があるときは、当該同意を得たことを証する書類

3 厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による資格喪失の申出（第四号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 申出をする者の氏名、生年月日及び住所

二 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者でなくなることを希望する旨

三 学校法人等の名称及び所在地

四 厚生年金保険の標準報酬月額

五 本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）

4 高齢任意加入被保険者は、その氏名、住所又は個人番号に変更があつたときは、これらの変更に関する書類を当該学校法人等を経て事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三〕、一・二・四項…一部改正・五項…削除〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、一項…一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕、二項…一部改正〔令和四年三月文科令一三三〕、一・三項…一部改正〔令和四年九月文科令三五五〕、一―三項…一部改正〔令和五年九月文科令三二二〕、二項…一部改正〔令和六年三月文科令八七〕

（第四号厚生年金被保険者である加入者の標準報酬月額額の決定等）

第三条の八 第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額額の決定又は改定は、法第二十二条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該加入者の標準報酬月額額の決定又は改定と同時に行うものとする。

2 厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第一条の二の六の規定による届出を厚生年金保険の標準報酬月額額の決定又は改定に係る届出とみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三〕、二項…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号・二九年三月一三号・令和二年九月三三三〕

（第四号厚生年金被保険者である加入者の標準賞与額の決定等）

第三条の九 第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額の決定は、私学共済法第二十三条の規定による当該加入者の標準賞与額の決定と同時に行うものとする。

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第三条の八―第三条の一一） 第一章 加入者

2 厚生年金保険法第二十四条の四の規定による厚生年金保険の標準賞与額を決定する場合においては、第一条の四の規定による届出を厚生年金保険の標準賞与額の決定に係る届出とみなす。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三〕

（第四号厚生年金被保険者である加入者が育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出）

第三条の十 第一条の三の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十三条の二第一項の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定の出について準用する。この場合において、第一条の三中「法第二十二条第十二項」とあるのは、「厚生年金保険法第二十三条の二」と読み替えるものとする。

2 第一条の三の二の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者の厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定の申出について準用する。この場合においては、第一条の三の二中「法第二十二条第十四項」とあるのは「厚生年金保険法第二十三条の三」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三〕

（第四号厚生年金被保険者である加入者に係る育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出の特例）

第三条の十一 第四号厚生年金被保険者である加入者が法第二十二

条第十二項の規定による標準報酬月額の設定の申出をした場合には、併せて同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の二の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしたものとみなす。

2 前項の規定は、第四号厚生年金被保険者である加入者が法第二十二條第十四項の規定による標準報酬月額の改定の申出と同一の事由により厚生年金保険法第二十三条の三の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出をしようとする場合について準用する。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三〕

（七十歳以上の使用される者の要件）

第三条の十二 七十歳以上の教職員等（法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）については、厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）とみなす。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三〕

（七十歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額の決定等）

第三条の十三 七十歳以上の教職員等について、法第二十二條第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による標準報酬月額の決定又は改定が行われたときは、当該決定又は改定され

た額（その額が六十五万円を超えるときは、六十五万円とする。）を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準報酬月額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準報酬月額」という。）とする。

2 七十歳以上被用者の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、第三十七条の三の規定による標準報酬月額の決定又は改定に係る届出を七十歳以上被用者の標準報酬月額の決定又は改定に係る届出とみなす。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三〕、一項…一部改正（令和五年二月文科令四一号）

（七十歳以上の使用される者に係る標準賞与額に相当する額の決定等）

第三条の十四 七十歳以上の教職員等について、法第二十三条の規定による標準賞与額の決定が行われたときは、当該決定された額を厚生年金保険法第四十六条第二項に規定する標準賞与額に相当する額（以下「七十歳以上被用者の標準賞与額」という。）とする。

2 前項の規定により七十歳以上被用者の標準賞与額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円とする。）を決定する場合においては、第三十七条の三の規定による標準賞与額の決定に係る届出を七十歳以上被用者の標準賞与額の決定に係る届出とみなす。

す。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、二項…一部改正〔令和五年二月文科令四一号〕

第二章 給付の請求手続等

章名…改正〔昭和四八年一〇月文部令二七号〕

第一節 短期給付

節名…改正〔昭和三三年二月文部令三〇号・三六年二月二八号〕

（短期給付）

第四条 短期給付（法第二十五条において準用する組合法第五十四条及び第五十五条の規定による療養の給付、法第二十五条において準用する組合法第五十五条の第三項から第五項までの規定の適用を受ける入院時食事療養費、法第二十五条において準用する組合法第五十五条の四第三項の規定において準用される組合法第五十五条の第三項から第五項までの規定の適用を受ける入院時生活療養費、法第二十五条において準用する組合法第五十五条の第三項から第五項までの規定の適用を受ける保険外併用療養費、法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定の適用を受ける訪問看護療養費、法第二十五条において準用する組合法第五十七条第四項から第六項までの規定の適用を受ける家族療養費及び法第二十五条において準用する組合法第五十七条の三第三項の規定において準用される組合法第五十六条の二

第三項及び第四項の規定の適用を受ける家族訪問看護療養費並びに施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下「組合法施行令」という。）第十一条の三の六第一項から第三項までの規定、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第四項の規定により準用される組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第五項の規定により準用される組合法第五十七条第四項から第六項までの規定、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第六項から第八項までの規定、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第九項の規定により準用される組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第十項の規定により準用される組合法第五十七条第四項から第六項までの規定の適用を受ける高額療養費を除く。）の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならぬ。ただし、二以上の給付を同時に請求する場合において、これらの給付に係る届書その他の書類が同一のものであるときは、一の届書その他の書類によつてこれらの給付を請求することができる。

二 処方せんを提出する方法（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から療養を受けようとする場合に限る。次項において同じ。）

三 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護（法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下この号及び第五条第八項において同じ。）を受けようとする者の加入者の資格に係る情報（短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、事業団に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、事業団から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該者が当該保険医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認をいう。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けているときに限る。）

四 文部科学大臣が定める方法

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第四条の二） 第二章

3 法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける加入者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に資格確認書を提出し、若しくは提示する方法又は処方せんを提出する方法により加入者であることの確認を受けるときは、資格確認書又は処方せんに高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、当該加入者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

4 前二項の規定は、法第二十五条において準用する組合法第五十五条の三第一項、第五十五条の四第一項及び第五十五条の五第一項の規定の適用を受ける加入者について準用する。

本条…追加〔昭和三十三年二月文部令三〇号〕、一項…一部改正〔昭和三十六年二月文部令二八号・五一年一月三五号・五五年三月二号〕、見出し…全部改正・一・二項…一部改正〔昭和五九年九月文部令四八号〕、一項…一部改正〔昭和六〇年六月文部令二四号・六一年三月二号・平成六年九月四二号〕、一・二項…一部改正〔平成九年十二月文部令四一号・一四年一〇月文科令三九号・一八年九月三七号〕、一・二項…一部改正・三項…追加〔令和二年九月文科令三五号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下・旧三項…四項に繰下〔令和六年三月文科令八号〕、一・一三項…一部改正〔令和六年一月文科令三二号〕委任 二項四号の「定め」Ⅱ（私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第四号に規定する文部科学大臣が定める方法）

（一部負担金の割合が百分の二十となる文部科学省令で定めるところにより算定した収入の額等）

給付の請求手続等

第四条の三 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の二第二項第一号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した収入の額は、同項各号に規定する加入者が療養を受ける日の属する年の前年（当該療養を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあつては、前々年）における当該加入者及び同項第一号に規定する被扶養者又は同項第二号に規定する被扶養者であつた者（第四項において「被扶養者であつた者」という。）に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を合算した額から退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）の計算上収入金額とすべき金額を控除した額とする。

2 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする加入者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 前項の規定により算定した収入の額
- 五 その他必要な事項

3 前項の申請書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

4 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の二第二項第二号に該当することにより同項の規定の適用を受ける加入者（同項第一号に該当する者を除く。）は、その被扶養者であつた者が法第二十五条において準用する組合法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当しなくなつたときは、遅滞なく、当該学校法人等を経て、その旨を事業団に申し出なければならない。

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、見出・一項…一部改正・四項…追加〔平成二〇年二月文科令三九号〕、二項…一部改正〔令和二年九月文科令三三号〕

（一部負担金及び家族療養費の額の特例）

第四条の三の二 法第二十五条において準用する組合法第五十五条の二第一項に規定する文部科学省令で定める特別の事情は、健康保険法第七十五条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情とする。

本条…追加〔平成一八年九月文科令三七号〕

（薬剤の支給）

第四条の四 法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる薬局から薬剤の支給を受けようとする者は、同項各号に掲げる医療機関において診療に従事する保険医又は医師若

しくは歯科医師から処方せんの交付を受けた上、当該薬局に提出しなければならない。

本条：追加〔昭和三年二月文部令三〇号〕、一部改正〔昭和五年一月文部令三五号・五年三月二号・六一年三月一号〕、旧四条の三：繰下〔平成十四年一〇月文科令三九号〕、一部改正〔平成二十四年二月文科令五号〕、令和二年九月三十五号・六年一月三十二号〕

（食事療養標準負担額減額に関する特例）

第四条の五 加入者が第四条の十三第五項の規定により限度額適用証（同条第二項に規定する限度額適用証をいう。次項第九号及び次条第一項において同じ。）を法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない食事療養標準負担額（法第二十五条において準用する組合法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）を支払った場合で、事業団がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養（法第二十五条において準用する組合法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下同じ。）について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として加入者に支給することができる。

2 前項の規定による給付を受けようとする加入者は、次に掲げる

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第四条の五・第四条の六）

事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 食事療養を受けた者の氏名及び生年月日
- 五 傷病名及び発病又は負傷の原因
- 六 食事療養を受けた医療機関の名称及び所在地
- 七 入院期間
- 八 支払った食事療養標準負担額の合計額及び請求金額
- 九 限度額適用証を提出できなかった理由
- 十 その他必要な事項

3 前項の請求書には当該支払った食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する書類を添えなければならない。

本条：追加〔平成六年九月文部令四二号〕、一項：一部改正・二項：全部改正・三項：追加〔平成九年二月文部令四一号〕、旧四条の六：繰下〔平成十四年一〇月文科令三九号〕、見出・一―三項：一部改正〔平成十八年九月文科令三七号〕、一・二項：一部改正・旧四条の七：繰上〔平成十九年三月文科令一五号〕、二項：一部改正〔平成十八年二月文科令三六号〕、一・二項：一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

（生活療養標準負担額減額に関する特例）

第四条の六 前条の規定は、第四条の十三第五項の規定により限度額適用証を法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一

第二章 給付の請求手続等

項各号に掲げる医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第二十五条において準用する組合法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）を支払った者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。

本条：削り・追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

第四条の七及び第四条の八 削除〔平成二〇年三月文科令八号〕

（特定給付対象療養）

第四条の九 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の第三項第二号に規定する文部科学省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第二項第二号の規定に基づき厚生労働省令で定める医療に関する給付とする。

本条：追加〔昭和五十六年三月文部令四号〕、全部改正〔昭和五十九年九月文部令四八号〕、五・六・九項：一部改正〔昭和六〇年六月文部令二四号〕、一・二・五・七・九項：一部改正〔昭和六一年三月文部令一五号〕、一項：一部改正・八項：追加・旧八・九項：一部改正し一項ずつ繰下・旧四条の四：繰下〔平成六年九月文部令四二二号〕、九項：一部改正〔平成九年八月文部令三五号〕、二・四項：一部改正〔平成九年十二月文部令四一四号〕、一〇項：削除〔平成一〇年三月文部令二五号〕、七・八項：追加・旧七・九項：一部改正し二項ずつ繰下〔平成一二年二月文部令五六号〕、一・七―一八項：一部改正〔平成一二年一〇月文部令五三三号〕、見出し：全部改正・一・二・五項：一部改正・七―一八項：削除・旧四条の七：繰下〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一―三・五項：一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、見出し：全部改正・五・六項：一部改正〔平成一八年九月文科令三七

号〕、二・五項：一部改正〔平成二〇年二月文科令三九号〕、見出し：全部改正・二―六項：削除〔平成二一年五月文科令二三号〕、本条：一部改正〔平成二九年七月文科令三〇号〕

（特定疾病給付対象療養の認定）

第四条の九の二 施行令第六条において準用する組合法施行令第十四条の三の第三項七項の規定による事業団の認定（以下この条において単に「認定」という。）は、限度額適用認定（第四条の十一の二第一項に規定する限度額適用認定をいう。）又は限度額適用・標準負担額減額認定（第四条の十三第一項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定をいう。第四項及び第四条の十一の二第一項において同じ。）をもつて代えるものとする。ただし、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。

2 認定を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、次に掲げる事項を、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の第三項七項に規定する文部科学大臣が定める医療に関する給付の実施機関を経て、事業団に申し出ることができる。

一 加入者等記号・番号又は個人番号

二 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

三 認定を受けようとする者の入院期間

四 認定を受けようとする者が施行令第六条において準用する組
合法施行令第十一条の三の五第一項第五号又は第三項第五号若
しくは第六号のいずれかに該当している旨

3 前項の申出については、認定を受けようとする者（その者が被
扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、同項第四号
に掲げる事項を証する書類を提出しなければならない。

4 第二項の申出があつた場合、限度額適用・標準負担額減額認定
の申請書の提出があつたものとみなす。

本条…追加〔平成二二年五月文科令二三号〕、七項…一部改正〔平成二四年二月文
科令五号〕、見出…全部改正・二・四・六・七項…一部改正〔平成二六年二月文
科令三六号〕、一・四・六・七項…一部改正〔平成二九年七月文科令三〇号〕、
二・四・七項…一部改正〔平成三〇年七月文科令二五号〕、一・七項…一部改正
〔令和二年九月文科令三五号〕、本条…全部改正〔令和八年二月文科令六号〕

（特定疾病に係る療養の認定）

第四条の九の三 施行令第六条において準用する組合法施行令第十
一条の三の三第九項の規定による事業団の認定（以下第四項まで
において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が
被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）は、次に掲げ
る事項を記載した書類を、当該学校法人等を経て、事業団に提出
しなければならない。

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第四条の九の三）

一 加入者の氏名及び生年月日

二 加入者等記号・番号

三 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

四 認定を受けようとする者のかかった健康保険法施行令第四十
一条第九項に規定する疾病の名称

2 前項の書類の提出については、認定を受けようとする者が同項
第四号に掲げる疾病にかかったことに関する医師又は歯科医師の
証明書その他当該疾病にかかったことを証明する書類を添えなけ
ればならない。

3 事業団は、第一項の書類の提出に基づき認定を行ったときは、
認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養
する加入者）に対し特定疾病療養受療証を交付しなければならない
い。

4 認定を受け、保険医療機関等から施行令第六条において準用す
る組合法施行令第十一条の三の三第九項に規定する療養を受けよ
うとする者が、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法
により加入者であることの確認を受けるとき（第五条第八項にお
いて準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法に
より被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定
疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない
い。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない

第二章 給付の請求手続等

場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、遅滞なく、特定疾病療養受療証を当該医療機関又は薬局に提出しなければならぬ。

本条…追加〔平成二年五月文科令二三号〕、一・四項…一部改正〔平成二九年七月文科令三〇号・令和二年九月三五号〕、四項…一部改正〔令和六年三月文科令八号〕

（高額療養費に係る療養に要した費用の額等）

第四条の十 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第一号、第二号若しくは第三号、第二項第一号、第二号若しくは第三号、第三項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第四項第二号、第三号若しくは第四号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額、同条第六項第一号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。以下この条において同じ。）に要した費用の額又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニに規定する文部科学省令で定めるところにより算定した特定疾病給付対象療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。）に要し

た費用の額は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に規定する合算した金額又は同条第一項第一号イからハまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号イに掲げる額 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項の規定により当該額を算定する場合にその例によることとされる健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される費用の額

ロ 法第二十五条において準用する組合法第五十五条第三項に規定する共済運営規則で定める金額に係る療養に要した費用の額

二 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号ロに掲げる金額 法第二十五条において準用する組合法第五十五条の五第二項第一号の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるとき

は、現にその療養に要した費用の額）に前号に定める額を加えた額

三 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の第三項第一号ハに掲げる金額 法第二十五条において準用する組合法第五十六条第三項の規定により算定した費用の額（食事療養及び生活療養（法第二十五条において準用する組合法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。第五号において同じ。）について算定した費用の額を除くものとし、その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額とする。）

四 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の第三項第一号ニに掲げる金額 法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第二項の規定により算定した費用の額

五 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の第三項第一号ホに掲げる金額 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）

六 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の第三項第一号ヘに掲げる金額 法第二十五条において準用する組合法第五十七条の三第二項の規定により算定した費用の額

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第四条の一一）

第二章 給付の請求手続等

一三四三

本条：追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一部改正〔平成一五年三月文科令八号・一〇月四六号・一八年九月三七号〕、見出：削り、追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、本条：一部改正〔平成二〇年二月文科令三九号・二二年五月三三号・二六年二月三六号・二九年七月三〇号・三〇年七月二五号・令和六年一月三三号・八年二月六号〕

（要保護者である者の範囲）

第四条の十一 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

2 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする

る。

3 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第六号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号へ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

4 前三項の規定の適用については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下この項において「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この項において「平成十九年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第四条第一項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号。以下この項において「平成二十五年中国残留邦人等支援改

正法」という。）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年中国残留邦人等支援改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。）を必要とする状態にある世帯に属する者（中国残留邦人等支援法第十四条第一項若しくは第三項、平成十九年中国残留邦人等支援改正法附則第四条第一項又は平成二十五年中国残留邦人等支援改正法附則第二条第三項の規定による生活保護法第八条第一項の基準による額の算出に係る者に限る。）は、要保護者とみなす。

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一―三項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、二・三項…一部改正〔平成一八年九月文科令三七号〕、見出し…追加…一―三項…一部改正〔平成一九年三月文科令一五号〕、四項…追加〔平成二〇年三月文科令八号〕、二・三項…一部改正〔平成二〇年一月文科令三九号〕、一―三項…一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、四項…一部改正〔平成二六年九月文科令三〇号〕、一―三項…一部改正〔平成二六年二月文科令三六号〕、一―三項…一部改正〔平成二九年七月文科令三〇号〕、二・三項…一部改正〔平成三〇年七月文科令二五号〕

（限度額適用の認定等）

第四条の十一の二 事業団は、限度額適用・標準負担額減額認定を受けている場合を除き、加入者の標準報酬月額に基づき、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号

ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に對して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用認定」という。）を行わなければならない。ただし、限度額適用認定を受けた者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けるに至ったときは、限度額適用認定を取り消さなければならない。

2 事業団は、限度額適用認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者。以下この項（第四号を除く。）において同じ。）から次に掲げる事項を記載した申請書の提出があつたときは、限度額適用認定を受けた者に対して限度額適用認定証を交付する。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 限度額適用認定を受けた者の氏名及び生年月日
- 五 その他必要な事項

3 限度額適用認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第四条の一一の二）

該当するに至つたときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に限度額適用認定証を返納しなければならない。

- 一 加入者の資格を喪失したとき。
- 二 被扶養者がその要件を欠くに至つたとき。
- 三 第一項ただし書の規定により限度額適用認定が取り消されたとき。

四 限度額適用認定を受けた者が当該認定の区分に該当しなくなつたとき。

五 限度額適用認定証の有効期限に至つたとき。

4 第二条（第二項を除く。）の規定は、限度額適用認定証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「（書面に限る。以下のこの条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第三項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第四条の十一の二第三項第一号に該当するに至つた」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

5 限度額適用認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号に規定する加入者又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第四条の十三第五項において同

第二章 給付の請求手続等

じ。）を受けようとする者は、第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から限度額適用認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6 前項ただし書の場合においては、その理由がなくなつたときは、遅滞なく、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、三・四項…一部改正〔平成二〇年三月文科令八号〕、見出…全部改正・一・三・五・六項…一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、一項…一部改正〔平成二六年二月文科令三三号、三〇年七月三三号・二五号〕、見出…一・三・五項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、五項…一部改正〔令和六年三月文科令八号〕、四項…一部改正〔令和六年一月文科令三三号〕、一・三・五項…一部改正〔令和八年二月文科令六号〕

（療養に要した費用の額）

第四条の十二 第四条の十の規定は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくはニ又は第三号ロ、ハ若しくはニに規定する文部科学省令で定めるところにより算定した療養に要した費

用の額について準用する。

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、見出…追加・本条…一部改正〔平成一九年三月文科令一五号〕、本条…一部改正〔平成二〇年一月文科令三九号〕、見出・本条…一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、本条…一部改正〔平成二六年二月文科令二六号、三〇年七月二五号〕

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用・標準負担額減額認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 加入者の氏名及び生年月日

二 加入者等記号・番号又は個人番号

三 学校法人等の名称及び所在地

四 限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

五 限度額適用・標準負担額減額認定を受けようとする者の入院期間

六 その他必要な事項

2 事業団は、前項の申請書の提出に基づき限度額適用・標準負担額減額認定を行ったときは、限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）に対して限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「限度額適用証」という。）を交付する。

3 限度額適用証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に限度額適用証を返納しなければならない。

一 加入者の資格を喪失したとき。

二 被扶養者がその要件を欠くに至ったとき。

三 限度額適用・標準負担額減額認定を受けた者が当該認定の区分に該当しなくなつたとき。

四 限度額適用証の有効期限に至つたとき。

4 第二条（第二項を除く。）の規定は、限度額適用証について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」と、「書面に限る。以下のこ

の条において同じ。）を」とあるのは「を」と、同条第三項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第四条の十三第三項第一号に該当するに至つた」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

5 限度額適用・標準負担額減額認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四条の第二項第一号又は第二号に掲げる方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の第二項第一号又は第二号に掲げる方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、直ちに、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

本条…追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・四・六項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、一・六―八項…一部改正〔平成一八年九月文科令三七号〕、見出…全部改正・一項…一部改正・二・八項…削除・旧三―五項…一部改正（一）項…繰上・旧六・七項…二項…繰上〔平成一九年三月文科令一五号〕、

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第四条の一四・第五条）

第二章 給付の請求手続等

一三四八

三項：一部改正〔平成二〇年三月文科令八号〕、一・三・五・六項：一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、一項：一部改正〔平成二六年二月文科令二六号・三〇年六月二〇号・七月二二号・二五号〕、見出・一・二・五項：一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、五項：一部改正〔令和六年三月文科令八号〕、四項：一部改正〔令和六年一月文科令三二号〕、一項：一部改正〔令和七年二月文科令三一号〕、一・一三・五項：一部改正〔令和八年二月文科令六号〕

（高額療養費を医療機関等に支払うことができる医療に関する給付）

第四条の十四 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第六項及び第八項に規定する文部科学省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第五項に規定する厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

2 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第九項において読み替えて準用される組合法第五十六条の二第三項に規定する文部科学省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第八項において読み替えて準用する健康保険法第八十八条第六項の規定に基づき厚生労働省令をもつて定める医療に関する給付とする。

3 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第十項において読み替えて準用される組合法第五十七条第四項及び第五項に規定する文部科学省令で定める療養は、健康保険法施行令第四十三条第七項において読み替えて準用する健康保険法第一百条第四項の規定に基づき厚生労働省令をもつて定める医療に

関する給付が行われるべき療養とする。

本条：追加〔平成一四年一〇月文科令三九号〕、一・二項：一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、一項：追加・旧一・二項：一部改正し一項ずつ繰下〔平成二四年二月文科令五号〕

（療養費、家族療養費及び月間の高額療養費の申請等）

第五条 加入者は、療養費、家族療養費及び高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三の規定により支給される高額療養費に限る。第六項に規定する場合を除き、以下この条において同じ。）の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 療養者の氏名及び生年月日
- 五 傷病名、発病又は負傷の原因及び診療開始年月日
- 六 医療機関又は薬局の名称及び所在地並びに医師又は薬剤師の氏名

七 療養期間

八 療養に要した費用及び請求金額

九 法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認等により加入者であることの確認を受ける

ことができなかった理由

十 その他必要な事項

2 前項の請求書には、保険医療機関等又はその他の療養機関の作成した診療報酬領収済証明書又は療養費の請求に係る証拠書類を添えなければならない。

3 前項の診療報酬領収済証明書の様式は、共済運営規則で定める。

4 第二項の証拠書類が日本語で作成されていないものであるときは、当該証拠書類に日本語の翻訳文を添えなければならない。

5 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の請求書に次に掲げる書類を添えなければならない。

一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二 事業団が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

6 加入者は、療養の給付若しくは保険外併用療養費に係る高額療養費若しくは法第二十五条において準用する組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定の適用を受ける訪問看護療養費に係る高額療養費若しくは法第二十五条において準用する組合法第五十

七条第四項から第六項までの規定の適用を受ける家族療養費に係る高額療養費若しくは法第二十五条において準用する組合法第五十七条の三第三項の規定において準用される組合法第五十六条の二第三項及び第四項の規定の適用を受ける家族訪問看護療養費に係る高額療養費の支給を受けようとするとき又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項から第四項までの規定に基づき、同条第一項第一号イからハまでに掲げる金額を合算した金額に基づき支給される高額療養費の支給を受けようとするときは、共済運営規則で定めるところにより請求を行うものとする。

7 加入者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号又は第十一条の三の五第一項第五号の規定を適用して算定される高額療養費の支給を受けようとするときは、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する費用として支払った額に関する証拠書類又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号若しくは第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を、当該高額療養費の請求を行うときに提出しなければならない。

8 第四条の二、第四条の四及び第四条の五（第四条の六において準用する場合を含む。）の規定は、被扶養者が保険医療機関等又

は指定訪問看護事業者から療養又は指定訪問看護を受ける場合について準用する。この場合において、第四条の二中「加入者」とあるのは「被扶養者」と、第四条の五第一項中「入院時食事療養費又は保険外併用療養費」とあるのは「家族療養費」と読み替えるものとする。

本条…一部改正昭和三十三年七月文部令「四号」、一項…一部改正・二項…追加〔昭和三十三年二月文部令三〇号〕、一項…一部改正〔昭和四十七年一〇月文部令四五号〕、見出・一項…一部改正〔昭和四十八年一〇月文部令二七号〕、一・二項…一部改正〔昭和五十一年一月文部令三五号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下〔昭和五十三年九月文部令三六号〕、一―三項…一部改正〔昭和五十五年三月文部令二二号〕、見出…全部改正・一・二項…一部改正〔昭和五十六年三月文部令四号〕、一項…一部改正・二項…追加・旧二・三項…一項ずつ繰下〔昭和五十六年一月文部令三五号〕、見出…全部改正・一・三項…一部改正・四項…追加・旧四項…一部改正し五項に繰下〔昭和五十九年九月文部令四八号〕、一・五項…一部改正〔昭和六〇年六月文部令二四号〕、一・三―五項…一部改正〔昭和六一年三月文部令一号〕、一項…一部改正〔平成三年三月文部令六号〕、三・五項…一部改正〔平成六年九月文部令四二二号〕、三項…一部改正〔平成九年八月文部令三五号〕、一項…全部改正・二・三項…追加・旧一―五項…一部改正し二項ずつ繰下〔平成九年一月文部令四一号〕、六項…一部改正〔平成一二年二月文部令五六号〕、三・五―七項…一部改正〔平成一四年一〇月文部令三九号〕、五・六項…一部改正〔平成一五年三月文部令八号〕、見出・二・五・七項…一部改正〔平成一八年九月文科令三七号〕、七項…一部改正〔平成一九年三月文科令一五号〕、五・六項…一部改正〔平成二〇年二月文科令三九号〕、一・七項…一部改正〔平成二二年九月文科令一九号〕、二・七項…一部改正〔平成二四年二月文科令五号〕、六項…一部改正〔平成二六年二月文科令三六号〕、一・二項…一部改正・五項…追加・旧五―七項…一項ずつ繰下〔平成二八年三月文科令二二号〕、一項…一部改正〔平成二八年一月文科令三六号〕、六・七項…一部改正〔平成二九年七月文科令三〇号〕、見出・一項…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、七項…一部改正〔平成三〇年七月文科令二五号〕、一・八項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、六年一

一月三三号）

（年間の高額療養費の申請等）

第五条の二 申請者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第二項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日加入者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する基準日加入者をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならぬ。

- 一 申請者の氏名及び生年月日
- 二 申請者の加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 基準日被扶養者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- 五 計算期間（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する計算期間をいう。第五条の二三を除き、以下同じ。）の始期及び終期
- 六 申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費

に係る外来療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する外来療養をいう。以下同じ。）を受けた者の氏名及びその年月

七 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間

八 その他必要な事項

2 前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき金額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

一 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる金額に関する証明書（同項第三号、第九号又は第十五号に掲げる金額に関する証明書について、事業団が不要と認める場合における当該証明書を除く。）

二 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）にお

る申請者の所得区分を証する書類

3 事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報）をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する基準日加入者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二 その他高額療養費の支給に必要な事項

4 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。次条第五項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 前項の規定による申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第五条の二の二）

番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

本条：追加〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、一項：一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、二・三・五項：一部改正〔令和三年八月文科令四一号〕、三・五項：一部改正〔令和六年五月文科令二〇号〕、三項：一部改正〔令和七年二月文科令三一号〕

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の二の二 申請者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第二項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までに規定する加入者であつた者をいう。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあっては、この限りでない。

- 一 申請者の氏名及び生年月日
- 二 申請者の加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地

第二章 給付の請求手続等

一三五二

四 計算期間において申請者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五 計算期間の始期及び終期

六 基準日に加入する医療保険者の名称

七 申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

八 その他必要な事項

2 前項の申請書を提出する場合には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を併せて提出しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 申請者の氏名及び生年月日

二 申請者の加入者等記号・番号

三 申請者が計算期間において加入者であつた期間

四 施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（申請者が加入者であつた間に限る。）において、当該申請者が加入者（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を

除く。)として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間(申請者が加入者であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。)において、当該申請者の被扶養者であつた者が加入者の被扶養者(法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額

五 事業団の名称及び所在地

六 その他必要な事項

4 事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けた後、当該申請書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請書に関する確認を行ったときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5 事業団は、精算対象者に係る高額療養費の金額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、加入者であつた者(当該精算対象者を除く。)から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。

省令 私立学校教職員共済法施行規則(第五条の二の三)

6 第一項の申請書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報提供を提供しなければならない。

本条…追加(平成三〇年六月文科令二〇号)・一・三項…一部改正(令和二年九月文科令三五号)・三・四項…一部改正・六項…追加(令和三年八月文科令四一五号)・六項…一部改正(令和六年五月文科令二〇号)

(年間の高額療養費の算定において読み替える金額等)

第五条の二の三 施行令第六条において準用する組合法施行令第十条の三の四第一項第五号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間(同号に規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。)において、基準日加入者が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日加入者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合の組合員であつた期間	地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の三第一項第一号に規定する合算額

組合法に基づく共済組合の組合員であつた期間	組合法施行令第十一条の三の四第一号に規定する合算額
健康保険法の被保険者（日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。第七条を除き、以下同じ。）、組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに加入者である者を除く。以下同じ。）であつた期間	健康保険法施行令第四十一条の二第一号に規定する合算額
日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十条第二項において準用する同令第四十一条の二第一号に規定する合算額
船員保険の被保険者（組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。以下同じ。）であつた期間	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第八条の二第一号に規定する合算額
施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第九項に規定する国民健康保険の世帯	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一号に規定する合算額

主等（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）であつた期間（基準日において国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）	高年齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十四条の二第一号に規定する合算額

2 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第六号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日加入者が受けた外来療養に係る同表の下欄

に掲げる金額とする。

3 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十一号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日加入者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

4 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十二号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

5 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十七号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日加入者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日加入者の被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。次項及び第五条の二の八において同じ。）であつた者（基準日被扶養者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第五条の二の四）

6 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十八号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日被扶養者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者（基準日加入者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

本条…追加〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

第五条の二の四 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第五項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、加入者であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第一項各号に掲げる金額
組合法に基づく共済組合の組合員	組合法施行令第十一条の三の四第一項各号に掲げる金額
健康保険法の被保険者	健康保険法施行令第四十一条の二第二項各号に掲げる額
日雇特別被保険者	健康保険法施行令第四十四条

第二章 給付の請求手続等

	第二項において準用する同令第四十一条の二第一項各号に掲げる額
船員保険の被保険者	船員保険法施行令第八条の二第一項各号に掲げる額
国民健康保険の世帯主等（国民健康保険の被保険者である者に限り、国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項各号に掲げる額

本条…追加[平成三〇年六月文科令二〇号]

第五条の二の五 施行令第六条において準用する組合法施行令第十条の三の四第六項において準用する同条第五項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、加入者であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員の被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第二項において準用する同条第一項各号に掲げる金額

組合法に基づく共済組合の組合員の被扶養者	組合法施行令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一項各号に掲げる金額
健康保険法の被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
日雇特別被保険者の被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
船員保険の被保険者の被扶養者	船員保険法施行令第八条の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額
国民健康保険の世帯主等の世帯員（国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項第三号に規定する世帯員をいう。）	国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第二項において準用する同条第一項各号に掲げる額

本条…追加[平成三〇年六月文科令二〇号]

第五条の二の六 施行令第六条において準用する組合法施行令第十条の三の四第七項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる金額とする。

一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第一項

各号に掲げる額

二 計算期間（基準日後期高齢者医療被保険者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第七項に規定する基準日後期高齢者医療被保険者をいう。以下この条において同じ。）が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）の組合員等（同令第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等（同令第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）であつた者（基準日世帯被保険者（同令第十四条の二第一項第四号に規定する基準日世帯被保険者をいい、基準日後期高齢者医療被保険者を除く。以下この条において同じ。）を除く。）が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であつた者（基準日世帯被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところ

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第五条の二の七）

により算定した金額の合算額の合算額

三 計算期間（基準日世帯被保険者が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた者（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した金額の合算額の合算額

本条…追加〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

（加入者がその資格を喪失した場合等において基準日とみなす日）

第五条の二の七 施行令第六条において準用する組合法施行令第十条の三の六第十二項の文部科学省令で定める場合は、加入者であつた者が、計算期間において医療保険加入者（同項に規定する医療保険加入者をいう。以下この条及び第五条の九において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場

合とし、同項の文部科学省令で定める日は、当該日の前日とする。

本条…追加(平成三〇年六月文科令二〇号)

（基準日において加入者又はその被扶養者である者が被保険者等であつた間に当該被保険者等又はその被扶養者等が受けた療養について算定した金額）

第五条の二の八 施行令第六条において準用する組合法施行令第十条の三の六の二第二項第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日加入者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
一	地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員であつた期間	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額
二	組合法に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令	組合法施行令第十一条の三の六の二第二項第一号に規定する合算額

七	六	五	四	三	
国民健康保険の世帯主等であつた期間（基準日において、国民健康保険の被保険期間	船員保険の被保険者であつた期間	日雇特別被保険者であつた期間	健康保険の被保険者であつた期間	自衛官等であつた期間	（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下この条及び第五条の四において「自衛官等」という。）を除く。）であつた期間
国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第二項第一号に規定する合算額	船員保険法施行令第十一条第一項第一号に規定する合算額	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第二項第一号に規定する合算額	健康保険法施行令第四十三条の二第二項第一号に規定する合算額	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号に規定する合算額	

	者でない場合（基準日において当該者と同一の世帯に属する全ての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）
八	高齡者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であつた期間
	高齡者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する合算額

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二二年二月文科令三九号〕、一部改正・旧五条の二…繰下〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

（七十歳以上合算対象サービスについて算定した金額）

第五條の三 施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の六の二第二項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第五條の三） 第二章

六の二第一項第一号及び第三号に掲げる金額に相当する金額
同項第一号及び第三号に掲げる金額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる金額を合算した金額から次に掲げる金額を控除した金額

イ 施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額）を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額

ロ 施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の三第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

ハ 施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の四第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

ニ 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養について、法第二十条第三項に規定する短期給付として施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の六の二第

給付の請求手続等

一 の 項 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十三条の三の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、同令第二十三条の三の三の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、地方公務員等共済組合法第五十四条に規定	
二 の 項 組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（組合法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、組合法施行令第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、組合法第五十二条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）	する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）

三の項	四の項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（組合法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、組合法第五十二条に規定する短期給付として組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。）	健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以

五の項	
上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定するその他の給付として同号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用す

六の項	る同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
	船員保険法施行令第十一条第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第八条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第八条の二の規定により高額療養費が支給

七の項	される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
八の項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十九条の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第二十九条の二の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るもの限り、当該療養について同令第十四条第一項、第二項、第三項及び第六項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第十四条の二の規定により高

額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

三 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項第六号に掲げる金額に相当する金額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する居宅サービス等に係る同号に掲げる金額

四 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項第七号に掲げる金額に相当する金額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する介護予防サービス等に係る同号に掲げる金額

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二〇年二月文科令三九号・二二年二月三九号・二九年七月三〇号・三〇年六月二〇号〕

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る通算対象負担額）

第五条の四 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した同条第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額に相当する金額は、加入者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額とする。

第一欄	第二欄
一 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員又はその被扶養者	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる金額
二 組合法に基づく共済組合の組合員（自衛官等を除く。）又はその被扶養者（自衛官等の被扶養者を含む。）	組合法施行令第十一条の三の六の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる金額
三 自衛官等	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項各号に掲げる金額
四 健康保険の被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十三条の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
五 日雇特別被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五

		項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
六	船員保険の被保険者又はその被扶養者	船員保険法施行令第十一条第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
七	国民健康保険の被保険者（国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する者を除く。）	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二二年二月文科令三九号・三〇年六月二〇号〕

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額）

第五条の五 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第六項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額とする。

一の項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額
二の項及び三の項	組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより算定した金額
四の項	健康保険法施行令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
六の項	船員保険法施行令第十一条第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
七の項	国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二二年二月文科令三九号・三〇年六月二〇号〕

（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る通算対象負担額）

第五条の六 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条

の三の六の二第七項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した同条第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額に相当する金額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項各号に掲げる額とする。

本条…追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第五条の七 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該組合員の被扶養

組合法施行令第十一の三の六の二第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の五第一項	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する前条第五項に規定する者であつて、基準日において組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員
		私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において自衛官等である次の各号に掲げる者

健康保険法施行令第四十三條の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の三第一項及び第二項	次の各号に掲げる者	私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において日雇特別被保険者（第四十一條の二第九項に規定する日雇特別被保険者をいう。以下この項において同じ。）であ

国民健康保険法施行令第二十九條	船員保険法施行令第十二條第一項及び第二項	次条第一項	る者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において日雇特別被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該日雇特別被保険者
国民健康保険の世帯主等と	次の各号に掲げる者	第四十四條第七項	私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者
私立学校教職員共済法施行令第六條において			

条の四の第三項及び第三項

	国民健康保険の世帯主等及び	準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者と
被保険者が	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者が	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者と

本条：追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一部改正〔平成二二年二月文科令三九号・三〇年六月二〇号〕

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第五条の八 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第六項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項の規定を準用する場合において、同令第十六条の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

本条：追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕

（高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第五条の九 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の四第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、加入者であつた者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の四第一項に規定する文部科学省令で定める日は、当該日の前日とする。

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第五条の一〇）

第二章 給付の請求手続等

一三六八

本条：追加（平成二〇年五月文科令一七号）、一部改正（平成二九年三月文科令一三号・三〇年六月二〇号）

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第五条の十 法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日加入者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び生年月日
- 二 申請者の加入者等記号・番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 基準日被扶養者の氏名及び生年月日
- 五 計算期間の始期及び終期
- 六 申請者が計算期間における加入者であった間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月
- 七 申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間
- 八 その他必要な事項

2 前項の申請書には、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号及び第五号から第七号まで

に掲げる金額に関する証明書（事業団が同項第三号に掲げる金額に関する証明書を添付する必要がないと認める場合は、当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき金額が零である場合にあつては、前項の申請書にその旨を記載して、当該金額に関する証明書の添付を省略することができる。

3 申請者が、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4 事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

二 当該申請者に適用される施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合

算額

三 その他高額介護合算療養費等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第四項において同じ。）の支給に必要な事項

5 精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項から第三項までの規定を適用する。

6 前項の規定による申請があつた場合においては、第四項中「通知しなければならない」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。）に対する証明書を交付した者及び番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供した者以外の者に対する通知は省略することができる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

本条：追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、三項：一部改正〔平成二六年二月文科令三六号〕、一項：一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、三項：一部改正〔平成三〇年七月文科令二五号〕、一項：一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、四・六項：一部改正〔令和三年八月文科令四号・六年五月二〇号〕

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五條の十一 法第二十五條において準用する組合法第六十條の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六條において準用する組合法施行令第十一條の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

- 一 申請者の氏名及び生年月日
- 二 申請者の加入者等記号・番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 計算期間において申請者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日
- 五 計算期間の始期及び終期
- 六 基準日に加入する医療保険者の名称
- 七 申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

八 その他必要な事項

2 事業団は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならぬ。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 申請者の氏名及び生年月日

二 申請者の加入者等記号・番号

三 申請者が計算期間において加入者であった期間

四 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号に掲げる金額又は前号に掲げる加入者であった期間に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額

五 事業団の名称及び所在地

六 その他必要な事項

3 事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けた後、当該申請書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請書に関する確認を行ったときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

4 事業団は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第二項の証明書の交付の申請を、加入者であつた者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該証明書を交付しなければならない。

5 第一項の申請書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報提供しなければならない。

本条：追加〔平成二〇年五月文科令一七号〕、一・二項：一部改正・五項：追加〔平成三二年三月文科令一三三号〕、一・二項：一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、三・五項：一部改正〔令和三年八月文科令四四号〕、五項：一部改正〔令和六年五月文科令二〇号〕

（移送費及び家族移送費）

第六条 移送費又は家族移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地

四 移送を受けた者の氏名及び生年月日

五 傷病名並びに発病又は負傷の年月日及び原因

六 移送年月日、移送の経路及び移送方法

七 移送に要した費用の額及び請求金額

八 付添いがあつた場合はその付添人の氏名及び住所

九 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び当該移送に要した費用の額に関する証拠書類を添えなければならない。

一 移送を必要と認めた理由（付添いがあつた場合は併せてその付添いを必要と認めた理由）

二 病院又は診療所に入院した場合には、その期間並びに病院又は診療所の名称及び所在地

三 移送の方法及び経路

3 前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において作成年月日及びその氏名を記載しなければならない。

4 第五条第四項の規定は、第二項の意見書について準用する。

本条…一部改正[昭和三十二年七月文部令一四号・三十二年二月三〇号・四十七年一〇月四五号]、全部改正[平成六年九月文部令四二号・九年一月四一号]、三項…追加・旧三項…一部改正[四項に繰下]〔平成一五年三月文科令八号〕、一項…一部改正〔平成二八年一月二文科令三六号・令和二年九月三五号〕、三項…一部改正〔令和二年一月二文科令四四号〕

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第七条） 第二章

（資格喪失後給付の届等）

第七条 法第二十五条において準用する組合法第五十九条第一項の規定により加入者の資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二

項に規定する日雇特例被保険者となつた者が引き続き給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を、十日以内に、事業団に提出しなければならない。

一 加入者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二 加入者の資格を喪失した際における加入者等記号・番号又は個人番号

三 療養者の氏名及び生年月日

四 傷病名及び診療開始年月日

五 医師の証明

六 その他必要な事項

2 前項の規定は、法第二十五条において準用する組合法第五十九条第二項の規定により加入者であつた者の死亡後引き続き給付を受けようとする者について準用する。

3 事業団は、前二項の規定による届書の提出があつたときは、その者に対し、資格喪失後継続給付証明書を交付する。

4 第一項又は第二項の届出をした者が届出に係る給付の支給を受けるべき期間内において、他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合で法第二十条第一項に規定する短期給付を行うものの組

給付の請求手続等

合員その他健康保険又は船員保険の被保険者をいう。以下同じ。）の資格を取得したとき（当該期間内において、家族療養費について第一項の届出をした者の被扶養者が加入者若しくは他の組合の組合員又はその被扶養者となったとき及び当該給付について第二項の届出をした者が加入者又は加入者若しくは他の組合の組合員の被扶養者となったときを含む。）は、直ちに、事業団に届け出なければならない。

5 第一項又は第二項の規定は、第一項又は第二項の届出をした者で資格喪失後継続給付証明書の交付を受けた者が当該証明書に記載された有効期間満了後引き続き給付を受けようとする場合について準用する。

6 前項の場合において、有効期間が満了となった資格喪失後継続給付証明書は、同項において準用する第一項又は第二項の書類に添えて、事業団に返納しなければならない。

7 資格喪失後継続給付証明書を受けた者は、その給付を受けることができなくなったとき又は受けなくなったときは、直ちに、資格喪失後継続給付証明書を、事業団に返納しなければならない。

8 第二条第一項、第三項から第六項まで及び第八項の規定は、資格喪失後継続給付証明書について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第八項中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、同条第一項中「前条第三項各

号に掲げる事項に変更があつたとき、法第十六条ただし書に該当するに至つたとき又は当該学校法人等の内部において所属学校を異動した」とあるのは「記載事項に変更があつた」と、「書面に限る。以下のこの条において同じ。」を」とあるのは「を」と、同条第三項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第七条第六項又は第七項」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と、「当該学校法人等を経て、事業団に提出して、その再交付を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。」とあるのは「事業団に提出して、その再交付を申請することができる。」と、同条第五項中「前項本文」とあるのは「前項」と、同条第六項中「当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを当該加入者に送付することができる。」とあるのは「当該加入者に送付しなければならない。」と読み替えるものとする。

9 資格喪失後継続給付証明書を受けた者は、法第二十五条において準用する組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、資格喪失後継続給付証明書を当該医療機関又は当該指定訪問看護事業者に提

出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

10 前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後、直ちに、資格喪失後継続給付証明書を当該医療機関又は当該指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

11 事業団は、第一項又は第二項の届出をした者が法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第二号若しくは第三号又は第五十七条第二項第一号ハ若しくはニの規定に該当するときは、その者に対して高齢受給者証を交付する。

12 第七項の規定は、前項の規定に基づき交付された高齢受給者証について準用する。

13 第十一項の規定に基づき交付された高齢受給者証に係る第三条の二第三項の規定の適用については、同項中「第二項を」とあるのは「第二項及び第七項を」と、「同条第一項中」とあるのは「同条第一項、第三項、第八項及び第九項中」「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、同条第一項中と、「前条第三項各号に掲げる事項」とあるのは「記載事項」とあるのは「前条第三項各号に掲げる事項に変更があつたとき、法第十六条ただし書に該当するに至つたとき又は当該学校法人等の内部において所属学校を異動した」とあるのは「記載事項に変更があつた」と、「前項の資格喪失の」とあるのは「第三条の二第

二項第一号に該当するに至つた」とあるのは「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第七条第十二項において準用する同条第七項」と、同条第四項中「様式第九号による申請書」とあるのは「申請書」と、「当該学校法人等を経て、事業団に提出して、その再交付を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行ふことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。」とあるのは「事業団に提出して、その再交付を申請することができる。」と、同条第五項中「前項本文」とあるのは「前項」と、同条第六項中「当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを当該加入者に送付することができる。」とあるのは「当該加入者に送付しなければならない。」とする。

一・二項：一部改正・三・四項：追加(昭和三年七月文部令一四号)、本条：全部改正(昭和三年一月文部令三〇号)、一・三項：一部改正(昭和三年一月文部令二七号)、見出し：全部改正・一項：一部改正・三項：追加・旧三十七項：一部改正し一項ずつ繰下(昭和三年一月文部令二八号)、一・四項：一部改正(昭和四十七年一月文部令四五号)、四項：一部改正(昭和五一年一月文部令三五号)、一項：一部改正(昭和五三年九月文部令二六号)、四項：一部改正(昭和五五年三月文部令二二号)、一・三項：一部改正(昭和五九年九月文部令四八号)、四項：一部改正(昭和六一年三月文部令一一号)、一・三項：一部改正・二項：全部改正(平成六年九月文部令四二二号)、一・四・六・八項：一部改正(平成九年一月文部令四一四号)、九・一・二項：追加(平成四年一月文部令三九号)、一・九項：一部改正(平成十五年三月文部令八号)、一・一・一部改正(平成二八年二月文科令三六号)、一・一・一部改正・九・一〇項：追加・旧一一

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第八条・第九条）

項…一部改正し一・三項に繰下・旧九・一〇項…二項すつ繰下（令和二年九月文科令三五号）、八・一三項…一部改正（令和六年一月文科令三号）

（第三者の行為により給付事由が発生したとき）

第八条 給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、当該給付を受ける権利を有する者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 療養者の氏名及び生年月日
- 五 第三者の氏名及び住所
- 六 発病又は負傷の年月日
- 七 第三者から受けた損害賠償
- 八 その他必要な事項

2 前項の届書には、共済運営規則で定める状況報告書及び警察署長の発行する証明書その他証拠書類を添えなければならない。

本条…一部改正（昭和三二年七月文部令一四号・四七年一〇月四五号）、全部改正（平成九年一二月文部令四一号）、一項…一部改正（令和二年九月文科令三五号）

（出産費及び家族出産費）

第九条 出産費又は家族出産費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

第二章 給付の請求手続等

一三七四

い。

- 一 加入者等記号・番号又は個人番号
- 二 出産者の氏名及び生年月日
- 三 出産年月日
- 四 請求金額
- 五 その他必要な事項

2 前項の請求書には、出産に関する医師、助産師の証明書又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項の証明書を添えなければならない。

3 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七ただし書の規定の適用を受けようとする者は、第一項の請求書に同条ただし書に規定する出産であると事業団が認める際に必要となる書類を添えなければならない。

4 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七ただし書に規定する文部科学省令で定める金額は、一万二千円（同条第一号に規定する保険契約に関し、病院、診療所、助産所その他の者が負担する保険料に相当する金額が一万二千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額）とする。

5 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七
第一号に規定する文部科学省令で定める基準は、健康保険法施行
令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める基準とす
る。

6 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七
第一号に規定する文部科学省令で定める事由は、健康保険法施行
令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める事由とす
る。

7 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七
第一号に規定する文部科学省令で定める程度の障害の状態は、健
康保険法施行令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定め
る程度の障害の状態とする。

8 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七
第一号に規定する文部科学省令で定める要件は、健康保険法施行
令第三十六条第一号に規定する厚生労働省令で定める要件とす
る。

9 施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の七
第二号に規定する文部科学省令で定めるところにより講ずる措置
は、健康保険法施行令第三十六条第二号に規定する厚生労働省令
で定めるところにより講ずる措置とする。

見出・本条…一部改正(昭和三十三年一月文部令三〇号)、本条…全部改正(昭和

省令 私立学校教職員共済法施行規則(第一〇条・第一一条)

四十七年一〇月文部令四五号)、見出…全部改正・本条…一部改正(平成六年九月文
部令四二二号)、本条…全部改正(平成九年一月文部令四一四号)、二項…一部改正
〔平成一四年三月文科令三三三号〕、見出・一項…一部改正(平成一四年一〇月文科令
三九九号)、二項…一部改正(平成一五年三月文科令八八号)、三一九項…追加(平成二
〇年一月文科令三九九号)、一項…一部改正(平成二一年九月文科令三二二号)、
四・五項…一部改正(平成二六年一月文科令三六六号)、二項…一部改正(平成二
八年三月文科令二二二号)、一項…一部改正(平成二八年二月文科令三六六号・令和
二年九月三五号)、四・五項…一部改正(令和三年一月文科令五二二号)、四一九
項…一部改正(令和六年一月文科令三五五号)

第十條 削除〔昭和四十七年一〇月文部令四五号〕 (埋葬料及び家族埋葬料)

第十一條 埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次
に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない
い。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 死亡した者の氏名、生年月日及び加入者と請求者との続柄
- 五 死亡年月日及び死亡の原因
- 六 埋葬年月日
- 七 介護保険法の給付を受けている者が死亡したときは、同法第
二百一条の二第二項に規定する被保険者番号等及び同法に規定
する被保険者証に記載された保険者の名称
- 八 請求金額

第二章 給付の請求手続等

九 その他必要な事項

2 前項の請求書には、市町村長の埋葬許可証若しくは火葬許可証の写し又は死亡の事実を証明する書類（法第二十五条において準用する組合法第六十三条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）を添えなければならない。

本条…一部改正〔昭和三十一年二月文部令三〇号・四十七年一〇月四五号、五一年一月三五号、五五年三月二二号、五八年一月二二号、五九年九月四八号、六一年三月一十一号〕、全部改正〔平成九年十二月文部令四一〇号〕、一項…一部改正〔平成二年三月文部令四五号・二〇〇年三月文科令八号・二八年十二月三六号、令和二年九月三五号・八年三月一七号〕

（弔慰金及び家族弔慰金）

第十二条 弔慰金又は家族弔慰金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 請求金額
- 五 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 死亡した者の氏名、生年月日、加入者との続柄、死亡年月日、死亡の場所、死亡の原因及びその状況並びに法第二十五条

において準用する組合法第七十条に規定する非常災害により死亡したことについての市町村長又は警察署長の証明書

二 共済運営規則で定める状況報告書

三 弔慰金の支給を受けようとする者にあつては、遺族の順位を証明する書類

四 その他必要な書類

本条…一部改正〔昭和三十一年二月文部令三〇号・四十七年一〇月四五号〕、全部改正〔平成九年十二月文部令四一〇号〕、一項…一部改正〔平成二八年十二月文科令三六号、令和二年九月三五号〕

（災害見舞金）

第十三条 災害見舞金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を給付事由の発生の日から二十日以内に、事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 請求金額
- 五 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 共済運営規則で定める災害状況明細書
- 二 り災者の氏名、り災の日、り災の場所、り災の原因及びその状況並びに損害の程度についての市町村長、消防署長又は警察

署長の証明書

三 その他必要な書類

本条…一部改正(昭和三十三年二月文部令三〇号・三十六年二月二八号・四十七年一〇月四五号・五三年九月三六号)、全部改正(平成九年一月文部令四一号)、一項…一部改正(平成二八年二月文科令三六号・令和二年九月三十五号)

(傷病手当金)

第十四条 傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 傷病名及び傷病のため勤務することができなかった期間
- 五 傷病手当金の支給を受けようとする期間中に介護保険法の規定による給付を受けたときは、第十一条第一項第七号に規定する事項

六 障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金及び障害手当金(以下この号及び次項第三号において「障害厚生年金等」という。)の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金等の名称、金額、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類(以下「年金証書等」という。)の記号番号

七 法第二十五条において準用する組合法第六十六条第八項に規

省令 私立学校教職員共済法施行規則(第一四条) 第二章

定する退職老齢年金給付(以下「退職老齢年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、当該退職老齢年金給付の名称、金額、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の記号番号

八 請求期間及び請求金額

九 同一の傷病に関し、法第二十五条において準用する組合法第六十六条第十四項に規定する休業給付等の支給を受け、又は受けようとする場合は、その旨

十 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 療養のために勤務できないことに関する医師の証明書

二 勤務しなかった期間に支払われた報酬についての学校法人等代表者の証明書

三 前項第六号に該当するとき(事業団から支給を受けるときを除く。)は、障害厚生年金等の年金証書等の写し及び直近の額を証明する書類

四 前項第七号に該当するとき(事業団から支給を受けるときを除く。)は、退職老齢年金給付の年金証書等の写し及び直近の額を証明する書類

3 法第二十五条において準用する組合法第六十六条第六項ただし

給付の請求手続等

書に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受ける障害厚生年金の額（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）に二百六十四分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 法第二十五条において準用する組合法第六十六条第八項ただし書に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受ける退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）に二百六十四分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

本条…一部改正〔昭和四十七年一〇月文部令四五号・五三年九月三六号・五八年一月二二号〕、二項…追加〔昭和五九年九月文部令四八号〕、一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号・六三年九月三四号・平成六年九月二二号・一月四七号〕、一項…全部改正・二項…追加・旧二項…三項に繰下〔平成九年一月文部令四一一号〕、一項…一部改正〔平成二二年三月文部令四五号〕、三項…一部改正〔平成二二年一〇月文部令五三三号〕、一・二項…一部改正・四項…追加〔平成三年三月文科令六三三号〕、一・二項…一部改正〔平成二〇年三月文科令八号〕、三・四項…一部改正〔平成二三年八月文科令三二二号〕、一・三項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一・三・四項…一部改正〔平成二八年三月文科令二二一〕、一項…一部改正〔平成二八年一月文科令三三六号・令和二年九月三五号〕、一・二項…一部改正〔令和三年一月文科令五二二号〕、二項…一部改正〔令和四年九月文科令三五五号〕

（傷病手当金の額の算定）

第十四条の二 加入者（任意継続加入者を除く。）の資格を喪失した日以後に法第二十五条において準用する組合法第六十六条第五項の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、同条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、「加入者（任意継続加入者を除く。）の資格を喪失した日の前日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 法第二十五条において準用する組合法第六十六条第二項に規定する標準報酬月額とは、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において任意継続加入者である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬月額を含むものとする。

3 法第二十五条において準用する組合法第六十六条第二項に規定する標準報酬月額について、同一の月において二以上の標準報酬月額が定められている月があるときは、当該月の標準報酬月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

4 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第二十五条において準用する組合法第

六十六條第二項の規定により算定される額のいずれが多い額を支給する。

本条…追加〔平成二八年三月文科令二二号〕

（出産手当金）

第十五条 出産手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 出産日及び出産予定日
- 五 出産のため勤務することができなかった期間
- 六 請求期間及び請求金額
- 七 多胎妊娠の場合においては、その旨
- 八 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 出産についての医師又は助産師の証明書
- 二 出産の予定日に関する医師又は助産師の意見書
- 三 多胎妊娠の場合においては、その旨の医師の証明書
- 四 勤務しなかった期間に支払われた報酬についての学校法人等代表者の証明書

3 前項第二号の意見書には、これを証する医師又は助産師におい

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第一五条―第一六条）

て作成年月日及びその氏名を記載しなければならない。

本条…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号・五三年九月三六号〕、全部改正〔平成九年一二月文部令四一〇号〕、二項…一部改正〔平成一四年三月文科令三三〇号〕、三項…追加〔平成一五年三月文科令八号〕、二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三三〇号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令二六号・令和二年九月三三〇号〕、三項…一部改正〔令和二年一二月文科令四四号〕

（出産手当金の額の算定）

第十五条の二 第十四条の二第一項から第三項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十六條第五項」とあるのは「第六十七條第三項」と、「同条第二項」とあるのは「法第二十五条において準用する組合法第六十七條第二項の規定において準用される組合法第六十六條第二項」と、同条第二項中「組合法」とあるのは「組合法第六十七條第二項の規定において準用される組合法」と、同条第三項中「法第二十五条において準用する組合法第六十六條第二項」とあり、及び「同項」とあるのは「法第二十五条において準用する組合法第六十七條第二項の規定において準用される組合法第六十六條第二項（第十五条の二において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成二八年三月文科令二二号〕

（休業手当金）

第十六条 休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

第二章 給付の請求手続等

- 一 加入者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号又は個人番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 勤務できなかった期間及び理由
- 五 請求期間及び請求金額
- 六 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 法第二十五条において準用する組合法第六十八条各号のいずれかに該当することを証明する書類

二 勤務しなかった期間に支払われた報酬についての学校法人等

代表者の証明書

本条…一部改正〔昭和四七年一〇月文部令四五号・五三年九月三六号〕、全部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年一二月文科令三六号・令和二年九月三三三号〕

（付加給付）

第十六条の二 付加給付（法第二十条第三項に規定する短期給付をいう。）の支給を受けようとする者は、共済運営規則で定めるところにより請求を行うものとする。

本条…追加〔昭和四六年九月文部令二六号〕、一部改正〔昭和五五年三月文部令二七号・五六年三月四号・六一年三月一一号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成九年一二月文部令四一号〕

（短期給付の決定及び通知）

第十六条の三 事業団は、第四条の規定により短期給付に係る請求

書の提出を受けたときは、直ちに、これを審査し、決定し、請求額と決定額とが異なるとき又は請求に応ずることができないときは、理由を付して、その旨を請求者に通知しなければならない。

本条…追加〔昭和三六年一二月文部令二八号〕、旧一六条の二…繰下〔昭和四六年九月文部令二六号〕、一部改正〔昭和四八年一〇月文部令二七号・平成九年二月四一号〕

（医療費の通知）

第十六条の四 事業団は、加入者又はその被扶養者が支払った医療費の額を当該加入者又はその被扶養者に通知するときは、次に掲げる事項を記載した書面によつて行うことを標準とする。

- 一 加入者又はその被扶養者の氏名
- 二 療養を受けた年月
- 三 療養を受けた者の氏名
- 四 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の療養機関の名称
- 五 加入者又はその被扶養者が支払った医療費の額
- 六 事業団の名称

本条…追加〔平成二九年三月文科令一三三号〕

第二節 退職等年金給付

節名…改正〔昭和三六年一二月文部令二八号・平成二七年九月文科令三三三号〕

（退職等年金給付）

第十七条 第四条の規定は、退職等年金給付の支給を受けようとする者について準用する。ただし、第二十二条第一項ただし書の規

定に該当する場合において、支払未済の給付を受けようとするときは、第四条第二項中「請求書」とあるのは「請求書（その者が個人番号を有する者である場合にあっては、当該個人番号を記載した請求書）」と、「及び当該給付の」とあるのは「並びに当該給付の」と、「死亡を証する書類」とあるのは「死亡を証する書類及び年金証書」と読み替えるものとする。

2

前項の規定にかかわらず、退職等年金給付の請求に際しては、学校法人等の証明及び学校法人等の経由を要しないものとする。

六項：一部改正〔昭和三十一年二月文部令三〇号〕、二・四・六項：一部改正〔昭和三十六年二月文部令二七号〕、見出：全部改正・一項：一部改正・二・六項：削除・旧三―五項：一部改正し一項ずつ繰上〔昭和三十六年二月文部令二八号〕、三・四項：一部改正〔昭和四十七年一〇月文部令四五号・五一年一月三五号〕、一・三・四項：一部改正〔昭和五十五年三月文部令二号〕、二―四項：一部改正〔昭和五十六年二月文部令三五号〕、五項：追加〔昭和五十七年六月文部令二三号〕、三・四項：一部改正〔昭和五十七年九月文部令三七号〕、五項：一部改正〔昭和五十九年三月文部令二二号〕、本条：全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、二項：一部改正〔平成三年三月文部令六号・一九九三年四月五号〕、一九九三年三月文部令一五号、一項：一部改正〔平成三年八月文部令三二号〕、見出：二項：全部改正・一項：一部改正〔平成二七年九月文部令三三三号〕、一項：一部改正〔平成二八年三月文部令二一〇号・三一年四月一六号〕、二項：一部改正〔令和七年二月文部令三一〇号〕

（生存の確認等）

第十七条の二 事業団は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の二第四項の規定により退職等年金給付を支給する月（以下この項において「支給期月」という。）の前月において、

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第一七条の二）

地方公共団体情報システム機構から当該支給期月に支給する退職等年金給付の受給権者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

2

事業団は、前項の規定により必要な事項について確認を行った場合において、受給権者の生存の事実が確認されなかつたとき（第十七条の三第一項に規定する場合を除く。）には、当該受給権者に対し、当該受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

3

前項の規定による書類の提出を求められた受給権者は、事業団が指定する日（以下「指定日」という。）までに、当該書類を事業団に提出しなければならない。

4

事業団は、第一項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けるために必要と認める場合は、当該受給権者に対し、当該受給権者に係る住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード又は個人番号の報告を求めることができる。

5

事業団は、第二項並びに第二十七条の七及び第二十八条の八の規定による書類を提出しなければならない受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年金給付の支払を差し止めるこ

とができる。

本条…追加〔昭和五一年一月文部令三五号〕、一部改正〔昭和五三年三月文部令二号・六月二五号・五六年三月四号・七月二九号〕、見出…本条…一部改正〔昭和五七年九月文部令三七号〕、本条…一部改正〔昭和五九年三月大蔵・文部・厚生・農林水産・自治令一号〕、全部改正〔昭和六一年三月文部令一号〕、一項…一部改正〔平成三年三月文部令六号〕、見出…全部改正・一・二・四項…一部改正〔平成七年三月文部令一二号〕、一・三項…一部改正〔平成九年一月文部令四一号〕、一・二項…一部改正〔平成一三年三月文部令六三号〕、本条…全部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、一項…一部改正・四項…追加・旧四項…一部改正し五項に繰下・旧五項…六項に繰下〔平成二五年三月文科令一号〕、二・五項…一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、一・二・四項…一部改正・五項…削除・旧六項…一部改正し五項に繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二七年一〇月文科令三四号〕、四項…一部改正〔平成二八年一月文科令三六号〕、一項…一部改正〔平成三〇年七月文科令二三号〕、五項…一部改正〔令和二年一月文科令四四号〕、一項…一部改正〔令和七年一月文科令二二号〕

（所在不明の届出）

第十七条の二の二 退職等年金給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

- 一 届出人の氏名及び住所並びに届出人と受給権者との身分関係
- 二 受給権者と同じ世帯である旨
- 三 受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 四 受給権者の年金証書の記号番号
- 五 受給権者が所在不明となった年月日

六 その他必要な事項

本条…追加〔平成二六年三月文科令一六号〕、一部改正〔平成二七年九月文科令三三号・三〇年六月二〇号・令和五年九月三三号〕

（本人確認情報の提供を受けることができない受給権者等に係る届出）

第十七条の三 事業団は、地方公共団体情報システム機構から退職

等年金給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合又は前条の届書の提出を受けた場合には、当該受給権者（年金の額の全額につき支給の停止を受けている者を除く。）に対し、次に掲げる事項について記載がある当該受給権者が署名した届書（署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を毎年指定日までに提出することを求めることができる。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号
- 二 年金証書の記号番号
- 三 その他必要な事項

2 前項の規定による届書の提出を求められた受給権者は、毎年、指定日までに、当該届書を事業団に提出しなければならない。

3 事業団は、前項の規定により第一項の届書を提出しなければならない受給権者が当該届書を提出しないときは、当該届書が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年

金給付の支払を差し止めることができる。

4 第一項及び第二項の規定は、年金の決定が行われ、その額が改定され、又はその支給の停止が解除された日以後一年以内に指定日が到来する年に係る届書については、これを適用しない。

本条…追加〔平成一五年三月文科令八号〕、見出…一項…一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、一・三項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二七年一〇月文科令三四号・令和五年九月三二号〕

第十七条の四 削除〔平成二七年九月文科令三三号〕

（三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第十七条の五 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の

三 第一項の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては事業団に提出しなければならない。

一 申出者の氏名及び生年月日

二 加入者等記号・番号

三 三歳に満たない子（以下この条において「子」という。）を養育することとなつた日

四 次条各号に掲げる事由が生じた場合にあっては、当該事由が生じた日

五 子の氏名、生年月日及び個人番号

六 その他必要な事項

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一 子を養育することとなつたことによる法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三 第一項の申出をする者 次に掲げる書類

イ 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長その他相当な機関の証明書又は戸籍抄本

ロ 当該子を養育することとなつた日を証する書類

ハ その他必要な書類

二 次条各号に掲げる事由が生じた日において子を養育することによる法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三 第一項の申出をする者 次に掲げる書類。ただし、当該子について、前号の申出をしたことがある者及びこの号の申出をしたことがある者については、イに掲げる書類を添付することを要しない。

イ 当該子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本
ロ 次条各号に掲げる事由が生じた日に当該子を養育していることを証する書類

ハ その他必要な書類

3 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の申出をした者は、同条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては事業団に提出しなければならない。

- 一 申出者の氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号
- 三 子の氏名及び生年月日
- 四 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項第三号から第六号までのいずれかに該当するに至った年月日
- 五 その他必要な事項

本条…追加〔平成一七年四月文科令二六号〕、見出…一―三項…一部改正〔平成一七年九月文科令三三号〕、二項…一部改正〔平成二八年一月文科令三六号〕、一項…一部改正〔平成三一年四月文科令一六号〕、一・三項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕

（子の養育以外の標準報酬月額の特例の開始事由）

第十七条の六 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項に規定する文部科学省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 三歳に満たない子を養育する者が新たに加入者の資格を取得

したこと。

二 法第二十八条第二項の規定を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に同条第五項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

三 法第二十八条第五項の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に同条第二項の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

四 当該子以外の子に係る法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の規定の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したこと。

本条…追加〔平成一七年四月文科令二六号〕、一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、見出…本条…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第十七条の七 第十七条の五の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の規定による厚生年金保険法の標準報酬月額の特例の申出について準用する。この場合において、第十七条の五中「法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項」とあるのは、「厚生年金保険法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

る。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三〕

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出の特例）

第十七条の八 第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第二十六条第一項の申出と法第二十五条において準用する組合法第七十五条の三第一項の規定による給付算定基礎額の計算の特例の申出を行うことができるときは、これらを同時に行うものとする。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三〕

（付与率の見直し）

第十八条 法第二十五条において準用する組合法第七十五条第一項に規定する付与率（以下「付与率」という。）について、同条第二項に規定する事情に適合しないことが明らかとなったときは、速やかにその水準について見直しを行い、共済規程を変更するものとする。

本条…一部改正〔昭和三十三年一月二二五部令三〇号・三六年一月二二八号・四七年一〇月四五号・五一年一月三五号・五五年三月二二号・五六年七月二九号・五七年九月三七号〕、全部改正〔昭和六一年三月五部令一一号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一月二五部令四一号〕、見出…追加・一・二項…一部改正〔平成一六年三月文科令一四号〕、本条…全部改正〔平成一七年九月文科令三三三〕

（基準利率の基礎となる国債の利回り）

第十八条の二 法第二十五条において準用する組合法第七十五条第四項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の基礎と

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第一七条の八―第一八条の四）

なる国債の利回りは、次の各号のいずれか低い率とする。

一 当該十月の属する年の三月末日の属する年度において発行された国債（期間十年のものに限る。この号及び次号において同じ。）の応募者利回り（当該国債の償還金額と発行価額との差額に相当する額を十で除して得た率と当該国債の表面利率を合計した率を当該国債の発行価額で除して得た率をいう。次号において同じ。）を平均した率

二 当該十月の属する年の三月末日の属する年度以前五年間において発行された国債の応募者利回りを平均した率

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三〕

（基準利率の下限）

第十八条の三 基準利率は、零を下回らないものとする。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三〕

（終身年金現価率の計算に用いる基準利率等）

第十八条の四 法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（以下「終身年金現価率」という。）の計算に用いる基準利率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される基準利率とする。

2 終身年金現価率の計算に用いる死亡率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月における退職等年金給付に係る掛金に係

第二章 給付の請求手続等 一三八五

る法第二十七条第三項の割合の計算に用いた死亡率とする。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三号〕

（終身年金現価率の見直し）

第十八条の五 終身年金現価率について、法第二十五条において準用する組合法第七十八条第五項に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、共済規程を変更するものとする。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三号〕

（有期年金現価率の計算に用いる基準利率）

第十八条の六 法第二十五条において準用する組合法第七十九条第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（以下「有期年金現価率」という。）の計算に用いる基準利率は、当該有期年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月に適用される基準利率とする。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三号〕

（有期年金現価率の見直し）

第十八条の七 有期年金現価率について、法第二十五条において準用する組合法第七十九条第五項に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、共済規程を変更するものとする。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三号〕

（端数計算）

第十八条の八 次の各号に掲げる率を算定する場合において、その率に端数があるときは、当該各号に定めるところにより計算するものとする。

- 一 付与率 小数点以下四位未満を四捨五入する。
- 二 基準利率 小数点以下四位未満を切り捨てる。
- 三 終身年金現価率 小数点以下六位未満を四捨五入する。
- 四 有期年金現価率 小数点以下六位未満を四捨五入する。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三号〕

（委任規定）

第十八条の九 第十八条から前条までに定めるもののほか、付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の算定に關し必要な事項は、文部科学大臣が定める。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三号〕

（老齡加算額等が支給される場合の厚生年金相当額である老齡厚生年金等の額）

第十八条の十 厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額、同法第四十四条の三第四項に規定する加算額若しくは同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項若しくは第六十条第二項に規定する加算額（以下この項において「老齡加算額等」という。）が支

給される場合における法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額は、同法の規定により計算した額から当該老齢加算額等を除いた額に相当する額とする。

2 厚生年金保険法第五十条の二第一項に規定する加給年金額が支給される場合における法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による障害厚生年金の額は、同法の規定により計算した額から当該加給年金額を除いた額に相当する額とする。

3 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項若しくは附則第七十四条第一項若しくは第二項に規定する加算額（以下この項において「遺族加算額」という。）が支給される場合における法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する厚生年金保険法による遺族厚生年金の額は、同法の規定により算定した額から当該遺族加算額を控除した額に相当する額とする。

4 前三項の規定は、法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項に規定する老齢厚生年金の額、障害厚生年金の額又は遺族厚生年金の額を算定する場合において準用する。

本条…追加(平成二七年九月文科令三三三号)・一・四項…一部改正(平成二九年三月文科令一三三号)

省令 私立学校教職員共済法施行規則(第一八条の一)

(職務障害年金及び職務遺族年金の最低保障額から控除する老齢基礎年金相当額等)

第十八条の十一 施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第二号に規定する老齢基礎年金相当額は、同号に規定する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の額の計算の基礎となった平成二十四年一元化法附則第四条第十号に規定する旧私学共済法の加入者期間の年数に十二を乗じて得た月数(当該月数が四百八十月(これらの年金である給付の受給権者のうち昭和六十年国民年金等改正法附則別表第四の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる数の月数。以下この号において同じ。))を超えるときは、四百八十月とする。)を国民年金法第二十七条に規定する保険料納付済期間の月数とみなして同条の規定の例により計算した額に相当する額とする。

2 施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第二号に規定する障害基礎年金相当額は、国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額(同号に規定する障害年金の給付事由となった障害の程度が障害等級の一級に該当するときはその額の百分の百二十五に相当する額とし、障害等級の三級に該当するときは零とする。)とする。

3 施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第一項第二号に規定する遺族基礎年金相当額は、国民年金法第三十八条に

第二章 給付の請求手続等

一三八七

規定する遺族基礎年金の額に相当する額とする。

4 施行令第七条において準用する組合法施行令第二十條第一項第五号の規定を適用する場合における同号に規定する老齡基礎年金相当額については、第一項中「第二十條第一項第二号」とあるのは「第二十條第一項第五号」と、「附則第四條第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「附則第四條第八号に規定する旧地共済法の組合員期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十條第一項第二号」とあるのは「第二十條第一項第五号」とし、同条第一項第八号の規定を適用する場合における同号に規定する老齡基礎年金相当額については、第一項中「第二十條第一項第二号」とあるのは「第二十條第一項第十号に規定する旧私学共済法の加入者期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十條第一項第二号」とあるのは「第二十條第一項第八号」とし、「附則第四條第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「附則第四條第十号に規定する旧私学共済法の加入者期間」と、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十條第一項第二号」とあるのは「第二十條第一項第九号」と、同項第九号の規定を適用する場合における同号に規定する老齡基礎年金相当額については、第一項中「第二十條第一項第二号」とあるのは「第二十條第一項第九号」と、「附則第四條第五号に規定する旧国共済法の組合員期間の年数に十二を乗じて得た」とあるのは「附則第四條第二号に規定する旧厚生年金保険法の被保険者期間の月数」と、同号に規定する障害

第二章 給付の請求手続等

基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第九号」とし、同項第十号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十号」と、「平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法の被保険者期間の月数」とし、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十号」とし、同項第十四号の規定を適用する場合における同号に規定する老齢基礎年金相当額については、第一項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十二号」と、「平成二十四年一元化法附則第四条第五号に規定する旧国共済法の組合員期間」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第五号に規定する旧制度農林共済法の組合員期間」とし、同号に規定する障害基礎年金相当額については、第二項中「第二十条第一項第二号」とあるのは「第二十条第一項第十四号」とする。

（併せて受けることができる二以上の年金である給付に加算額等がある場合における厚生年金相当額）

第十八条の十二 職務障害年金の受給権者が二以上の法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合において、これらの年金である給付が第十八条の十第一項に規定する老齢加算額等若しくは同条第二項に規定する加給年金額（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において「年金加算額等」という。）が支給されるものであるときは、これらの年金である給付の額の合計額は、年金加算額等（これらの年金である給付が施行令第七条において準用する組合法施行令第二十条第二号、第五号、第八号から第十号まで又は第十二号に該当する場合にあつては、当該年金加算額等と前条第一項から第三項まで（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する老齢基礎年金相当額、障害基礎年金相当額又は遺族基礎年金相当額との合計額）を当該これらの年金である給付の額の合計額から除いた額に相当する額とする。

2 前項の規定は、職務遺族年金の受給権者が法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項に規定する年金である給付を併せて受けることができる場合について準用する。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二九年三月文

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第一八条の一―第二〇条） 第二章 給付の請求手続等

科令一三号）

第十九条 削除〔平成三年三月文部令六号〕

（受給権者の異動報告等）

第二十条 退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。
い。

一 改氏名の場合は、年金証書及び市町村長の氏名の変更に關する証明書又は改氏名後の戸籍抄本
二 年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他

の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

3 事業団は、第一項に規定する転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関の変更に係る届書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかった場合には、事業団は、その受給権者に対し当該事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 事業団は、第二項の規定による年金証書の提出があつたときは、直ちに、新たな年金証書を交付しなければならない。

5 第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による受給権者の異動報告の届書を提出するときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該厚生年金保険法による受給権者の異動報告の届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

見出：全部改正・一・二項：一部改正・三項：追加（昭和三六年二月文部令二八号）、二項：一部改正（昭和四二年一月文部令一九号）、一・二項：一部改正（昭和四七年一〇月文部令四五号）、二項：一部改正（昭和四九年七月文部令三七

号）、一・二項：一部改正（昭和五九年六月文部令三六号）、一項：一部改正（昭和六一年三月文部令二一七号）、見出：全部改正・一・二項：一部改正（平成三年三月文部令六号）、一・二項：一部改正（平成七年三月文部令一二号）、一・三項：一部改正（平成九年二月文部令四一七号）、二項：一部改正・三項：追加・旧三項：四項に繰下（平成一六年三月文科令一四七号）、五項：追加（平成一九年三月文科令一五五号）、一項：一部改正（平成一九年一〇月文科令三〇七号）、一・五項：一部改正（平成二三年八月文科令三二七号）、一―三項：一部改正・五項：全部改正（平成二七年九月文科令三三三号）、一―三項：一部改正（平成二七年一〇月文科令三四七号）、三〇年六月二〇号、一・二項：一部改正（令和四年九月文科令三五五号）、一項：一部改正（令和五年九月文科令三二七号）、一―四項：一部改正（令和五年二月文科令四一七号）、一・三項：一部改正（令和六年五月文科令二〇七号）、一項：一部改正（令和七年一二月文科令三一七号）

（職務遺族年金の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第二十條の二 職務遺族年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて前条第一項の規定による届書の提出を要しないときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号
- 二 職務遺族年金の年金証書の記号番号
- 三 氏名の変更の理由
- 四 その他必要な事項

2 前項の規定による届出を行う者が、遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、同項の届書を提出することを要しないものとする。

3 事業団は、職務遺族年金の受給権者が正当な理由がなく、第一項に規定する届書を提出しないときは、当該届書が提出されるまで当該受給権者に係る職務遺族年金の支払を差し止めることができる。

本条：追加(令和五年二月文科令四一号)

(年金証書の再交付の申請)

第二十一条 年金受給権者は、水震火災又は盗難等のために年金証書をき損し、紛失し、又は亡失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事実を明らかにした書類又はき損した年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 年金証書の記号番号

三 再交付申請の理由

四 その他必要な事項

2 年金受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があつたときは、前項の申請書を、事業団に提出することができる。

3 前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

4 事業団は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

5 年金受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、紛失又は亡失した年金証書を発見したときは、直ちに、これを事業団

省令 私立学校教職員共済法施行規則(第二十一条・第二十三条)

に返納しなければならない。

一項：一部改正(昭和三十三年二月文部令三〇号)、一項：一部改正・二項：追加・旧二項：一部改正し三項に繰下(昭和三十六年二月文部令二八号)、一項：一部改正(昭和四十七年一月文部令四五号・六一年三月十一号・平成三年三月六号)、一―三項：一部改正(平成九年二月文部令四一号)、見出：追加・一項：一部改正(平成三〇年六月文科令二〇号)、一項：一部改正(令和五年九月文科令三二号)、見出：一部改正・二・三項：追加・旧二項：一部改正し四項に繰下・旧三項：五項に繰下(令和五年二月文科令四一号)

(年金受給権の消滅の届出)

第二十二条 退職等年金給付の年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき(職務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより職務遺族年金が支給されることとなるときを除く。)は、遺族、法第二十五条において準用する組合法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。

一 受給権者であつた者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 年金の種類

三 年金証書の記号番号

四 受給権の消滅の事由

第二章 給付の請求手続等

五 その他必要な事項

2 前項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（事業団が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、同項の届書を提出することを要しないものとする。

本条：削除（昭和五十九年六月文部令三六号）、追加（昭和六一年三月文部令一一号）、一部改正（平成三年三月文部令六号・九年一月四一號）、二項：追加（平成一九年三月文科令一五号）、一・二項：一部改正（平成二三年八月文科令三二二號）、一項：一部改正・二項：削除（平成二七年九月文科令三三號）、本条：一部改正（平成二七年一〇月文科令三四號）、二項：追加（平成二八年三月文科令二一號）、一項：一部改正（平成三〇年六月文科令二〇号・令和五年九月三三號・七年一月三二號）

第二十三条 削除〔平成三年三月文部令六号〕

（退職年金の決定の請求）

第二十四条 退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号
二 加入者等記号・番号及び退職年月日

三 有期退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第七十六条第二項の規定による支給期間の短縮の申出又は法

第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨

四 法第二十五条において準用する組合法第七十七条第一項の規定による退職年金の支給を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第一項の規定による退職年金の決定の請求を既に行つた者を除く。）で、法第二十五条において準用する組合法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げを行うときは、その旨

五 請求者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨

六 法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第一項の規定により退職年金の支給を繰り上げて受けようとするときは、その旨

七 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項（以下「預金口座等」という。）

その旨

イ 払渡しを受けようとする預金口座として、公金受取口座への払込みを希望する者 公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに払渡しを受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨

ロ イに掲げる者以外の者 払渡金融機関の名称及び預金口座

の口座番号

八 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 事業団の理事長が別に定める状況報告書

二 請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

三 前項第五号に該当するときは、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類

四 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

五 その他必要な書類

3 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による

老齢厚生年金の裁定請求をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該老齢厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

二項…一部改正〔昭和三十六年二月文部令二八号〕、一・二項…一部改正〔昭和四十七年一月文部令四五号〕、二項…一部改正〔昭和四十九年七月文部令三七号、五十九年六月三六号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一・三項…一部改正〔平成三年三月文部令六号〕、一・二項…一部改正〔平成七年三月文部令二二号〕、一・三項…一部改正〔平成九年一月文部令四一号〕、一・二項…一部改正〔平成一〇年三月文部令二二号〕、三項…一部改正〔平成一三年三月文科令六三号〕、

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第二四条の二）

第二章 給付の請求手続等

一三九三

一・二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、三・五項…追加・旧三項…四項に繰下〔平成一九年三月文科令一五号〕、一・二項…一部改正〔平成一九年一月文科令三〇号〕、一・二項…一部改正〔平成二一年一月文科令三九号〕、二項…一部改正〔平成二二年九月文科令一九号・二三年三月八号〕、一・二・四項…一部改正・五項…追加・旧五項…六項に繰下〔平成二五年三月文科令一一号〕、見出・一・二項…一部改正・三項…全部改正・四・六項…削除〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一・二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号・四年九月三五号・五年九月三三三号・七年五月一五号〕、一・二項…一部改正〔令和七年五月文科令一六号〕

第二十四条の二 法第二十五条において準用する組合法第七十九条

の三の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

二 加入者等記号・番号及び退職年月日

三 第二十九条に規定する事由により解雇された旨

四 預金口座等

五 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本

二 第二十九条に規定する事由により解雇された旨を学校法人等が明らかにすることができる書類

三 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書

預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができるとができる書類

四 その他必要な書類

本条：追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一項：一部改正〔令和二年九月文科令三五号・四年九月三五号・五年九月三三三号・七年五月一六号〕

第二十四条の三 法第二十五条において準用する組合法第七十九条（遺族に対する一時金の決定の請求）

の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と加入者又は加入者であった者との身分関係
- 二 加入者又は加入者であった者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日
- 三 加入者又は加入者であった者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号及び退職年月日

四 預金口座等

五 その他必要な事項

2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- 一 加入者又は加入者であった者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調査書に記載してある

事項についての市町村長の証明書又はこれに準ずる書類

- 二 請求者と加入者又は加入者であった者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書、戸籍謄本若しくは除籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第一項に規定する法定相続情報一覽図の写し（以下「法定相続情報一覽図の写し」という。）

- 三 死亡した加入者又は加入者であった者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたことを証する書類

- 四 請求者が婚姻の届出をしていないが加入者又は加入者であった者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類

- 五 請求者（配偶者、父母及び祖父母を除く。）が厚生年金保険法施行令第三条の八に定める障害等級の一级又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

- 六 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができるとができる書類

七 その他必要な書類

- 3 第一項の請求書を提出する者が、同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をするときは、前

項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち、当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

4 第一項の一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるとき（同一の給付事由により同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金の裁定請求をする場合を除く。）は、そのうちの一人を当該一時金の請求及び受領についての代表者と定め、当該代表者が第二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、事業団に提出することができる。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五五号〕、二項…一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕、一項…一部改正〔令和四年九月文科令三五五号・五年九月三三三号・七年五月一六号〕

（退職年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十五条 退職年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第一号に定める場合に該当することとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号
- 二 退職年金の年金証書の記号番号
- 三 退職年金の支給の停止の原因となった他の年金である給付（以下この条及び次条において「退職年金に係る併給調整年

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第二十五条） 第二章

金」という。）の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

四 その他必要な事項

2 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により退職年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 当該申請に係る退職年金の年金証書の記号番号

三 当該申請を行う日が、当該申請に係る退職年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、退職年金に係る併給調整年金又は当該退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項若しくは第三項の規定（以下「停止解除規定」という。）による支給の停止の解除を申請していない旨

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る退職年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、退職年金に係る併給調整年金又は当該退職年金について、当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に

給付の請求手続等

行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

五 その他必要な事項

3 前項第四号に掲げる事項を記載した申請書を提出するときは、当該申請書に同号の撤回を証明する書類その他必要な書類を添えなければならない。

見出・本条…一部改正(昭和三六年二月文部令二七号)、見出…全部改正・本条…一部改正(昭和三六年二月文部令二八号)、本条…一部改正(昭和四七年一月文部令四五号・五七年九月三七号)、全部改正(昭和六一年三月文部令一一号)、二項…一部改正(平成七年三月文部令二二号)、一・二項…一部改正(平成九年二月文部令四一号)、二項…一部改正(平成十五年三月文科令八号・一九年三月一五号)、見出・一・二項…一部改正(平成二七年九月文科令三三号)、一・二項…一部改正(令和五年九月文科令三二号)

(退職年金の併給調整事由消滅の届出)

第二十五条の二 退職年金の受給権者は、退職年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号
- 二 退職年金の年金証書の記号番号
- 三 退職年金に係る併給調整年金の受給権の消滅の事由
- 四 その他必要な事項

本条…追加(昭和三六年二月文部令二八号)、一項…一部改正(昭和四七年一月文部令四五号・五六年二月三五号)、見出・一項…一部改正(昭和五七年九月文部令三七号)、本条…全部改正(昭和六一年三月文部令一一号)、一項…一部改

正(平成九年一月文部令四一号)、二項…一部改正(平成十五年三月文科令八号)、見出・一項…一部改正・二項…削除(平成二七年九月文科令三三号)、本条…一部改正(令和五年九月文科令三二号)

(受給権者の申出による退職年金の支給停止に係る届出等)

第二十五条の三 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号
- 二 退職年金の年金証書の記号番号
- 三 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出をする旨
- 四 その他必要な事項

本条…追加(平成一九年三月文科令一五号)、見出・本条…一部改正(平成二七年九月文科令三三号)、本条…一部改正(令和五年九月文科令三二号)

(受給権者の申出による退職年金の支給停止の撤回等)

第二十五条の四 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号
- 二 退職年金の年金証書の記号番号

三 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出を撤回する旨

四 その他必要な事項

本条…追加〔平成一九年三月文科令「一号」、見出…一部改正…二項…削除〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正令和五年九月文科令三二二号〕

（退職による終身退職年金及び有期退職年金の額の計算の請求）

第二十六条 加入者である退職年金の受給権者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 退職年金の年金証書の記号番号

三 加入者等記号・番号及び退職年月日

四 その他必要な事項

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第二十六条）

第二章

2 法第二十五条において準用する組合法附則第十三条第二項の規定による退職年金の受給権者であつて、同条第一項の請求があつた日以後の加入者期間を有する者が退職し、法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項の規定による終身退職年金の額の改定及び同条第四項の規定による有期退職年金の額の改定に係る請求をしようとするときは、前項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、有期退職年金にあつては、法第二十五条において準用する組合法第八十二条第二項の規定により当該有期退職年金を受ける権利が消滅している場合において、支給期間の短縮の申出又は法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項の規定による一時金の支給の請求をしようとするときは、その旨を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 項…一部改正〔昭和三十三年二月文科令三〇号〕、一・二 項…一部改正〔昭和三十三年二月文科令二八号〕、一 項…一部改正〔昭和四七年一〇月文科令四五号〕、二 項…一部改正〔昭和四九年七月文科令三七号〕、一 項…一部改正〔昭和五一年一月文科令三五号・五五年三月二二号〕、二 項…一部改正〔昭和五九年六月文科令三六号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文科令二二号〕、一・二 項…一部改正〔平成三年三月文科令六号・九年二月四二号・一〇年三月二二号〕、二 項…一部改正〔平成一二年三月文科令四五号〕、一・二 項…一部改正〔平成二二年二月文科令三九号〕、三・四 項…追加〔平成二五年三月文科令一一号〕、見出…二 項…全部改正、一 項…一部改正、三・四 項…削除〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一 項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号・五年九月三二二号・七年五月一六号〕

給付の請求手続等

一三九七

（職務障害年金の決定の請求）

第二十七条 職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号
- 二 加入者等記号・番号及び退職年月日
- 三 初診日及び障害認定日
- 四 障害の原因である病気又は負傷が職務によつて生じた旨
- 五 障害の原因である病気又は負傷が第三者の行為によつて生じた場合はその旨
- 六 厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨
- 七 加入者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨
- 八 預金口座等

九 その他必要な事項

- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 事業団の理事長が別に定める状況報告書
 - 二 請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本
 - 三 障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書
 - 四 前項第七号に該当する場合は、施行令第八条第一項各号のいずれに該当するかを証明する書類
 - 五 請求者が労働基準法第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償年金、傷病補償年金、障害年金又は傷病年金が支給されることとなつたときは、その事実を証明する書類
 - 六 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができると書類
 - 七 その他必要な書類
- 3 第一項第四号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。
- 4 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。以下この項において同じ。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しな

ればならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

二項…一部改正(昭和三十一年二月文部令三〇号・三十二年二月二八号)、「一—四項…一部改正(昭和四十七年一〇月文部令四五号)」、二項…一部改正(昭和四十九年七月文部令三七号)」、二項…一部改正・三・四・八項…追加・旧三一五項…二項すつ繰下(昭和五十一年一月文部令三五号)」、二・三項…一部改正(昭和五十五年三月文部令二号)」、三項…一部改正(昭和五十六年六月文部令二五号・五十六年三月四号)」、二・三項…一部改正(昭和五十六年七月文部令九号)」、二項…一部改正(昭和五十六年十二月文部令三五号・五十七年九月三七号)」、二・六項…一部改正・七項…削除・旧八項…七項に繰上(昭和五十九年六月文部令三六号)」、本条…全部改正(昭和六一年三月文部令一号)」、一・二項…一部改正(平成九年二月文部令四一号)」、一項…一部改正(平成三年三月文科令六三号)」、二項…一部改正(平成一年三月文科令八号)」、一項…一部改正(平成一九年一〇月文科令三〇号)」、二項…一部改正(平成二三年三月文科令八号)」、見出…一・二項…一部改正・三・四項…追加・旧三一条…繰上(平成二七年九月文科令三三号)」、一項…一部改正(平成二八年三月文科令二号)」、二項…一部改正(平成二九年三月文科令一三号)」、一項…一部改正(令和二年九月文科令三五号・四年九月三五号・五年九月三三号・七年五月一五号)」、一・二項…一部改正(令和七年五月文科令一六号)」

(職務障害年金の併給調整事由当該の届出等)

第二十七条の二 職務障害年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第二号に定める場合に該当することとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号
- 二 職務障害年金の年金証書の記号番号

省令 私立学校教職員共済法施行規則(第二十七条の二)

第二章

給付の請求手続等

三 職務障害年金の支給の停止の原因となった他の年金である給付(以下この条及び次条において「職務障害年金に係る併給調整年金」という。)の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の記号番号

四 その他必要な事項

2 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により職務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 当該申請に係る職務障害年金の年金証書の記号番号

三 当該申請を行う日が、当該申請に係る職務障害年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、職務障害年金に係る併給調整年金について停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る職務障害年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、職務障害年金に係る併給調整年金に

ついて当該支給を停止すべき事由が生じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

五 その他必要な事項

3 前項第四号に掲げる事項を記載した申請書を提出するときは、当該申請書に同号の撤回を証明する書類その他必要な書類を添えなければならない。

本条…追加〔昭和五一年一月文部令三五号〕、一項…一部改正〔昭和五十五年三月文部令二号・五十六年七月二九号・五十七年六月三三号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一号〕、二項…一部改正〔平成七年三月文部令一号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出…一・二項…一部改正、旧三二条の二…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二項…一部改正〔令和五年九月文科令三三号〕

（職務障害年金の併給調整事由消滅の届出）

第二十七条の三 職務障害年金の受給権者は、職務障害年金に係る

併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 職務障害年金の年金証書の記号番号

三 職務障害年金に係る併給調整年金の受給権の消滅の事由

四 その他必要な事項

本条…追加〔昭和五十六年七月文部令二九号〕、一・二項…一部改正〔昭和五十九年三月文部令一号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一号〕、一項…一部改正〔平成九年一月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、一・二項…一部改正〔平成二三年三月文科令八号〕、見出…一項…一部改

正…二項…削除、旧三二条の三…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三三号〕

（受給権者の申出による職務障害年金の支給停止に係る届出等）

第二十七条の四 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする職務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 職務障害年金の年金証書の記号番号

三 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出をする旨

四 その他必要な事項

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出…本条…一部改正、旧三二条の三の二…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三三号〕

（受給権者の申出による職務障害年金の支給停止の撤回等）

第二十七条の五 法第二十五条において準用する組合法第七十五条

の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする職務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 職務障害年金の年金証書の記号番号

三 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出を撤回する旨

四 その他必要な事項

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、一項…一部改正〔平成二三年三月文科令八号〕、見出・一項…一部改正・二項…削除・旧三一条の三の三…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三三号〕

（職務障害年金の額の改定の請求）

第二十七条の六 職務障害年金の受給権者は、法第二十五条におい

て準用する組合法第八十五条第一項又は第二項の規定により当該職務障害年金の額の改定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 職務障害年金の年金証書の記号番号

三 職務障害年金を受ける原因となった病気又は負傷の傷病名

四 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類

3 前二項の規定は、職務障害年金の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。

4 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第二十七条の六・第二十七条の七）

給されるものに限る。）の改定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

本条…追加〔昭和五一年一月文部令三五号〕、一項…一部改正〔昭和五五年三月文部令二号〕、旧三一条の三…繰下〔昭和五六年七月文部令二九号〕、本条…全部改正〔昭和六一年三月文部令一号〕、一項…一部改正〔平成二年三月文部令三号〕、二項…一部改正〔平成三年三月文部令六号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成二年三月文部令四五号〕、見出・一項…一部改正・三・四項…追加・旧三一条の四…繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三三号〕

（障害の状態等に関する届出）

第二十七条の七 職務障害年金の受給権者であつて、その障害につ

いての程度の診査が必要であると事業団が認めたものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該職務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 職務障害年金の年金証書の記号番号

三 その他必要な事項

2 前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出

第二章 給付の請求手続等 一四〇一

しなければならない。

一 指定日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類

3 事業団は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき職務障害年金の支払を差し止めることができる。

4 第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（当該職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第五十一条の四第一項に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

本条：追加〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、四項：一部改正〔平成二十八年三月文科令二二二号〕、二項：一部改正〔平成三一年四月文科令一六号〕、一項：一部改正〔令和五年九月文科令三三二号〕

（職務障害年金の障害非該当の届出）

第二十七条の八 職務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号
職務障害年金の年金証書の記号番号

三 障害の程度が障害等級に該当しなくなつた年月日

四 その他必要な事項

本条：追加〔昭和三十六年二月文部令二八号〕、一部改正〔昭和四十七年一〇月文部令四五号〕、一部改正・旧三一条の二：繰下〔昭和五十一年一月文部令三五号〕、一部改正〔昭和五十五年三月文部令二二二号〕、旧三一条の四：繰下〔昭和五十六年七月文部令二九号〕、一部改正〔昭和五十六年二月文部令三五五号〕、見出：一部改正〔昭和五十七年九月文部令三七七号〕、本条：全部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一部改正〔平成九年一月文部令四一四号〕、見出：本条：一部改正・旧三一条の五：繰上〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、本条：一部改正〔令和五年九月文科令三三二号〕

（職務遺族年金の決定の請求）

第二十八条 職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係

二 加入者又は加入者であつた者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び死亡した年月日

三 加入者又は加入者であつた者の退職当時又は死亡当時の加入者等記号・番号及び退職年月日

四 加入者又は加入者であつた者の死亡が職務によつて生じた旨

五 加入者又は加入者であつた者の死亡の原因が第三者の行為によつて生じたものであるときは、その旨

六 厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、その旨

七 預金口座等

八 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 事業団の理事長が別に定める状況報告書

二 請求者の生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍抄本又は法定相続情報一覧図の写し

三 加入者又は加入者であつた者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

四 遺族の順位を証明するに足る市町村長の証明書、戸籍謄本若しくは除籍謄本（除籍謄本である場合又は請求者が加入者であつた者と戸籍を異にする場合には、請求者と加入者又は加入者

であつた者との続柄を明らかにする市町村長の証明書又は請求者の戸籍謄本を添えるものとする。以下同じ。）又は法定相続情報一覧図の写し

五 請求者が加入者又は加入者であつた者によつて生計を維持していたことを証明する書類

六 請求者が婚姻の届出をしていないが加入者又は加入者であつた者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明する書類

七 請求者（配偶者、父母及び祖父母を除く。）が厚生年金保険法施行令第三条の八に定める障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

八 請求者が労働基準法第七十九条の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる場合は、その事実を証明する書類

九 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができると書類

十 その他必要な書類

3 第一項第四号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求めることができる。

4 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の裁定請求をするときは、第二項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金の裁定請求書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、二項…一部改正〔平成七年三月文部令二二号〕、一一三項…一部改正〔平成九年一月文部令四一号〕、三項…一部改正〔平成二二年三月文部令四五号〕、一項…一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、二項…一部改正〔平成二一年一二月文科令四〇号・二二年九月一九号〕、一・二項…一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、見出・一・二項…一部改正・三項…全部改正、四項…追加・旧三三三六の六…繰上〔平成二七年九月文科令三三三三〕、一項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、二項…一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕、一項…一部改正〔令和四年九月文科令三五号・五年九月三三二一〕、一・二項…一部改正〔令和七年五月文科令二六号〕

（職務遺族年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十八条の二 職務遺族年金の受給権者が、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第三号に定める場合に該当することとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号
- 二 職務遺族年金の年金証書の記号番号
- 三 職務遺族年金の支給の停止の原因となった他の年金である給

付（以下この条及び次条において「職務遺族年金に係る併給調整年金」という。）の名称、その支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書等の記号番号

四 その他必要な事項

2 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により職務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 当該申請に係る職務遺族年金の年金証書の記号番号

三 当該申請を行う日が、当該申請に係る職務遺族年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月と同一の月に属するときは、職務遺族年金に係る併給調整年金又は当該職務遺族年金について、停止解除規定による支給の停止の解除を申請していない旨

四 当該申請を行う日が、当該申請に係る職務遺族年金について法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項の規定によりその支給を停止すべき事由が生じた日の属する月の翌月以後に属するときは、職務遺族年金に係る併給調整年金又は当該職務遺族年金について、当該支給を停止すべき事由が生

じた日以後に行われた停止解除規定による支給の停止の解除の申請を撤回した旨

五 その他必要な事項

3 前項の申請書には、同項第四号に該当するときは同号の撤回を証明する書類その他必要な書類を添えなければならない。

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一〇号〕、二・三項…一部改正〔平成七年三月文部令一〇号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一月文部令四一〇号〕、二・三項…一部改正〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出…一・二項…一部改正、旧三三三の七…繰上〔平成二七年九月文科令三三三〕、一・二項…一部改正〔令和五年九月文科令三三三〕

（職務遺族年金の併給調整事由等消滅の届出）

第二十八条の三 職務遺族年金の受給権者は、職務遺族年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 職務遺族年金の年金証書の記号番号

三 職務遺族年金に係る併給調整年金の受給権の消滅の事由

四 その他必要な事項

2 法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている職務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第二十八条の三・第二十八条の四）

第二章 給付の請求手続等

一四〇五

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 職務遺族年金の年金証書の記号番号

三 職務遺族年金の支給停止事由消滅の事由

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一〇号〕、二項…一部改正〔昭和六三年九月文部令三四号〕、一・二項…一部改正〔平成九年一月文部令四一〇号〕、三項…一部改正〔平成一九年三月文科令八号〕、二項…全部改正、三項…一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、見出…一・二項…一部改正、三項…削除、旧三三三の八…繰上〔平成二七年九月文科令三三三〕、一・二項…一部改正〔令和五年九月文科令三三三〕

（受給権者の届出による職務遺族年金の支給停止に係る届出等）

第二十八條の四 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による届出をしようとする職務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 職務遺族年金の年金証書の記号番号

三 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項

の届出をする旨

四 その他必要な事項

本条…追加〔平成一九年三月文科令一五号〕、見出…一・二項…一部改正〔平成二六年三月文科令一六号〕、二・三項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三三〕、本条…一部改正〔令和五年九月文科令三三三〕

（受給権者の申出による職務遺族年金の支給停止の撤回等）

第二十八条の五 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする職務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二 職務遺族年金の年金証書の記号番号

三 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の申出を撤回する旨

四 その他必要な事項

本条…追加[平成一九年三月文科令一五号]、見出…一項…一部改正・二項…削除・旧三三三の八の三…繰上[平成二七年九月文科令三三三]、本条…一部改正[令和五年九月文科令三三三]

（所在不明による支給停止の申請）

第二十八条の六 法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項の規定により所在不明である者の職務遺族年金の支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号並びにその者と加入者であつた者との続柄

二 所在不明者である受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番

号

三 職務遺族年金の年金証書の記号番号

四 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項に該当する事実を証明する書類

二 その他必要な書類

本条…追加[昭和六一年三月文部令一一号]、一項…一部改正[平成九年二月文部令四一〇号・一九年一〇月文科令三〇号]、見出…全部改正・一・二項…一部改正・三項…削除・旧三三三の九…繰上[平成二七年九月文科令三三三]、一項…一部改正[令和五年九月文科令三三三]

（胎児の出生による職務遺族年金の額の改定の請求）

第二十八条の七 職務遺族年金の受給権者（その全額につき支給の停止を受けている者を除く。）は、法第二十五条において準用する組合法第二条第三項に規定する胎児であつた子が出生したときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 職務遺族年金の年金証書の記号番号

三 子の氏名及び生年月日

四 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 子の生年月日及びその子と受給権者との続柄を明らかにすることができ、市町村長の証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

二 子が障害等級の一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書

三 その他必要な書類

3 第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十二条に規定する届出を行うときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないものとする。

本条…追加〔昭和六一年三月文部令一一号〕、一項…一部改正〔平成九年二月文部令四一号〕、二項…一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、見出・一項…一部改正・三項…追加・旧三三條の一〇…繰上〔平成二七年九月文科令三三三号〕、二項…一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕

（二級以上の障害の状態にある子等である職務遺族年金の受給権者等の届出）

第二十八條の八 職務遺族年金の受給権者であつて、その障害の程度についての診査が必要であると事業団が認めたものは、指定日

までに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該職務遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 職務遺族年金の年金証書の記号番号

三 その他必要な事項

2 前項の届書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一 その障害の状態に関する指定日前三月以内に作成された医師又は歯科医師の診断書

二 その他必要な書類

3 事業団は、前二項の書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき職務遺族年金の支払を差し止めることができる。

4 第一項の届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該職務遺族年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）について厚生年金保険法施行規則第六十八條の三に規定する届出をするときは、第二項の規定により当該届書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該遺族厚生年金に係る届書に添えたものについては、同項の規定にかかわらず、第一項の届書に併せて提出することを要しないもの

とする。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三号〕、二項…一部改正〔平成三一年四月文科令一六号〕

（国家公務員の場合における分限免職の事由に相当する事由）

第二十九条 法第二十五条において準用する組合法第七十九条の第三項に規定する国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由は、次に掲げる事由とする。

一 学校法人等の解散、学校法人等の設置する学校の廃止、学校法人等の合併、分校の廃止、高等学校及び大学の学部、学部の学科等の廃止、学校法人等の事務所の移転等により退職した場合

二 その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者で、学校法人等にかかる退職手当の支給に関する規定において、自己都合退職手当と勧奨手当の区別があり、勧奨手当の方がより高い支給割合を支給する旨の規定が定められている場合で当該規定の適用を受けた場合

三 各種学校の課程の廃止、分校等の移転、学生・生徒・児童又は幼児の募集の停止（募集を行ったが応募が少なかった場合及び応募がなかった場合を含む。）

四 前三号に掲げる事由のほか、事業団がこれらの事由に準ずる

ものとして定める事由

本条…削り・追加〔平成二十七年九月文科令三三号〕

（日本国籍を有しない者に係る一時金の請求）

第二十九条の二 法第二十五条において準用する組合法附則第十三条の二第一項の規定により一時金の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号
二 払渡希望金融機関の名称及び所在地並びに預金口座の口座番号

三 厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した旨

四 その他必要な事項

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 旅券の写し

三 預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

四 その他必要な書類

3 第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求をするときは、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出する

ことを要しないものとする。

本条…追加〔令和四年三月文科令「一三号」、一項…一部改正〕令和五年九月文科令三三三号〕

（年金の支給の調整）

第三十条 法第二十五条において準用する組合法第七十五条の七の規定による退職等年金給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができるものとする。

一 退職等年金給付の受給権者の死亡を給付事由とする職務遺族年金の受給権者が、当該退職等年金給付の受給権者の死亡に伴う当該退職等年金給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

二 職務遺族年金の受給権者が、同一の給付事由に基づく他の職務遺族年金の受給権者の死亡に伴う当該職務遺族年金の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

本条…追加〔平成七年三月文科令「一二号」、一部改正・旧三三三條の一四…繰上〔平成二七年九月文科令三三三号〕

（退職等年金給付に関する通知）

第三十一条 事業団は、退職等年金給付に係る処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならぬ。この場合において、請求に応ずることができないときは、理由を付さなければならぬ。

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第三〇条―第三二条の二）

第二章 給付の請求手続等 一四〇九

一項…一部改正〔昭和三年七月文科令「四号」、二項…一部改正〔昭和三年一月二二文科令三〇号〕、本条…全部改正〔昭和三六年一月二二文科令「二八号」、一部改正〔平成九年一月二二文科令四一号〕、見出し…全部改正・本条…一部改正・旧三三三條…繰上〔平成二七年九月文科令三三三号〕

（年金証書）

第三十二条 事業団は、前条の規定による通知が退職等年金給付（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二から第七十九条の四までの規定による一時金を除く。）の決定に係るものであるときは、同条の通知にあわせて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。

- 一 受給権者の氏名及び生年月日
- 二 年金の種類及び年金証書の記号番号
- 三 年金の受給権発生年月
- 四 その他必要な事項

2 事業団は、必要があると認めるときは、年金受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。

本条…追加〔平成三年三月文科令六号〕、一・三項…一部改正〔平成九年一月二二文科令四一号〕、一項…一部改正〔平成二二年三月文科令四五号〕、四年三月文科令二二二号〕、一項…一部改正・二項…削除・旧三三三條の二…繰上〔平成二七年九月文科令三三三号〕

（年金原簿等の作成）

第三十二条の二 事業団は、退職等年金給付の年金受給権者ごとに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給

に必要な所要の事項を記載して整理しなければならない。

本条…追加〔昭和三十六年二月文部令二八号〕、一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕、旧三四条の二…繰下〔平成三年文部令六号〕、一部改正〔平成九年一月文部令四一号〕、一部改正・旧三四条の二の二…繰上〔平成十七年九月文科令三三三号〕

第二章の二 福祉事業

本章…追加〔令和三年二月文科令五二号〕

（法第二十六条第三項の文部科学省令で定める者等）

第三十二条の三 法第二十六条第三項の文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他のものであつて、その使用する加入者等（法第二十六条第一項第一号に規定する加入者等をいう。以下この条、次条及び第三十二条の五において同じ。）に対し健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施しているもの（労働安全衛生法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。）

- 二 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者

- 2 法第二十六条第三項の文部科学省令で定めるものは、事業者等（同項に規定する事業者等をいう。次条において同じ。）が保存している加入者等に係る健康診断に関する記録の写し（労働安全衛生法その他の法令に基づき保存しているものを除く。）とする。

本条…追加〔令和三年二月文科令五二号〕

（事業者等が行う記録の写しの提供）

第三十二条の四 事業団が、法第二十六条第三項の規定により加入者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写し（前条第二項に規定する記録の写しを含む。以下この条において同じ。）は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他法第二十六条第一項第一号の規定により加入者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて事業団が必要と認める情報とする。

- 2 法第二十六条第三項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第一項	提出して、その交付又は提供を申請しなければならぬ。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であるとき、当該学校法人等を経由することを要しない。	提出して、その交付又は提供を申請しなければならぬ。
第一條の七	前項本文	前項
第二條の七	当該学校法人等に送付しなければならぬ。	申請者に送付しなければならぬ。
第五項	ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを申請者に送付することができる。	
第一條の七	前項本文	前項
第六項	前項本文	前項
第二條第一項	あつたとき、法第十六條ただし書に該当する	あつた

第二條第四項	提出して、その再交付を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であるとき、当該学校法人等を経由することを要しない。	に至つたとき又は当該学校法人等の内部において所属学校を異動した
第二條第五項	前項本文	前項
第二條第六項	当該学校法人等に送付しなければならぬ。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを当該加入者に送付することができる。	当該加入者に送付しなければならぬ。
第二條第七項	前項本文	前項

第二條の五 第一項	加入者の資格を取得した者	任意継続加入者となつた者
第二條の五 第三項	当該学校法人等を通じて行わなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、この限りでない。	加入者に行わなければならない。
第二條の五 第四項	前項本文	前項
第二條の五 第五項	前各項	第三十三條の二第二項の規定により読み替えて適用する前各項
第三條第一項	提出して、その再通知を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。	提出して、その再通知を申請することができる。
第三條第二項	前項本文	前項

第三條第三項	当該学校法人等を通じて行わなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、この限りでない。	加入者に行わなければならない。
第三條第四項	前項本文	前項
第三條の二 第三項	第二條	第三十三條の二第二項の規定により読み替えて適用する第二條
第三條の三 第三項	前項	第三十三條の二第二項の規定により読み替えて適用する前項
第四條の三 第四項	当該学校法人等を経 て、その旨	その旨
第四條の十 一の二第四 項	第二條	第三十三條の二第二項の規定により読み替えて適用する第二條
第四條の十 三第四項	第二條	第三十三條の二第二項の規定により読み替えて適用する第二條

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第三十三条の三―第三十三条の五）

第三章 任意継続加入者等

一四一四

本条：追加〔昭和四十九年七月文部令三七号〕、二項：一部改正〔昭和五十九年九月文部令四八号・平成六年九月四二号〕、一・二項：一部改正〔平成八年四月文部令一号〕、見出・一・二項：一部改正〔平成九年一月文部令四九号〕、二項：一部改正〔平成二二年三月文部令四五号・一四年一〇月文科令三九号・一五年三月八号・一九年三月一五号・二〇年三月八号・二二年五月二二号・二二年九月一九号〕、旧三四条の四：繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項：一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、二項：一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、全部改正〔令和六年一月文科令三二二号〕

（任意継続加入者に係る短期給付の請求手続等の特例）

第三十三条の三 任意継続加入者に係る第四条第一項及び第二項、第五条の十第一項並びに第八条第一項の規定の適用については、第四条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の」とあるのは「所定の」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、同条第二項中「当該学校法人等の証明を受けた当該給付の」とあるのは「当該給付の」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、第五条の十第一項及び第八条第一項中「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」とする。

本条：追加〔昭和四十九年七月文部令三七号〕、一部改正〔昭和五三年九月文部令三六号・平成八年四月一〇号〕、全部改正〔平成九年一月文部令四一号〕、一部改正〔平成二二年九月文科令一九号〕、旧三四条の五：繰上〔平成二七年九月文科令三三三号〕

（任意継続加入者に係る報告書等の記載の特例）

第三十三条の四 任意継続加入者が、次の各号に掲げる報告書等を事業団に提出する場合には、当該各号に定めるところによるもの

とする。

一 様式第三号又は様式第三号の二による報告書 当該報告書の学校法人等所在地の欄にその者の住所を、代表者名の欄にその者の氏名を、それぞれ記入するものとし、学校法人等名の欄及び担当者氏名の欄には、記入を要しない。

二 様式第八号、様式第八号の二及び様式第九号による申請書

当該申請書の学校法人等所在地の欄にその者の住所を、代表者名の欄にその者の氏名を、それぞれ記入するものとし、学校法人等名の欄及び担当者氏名の欄には、記入を要しない。

本条：追加〔昭和四十九年七月文部令三七号〕、一部改正〔昭和五三年九月文部令三六号・五六年七月二九号・平成六年九月四二号・八年四月一〇号〕、見出・本条：一部改正〔平成九年一月文部令四一号〕、本条：一部改正〔平成二二年九月文科令一九号〕、旧三四条の六：繰上〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔令和二年一月文科令四四号・四年二月三九号〕

（前納された任意継続掛金の取扱い）

第三十三条の五 法第二十五条において準用する組合法第二百二十六条の五第三項の規定により任意継続掛金が前納された後、前納に係る期間の経過前において任意継続掛金の額の引下げが行われることとなった場合においては、前納された任意継続掛金の額のうち当該任意継続掛金の額の引下げが行われることとなった後の期間に係るものから当該期間の各月につき払い込むべきこととなる任意継続掛金の額の合計額を控除した額は当該前納に係る期間の

後に引き続き任意継続掛金を前納することができず期間に係る前納されるべき任意継続掛金の額の一部とみなす。ただし、当該加入者の請求があつたときは当該残額を当該加入者に還付するものとする。

本条：追加〔昭和五十九年九月文部令四八号〕、一部改正〔昭和六一年三月文部令一号・平成九年二月四一号〕、旧三四条の七：繰上〔平成二七年九月文科令三三三号〕

（前納された任意継続掛金の還付の手続）

第三十三条の六 法第二十五条において準用する組合法第二百六条の五第三項の規定により前納した任意継続掛金の還付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

- 一 還付を受けようとする者の住所及び氏名
 - 二 任意継続加入者であつた者の氏名及び生年月日並びに任意継続加入者であつたときの加入者等記号・番号又は個人番号
 - 三 預金口座等
 - 四 還付金額
 - 五 還付理由
 - 六 第一号に掲げる者が任意継続加入者であつた者の相続人であるときは、当該任意継続加入者であつた者との続柄
- 2 前項の場合において、還付を受けようとする者が任意継続加入者であつた者の相続人であるときは、次の各号に掲げる書類を添

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第三十三条の六・第三四条）

えなければならない。

- 一 任意継続加入者であつた者の死亡の事実を証明する書類
- 二 還付を受けようとする者が任意継続加入者であつた者の先順位の相続人であることを証明する書類

本条：追加〔昭和五十九年九月文部令四八号〕、一部改正〔昭和六一年三月文部令一号〕、一・二項：一部改正〔平成九年二月文部令四一号〕、一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、旧三四条の八：繰上〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一項：一部改正〔平成二八年二月文科令三六号・令和二年九月三三三号〕、四年九月三三三号・六年一月三三三号〕

第四章 費用の負担

章名：追加〔平成七年三月文部令二二号〕、改正〔令和六年三月文科令八号〕

（育児休業等の期間に係る掛金の免除の申出）

第三十四条 法第二十八条第二項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日の属する月が同一である場合に限る。）を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

- 一 加入者の氏名
- 二 加入者等記号・番号
- 三 所属する学校法人等の名称及び所在地
- 四 育児休業等をしている旨

第四章 費用の負担

五 育児休業等を開始した日及びその育児休業等が終了する日
六 育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

七 第六項に規定する加入者を就業させる日数

八 その他必要な事項

2 法第二十八条第二項の規定により掛金が無除されている者は、育児休業等の期間を延長し、又は前項第五号に掲げる育児休業等が終了する日前に育児休業等が終了した場合（同日の前日までと同条第五項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したことにより育児休業等を終了したときを除く。）には、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項にあつては、育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日の属する月が同一である場合に限る。）を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一 加入者の氏名

二 加入者等記号・番号

三 所属する学校法人等の名称及び所在地

四 育児休業等を開始した日並びに変更前及び変更後のその育児休業等が終了する日

五 育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

六 第六項に規定する加入者を就業させる日数
七 その他必要な事項

3 第一項（後段及び第四号を除く。）及び前項（後段を除く。）の規定は、法第二十八条第三項の規定により掛金の免除の申出をしようとする学校法人等について準用する。この場合において、第一項中「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第三項」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「育児休業等をする加入者」と、「加入者等記号・番号」とあるのは「前号の者に係る加入者等記号・番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と、前項中「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第三項」と、「育児休業等の期間を」とあるのは「当該掛金の免除に係る加入者について育児休業等の期間を」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「育児休業等をする加入者」と、「加入者等記号・番号」とあるのは「前号の者に係る加入者等記号・番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と読み替えるものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、法第二十八条第二項及び第三項の規定による掛金の免除の申出については、育児休業等をする加入者を使用する学校法人等は、第一項の申出書及び前項において準

用する第一項の申出書に記載すべき事項並びに第二項の申出書及び前項において準用する第二項の申出書に記載すべき事項を、それぞれ一の申出書に記載して行うことができる。

5 事業団は、前各項の規定による申出があつたときは、掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間を加入者原票に記載しなければならぬ。

6 法第二十八条第二項第二号に規定する育児休業等の日数として文部科学省令で定めるところにより計算した日数は、その育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数（加入者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第九条の二第一項に規定する出生時育児休業をする場合には、同法第九条の五第四項の規定に基づき当該加入者を使用する学校法人等が当該加入者を就業させる日数（当該学校法人等が当該加入者を就業させる時間数を当該加入者に係る一日の所定労働時間数で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。）を除いた日数）とする。ただし、当該加入者が当該月において二以上の育児休業等をする場合（法第二十八条第四項の規定によりその全部が一の育児休業等とみなされる場合を除く。）には、これらの育児休業等につきそれぞれこの項の規定により計算した日数を合算して得た日数とする。

7 法第二十八条第四項に規定する文部科学省令で定める場合は、加入者が二以上の育児休業等をしている場合であつて、一の育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該加入者が就業した日がないときとする。

本条…追加〔平成七年三月文部令「二〇号」、一項…一部改正〔平成八年四月文部令「一一号」、一―三項…一部改正〔平成九年「二月文部令四一号」、一項…一部改正〔平成「一年三月文部令一〇号」、三・四項…追加・旧三項…一部改正し五項に繰下〔平成「二年三月文部令四五号」、見出・一―四項…一部改正〔平成「七年四月文科令二六号」、二・三項…一部改正〔平成「六年三月文科令一六号」、旧三五条…繰上〔平成「七年九月文科令三三三号」、一―三項…一部改正〔令和「二年九月文科令三五五号」、一・二項…一部改正・六・七項…追加〔令和四年九月文科令三五五号〕

（厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の免除の申出）
第三十四条の二 前条の規定は、第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項及び第二項中「法第二十八条第二項」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二」と、同条第五項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

本条…追加〔平成「七年九月文科令三三三号〕

（厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料

の徴収の特例の申出等の特例）

第三十四条の二の二 加入者が法第二十八条第二項の規定による掛金の免除の申出をした場合には、併せて同一の事由により第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出をしたものとみなす。

2 第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一条の二の規定による厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をした場合には、併せて同一の事由により加入者に係る法第二十八条第二項の規定による掛金の免除の申出をしたものとみなす。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三号〕

（産前産後休業の期間に係る掛金の免除の申出）

第三十四条の三 法第二十八条第五項の規定により掛金の免除の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

- 一 加入者の氏名
- 二 加入者等記号・番号
- 三 所属する学校法人等の名称及び所在地

四 産前産後休業をしている旨

五 多胎妊娠の場合にあつては、その旨

六 産前産後休業を開始した日及びその産前産後休業が終了する

日

七 産前産後休業に係る子の出産予定日

八 その他必要な事項

2 法第二十八条第五項の規定により掛金が免除されている者は、産前産後休業の期間を変更した場合には、次に掲げる事項を記載した申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該記載事項については、当該学校法人等の証明を受けなければならない。

一 加入者の氏名

二 加入者等記号・番号

三 所属する学校法人等の名称及び所在地

四 変更前及び変更後の産前産後休業を開始した日及び産前産後休業が終了する日

五 その他必要な事項

3 第一項（後段並びに第四号及び第五号を除く。）及び前項（後段を除く。）の規定は、法第二十八条第六項の規定により掛金の免除の申出をしようとする学校法人等について準用する。この場合において、第一項中「第二十八条第五項」とあるのは「第二十

八条第六項」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「産前産後休業をする加入者」と、「加入者等記号・番号」とあるのは「前号の者に係る加入者等記号・番号」と、「所属する学校法人等」とあるのは「学校法人等」と、前項中「第二十八条第五項」とあるのは「第二十八条第六項」と、「産前産後休業の期間を」とあるのは「当該掛金の免除に係る加入者について産前産後休業の期間を」と、「当該学校法人等を経て、事業団に」とあるのは「事業団に」と、「加入者」とあるのは「産前産後休業をする加入者」と、「加入者等記号・番号」とあるのは「前号の者に係る加入者等記号・番号」とあるのは「学校法人等」と読み替えるものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、法第二十八条第五項及び第六項の規定による掛金の免除の申出については、産前産後休業をする加入者を使用する学校法人等は、第一項の申出書及び前項において準用する第一項の申出書に記載すべき事項並びに第二項の申出書及び前項において準用する第二項の申出書に記載すべき事項を、それぞれ一の申出書に記載して行うことができる。

5 事業団は、前各項の規定による申出があつたときは、掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間を加入者原票に記載しなければならぬ。

本条：追加(平成二六年三月文科令一六号)、旧三五条の二：繰上(平成二七年九月文科令三三三)、一―三項：一部改正(令和二年九月文科令三五五)、一―四項：一部改正(令和四年九月文科令三五五)

(厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の免除の申出)

第三十四条の三の二 前条の規定は、第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項及び第二項中「法第二十八条第五項」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二」と、同条第五項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

本条：追加(平成二七年九月文科令三三三)、一部改正(令和四年九月文科令三五五)

(厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の申出等の特例)

第三十四条の三の三 加入者が法第二十八条第五項の規定による掛金の免除の申出をした場合には、併せて同一の事由により第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をしたものとみなす。

2 第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法第八十一条の二の規定による厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をした場合には、併せて同一の事由により加入者に係る法第二十八条第五項の規定による掛金の免除の申出をしたものとみなす。

本条：追加〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、一・二項：一部改正〔令和四年九月文科令三五五号〕

（掛金等の納付方法）

第三十五条 学校法人等は、法第二十九条第一項の規定により掛金等を納付するときは、事業団から送付された納付通知書とともにこれを事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

2 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学に派遣された検察官等のうち同法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に係る前項の規定の適用については、同項中「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、「法第二十九条第一項」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十六条第二項の規定により読み替えられた法第二十九条第一項」とする。ただし、当該私立大学を置く学校法人等が、国との取決めに基づき、国の負担すべき掛金

を併せて事業団に納付することを約しているときは、この限りでない。

本条：追加〔平成七年三月文部令一二号〕、一部改正〔平成九年二月文部令四一七号〕、見出：全部改正・本条：一部改正〔平成一五年三月文科令八号〕、二項：追加〔平成一六年三月文科令一四号〕、一項：一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、旧三五条の二：繰下〔平成二六年三月文科令一六号〕、見出：一部改正・旧三五条の三：繰上〔平成二七年九月文科令三三三号〕

（掛金の割合）

第三十五条の二 施行令第二十九条に規定する掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合については、次の各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める範囲内とする。

一 法第二十二条第二項に規定する掛金 施行令第十三条第三項に規定する範囲内

二 法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係る掛金 千分の十五を超えない範囲内

2 前項第一号に掲げる掛金のうち福祉事業に係る掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の三を超えない範囲内とする。

本条：追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一・二項：一部改正〔令和五年三月文科令一五五号〕

（出産育児交付調整金額）

第三十五条の三 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十

二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超える場合における出産育児交付調整金額（法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額に出産育児交付算定率（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額とする。

2 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

本条…追加〔令和六年三月文科令八号〕

（出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額の算定方法）

第三十五条の四 法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、第一号に掲げる額に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第三十五条の四・第三十六条）

一 当該年度の前々年度における出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額（法第三十四条の二第一項の政令で定める金額に係る部分に限る。）

二 健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号に掲げる率

三 健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号に掲げる率

本条…追加〔令和六年三月文科令八号〕

第五章 共済審査会

本章…追加〔昭和四〇年六月文部令三二号〕、旧二章の二…繰下〔平成七年三月文部令一二号〕、章名…改正〔平成九年二月文部令四二号〕

（共済審査会の委員に対する報酬の金額）

第三十六条 施行令第三十一条の文部科学省令で定める金額は、会長及びその他の委員につき予算の範囲内で別に事業団の理事長が文部科学大臣の承認を受けて定める金額とする。

本条…追加〔昭和四〇年六月文部令三二号〕、一部改正〔昭和四三年八月文部令二六号・四六年四月二二号・四八年六月一三三三・一〇月二七号〕、一部改正…旧三十四条の三…繰下〔昭和四九年七月文部令三七号〕、一部改正〔昭和五〇年五月文部令二二二二号・五一年一月三五五五号・五三年二月二二二二号・九月三六六六号・五五年六月二五五五号・五六年七月二九九九号・五七年六月三三三三号〕、旧三十四条の七…繰下〔昭和五八年一月文部令二二二二号〕、一部改正〔昭和五九年六月文部令三三六六号〕、旧三十四条の八…繰下〔昭和五九年九月文部令四四八八号〕、一部改正〔昭和六〇年六月文部令二四四四号・六一年三月一〇一〇号〕、旧三十四条の一〇…繰下〔平成七年三月文部令一二二二号〕、見出…本条…一部改正〔平成九年二月文部令四二二二号〕、本条…一部改正〔平成二二年（一〇月文部令五三三三号・一五年三月文科令八号）〕

第五章 共済審査会

係る特例

（共済審査会に関する書類の保存）

第三十七条 共済審査会に関する書類は、永久保存とする。

本条…追加〔昭和四〇年六月文部令三二号〕、旧三四条の四…繰下〔昭和四十九年七月文部令三七号〕、旧三四条の八…繰下〔昭和五八年一月文部令二号〕、旧三四条の九…繰下〔昭和五十九年九月文部令四八号〕、旧三四条の一…繰下〔平成七年三月文部令二二号〕、見出…本条…一部改正〔平成九年二月文部令四一号〕

第五章の二 高齢の教職員等に係る特例

本章…追加〔平成一四年三月文科令二二号〕、章名…改正〔平成二〇年三月文科令八号〕

（後期高齢者医療の被保険者に係る短期給付に関する規定の適用の特例）

第三十七条の二 加入者が高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当することとなったとき又は加入者であつて同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としなかつたこととされた者が同条の規定の適用を受けなかつたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、そのなつた日以後、五日以内に、事業団に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号
- 三 後期高齢者医療の被保険者となつた旨
- 四 その他必要な事項

2 教職員等であつて高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第

二号に該当する者が同号に該当しないこととなつたとき（七十五歳に達した場合を除く。）又は教職員等であつて同条第一号に該当する者が同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としなかつたこととされたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、五日以内に、事業団に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 加入者等記号・番号
- 三 後期高齢者医療の被保険者でなくなつた旨
- 四 その他必要な事項

本条…追加〔平成二〇年三月文科令八号〕、一項…一部改正〔平成二〇年五月文科令一七号〕、二項…一部改正〔平成二七年九月文科令三三号〕、一・二項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、二項…一部改正〔令和六年四月文科令一九号〕、一項…一部改正〔令和七年五月文科令一六号〕

（高齢の教職員等に係る異動報告等に関する特例）

第三十七条の三 次の各号のいずれにも該当する教職員等を使用する学校法人等は、当該教職員等に関し、第一条、第一条の二の六及び第一条の四の規定の例による異動報告書、届書及び支給報告書を、理事長が定めるところにより、事業団に提出しなければならない。

- 一 次のいずれかに該当する者
- イ 法第三十九条第一項の規定により法の短期給付に関する規

定を適用しないこととされた者

ロ 法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができる者

二 法第四十一条の規定により法の退職等年金給付に関する規定の適用について退職したものの又は加入者でないものとみなされた者

2 前項各号のいずれにも該当する教職員等が教職員等でなくなつたときは、当該教職員等であつた者を使用する学校法人等は、当該者に関し、第一条の規定の例による異動報告書を、理事長が定めるところにより、事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔平成二〇年三月文科令八号〕、一項…一部改正・旧三七条の五；繰上〔平成二七年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号・二九年三月一三号・令和二年九月三五号・五年二月四一号〕

第六章 雑則

旧四章…繰下〔平成七年三月文部令一二号〕

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第三十七条の四 法第四十五条第一項の文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 文部科学大臣
- 二 事業団
- 三 学校法人等
- 四 社会保険診療報酬支払基金（社会保険診療報酬支払基金法

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第三十七条の四）

第六章 雑則

（昭和二十三年法律第二百二十九号）第一条に規定する社会保険診療報酬支払基金をいう。第三十九条の二において同じ。）

五 国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。第三十九条の二において同じ。）

六 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

七 保険医療機関等

八 法第二十五条において準用する組合法第五十六条第一項に規定する診療、手当又は薬剤の支給を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関

九 指定訪問看護事業者

十 都道府県知事

十一 市町村長

十二 厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関（事業団を除く。）

十三 日本年金機構

2 法第四十五条第二項の文部科学省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 医療保険者（事業団を除く。）が、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法（法を除く。）

又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

二 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合

三 がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県知事から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合

四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）を行う場合

五 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

五の二 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及

び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第二項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

六 第二号から前号に掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ 国の行政機関（前項第一号に掲げる者を除く。）適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

ハ 民間事業者 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

七 法第二十六条第一項第一号に規定する特定健康診査等、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

八 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）が、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号

に掲げる業務を行う場合

九 加入者の同意を得た者又は加入者から委託を受けた者が、それぞれ当該同意を得た又は当該委託を受けた事業団（事業団から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合

十 事業団から委託を受けた者が、当該委託を受けた短期給付及び退職等年金給付の事業並びに福祉事業に関連する事務を行う場合

十一 独立行政法人環境再生保全機構が、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十一条の規定により医療費を支給する場合

注 右の第三十七条の四は、令和八年三月三十一日文科令一七号により改正され、令和八年六月一日から施行

第三十七条の四 一項 現行条文に同じ

2 法第四十五条第二項の文部科学省令で定める場合は、

次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 〇三 現行条文に同じ

四 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十五条第一項第五号ハ又は第六号イに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）を

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第三八条・第三九条）

行う場合

五〇十一 現行条文に同じ

本条：追加（令和二年九月文科令三五号）、二項：一部改正（令和三年二月文科令五二号・六年三月八号）、一項：一部改正（令和六年一月文科令三三号）

（貯金事業等に関する事務の処理）

第三十八条 学校法人等は、事業団の定めるところにより、貯金加入申込みに関する書類の送付、積立金の払込みその他法第二十六条第一項第四号に掲げる加入者の貯金の受入れ又はその運用の事業の執行に關して必要な事務を行わなければならない。

2 学校法人等は、事業団の定めるところにより、加入者に係る貸付け申込み及びこれに伴う団体信用生命保険への加入申込みに関する書類の送付、当該保険に係る加入者の保険料の払込み、加入者に対する貸付金の交付その他法第二十六条第一項第五号に掲げる加入者の臨時の支出に対する貸付けの事業の執行に關して必要な事務を行わなければならない。

本条：追加（昭和三十五年七月文部令一三三号）、一部改正（昭和四十七年一月文部令四五号）、見出：一部改正・一項：追加・旧一条：一部改正し二項に繰下（昭和五四年一月文部令二六号）、一・二項：一部改正（昭和五十九年九月文部令四八号）、二項：一部改正（昭和六三年九月文部令三四号）、旧三七条：繰下（平成七年三月文部令二二号）、一・二項：一部改正（平成九年二月文部令四一四号・二七年九月文科令三三三号）

（証票の様式）

第三十九条 施行令第三十八条第二項の規定による証票の様式は、

第六章 雑則

様式第十号による。

本条…追加〔平成七年三月文部令二二号〕、一部改正〔平成九年二月文部令四一号・一五年三月文科令八号・二二年九月一九号・二七年九月三三号・二八年九月三〇号〕

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第三十九条の二 法第四十七条の三第一項第一号の文部科学省令で定める短期給付は、法第二十条第一項に規定する短期給付のうち、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費及び家族出産費とする。

2 法第四十七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法第二十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務

二 法第二十六条第一項（同項第二号から第七号までを除く。）

及び同条第二項に規定する福祉事業の実施に関する事務

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成

二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十条の二各号（第四号、第五号、第十三号及び第十四号を除く。）に掲げる事務

3 法第四十七条の三第一項第三号の文部科学省令で定める事務

は、次に掲げる事務とする。

一 法第二十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十

三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務

二 法第二十六条第一項（同項第二号から第七号までを除く。）

及び同条第二項に規定する福祉事業の実施に関する事務

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第五十九条各号に掲げる事務

4 事業団は、法第四十七条の三第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合には、第一条第一項の規定による異動報告書（同項第一号又は第三号に係るものに限り。）

若しくは第一条の五第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出を受け、又は施行令第十一条第一項若しくは第二項の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該異動報告書若しくは申請書又は申出に係る加入者及び被扶養者の資格に係る情報を、電磁的方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

5 法第四十七条の三第二項の文部科学省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関及び防衛省の職員との給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う国とする。

本条…追加〔平成二八年三月文科令二二号〕、三項…追加〔平成三〇年六月文科令

二〇号）、一部改正（令和二年九月文科令三五号）、四項…追加（令和六年二月文科令四号）、一部改正（令和六年三月文科令八号）、見出…一部改正、四項…追加、旧四項…五項に繰下（令和六年四月文科令一九号）、二・三項…一部改正（令和六年五月文科令二〇号）、四項…一部改正（令和六年一月文科令三二号）、二項…一部改正（令和七年七月文科令一七号）

（文部科学大臣の承認）

第四十条 事業団の理事長は、共済業務（事業団法第十八条第二項に規定する共済業務をいう。）の執行に関し必要な事項を定めるときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

旧三八条…繰下（昭和三十五年七月文部令一三号）、旧三九条…繰上（昭和四〇年六月文部令三二号）、本条…一部改正（昭和四十七年三月文部令三三号）、旧三八条…繰下（平成七年三月文部令一二号）、本条…全部改正（平成九年一月文部令四一号）、見出・本条…一部改正（平成二二年一月文部令五三号）、本条…一部改正（平成一五年一月文部令四六号）

（電磁的方法による手続）

第四十条の二 この省令の規定による事業団への書類の提出については、事業団の定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録を送付する方法その他の適切な方法により行うことができる。

2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等（同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）を行う場合に

において、当該申請等に係る書類に添付すべきこととされている書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信するときは、事業団は、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該申請等を行う者に対し当該書類の提出を求めることができる。

3 第一項の規定は、法第四十六条の規定による文部科学大臣への報告について準用する。

本条…追加（平成三二年四月文科令一六号）、二項…追加（令和五年三月文科令一五号）、見出・一項…一部改正（令和五年一月文科令四一号）、一項…一部改正（令和六年一月文科令三二号）、見出…一部改正、二項…追加、旧二項…一部改正し三項に繰下（令和七年一月文科令三一号）

（様式及び提出書類の特例）

第四十一条 事業団は、特別の事情により様式各号に定める申請書、請求書その他の書類の様式について当該様式により難いと認めるときは、文部科学大臣が指定するものを除き、その記載内容、形式等が当該様式と著しく均衡を失うことがない限りにおいて、これと異なる様式によることができる。

2 この省令の規定により提出する申請書、請求書その他の書類において、個人番号を有しない者又は個人番号を有する者であつて死亡した者に係る個人番号については、記載することを要しない。

3 この省令の規定によつて事業団に提出すべき報告書、申請書、

申出書、請求書又は届書に添えるべき書類について、他の法令の規定にかかわらず、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、当該書類を提出することを要しない。ただし、事業団が当該書類の提出を要するものとして共済運営規則で定める場合は、この限りでない。

4 この省令の規定によつて事業団に提出すべき届書について、他の法令の規定にかかわらず、共済運営規則で定めるところにより、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該届書と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該届書と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることができるときは、当該届書の提出を省略することができる。

本条：追加〔昭和五十六年二月文部令三五号〕、旧三九条：繰下〔平成七年三月文部令一二号〕、一部改正〔平成九年二月文部令四一・一二年一〇月五三号〕、見出：一部改正・二項：追加〔令和五年九月文科令三二号〕、見出：一部改正・三・四項：追加〔令和七年二月文科令三一号〕

第七章 厚生年金保険給付

本章：追加〔平成二七年九月文科令三三号〕
(老齢厚生年金の請求等)

第四十二条 老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第二項第三号の三及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一項第二号	又は	及び
第三十条第一項第三号	被保険者（	被保険者（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法による被保険者及び
第三十条第一項第七号	被保険者	被保険者（第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第

第三十条第一項第八号	附則第九条の三第二項及び第九条の四第三項	附則第十八条第三項、第十九条第三項、第二十条第三項	を含む。）並びに平成六年改正法附則第三十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第四十四条第一項（以下「法第四十四条第一項」という。）	使用される事業所の名称及び所在地又は船舶所有者の氏名及び住所	二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。（以下同じ。）
第三十条第一項第十一	十一 次のイからニまでに掲げる者の区分	十一 私立学校教職員共済法施行規則第二	を含む。）	学校法人等の名称及び所在地	二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。（以下同じ。）

号

に 應 じ 、 当 該 イ か ら ニ ま で に 定 め る 事 項 イ 払 渡 し を 受 け る 機 関 に 金 融 機 関 を 希 望 す る 者 （ ロ 及 び ハ に 規 定 す る 者 を 除 く ） 払 渡 希 望 金 融 機 関 の 名 称 及 び 預 金 口 座 の 口 座 番 号 ロ 払 渡 し を 受 け る 機 関 に 郵 便 貯 金 銀 行 （ 郵 政 民 営 化 法 （ 平 成 十 七 年 法 律 第 九 十 七 号 ） 第 九 十 四 条 に 規 定 す る 郵 便 貯 金 銀 行 を い う 。以下同じ。） の 営 業 所 又 は 郵 便 局 （ 簡 易 郵 便 局 法 （ 昭 和 二 十 四 年 法 律 第 二 百 十 三 号 ） 第 二 条 に 規 定 す る 郵 便 窓 口 業 務 を 行 う 日 本 郵 便 株 式 会 社 の 営 業 所 で あ つ	十四 条 第 一 項 第 七 号 に 規 定 す る 預 金 口 座 等	十二 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 改 正 前 私 学 共 済 法 第 二 十 五 条 に お い て 準 用 す る 改 正 前 国 共 済 法 附 則 第 十 二 条 の 十 二 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 一 時 金 で あ る 給 付 を 受 け て い る と き は 、 当 該 一 時 金 の 返 還 方 法

て郵便貯金銀行を
所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。以下同じ。）
（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）
払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地の公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一

第三十条第二項第一号の二	
一の二 雇用保険被保険者証その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）	項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者 その旨
一の二 雇用保険被保険者証その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）	

第三十条第 二項第三号				共済組合の組合員又は 私学教職員共済制度の 加入者であつた期間を 有する者	
	、当該共済組合 又は日本私立学校振 興・共済事業団が国民 年金法施行規則				
第三十条第 一號から第二十号	第一号から第十六号ま	第一号から第十六号ま	第一号から第十六号ま	第一号厚生年金被保険 者期間、国民年金の被 保険者期間（国民年金 法第七条第一項第二号 に規定する第二号被保 険者としての国民年金 の被保険者期間を除 く。）又は合算対象期 間を有する者にあつて は厚生労働大臣が、共 済組合の組合員	一の三 第三十三条第 一項に該当する場合 にあつては、同条第 二項に定める書類 一の四 第三十三条第 三項に該当する場合 にあつては、同条第 四項に定める書類
			第三十条第 二項第八号	八 削除	二項第三号 の二 まで
			八 請求者が被用者年 金制度の一元化等を 図るための厚生年金 保険法等の一部を改 正する法律及び私立 学校教職員共済法等 の一部を改正する法 律の施行に伴う文部 科学省関係政令等の 整備及び私立学校教 職員共済法による長 期給付等に関する経 過措置に関する政令 （平成二十七年政令 第三百四十八号）第 一条による改正前の 私立学校教職員共済 法施行令（昭和二十 八年政令第四百二十 五号）第九条に該当		

第三十条第二項第九号		前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	した者であるときは、その事実を証明する書類
第三十条第五項	法第四十四条の三第一項、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年改正前の法」という。）第四十四条の三第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十	法第四十四条の三第一項	
第三十条第八項		第三十条第六項	二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の法第四十四条の三第一項
法附則第八条の二第一項から第三項まで	第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）	（法第四十四条の三第一項又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前の法第四十四条の三第一項	（法第四十四条の三第一項
法附則第八条の二第一項	第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）		

第三十条の五の二第二項第一号		三 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。 、 国 民 年 金 法 第 二 十 条 の 二 第 一 項 （ 平 成 十 六 年 経 過 措 置 政 令 第 三 十 一 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。 ） 又 は 平 成 八 年 改 正 法 附 則 第 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 適 用 す る も の と さ れ た な お 効 力 を 有 す る 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 改 正 前 国 共 済 法 第 七 十 四 条 の 二 第 一 項	
第三十条の五の二第二項第一号		限る。）又は旧法による年金たる保険給付	
第三十条の五の二第三項		前条第二項各号	
第三十条の五の二第三項		第三十八條の二第三項（平成十六年経過措置政令第三十二條第一項及び第三十三條第一項において準用する場合を含む。）、国民年金法	
第三十条の五の二第三項		前条第二項第一号	
第三十条の五の二第三項		第三十八條の二第三項	
第三十一條第一項（各号を除く。）		第二十條の二第三項（平成十六年経過措置政令第三十一條第一項において準用する場合を含む。）又は平成八年改正法附則第十六條第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年改正前国共済法第七十四條の二第三項	
第三十一條第一項（各号を除く。）		第九條の三第二項及び第四項、第九條の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八條第三項、第十九條第三項及び第五項、第二十條第三項及び第五項並びに第二十七條第十五項及び第十六項並びに平成六年改正法附則第三十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第	
に規定する		第九條の三第二項及び第四項並びに平成六年改正法附則第二十七條第十五項	

第三十一条 の二第二項 第四号	三条の規定による改正 前の法第四十四条第三 項に規定する	十日以内に
	配偶者が令第三条の七 に掲げる給付又は平成 二十四年一元化法附則 第十二条第二項の規定 によりなおその効力を 有するものとされた平 成二十七年経過措置政 令第二十一条の規定に より読み替えて適用さ れる被用者年金制度の 一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一 部を改正する法律の施 行に伴う厚生労働省関 係政令等の整備に関す る政令（平成二十七年 政令第三百四十二号） 第一条の規定による改 正前の令（以下「平成 二十四年改正前の令」 という。）第三条の七	速やかに 配偶者が令第三条の七 に掲げる給付

第三十一条 の二第四項	法第四十三条第二項若 しくは第三項又はなお 効力を有する平成二十 四年一元化法改正前の 法第四十三条第三項	に掲げる給付（以下 「令第三条の七に掲げ る給付」という。）	法第四十三条第二項若 しくは第三項
第三十一条 の二第五項 第二号	二 加給年金額の対象 者が受給権者によつ て生計を維持してい ることを証する書類		二 加給年金額の対象 者が受給権者によつ て生計を維持してい ることを証する書類
第三十二条 第一項（各 号を除く。）	第九条の三第二項及び 第四項並びに第九条の 四第三項及び第五項並 びに平成六年改正法附 則第十八条第三項、第 十九条第三項及び第五	第九条の三第二項及び 第四項並びに第九 条の四第三項及び第 五項並びに第二十七 条第十三項	第九条の三第二項及び 第四項並びに第二十七 条第十三項

第三十二条 の四第二項	が被保険者	第三十二条 の三第二項 第五号	第三号に掲げる額	十日以内に	項、第二十條第三項及び第五項並びに第二十七條第十三項及び第十四項
				を除く。）	を含む。）又は平成六年改正法附則第三十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三條の規定による改正前の法第四十四條第四項各号（第四号、第八号及び第十号を除く。）
第三十二条 の四第二項	が被保険者	第三十二条 の三第二項 第五号	第三号に掲げる額及び同項第二号又は第三号と同一の月以前の一年間の各月における同条第二項第二号又は第三号に掲げる額	速やかに	を含む。）

第三十三条 第一項第四 号	雇用保険被保険者番号	雇用保険被保険者番号 及び求職の申込みを行 つた旨
第三十三條 第三項第四 号	雇用保険被保険者番号	雇用保険被保険者番号 及び給付金の支給を受 ける旨
第三十五条 の三第一項 (各号を除 く。)	平成六年改正法附則第 十九条第一項又は第二 十條第一項	平成六年改正法附則第 十九条第一項

本条：追加平成二七年九月文科令三三三、一部改正、平成二八年三月文科令一一一、二九三年三月三三三、二三三、一月四〇号、三〇年六月二〇号、令和四年三月一二三、九月三五五、二月三九九号、五年九月三三三、六年三月八八号、五月二〇号、七年二月一二三、二月三一三。

(障害厚生年金及び障害手当金の請求等)

第四十三条 障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同令第四十七条の二第二項第四号ロ及びハ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十条の二第一項第四号ロ並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。

この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条第一項第二号	又は	及び
第四十四条第一項第五号	業務上	職務上若しくは業務上
第四十四条第一項第九号	九 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ 第三十条第一項第十一号イに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ 第三十条第一項第十一号ロに規定する者 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ 第三十条第一項第十一号ハに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号	九 私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等 十 平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前

第四十四条第二項第三号	並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ 第三十条第一項第十一号ニに規定する者 同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨	国共済法附則第十二条の十二第二項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法
	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であった期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。以下同じ。）又は合算対象期

第四十四条第 四項	第四十四条第 二項第十号	、当該共済組合 又は日本私立学校振興・共済 事業団が国民年金法施行規則	間を有する者 にあつては厚 生労働大臣 が、共済組合 の組合員
4 第一項の裁定の請求が、 平成六年改正法附則第十四 条第一項若しくは第二項、 平成八年改正法附則第九条	前項第九号イに掲げる者にあ つては、預金口座の口座番号 についての当該払渡希望金融 機関の証明書、預金通帳の写 しその他の預金口座の口座番 号を明らかにすることができ る書類	がそれぞれ国 民年金法施行 規則	4 第一項の 請求に関し て、事業団 はその事実

第二項又は平成十三年統合
法附則第十一条第二項の規
定による障害厚生年金に係
るものであるときは、第二
項各号に掲げる書類等のほ
か、次の各号に掲げる年金
の支給事由である障害の原
因となつた疾病又は負傷の
傷病名を記載した書類及び
その年金（厚生労働大臣が
支給するものを除く。）の
年金証書（年金証書を添え
ることができないときは、
第八十二条第二項第二号の
二並びにその年金について
同項第一号及び第三号に掲
げる事項を明らかにするこ
とができる書類）を添えな
ければならない。この場合
においては、第二項の規定
にかかわらず、同項第一号
から第三号まで及び第六号
に掲げる書類は添えること
を要しないものとする。
一 法による障害厚生年金
の受給権を有していたこ

について学
校法人等に
対し意見及
び必要な書
類の提出を
求めること
ができる。

とがある者にあつては、 当該障害厚生年金 二 旧法による障害年金の 受給権を有していたこと がある者にあつては、当 該障害年金 三 平成八年改正法第二 条の規定による改正前の 国家公務員等共済組合法 又は平成十三年統合法 附則第十六条第一項の 規定によりなおその効 力を有するものとされ た同法附則第二条第一 項第一号に規定する廃 止前農林共済法による 障害共済年金の受給権 を有していたことがある 者にあつては、当該 障害共済年金 四 昭和六十年国家公務 員共済改正法第一条の 規定による改正前の国 家公務員等共済組合法 又は平成十三年統合法 附則第十六条第二項の 規定によりなおその効 力を有するもの	

第四十六 条（各号 を除く。） 第四十七 条の二第 一項（各 号を除く。）			
とされた同法附則第二 条第一項第五号に規定 する旧制度農林共済法 による障害年金の受給 権を有していたことが ある者にあつては、当 該障害年金 五 平成十三年統合法 附則第二十五条第四項 第十一号に規定する特 例障害農林年金の受給 権を有していたことが ある者にあつては、当 該特例障害農林年金		十日以内に	速やかに
障害厚生年金（昭和 六十年改正法附則第七 十八条第七項及び第八 十七条第八項並びに 国民年金法等の一部を 改正する法律の施行に 伴う経過措置に関する 政令（平成元年政令第 三百三十七号。以下「 政令第三百三十七号 」という。）第十五条 及び第十九条の規定に		障害厚生年金	

第四十七条の二第一項第三号	年金証書、旧法による障害年金証書又は旧船員保険法による障害年金証書			年金証書	第四十九条第三項	3 障害厚生年金の受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第三十四条第一項の届出を行ったときは、第一項の届出を行つたものとみなす。
	より受給権者とみなされる者に係るものを含む。以下この項（第二号を除く。）及び第五十条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）					
第四十七条の二第二項第一号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者			第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員	3 障害厚生年金の受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第三十四条第一項の届出を行ったときは、第一項の届出を行つたものとみなす。	3 障害厚生年金の受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が国民年金法施行規則第三十四条第一項の届出を行ったときは、第一項の届出を行つたものとみなす。
	、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則			当該共済組合がそれぞれ国民年金法施行規則		
第四十七条の三第一項（各	十日以内に			速やかに		

		第五十条の二 第二項第二号	共済組合の組合員又は私学教 職員共済制度の加入者であつ た期間を有する者	
、 当該共済組合	又は日本私立学校振興・共済 事業団が国民年金法施行規則			
当該共済組合	がそれぞれ国 民年金法施行	第一号厚生年 金被保険者期 間、国民年金 の被保険者期 間又は合算対 象期間を有す る者にあつて は厚生労働大 臣が、共済組 合の組合員		4 第一項の 請求に關し て、事業団 はその事実 について学 校法人等に 対し意見及 び必要な書 類の提出を 求めること ができる。

2 前項の規定による障害厚生年金又は障害手当金の請求、届出その他の行為について、当該障害厚生年金又は障害手当金が厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係る第四号厚生年金被保険者期間に基づくものであるときは、障害厚生年金請求等規定（同項の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）のうち、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第四十四条第一項中「障害手当金（事業団）」とあるのは、「障害手当金（法第七十八条の二十二に規定する一の期間に係るもの）に限り、かつ、事業団」とする。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、一項…一部改正〔平成二十九年一月文科令四〇号・三〇年六月二〇号・令和四年九月三三三号〕、二月三九号、五年九月三三三号・六年三月八号・五月二〇号〕、一・二項…一部改正、一項…一部改正〔令和七年二月文科令二号〕、一項…一部改正〔令和七年二月文科令三一号〕

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条 遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで、第七十条の二及び第七十三条の二（同令第六十条第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定める

ところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項第一号の二	又は	及び
第六十条第一項第八号	業務上	職務上若しくは業務上
第六十条第一項第十四号	十四 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項イ 第三十条第一項第十一号イに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ 第三十条第一項第十一号ロに規定	十四 私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等 十五 平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金で

第六十条第三項第八号	八 請求者（妻並びに六十歳以上の夫、父母及び祖父母を除く。）が令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の程度に	八 請求者（配偶者、父母及び祖父母を除く。）が令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にあるときは、その障害の程度に
八 請求者 払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ 第三十条第一項第十一号ハに規定する者 払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ 第三十条第一項第十一号ニに規定する者 同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨	ある給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	ある給付を受けているときは、当該一時金の返還方法

第六十条第三項第九号の二	害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者
	する医師又は歯科医師の診断書	第一号厚生年金被保険者期間、国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を除く。）又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
第六十条第三項第十二号	、当該共済組合 又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則	当該共済組合 がそれぞれ国民年金法施行規則
	附則第十二条第一項第九号、第十一号、第十三号又は第十五号から	附則第十二条第一項第一号から第十六号まで、第十八号及び第十九号
	該当する者（同項第十六号の規定に該当する	該当する者

第六十条第三項第十四号	者にあつては、退職共済年金を受けることができるものに限る。）	第六十条第三項第十四号に掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金通帳の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができ
第六十条第六項	6 第一項の裁定の請求は、遺族厚生年金の受給権者が同時に当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権を有する場合においては、国民年金法第十六条の規定による当該遺族基礎年金の	6 第一項の裁定の請求は、遺族厚生年金の受給権者が同時に当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権を有する場合においては、国民年金法第十六条の規定による当該遺族基礎年金の

ハ 第三十条第一項
第十一号ハに規定
する者 払渡希望
金融機関の名称及
び公金受取口座の
口座番号並びに公
金受取口座への払
込みを希望する旨
ニ 第三十条第一項
第十一号ニに規定

第六十条の三	法第六十四条の二第二項若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第六十四条の三第一項	老齢厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前の令第三条の十の五各号に掲げる年金たる給付	法第二條の五第一項第二号から第四号まで	第二号等遺族厚生年金	十日以内に	第六十二条第一項（各号を除く。）
	法第六十四条の二第二項	老齢厚生年金等	法第二條の五第一項第一号から第三号まで	第一号等遺族厚生年金	速やかに	

第六十三条第一項（各号を除く。）	除く。）又は昭和六十年改正法附則第七十二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第六十三条第三項（以下この条において「旧法第六十三条第三項」という。）	第七十四条	除く。）又は旧法第六十三条第三項	第六十三条第一項第三号	第七十条の二第一項	前条第一項	十日以内に	個人番号又は基礎年金番号	第七十条の二第一項第二号
	除く。）	速やかに	私立学校教職員共済法施行規則第五十一条第一項	除く。）	私立学校教職員共済法施行規則第五十条第一項	遅滞なく	本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。）及び遺族厚生		

年金の年金証書の記号 番号	

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一項…一部改正〔平成二九年一月文科令四〇号・三〇年六月二〇号・令和二年一〇月三八号・四年三月一三号・九月三五号・一二年三九号・五年九月三三三号・一二月四一八号・六年三月八号・五月二〇号〕、一項…一部改正・二項…削除、本条…一部改正〔令和七年二月文科令二二二号〕、本条…一部改正〔令和七年二月文科令三三三号〕

（脱退一時金の請求等）

第四十五条 厚生年金保険法附則第二十九条に規定する脱退一時金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求及び届出の行為については、厚生年金保険法施行規則第七十六条の二及び第七十六条の四に定めるところによるものとする。この場合において、同令第七十六条の二第一項中「脱退一時金（厚生労働大臣が支給するものに限る。）」とあるのは「脱退一時金（第四号厚生年金被保険者期間（法附則第三十条の規定により第四号厚生年金被保険者期間に合算された第四号厚生年金被保険者以外の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を含む。）に基づくものに限る。）」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同項第一号中「及び住所」とあるのは「住所及び氏名」と、同条第二項第三号中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同令第七十六条の四第一項中「機構」とあるのは「事業団」とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔平成二八年三月文科令二

一号・二九年一月四〇号・三〇年六月二〇号・令和四年三月一三号〕
（厚生年金保険給付に関する通知）

第四十六条 事業団は、厚生年金保険給付（厚生年金保険法第三十条に規定する保険給付（第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔平成二八年三月文科令二一号〕

（厚生年金保険給付に係る年金証書）

第四十七条 事業団は、前条による通知が厚生年金保険給付の裁定に係るものであるときは、同条の通知に併せて、次に掲げる事項を記載した年金証書を交付しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 二 年金の種類及び年金証書の記号番号
- 三 年金コード
- 四 年金の受給権発生年月
- 五 その他必要な事項

2 事業団は、必要があると認めるときは、受給権者に対して年金証書の提出を求めることができる。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一項…一部改正〔平成二八年三月文

（厚生年金保険給付に係る年金証書の再交付の申請）

第四十八条 厚生年金保険給付（事業団が支給するものに限る。以下同じ。）の受給権者は、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金証書再交付申請書を、亡失の事実を明らかにする書類又はその損傷した年金証書と併せて事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 本人確認番号
- 三 厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号
- 四 再交付申請の理由

2 厚生年金保険給付の受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があつたときは、前項の申請書を、事業団に提出することができる。

3 前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

4 事業団は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

5 受給権者は、年金証書の再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なくこれを事業団に返納しなければならない。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三三三号〕、見出…一部改正・二・三項…追加・旧二項…一部改正し四項に繰

（厚生年金保険給付に係る支払の一時差止め）

第四十九条 事業団は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由

がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二条の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類（同条第三項の規定の適用を受けるものに限る。）、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項に規定する書類、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二の書類等、第六十八条の三の書類等、第七十条の二第一項に規定する届書又は第七十三条の二第三項に規定する書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔令和五年一二月文科令四一号〕

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第五十条 年金受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするとき

は、その旨（公金受取口座への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の区分による書類を添えなければならない。
い。

一 改氏名の場合は、年金証書及び市町村長の氏名の変更に關する証明書又は改氏名後の戸籍抄本

二 年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

3 事業団は、第一項に規定する転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関の変更に係る届書の提出を受けた場合において必要があると認めるときは、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、当該事項について確認を行うことができなかった場合には、事業団は、その受給権者に対し当該事

項について確認できる書類の提出を求めることができる。

4 事業団は、第二項の規定による年金証書の提出があつたときは、直ちに、新たな年金証書を交付しなければならない。

本条：追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、一一三項：一部改正〔平成二七年一〇月文科令三四号・三〇年六月二〇号〕、一・二項：一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕、一項：一部改正〔令和五年九月文科令三二号〕、一―四項：一部改正〔令和五年一二月文科令四一号〕、一・三項：一部改正〔令和六年五月文科令二〇号〕、一項：一部改正〔令和七年一二月文科令三二号〕

（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

第五十一条 厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなることを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 厚生年金保険給付の受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所

二 年金の種類

三 本人確認番号

四 厚生年金保険給付に係る年金証書の記号番号

五 受給権の消滅の事由

2 老齢厚生年金の繰下げ待機者が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するとき、同項に定める届書を事業団に提出しなければならない。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、一・二項…一部改正〔平成二十七年一〇月文科令三四号〕、一項…一部改正〔平成二八年三月文科令二二号、令和五年九月三二二号〕、一・二項…一部改正〔令和七年二月文科令二二二号〕

(未支給の厚生年金保険給付の請求)

第五十二条 厚生年金保険法第三十七条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに請求者と死亡した厚生年金保険給付の受給権者との続柄

二 死亡した厚生年金保険給付の受給権者の氏名及び生年月日

三 死亡した厚生年金保険給付の受給権者の基礎年金番号

四 厚生年金保険給付の年金証書の記号番号

五 死亡した者の死亡年月日

六 請求者より先順位の厚生年金保険法第三十七条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と受給権者との身分関係

七 預金口座等

2 厚生年金保険給付の受給権者が死亡した場合であつて、厚生年

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第五二条） 第七章

金保険法第三十七条第三項の規定に該当するときは、同条の規定による未支給の保険給付の支給を受けようとする者は、老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては前項の請求書並びに厚生年金保険法施行規則第三十条、第三十条の二第二項又は第三十条の三の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、障害厚生年金及び障害手当金の受給権者が死亡した場合にあつては前項の請求書並びに同令第四十四条の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を、遺族厚生年金の受給権者が死亡した場合にあつては同令第六十条又は第六十条の二の例による請求書及びこれに添えるべき書類等を事業団に提出しなければならない。

3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができず市町村長による証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本若しくは除籍抄本若しくは除籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し

二 死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

三 預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができず書類

厚生年金保険給付

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第五三条・第五四条）

本条：追加〔平成二七年九月文科令三三号〕、二項：一部改正〔平成二八年三月文科令二一號〕、一項：一部改正〔平成三二年四月文科令一六號〕、三項：一部改正〔令和二年一〇月文科令三八号〕、一・三項：一部改正〔令和四年九月文科令三五号〕、三項：一部改正〔令和六年五月文科令二〇号〕、一項：一部改正〔令和七年九月文科令二七号〕、三項：一部改正〔令和七年二月文科令二一號〕

（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第五十三條 厚生年金保険法第三十一條の二の規定による通知（事業団が行うものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した

書面によつて行うものとする。

一 被保険者期間の月数

二 最近一年間の被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額

三 被保険者期間における標準報酬月額及び標準賞与額に応じた保険料（被保険者の負担するものに限る。）の総額

四 国民年金法施行規則第十五條の四第一項第一号に掲げる事項

五 国民年金法による老齢基礎年金（以下「老齢基礎年金」という。）及び老齢厚生年金の額の見込額

六 その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により通知が行われる被保険者が三十五歳、四十五歳及び五十九歳に達する日の属する年度における同項の通知は、当該被保険者に係る同項各号に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項及び最近一年間の被保険者期間に

第七章 厚生年金保険給付

一四五〇

における保険料の納付状況を除く。）のほか、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。

一 国民年金法施行規則第十五條の四第二項第一号に掲げる事項
二 全ての国民年金法第七條第一項第一号に規定する第一号被保険者期間における保険料の納付状況並びに被保険者期間における標準賞与額

本条：追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（添付書類の特例）

第五十四條 第一章及び第七章の規定により次の各号に掲げる書類

を提出し又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百條の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより事業団が当該書類に係る事実を確認することができるときは、第一章及び第七章の規定にかかわらず、当該書類を提出し、又は請求書等に添えることを要しないものとする。

一 国民年金法施行規則第二條第一項第七号に規定する公的年金制度の加入期間（第四号厚生年金被保険者期間を除く。）に係る管掌機関が当該加入期間を確認した書類
二 合算対象期間を明らかにすることができる書類
三 国民年金法施行規則第十七條第一項第四号に規定する公的年金

金給付の支給状況に関する書類

本条…追加[平成二七年九月文科令三三三号]

(実施機関による届書等の受理、送付等)

第五十五条 実施機関(厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関をいう。以下この条及び第五十八条において同じ。)は、厚生年金保険法施行令第四条の二の十四の規定により、私立学校教職員共済法施行規則第四十二条から第四十四条まで、第五十七条若しくは第六十二条により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで(同令第三十条の二第一項、第三十条の三第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項及び第三十五条の四第一項を除く。)、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項、第四十六条、第四十九条の二、第五十条の三若しくは第六十条から第六十八条の三まで(同令第六十七条の二、第六十八条の二第二項並びに第六十八条の三第一項及び第二項を除く。)又は第三章の二若しくは第三章の三の規定による請求書等の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うものとする。

2 実施機関は、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第四十二条において適用する厚生年金保険法施行規則第四十条の二、第四十三条において適用する厚生年金保険法施行規則第五十六条の二及び第四十四条において適用する厚生年金保険法施行規則第

七十三条の二の規定による請求書等の受理及びこれらの書類に係る事実についての審査を行うものとする。

3 実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行うとともに、第五十八条第一項の規定による請求書を除き事業団にこれを送付し、又は電磁的方法により送らなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により同項の請求書等が実施機関に受理されたときは、その受理されたときに事業団に提出があつたものとみなす。

本条…追加[平成二七年九月文科令三三三号]、一項…一部改正[平成二八年三月文科令二二号・二九年一月四〇号・三〇年六月二〇号]

(年金原簿等の作成)

第五十六条 事業団は、厚生年金保険給付に係る受給権者(とに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給に必要な事項を記載して整理しなければならない。

本条…追加[平成二七年九月文科令三三三号]

(標準報酬改定請求等)

第五十七条 第四号厚生年金被保険者期間(厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。)を有する者が同法第七十八条の二第一項に規定する離婚等をした場合であつて同項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する当事者に係る第四号厚生年金被保険者期

間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二（第七十八条の六及び第七十八条の十を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、同令第七十八条の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。

本条：追加（平成二十七年九月文科令三三号）、一部改正（平成二十九年一月文科令四〇号・三〇年六月二〇号・令和四年十二月三九号）

（当事者等からの情報提供請求等）

第五十八条 厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定により第四号厚生年金被保険者期間について情報提供請求（厚生年金保険法施行規則第七十八条の三第三項に規定する情報提供請求をいう。以下この条において同じ。）をする当事者（以下この条において「情報提供請求当事者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

- 一 情報提供請求当事者の氏名、生年月日及び住所
- 二 本人確認番号
- 三 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

イ 情報提供請求当事者が、厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）の末日（情報提供請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、当該請求があつた日とする。以下この条において同じ。）が属する月の前月の末日において、第一号

厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者（以下この号において「被保険者」と総称する。）の資格を喪失している場合同日以前の直近の被保険者の資格を喪失した年月日

ロ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月の末日において、被保険者である場合（ハに該当する場合を除く。） 同日以前の直近の被保険者の資格を取得した年月日

ハ 情報提供請求当事者が、対象期間の末日が属する月の前月において被保険者の資格を喪失し、同月に更に被保険者の資格を取得した場合であつて、同月の末日において被保険者であるとき 当該資格を喪失した年月日及び当該資格を取得した年月日

四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

イ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻をしてい

る場合 当該婚姻が成立した日

ロ 情報提供請求があつた日において、当事者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合 事実婚第三号被保険者期間（厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第二項第三号に規定する事実婚第三号被保険者期間をいう。以下この条において同じ。）の初日及び現に当該事情にある旨

ハ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間

ニ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第二号に掲げる場合に該当する場合 同号に規定する期間

ホ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項第三号に掲げる場合に該当する場合 事実婚第三号被保険者期間及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情が解消した旨

ヘ 情報提供請求があつた日以前において、厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合 当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名、生年月日及び本人確認番

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第五八条） 第七章

号

五 婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者について、当該情報提供請求当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合にあつては、事実婚第三号被保険者期間の初日前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 情報提供請求当事者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 当事者間の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

三 情報提供請求があつた日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある情報提供請求当事者であつて、当該事情にある間に事実婚第三号被保険者期間を有するものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の初日から情報提供請求があつた日までの間引き続き当該事情にあることを明らかにすることができる書類

四 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた情報提供請求当事者であつて、当該事情にあつた間に事実婚第三号被保険者期間を有していたものであるときは、事実婚第三号被保険者期間の初日から当該事情が解消するまでの間引き続き当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

厚生年金保険給付

3 当事者の一方のみが情報提供請求をするときは、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を第一項の請求書に記載しなければならない。

- 一 当事者の他方の氏名、生年月日及び住所
- 二 その他必要な事項

4 前項の場合において、当該当事者が厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該当事者の一方による情報提供請求があつた日において、当該当事者の他方について情報提供請求があつたものとみなす。

5 情報提供請求当事者が、第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間について、他の実施機関に厚生年金保険法第七十八条の四第一項の規定による情報提供請求をしたときは、併せて、第一項の請求書を提出したものとみなす。

6 事業団は、厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供するとき、文書でその内容を情報提供請求当事者に通知しなければならない。ただし、第三項の場合であつて、当該当事者が厚生年金保険法施行規則第七十八条の二第一項各号に掲げる場合のいずれにも該当しないときは、当該当事者の他方に対し通知しないものとする。

7 第五項の場合において、他の実施機関が情報提供請求当事者に

厚生年金保険法第七十八条の四第一項に規定する情報を提供したときは、事業団は、当該情報を提供したものとみなす。

本条：追加（平成二七年九月文科令三三号）、一項：一部改正（平成二八年三月文科令二二号）、一・二項：一部改正（平成三〇年六月文科令二〇号）、二項：一部改正（令和四年三月文科令一三三号）、一・二項：一部改正（令和五年九月文科令三二号）

（離婚時みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第五十九条 厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下この条から第六十五条までにおいて「離婚時みなし第四号被保険者期間」という。）を有する者（第四号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び本人確認番号を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

2 離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者（事業団から当該期間を含む厚生年金保険給付の支給を受けている場合を除く。以下同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に関する書類を事業団に提出しなければならない。

3 離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者が死亡した場合に於ては、当該離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつてその者の死亡の当時その者と生計を同

じくしていたもの若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、次に掲げる事項を記載した死亡届を事業団に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 死亡年月日

三 その他必要な事項

4 事業団は、第一項及び第二項に規定する書類又は前項の死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔令和五年九月文科令三三三号〕

(みなし加入者原票)

第六十条 事業団は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者ごとに、みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一 離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 離婚時みなし第四号被保険者期間

省令 私立学校教職員共済法施行規則(第六〇条―第六二条)

三 離婚時みなし第四号被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額

四 その他必要な事項

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・令和五年九月三三三号〕

(離婚時みなし被保険者期間に係る記録)

第六十一条 離婚時みなし第四号被保険者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合には、前条のみなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の七に規定する主務省令で定める事項は、離婚時みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・令和五年九月三三三号〕

(三号分割標準報酬改定請求等)

第六十二条 第四号厚生年金被保険者期間を有する者が離婚若しくは婚姻の取消し又は厚生年金保険法施行規則第七十八条の十四各号に掲げる場合に該当することにより厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間に係る第四号厚生年金被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求するときは、当該改定又は決定に係る請求その他の行為については、同令第三章の三(第七

第七章 厚生年金保険給付

十八条の十八を除く。）に定めるところによる。この場合において、同令第七十八条の十九第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」と、同令第七十八条の二十第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とする。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔平成二十九年一月文科令四〇号・三〇年六月二〇号・令和四年二月三九号〕

（被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の届出等）

第六十三条 厚生年金保険法第七十八条の十四第四項の規定により第四号厚生年金被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下この条から第六十五条までにおいて「被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間」という。）を有する者（第四号厚生年金被保険者期間を有する者を除く。以下この条において同じ。）は、その氏名、生年月日、住所及び本人確認番号を記載した書類を事業団に提出しなければならない。

2 被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者（事業団から当該期間を含む厚生年金保険給付の支給を受けている場合を除く。以下同じ。）は、その氏名又は住所に変更があつたときは、

遅滞なく、当該変更に関する書類を事業団に提出しなければならない。

3 被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者が死亡した場合には、当該被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、次に掲げる事項を記載した死亡届を事業団に提出しなければならない。ただし、死亡に際し、当該被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者に係る厚生年金保険給付の請求を行うことができるときは、この限りでない。

一 被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者であつた者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 死亡年月日

三 その他必要な事項

4 事業団は、第一項及び第二項に規定する書類又は前項に規定する死亡届に記載された事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、一項…一部改正〔令和五年九月文科令三三三号〕

（被扶養配偶者みなし加入者原票）

第六十四条 事業団は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を

有する者ごとに、被扶養配偶者みなし加入者原票を備え、次に掲げる事項を記載して整理しなければならない。

一 被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間

三 被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額

四 その他必要な事項

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・令和五年九月三三三号〕

（被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録）

第六十五条 被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、前条の被扶養配偶者みなし加入者原票をもつて同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同法第七十八条の十五に規定する主務省令で定める事項は、被扶養配偶者みなし第四号被保険者期間を有する者の基礎年金番号及び生年月日とする。

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三三号〕、一部改正〔平成二八年三月文科令二一号・三〇年六月二〇号・令和五年九月三三三号〕

省令 私立学校教職員共済法施行規則（第六四条・第六五条）

附 則

1 この省令は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2 昭和四十六年十月三十一日以前に給付事由が生じた法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（私立学校教職員共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和三十六年政令第四百十二号）附則第十七項の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下「退職年金等」という。）を受ける権利を有する者で法第四十八条の二及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。）附則第十六項の規定によりその例によることとされた昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定の適用を受けるものが、同一の給付事由につき一時金たる長期給付の支給を受けた者若しくは法律第四百十号附則第四項第二号に掲げる恩給財団における従前の例による者で恩給財団における一時金の支給を受けたもの又はその遺族である場合は、当該年金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職年金等が昭和四十六年十一月一日に給付事由が生じたものとして法又は法律第四百十号附則の規定（法第二十五条において準用する組合法第七十六条第二項ただし書、第八十八条第

附則

二項及び第三項第二号（同法第七十六条第三項に係る部分を除く。）並びに別表第三の規定並びに法律第四百十号附則第十三項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百九号）第十三条第二項及び第三十二条の三第一項（同法のこれらの規定中同法第十二条に係る部分を除く。）の規定に係る部分に限る。）を適用したとしたならば支給されるべきこととなる額

二 昭和四十六年十月三十一日における退職年金等の額（その額が、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）第四条、第四条の二若しくは附則第八項又は昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二百二号）附則第三項若しくは第四項の規定に基づく額であるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。以下この号において同じ。）の算定に際し一時金たる長期給付又は法律第四百十号附則第四項第二号に掲げる恩給財団における従前の例による者に係る恩給財団における一時金（以下「一時金たる長期給付等」という。）に係る分として控除することとされている額（その額が、法第二十五条において準用する組合法第七十六条第三項第一号若しくは法律第四百十号附則第九

項第一号の規定による計算方法により計算した額又はその百分の五十に相当する額であるときは、その計算した額又はその百分の五十に相当する額に前号に掲げる額を退職年金等の額とその額の算定に際し一時金たる長期給付等に係る分として控除することとされている額との合算額で除して得た割合を乗じて得た額）に相当する額

3 私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号。以下「平成二十七年改正省令」という。）第一条の規定による改正前の第二十五条の三若しくは第二十五条の四、第三十一条の三の二若しくは第三十一条の三の三又は第三十三条の八の二若しくは第三十三条の八の三の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、障害年金又は遺族年金若しくは通算遺族年金の受給権者が、法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十条第二項において準用する組合法第七十四条の二第一項の規定による申出又は同条第三項の規定による申出の撤回をしようとするときについて準用する。

4 平成二十七年改正省令第一条の規定による改正前の第二十五条若しくは第二十五条の二、第三十一条の二若しくは第三十一条の三又は第三十三条の七若しくは第三十三条の八の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、障害年金又は遺族年金

若しくは通算遺族年金の受給権者が、法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第十一条第二項各号に定める場合に該当するときに準用する。

5 平成二十七年改正省令第一条の規定による改正前の第十八条、第二十九条、第三十条、第三十三条の三又は第三十三条の四の規定は、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は障害年金の受給権者が、法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第四十五条に該当する場合について準用する。

6 第三十三条の十一の五の規定は、法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第六十六条の四第一項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合について準用する。

7 第三十三条の十一の六、第三十三条の十一の十三及び第三十三条の十一の十五から第三十三条の十一の十七までの規定は、法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第六十六条の四第一項に規定する第一号換算標準給与改正

定者又は第二号換算標準給与改定者が、同項に規定する換算標準給与の月額の改定又は決定を請求する場合について準用する。

（老齡基礎年金等の裁定に係る請求）

8 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条第一項に規定する老齡基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の支給を受けようとする加入者、加入者であつた者又はこれらの者の遺族は、所定の請求書その他必要な書類を事業団に提出しなればならない。

一項：一部改正・二項：追加（昭和四六年一月文部令三〇号）、三項：追加（昭和四八年一月文部令二七号）、二項：一部改正（昭和五七年九月文部令三七号）、三項：全部改正・四項：追加（昭和六一年三月文部令一一号）、五一〇項：追加（平成二年三月文部令三号）、八項：削除・一〇・一一項：追加・旧九・一〇項：一項ずつ繰上（平成三年三月文部令六号）、五一八・一〇・一一項：一部改正（平成九年一月文部令四一号）、一二項：追加（平成一〇年九月文部令三十五号）、一部改正（平成一二年一月文部令五一号）、五・八項：一部改正（平成一二年一月文部令五三号）、一〇項：一部改正（平成一三年三月文部令六三号）、五・七項の見出し：追加・五一九項：削除・旧一〇・一二項：五項ずつ繰上（平成一四年三月文部令二一号）、七項：削除（平成一五年三月文部令八号）、四項：一部改正（平成一六年三月文部令一四号）、三・六・七項：追加・旧三・四項：一項ずつ繰下・旧五・六項：三項ずつ繰下（平成一九年三月文部令一五号）、三十五項：一部改正（平成二七年九月文部令三三号）、八項：一部改正・九項：削除（令和七年二月文部令三一号）

附則（昭和三十三年七月一三日 文部省令第四号）

1 この省令は、昭和三十二年八月一日から施行する。ただし、第一条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この省令施行の際現に組合員の資格を喪失した後なお継続給付を受けている者の組合員証の返納については、なお、従前の例による。

附 則 【昭和三十三年二月九日 文部省令第三〇号、抄】

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。ただし、第一条第二項を加える改正規定は昭和三十三年十二月十日から施行し、第三十六条第一項の改正規定は昭和三十三年十一月以降の掛金について適用する。

- 3 昭和三十三年七月一日からこの省令施行の日の前日までに私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、私立学校教職員共済組合法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）若しくはこの省令による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）の規定に基いてなされた被扶養者の認定・取消申請、短期給付の請求その他の行為若しくは手続は、その行為若しくは手続のなされた日において、この省令による改正後の施行規則の相当する規定に基いてなされたものとみなす。

附 則 【昭和三十五年七月一日 文部省令第一三三号】

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 【昭和三十六年二月二日 文部省令第二七号、抄】

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
（退職一時金の選択の申出等）

- 2 この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第二十七条の二の規定は、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）附則第三十二条の規定による申出について準用する。

附 則 【昭和三十六年二月二日 文部省令第二八号】

最近改正 令和六年六月一日 文部科学省令第二号

（施行期日）

- 1 この省令は、昭和三十七年一月一日から施行する。
（この省令の施行の日前に給付事由が生じた給付に関する手続）
2 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号。以下「改正法」という。）附則第五項の規定による給付に関する請求その他の手続については、なお従前の例による。

（標準給与の届出の特例）

- 3 学校法人等は、昭和三十七年一月一日において現に使用する組合員の給与月額について、組合が定める日までに組合が定める様式による届書を組合に提出しなければならない。

（文部科学省令で定める学校法人等及び在職期間）

- 4 改正法附則第十一項に規定する文部科学省令で定める学校法人

等は、昭和二十九年一月一日現在においてその者が使用されてい

た私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める
学校法人（私立の盲学校、聾学校若しくは養護学校（それぞれ学
校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第
一条の規定による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十
六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。）

又は幼稚園を設置する者で学校法人以外の者を含む。）又は私立
学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十一号）による
改正前の私立学校法第六十四条第四項の法人（以下「学校法人」
という。）とし、これらにおける文部科学省令で定める在職期間

は、専任である者として使用されていた期間（当該学校法人が同
法施行の際、民法（明治二十九年法律第八十九号）による財団法
人又は社團法人（以下「財団法人等」という。）であつたもので
あるときは、当該財団法人等において専任である者として使用さ
れていた期間を含み、当該学校法人が他の学校法人と合併したも
のであるときは、合併により解散した学校法人において専任であ
る者として使用されていた期間を含む。）で事業団が確認した期
間とする。

5 前項の在職期間に引き続く他の学校法人において専任である者
として使用されていた期間で事業団が文部科学大臣の承認を得て
定める基準に該当し、かつ、事業団が確認したものは、前項の在

職期間に通算する。

6 兵役その他事業団が文部科学大臣の承認を得て定める理由によ
り専任である者として使用されていた学校法人を退職し、他に就
職することなく再び学校法人において専任である者として使用さ
れた者に対する附則第四項の規定の適用については、先に学校法
人において専任である者として使用されていた期間は、後の学校
法人において専任である者として使用されていた期間に引き続い
たものとみなす。

7 昭和二十九年一月一日からこの省令の施行の日まで引き続き組
合員であつた更新組合員で改正法附則第十一項の表の上欄に掲げ
る者（組合員であつた期間がすでに退職年金の受給資格年限に達
している者を除く。）は、組合の定めるところにより、組合の定
める日までに、その者の昭和二十九年一月一日まで引き続き学校
法人において専任である者として使用されていた期間を組合に届
け出なければならぬ。

四・七項：一部改正〔昭和六三年九月文部令三四号〕、見出・四・六項：一部改正
〔平成二二年一〇月文部令五三三号〕、四項：一部改正〔平成一九年三月文科令五
号・令和六年六月二一號〕

附 則 〔昭和四〇年六月三〇日 文部省令第三二号〕

この省令は、昭和四十年七月一日から施行する。

附 則 〔昭和四一年三月三十一日 文部省令第一六号〕

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（昭四二―昭五一）

一四六二

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

住民基本台帳法の施行に伴う関係文部省令の整備に関する省令 附則〔昭和四十二年一月九日 文部省令第一九号〕

（施行期日）

1 この省令は、昭和四十二年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 昭和四十三年五月九日までの間は、旧住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）の規定による住民票の抄本は、改正後の「中略」私立学校教職員共済組合法施行規則第二十条第二項第四号「中略」の規定の適用については、「中略」文部省令の規定の住民票の写しとみなす。

附則〔昭和四十三年八月二日 文部省令第二六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和四十六年四月二八日 文部省令第二二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和四十六年九月二三日 文部省令第二六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和四十六年十一月一日 文部省令第三〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和四十七年三月一六日 文部省令第三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和四十七年一〇月二六日 文部省令第四五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和四十八年六月二日 文部省令第一三三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則〔昭和四十八年一〇月八日 文部省令第二七号〕

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十八年十月一日から適用する。

附則〔昭和四十九年七月四日 文部省令第三七号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の三から第三十四条の六までの規定は、昭和四十九年六月二十七日から適用する。

附則〔昭和四十九年八月三日 文部省令第三九号〕

この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附則〔昭和五〇年五月二日 文部省令第三三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令 附則〔昭和五十一年一月一〇日 文部省令第一号〕

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十九号）の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行す

る。

附 則 〔昭和五一年一月九日 文部省令第三五号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の七の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

2 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の様式第一号から様式第四十八号まで（様式第四十三号の二、様式第四十三号の三及び様式第四十四号の二を除く。）の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 〔昭和五三年二月二〇日 文部省令第二号〕

この省令は、公布の日から施行し、改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の七の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則 〔昭和五三年九月二日 文部省令第三六号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条、第十三条から第十六条まで及び第三十四条の五の改正規定並びに様式の改正規定（様式第十四号の次に一様式を加える部分を除く。）は、昭和五十三年十月一日から施行する。

2 この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の七の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則 〔昭和五四年一〇月二四日 文部省令第二六号〕

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（昭五一―昭五六）

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行規則附 則 〔昭和五五年三月二三日 文部省令第二号〕
等の一部を改正する省令

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則の規定及び第三条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令の規定は、昭和五十五年一月一日から適用する。

附 則 〔昭和五五年六月三〇日 文部省令第三号〕

この省令は、昭和五十五年七月一日から施行し、改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の七の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則 〔昭和五六年三月二三日 文部省令第四号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十七条の二、第三十一条第三項、第三十三条の二第二項から第三項まで並びに第三十四条の三第一項及び第二項の改正規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則の規定（第十七条の二、第三十一条第三項、第三十三条の二及び第三十四条の三の規定を除く。）は、昭和五十六年三月一日から適用する。

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（昭五六―昭六一）

一四六四

附則 〔昭和五十六年七月一六日 文部省令第二十九号〕

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十六年四月一日から適用する。

附則 〔昭和五十六年二月二六日 文部省令第三十五号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附則 〔昭和五十七年六月九日 文部省令第三号〕

この省令は、公布の日から施行し、改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第三十四条の七の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

私立学校教職員共済組合法施行規則 附則 〔昭和五十七年九月二九日 文部省令第三七号〕
等の一部を改正する省令

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行規則 附則 〔昭和五十八年一月二九日 文部省令第二号〕
及び私立学校教職員共済組合経理規程の一部を改正する省令

この省令は、昭和五十八年二月一日から施行する。

通算年金通則法の規定による通算対象期間の確認に関する省令 附則 〔昭和五十九年三月三〇日 大蔵 文部 厚生 農林水産・自治省令第一号、抄〕

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行規則 附則 〔昭和五十九年三月三一日 文部省令第二二号〕
等の一部を改正する省令

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則 〔昭和五十九年六月一八日 文部省令第二六号〕

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第三十四条の八の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

私立学校教職員共済組合法施行規則 附則 〔昭和五十九年九月二九日 文部省令第四八号〕
及び私立学校教職員共済組合経理規程の一部を改正する省令

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則 〔昭和六〇年六月三日 文部省令第二四号〕

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第三十四条の十の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

私立学校教職員共済組合法施行規則 附則 〔昭和六一年三月三二日 文部省令第一一号〕
等の一部を改正する省令

最近改正 平成一五年三月二八日 文部科学省令第八号

1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 この省令による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十七条第五項の規定は、昭和六十三年七月までの分として支給される退職年金又は減額退職

年金に係る書類の提出については、なおその効力を有する。

3 私立学校教職員共済組合法（以下「法」という。）第四十八条の二の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。）第三十八条第一項の規定による減額退職年金の請求については、改正前の規則第二十六条の二の規定の例による。

4 法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第四十三条の規定による障害年金の額の改定の請求については、改正前の規則第二十九条第一項の規定の例による。

5 法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第四十六条第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有することとされた私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）による改正前の法第二十五条第一項において準用する昭和六十年国の改正法による改正前の国家公務員等共済組合法第八十八条の三、第八十八条の五、第八十八条の六又は第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金の受給権者は、改正前の規則第三十一条の二第一項、第三十一条の三又は第三十一条の四第一項に規定する遺族である子の人数に増減があつた場合等の事由に該当したときの改定の請

求又は届出については、改正前の規則第三十一条の二、第三十一条の三又は第三十一条の四の規定の例による。

6 法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国の改正法附則第六十二条第二項に規定する申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出するものとする。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給している年金証書の記号番号

三 一時金の名称、金額及び当該一時金を受けた支給年月日並びに当該一時金の返還方法

四 その他必要な事項

7 この省令による改正後の規定は、昭和六十一年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、次項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

8 昭和六十一年四月一日前に給付事由が生じた給付については、この省令による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則第七條第二項及び第三項の規定を適用せず、同日以後に給付事由が生じた給付とみなして、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第八号）による改正後の私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第十七條の二及び第十七條の三の規定を適用する。

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（昭六三―平六）

一四六六

- 9 第二項から前項までに定めるもののほか、この省令の施行に伴う経過措置については、別に文部科学大臣が定める。

八項：一部改正（平成二二年一〇月文部省令五三号）、七項：一部改正・八項：追加・旧八項：九項に繰下（平成一五年三月文科令八号）

私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令 附則（昭和六三年九月二日 文部省令第三四号）

- この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第三十七条第二項の改正規定は、昭和六十三年十月一日から施行する。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則等の一部を改正する省令 附則（平成元年四月一日 文部省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行規則及び私立学校教職員共済組合経理規程の一部を改正する省令 附則（平成二年三月三日 文部省令第三号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成三年三月二日 文部省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年九月三〇日 文部省令第四二号）

- 1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。

- 2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた

食事の提供、看護又は移送に係る療養費又は家族療養費の請求については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に入院していた組合員又は組合員であつた者であつて、被扶養者がいない者に係る施行日の前日までに係る傷病手当金及び出産手当金の請求については、なお従前の例による。

- 4 出産の日が施行日前である組合員又は組合員であつた者に係る育児手当金の請求については、なお従前の例による。

- 5 私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる健康保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十六号）附則第四十七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により支給される療養費又は家族療養費の請求については、この省令による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第五条及びこの省令による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則第六条の規定の例による。

- 6 この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の様式第一号、様式第二十号、様式第二十五号及び様式第二十六号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

私立学校教職員共済組合法施行規則及び私立学校教職員共済組合の財務附則（平成六年一月二九日 文部省令第四七号）及び会計に関する省令の一部を改正する省令

1 この省令は、平成六年十二月一日から施行する。

2 私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十一年文部省令第十一号）による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則第十四条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三百分の一」とあるのは「二百六十四分の一」と読み替えるものとする。

3 第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法施行規則第十四条第二項及び前項の規定は、平成六年十二月一日以後に給付事由が生じた私立学校教職員共済組合法による傷病手当金について適用し、同日前に給付事由が生じた同法による傷病手当金については、なお従前の例による。

附 則 〔平成七年三月三十一日 文部省令第二号〕

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 〔平成八年四月二日 文部省令第二号〕

1 この省令は、平成八年六月一日から施行する。

2 学校法人等は、平成八年六月一日において現に使用する組合員（同日に組合員の資格を取得した者を除く。）及び当該組合員の被扶養者である配偶者の住所を記載した届書を、組合が別に定めるところにより組合に提出しなければならない。

3 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式第二十八号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することがで

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（平七―平九）

きる。

私立学校教職員共済組合法施行規則及び日本体育・学校健康センター法施行規則の一部を改正する省令

附 則 〔平成九年三月二十八日 文部省令第二号〕

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則様式第一号、様式第八号、様式第十二号から様式第十三号の二まで、様式第二十号、様式第二十六号及び様式第三十号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 〔平成九年八月二十八日 文部省令第三号〕

1 この省令は、平成九年九月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する改正前の様式第十二号、様式第十三号及び様式第十三号の二の用紙は、当分の間これを取り繕い使用することができる。

日本私立学校振興・共済事業団法附 則 〔平成九年十二月一日 文部省令第四号、施行規則 抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十年一月一日）から施行する。

（私立学校教職員共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措

置）

第四条 平成十年一月一日前に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則の規定により交付された組合員証、組合員資格証、遠隔地被扶養者証、標準負担額減額認定証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証又は年金証書は、前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則の相当する規定により交付したものとみなす。

第五条 この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法施行規則様式第一号から様式第十号までの様式及び様式第二十八号の用紙は、当分の間、これを取り替へて使用することができる。

附 則 〔平成一〇年三月二五日 文部省令第二号〕

（施行期日）

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に医療法の一部を改正する法律（平成九年法律第二百二十五号）による改正前の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の規定による承認を受けている病院（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（以下この項において「準用国共済法」という。）第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は準用国共済法第五十五

条の第三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関であるものに限る。次項において「旧総合病院」という。）においてこの省令の施行の日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3 旧総合病院については、この省令による改正前の私立学校教職員共済法施行規則第四条の七第十項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則 〔平成一〇年九月四日 文部省令第三号〕

この省令は、平成十年十一月一日から施行する。

附 則 〔平成一二年三月三〇日 文部省令第一〇号〕

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

私立学校教職員共
済法施行規則及び
日本私立学校振
興・共済事業団の
財務及び会計に
関する省令の一
部を改正する
省令

附 則 〔平成一二年三月三一日 文部省令第四五号、抄〕

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において四十歳以上六十五歳未満の加入者又は被扶養者であつて介護保険第二号被保険者の資格を有しないものは、施行日から十日以内に、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第二項各号に掲げる事項を記載した届書に、これらの事実を

証明する書類を添えて、当該学校法人を経て、事業団に提出しなければならぬ。

附 則 〔平成二年一〇月三十一日 文部省令第五二五号〕

この省令は、平成十二年十一月一日から施行する。

中央省庁等改革のための文部省令の整備等に関する省令 附 則 〔平成二年一〇月三十一日 文部省令第五二三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 〔平成二年二月二十八日 文部省令第五六号〕

この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則 〔平成十三年三月三十一日 文部省令第六三三号〕

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令 附 則 〔平成十四年三月一日 文部科学省令第三三三号〕

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附 則 〔平成十四年三月三十一日 文部科学省令第二二二号〕

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（平一一―平一五）

附 則 〔平成十四年一〇月一日 文部科学省令第三九号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式第九号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

私立学校教職員共済法施行規則等の附 則 〔平成十五年三月二十八日 文部科学省令第八号〕
令 一部を改正する省令

（施行期日）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（従前の特別掛金）

2 平成十五年四月前の賞与等（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項に規定する賞与等をいう。）に係る特別掛金（同条第一項に規定する特別掛金をいう。）については、なお、従前の例による。

附 則 〔平成十五年五月一日 文部科学省令第三三三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部附 則 〔平成十五年一〇月一日 文部科学省令第四四号、抄〕
を改正する省令

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（平一六―平二一）

一四七〇

附 則 〔平成一六年三月二日 文部科学省令第一四号〕

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

私立学校教職員共
済法施行規則及び
日本私立学校振
興・共済事業団の附 則 〔平成一七年四月一日 文部科学省令第二六号〕
財務及び会計に關
する省令の一部を
改正する省令

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成一八年三月二日 文部科学省令第一八号〕

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 〔平成一八年九月二八日 文部科学省令第三七号〕

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 〔平成一八年九月二九日 文部科学省令第三八号〕

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

学校教育法等の一
部を改正する法律
の施行に伴う文部
科学省関係省令の
整備等に関する省
令 附 則 〔平成一九年三月三〇日 文部科学省令第五号、抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則 〔平成一九年三月二日 文部科学省令第一五号〕

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

私立学校教職員共
済法施行規則及び
日本私立学校振
興・共済事業団の附 則 〔平成一九年一〇月一日 文部科学省令第三〇号〕
財務及び会計に關
する省令の一部を
改正する省令

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成二〇年三月三日 文部科学省令第八号〕

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二〇年五月二七日 文部科学省令第一七号〕

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

附 則 〔平成二〇年二月二六日 文部科学省令第三九号〕

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 〔平成二二年五月一日 文部科学省令第三号〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 平成二十一年五月から九月までの間においては、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者及び私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等に私立学校教

職員共済法施行規則第四条の十一の二第二項に規定する限度額適用認定証又は同規則第四条の十三第二項に規定する限度額適用証を提出して私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた者については、この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第四条の九の二第一項の申出に基づく事業団の認定を受けているものとみなす。

附 則 〔平成二十二年九月三〇日 文部科学省令第三二号〕

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 〔平成二十二年二月二八日 文部科学省令第三十九号〕

1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

2 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた求職者等給付の支給を受ける者に係るこの省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第二十四条、第二十六条、第三十条の三及び第三十条の四の規定の適用については、なお従前の例による。

私立学校教職員共
済法施行規則及び
社会保障協定の実
施に伴う私立学校
教職員共済法施行
規則の特例等に関
する省令の一部を
改正する省令
附 則 〔平成二十二年二月二八日 文部科学省令第四〇号〕

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（平二一―平二六）

附 則 〔平成二十三年六月二九日 文部科学省令第一六号〕

この省令は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則 〔平成二十三年九月一〇日 文部科学省令第一九号〕

1 この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の私立学校教職員共済法施行規則第三条第二項の規定により交付されている遠隔地被扶養者証については、平成二十二年十一月三十日までの間、なお従前の例による。

附 則 〔平成二十三年三月三一日 文部科学省令第八号〕

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十三年八月三一日 文部科学省令第三二号〕

1 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

2 この省令による改正後の規定（第十四条第三項及び第四項の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後に転居若しくは住居表示の変更又は死亡があった場合について適用する。

附 則 〔平成二十四年二月二九日 文部科学省令第五号〕

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十五年三月二九日 文部科学省令第一一号、抄〕

（施行期日）

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十六年三月三一日 文部科学省令第一六号〕

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（平二六―平二七）

一四七二

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 〔平成二六年九月三〇日 文部科学省令第三〇号〕

この省令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律〔平成二五年一月法律第一〇六号〕の施行の日（平成二六年十月一日）から施行する。

附則 〔平成二六年一月二二日 文部科学省令第三六号〕

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（特定疾病給付対象療養の認定に関する経過措置）

2 平成二十七年一月から同年十二月までの間においては、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第二項第三号又は第五十七条第二項第一号の規定が適用される者及び私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する病院等による改正後の私立学校教職員共済法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の十一の二第二項に規定する限度額適用認定証又は新規則第四条の十三第二項に規定する限度額適用証を提出して私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第七項に規定する特定疾病給付対象療養を受けた者について

では、新規則第四条の九の二第一項の申出に基づく事業団の認定を受けているものとみなす。

（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

3 この省令の施行の日前の出産に係る私立学校教職員共済法施行規則第九条第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

私立学校教職員共済法施行規則等の附則 〔平成二七年九月三〇日 文部科学省令第三三号〕
一部を改正する省令

最近改正 令和七年二月二六日 文部科学省令第三二号

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第二条 施行日前に加入者（私立学校教職員共済法附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付のみを受けることができたこととなった加入者に限る。以下この条において同じ。）の資格を取得して施行日まで引き続き加入者の資格を有する者の短期給付等事務（私立学校教職員共済法第二十二條第二項に規定する短期給付等事務をいう。）に関する同項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準報酬月額については、平成二十七年九月の標準給与の月額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正す

る法律第四条の規定による改正前の同項に規定する標準給与の月額をいう。）の基礎となつた給与月額を同法第四条の規定による改正後の同項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が決定する。

（職務等による旧職域加算障害給付又は職務等による旧職域加算遺族給付の最低保障額を算定する場合における私立学校教職員共済法施行規則の準用）

第二条の二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項に規定する給付（以下「改正前私学共済法による職域加算額」という。）について、なお効力を有する改正前準用国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第十六条に規定するなお効力を有する改正前準用国共済法をいう。）第八十二条第三項及び第八十九条第四項の規定を適用するときは、私立学校教職員共済法施行規則第十八条の十から第十八条の十二までの規定を準用する。この場合において、同令第十八条の十第一項中「法第二十五条において準用

する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第十六条に規定するなお効力を有する改正前準用国共済法をいう。以下この条及び第十八条の十二において同じ。）第八十二条第三項」と、同条第二項及び第三項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十二条第三項」と、同条第四項中「法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第九十条第七項」と、同令第十八条の十二第一項中「法第二十五条において準用する組合法第八十四条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十二条第三項」と、同条第二項中「法第二十五条において準用する組合法第九十条第七項」とあるのは「なお効力を有する改正前準用国共済法第八十九条第四項」と読み替えるものとする。

本条…追加[平成二十九年三月文科令一三号]

（改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第三条 改正前私学共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る平成二十四年一元化法附則第七十八条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされたこの省令第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正前私学共済規則」という。）の規定の適用については、改正前私学共済規則（第二十四条第六項の規定を除く。）中「退職共済年金」とあるのは「旧職域加算退職給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条 第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第四十条第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第四十一条第一項
第二十四条 第一項第一号	及び住所	、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特

第二十四条 第一項第四号	法第二十五条において読み替えて準用する組合法第七十六条第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以
		定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

第二十四条 第一項第十 一号	法第二十五条において 準用する組合法附則第 十二条の八第一項	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五条において準用す る改正前国共済法附則 第十二条の八第一項	下「平成二十七年経過 措置政令」という。以 下同じ。）第六条によ り読み替えられた改正 前国共済法第七十六条 第一項第一号
	法第二十五条において 準用する組合法附則第 十二条の十二第一項第 一号	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十四 条第一項により読み替 えられた平成二十四年 一元化法附則第三十九 条第一項第一号	当該一時金の返還方法

省令
私立学校教職員共済法施行規則 附則（平二七）

第二十四条 第一項第十 四号	預金通帳の記号番号	第二十四条 第二項第三 号	三 加入者期間等のう ち加入者期間以外の 期間を有する者にあ つては、当該期間に 係る管掌機関の確認 を受けた様式第十号 による年金加入期間 確認通知書
第二十四 条第三 項	法第二十五条において 準用する組合法第七十 六条	預金口座の口座番号	三 加入者期間等のう ち加入者期間以外の 期間を有する者にあ つては、当該期間に 係る管掌機関の確認 を受けた様式第十号 による年金加入期間 確認通知書 三の二 預金口座の口 座番号についての当 該払渡金融機関の証 明書、預金通帳の写 しその他の預金口座 の口座番号を明らか にすることができる 書類

第二十四条 第四項	法第二十五条において 準用する組合法附則第 十二条の三	改正前国共済法第七十 六条
		私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第六条 により読み替えられた 改正前国共済法附則第 十二条の三
第二十四条 第四項	法第二十五条において 準用する組合法附則第 十二条の三又は附則第 十二条の八第一項若し くは第二項の	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五条において準用す る改正前国共済法附則 第十二条の三若しくは 附則第十二条の八第一 項若しくは第二項の規 定による退職共済年金 の受給権者又は私立学 校教職員共済法第四十 八条の二の規定により その例によることとさ れる平成二十七年経過 措置政令第六条により 読み替えられた改正前

第二十四条 第六項	法第二十五条において 準用する組合法第七十 六条	国共済法附則第十二条 の三若しくは附則第十 二条の八第一項若しく は第二項の
		私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第六条 により読み替えられた 改正前国共済法第七十 六条
第二十四条 第六項	6 法第二十五条にお いて準用する組合法 第七十六条の規定に よる退職共済年金の 支給を受けようとする 者（法第二十五条 において準用する組 合法附則第十二条の 三又は第十二条の八 第一項若しくは第二 項の規定による退職 共済年金の決定の請 求を既に行つた者に	6 私立学校教職員共 済法第四十八条の二 の規定によりその例 によることとされる 平成二十七年経過措 置政令第六条により 読み替えられた改正 前国共済法第七十六 条の規定による旧職 域加算退職給付の支 給を受けようとする 者（平成二十四年一 元化法改正前私学共

限る。)が、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の五の規定により当該退職共済年金の受給権が消滅した後において退職共済年金の支給の繰下げの申出を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「第一項第一号に掲げる事項、退職共済年金の支給の繰下げの申出を行う旨」とする。

済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三若しくは附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の受給権者又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による旧職域加算退職給付の決定の請求を既に行つた者に限る。)が、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされ

る平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の五の規定により当該旧職域加算退職給付の受給権が消滅した後において旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行う場合における第四項の規定の適用については、同項中「第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「第一項第一号に掲げる事項、旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行う旨」とする。

7 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措

置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の支給を受けようとする者（改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）で、同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、氏名、生年月日、住所、本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び支給繰上げの請求をする旨を記載した

第二十五条第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第一号	届書を第一項の請求書と併せて提出しなければならない。
第二十五条第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用する
及び住所	、住所及び本人確認番号	

	第二十五条 第二項第一号	第二十五条 第二項第三号
	及び住所	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項
こととされた国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）第五条の規定による改正後の国共済法（以下「改正後国共済法」という。）第七十五条の四第二項	、住所及び本人確認番号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八條第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるこ

	第二十五条 第二項第四号		
法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	施行令第七条において準用する組合法施行令第十一条の七各号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	
こととされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項	改正前施行令第七条において準用する改正前組合法施行令第十一条の七各号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八條第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四

第二十五条の二第二項 第一号	及び住所	年一元化法附則第三十条の二第二項
第二十五条の三（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第二項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第二項
第二十五条の三第一号	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては	申出書を
第二十五条の三第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第二十五条の四第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項

第二十五条の四第一項 第一号	及び住所	申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては
第二十五条の四第一項 第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第二項	申出書を
第二十五条の四第一項 第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第二項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第二項

本条…一部改正〔平成二八年三月文科令二二号・二九年三月一三号・三〇年六月二〇号・令和三年二月五二号・五年九月三三号・七年五月一六号〕

（改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第四条 改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中「障害共済年金」とあるの

は「旧職域加算障害給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十一条 第一項第一号	及び住所	、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
第三十一条 第一項第八号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務

第三十一条 第一項第九号	預金通帳の記号番号	預金口座の口座番号
	当該一時金の名称、金額及び当該一時金を受けた年月日並びに当該一時金の返還方法	員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号

第三十一条 第二項	2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければなら ない。 二 請求者の生年月 日に関する市町村 長の証明書又は戸 籍抄本 三 障害の状態の程 度に関する医師又 は歯科医師の診断 書	2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければなら ない。 二 請求者の生年月 日に関する市町村 長の証明書又は戸 籍抄本 三 障害の状態の程 度に関する医師又 は歯科医師の診断 書
	六 前項第七号に該 当する場合は、施 行令第八条第一項 各号のいずれに該 当するかを証明す る書類 七 請求者が労働基 礎	六 前項第七号に該 当する場合は、施 行令第八条第一項 各号のいずれに該 当するかを証明す る書類 七 請求者が労働基 礎
八 その他必要な書 類	準法（昭和二十二 年法律第四十九 号）第七十七条の 規定による障害補 償、労働者災害補 償保険法（昭和二 十二年法律第五十 号）の規定による 障害補償年金、傷 病補償年金、障害 年金又は傷病年金 が支給されること となつたときは、 その事実を証明す る書類	準法（昭和二十二 年法律第四十九 号）第七十七条の 規定による障害補 償、労働者災害補 償保険法（昭和二 十二年法律第五十 号）の規定による 障害補償年金、傷 病補償年金、障害 年金又は傷病年金 が支給されること となつたときは、 その事実を証明す る書類
八 その他必要な書 類	七の二 預金口座の 口座番号について の当該払渡金融機 関の証明書、預金 通帳の写しその他 の預金口座の口座 番号を明らかにす ることができる書 類	七の二 預金口座の 口座番号について の当該払渡金融機 関の証明書、預金 通帳の写しその他 の預金口座の口座 番号を明らかにす ることができる書 類

	第三十一条 の二第二項	第三十一条 の二第二項 の第一号
類	法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条第一項第二号	及び住所
3 類 第一項第三号に關 して、事業団はその 事実について学校法 人等の意見を求める ことができる。	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第八条 第一項により読み替え られた改正前国共済法 第七十四条第一項第二 号又は私立学校教職員 共済法第四十八条の二 の規定によりその例に よることとされる平成 二十四年一元化法附則 第三十七条の二第二項 第二号	、住所及び本人確認番 号（個人番号又は基礎 年金番号をいう。以下 同じ。）

第三十一条 の二第二項 （各号を除 く。）	第三十一条 の二第二項 の第一号	第三十一条 の二第二項 第三号及び 第四号
法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条第三項	及び住所	法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条第一項
平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五条において準用す る改正前国共済法第七 十四条第三項又は私立 学校教職員共済法第四 十八条の二の規定によ りその例によることと される平成二十四年一 元化法附則第三十七条 の二第三項の規定によ り準用することとされ た改正後国共済法第七 十五条の四第二項	、住所及び本人確認番 号	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第八条 第一項により読み替え られた改正前国共済法 第七十四条第一項又は

第三十一条 の三の二第 一号	及び住所	法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条の二第一項	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五条において準用す る改正前国共済法第七 十四条の二第一項	、住所及び本人確認番 号	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十四 年一元化法附則第三十 七条の二第二項
第三十一条 の三の二第 一号	及び住所	申出書に当該申出に係 る年金の年金証書を添 えて、加入者にあつて は当該学校法人等を経 て事業団に、加入者で あつた者にあつては	申出書を	、住所及び本人確認番 号	

第三十一条 の三の三第 一項第三号 （各号を除 く。）	第三十一条 の三の三第 一項第三号	法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条の二第二項	及び住所	、住所及び本人確認番 号	第三十一条 の三の三第 一項（各号 を除く。）
第三十一条 の三の三第 一項第三号 （各号を除 く。）	法第二十五条において 準用する組合法第八十 四条第一項	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七	申出書に当該申出の撤 回に係る年金の年金証 書を添えて、加入者 にあつては当該学校法 人等を経て事業団に、 加入者であつた者にあ つては	申出書を	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五条において準用す る改正前国共済法第七 十四条の二第三項

第三十一条	2 前項の請求書に	第三十一条の四第二項の四第一項第四号	第三十一条の四第一項	及び住所	第八十六条	年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
						私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十六条

第三十一条の五第二号	第三十一条の五第三号	及び住所	障害等級	は、次に掲げる書類を添えなければならない。	一 障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二 その他必要な書類

第三十一条の五第二号	第三十一条の五第三号	及び住所	障害等級	は、次に掲げる書類を添えなければならない。	一 障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二 その他必要な書類

	に規定する障害等級をいう。以下同じ。）

本条…一部改正〔平成二八年三月文科令二一〇号・三〇年六月二〇号・三一年四月一六号・令和三年二月五二号・五年九月三三〇号・七年五月一六号〕

（改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第五條 改正前私学共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中「遺族共済年金」とあるのは「旧職域加算遺族給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三條の六第一項第一号	及び住所並びにその他の者 と加入者又は加入者であつた者との続柄	、住所、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五

第三十三條の六第一項第二号	及び	、基礎年金番号及び
第三十三條の六第一項第三号	死亡が	死亡の原因が
第三十三條の六第一項第七号	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の十二第一項第一号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う

第三十三条の六第二項第八号	又は戸籍抄本	当該一時金の名称、金額及び当該一時金を受けた年月日並びに当該一時金の返還方法	国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第十四条第一項により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十九条第一項第一号
		預金通帳の記号番号	当該一時金の返還方法
第三十三条の六第二項第二号	又は戸籍抄本	預金口座の口座番号	「法定相続情報一覧図の写し（以下

第三十三条の六第二項第十号	又は戸籍謄本	加入者又は加入者であつた者の若しくは孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）又は六十歳未満である夫、父母若しくは祖父母に限る。）が障害等級の	「法定相続情報一覧図の写し」という。）
第三十三条の六第二項第十号	又は戸籍謄本	請求者が労働基準法第七十九条の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる場合は、その事実を証明する書類	「法定相続情報一覧図の写し」という。）

第三十三条 の六第三項	前二項の場合において、遺族共済年金を受けて、遺族共済年金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、そのうちの一人を当該遺族共済年金の請求及び受領についての代表者と定め、その代表者が前二項の規定による書類に同順位の遺族全員の同意書を添えて、事業団に提出する	座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類 十の三 死亡の原因となつた病気又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類
	第一項第三号に関して、事業団はその事実について学校法人等の意見を求める	

第三十三条 の七第一項 （各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十 四条第一項第三号	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八号第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七條の二第二項第三号
第三十三条 の七第二項 （各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十 四条第三項	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。） 平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則

第三十三条 の七第二項 第四号	及び住所	第三十七条の二第三項 の規定により準用する こととされた改正後国 共済法第七十五条の四 第二項
第三十三条 の七第二項 第三号	法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条第一項	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第八 条第一項により読み替 えられた改正前国共済 法第七十四条第一項又は 私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十四 年一元化法附則第三十 七条の二第二項
法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条第一項	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十四 年一元化法附則第三十 七条の二第二項	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十四 年一元化法附則第三十 七条の二第二項

第三十三条 の八第一項 第一号	及び住所	第三十三条 の八第二項 （各号を除く。）
第三十三条 の八第二項 （各号を除く。）	法第二十五条において 準用する組合法第九十 一条第一項から第三項 まで	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十二 条第一項により読み替 えられた改正後厚生年 金保険法（平成二十四 年一元化法附則第七 条第一項に規定する改正 後厚生年金保険法をい
私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十二 条第一項により読み替 えられた改正後厚生年 金保険法（平成二十四 年一元化法附則第七 条第一項に規定する改正 後厚生年金保険法をい	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十二 条第一項により読み替 えられた改正後厚生年 金保険法（平成二十四 年一元化法附則第七 条第一項に規定する改正 後厚生年金保険法をい	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十二 条第一項により読み替 えられた改正後厚生年 金保険法（平成二十四 年一元化法附則第七 条第一項に規定する改正 後厚生年金保険法をい

	第三十三条の八第二項第一号	及び住所		う。以下同じ。）第六十五条の二又は第六十六条
第三十三条の八第二項（各号を除く。）	第三十三条の八第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二三項	一月以内	、住所及び本人確認番号
第三十三条の八第二項（各号を除く。）	第三十三条の八第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第二項	三月以内	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七
		申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、		申出書を
		及び住所		、住所及び本人確認番号

		第三十三条の八の三第一号	第三十三条 の八の三第 一項第一号	
	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、	及び住所	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	第十四条の二第三項
支給の停止を申請し、同条第二項の規定によ	支給の停止を申請しようとする者は、	、住所及び本人確認番 号	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項

第三十三条の九第二項の各号を除く。）	第三十三条の九第二項の九第一項第二号	同順位者又は前順位者の氏名並びに失権の事由及び	請求書	りその支給を受けようとする同順位者若しくは次順位者又は法第二十五条において準用する組合法第九十三条の二の規定により遺族共済年金を受ける権利を失った者があるときにおいてその転給を請求しようとする同順位者又は次順位者は、	
		所在不明である受給権者の氏名及び基礎年金番号並びに所在不明となった	申請書		
		申請書	申請者		
		、住所及び本人確認番号	及び住所	請求者	

第三十三条の九第二項第一号	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
第三十三条の十第一項の各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第二十三条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八條第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項
第三十三条の十四（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の四	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の四

本条…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・三一年四月一六号・令和二年一

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（平二七）

一四九二

○月三〇号・三年二月五二号・五年九月三三三号・七年五月一六号」

（合意分割をした場合における私立学校教職員共済法施行規則の準用）

第六条 改正前私学共済法による職域加算額について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第四章第三節第五款の規定を適用するときは、私立学校教職員共済法施行規則第五十七条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章の二及び私立学校教職員共済法施行規則第五十八条から第六十一条までの規定を準用する。この場合において、同令第五十七条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第七十八条の十一第一項並びに私立学校教職員共済法施行規則第五十八条第一項及び第五十九条第一項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは、「平成二十四年一元化法附則第四条第三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間」とする。

本条…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、見出・本条…一部改正〔令和三年二月文科令五二号〕、本条…一部改正〔令和四年二月文科令三九号〕

（三号分割をした場合における私立学校教職員共済法施行規則の準用）

第七条 改正前私学共済法による職域加算額について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされ

る平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第四章第三節第六款の規定を適用するときは、私立学校教職員共済法施行規則第六十二条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第三章の三及び私立学校教職員共済法施行規則第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。この場合において、同令第六十二条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第七十八条の十九第一項及び私立学校教職員共済法施行規則第六十三条第一項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「旧私立学校教職員共済加入者期間」と、同令第六十二条の規定により読み替えられた厚生年金保険法施行規則第七十八条の十九第一項及び第二項中「特定被保険者」とあるのは「特定加入者」と、同令第七十八条の二十第一項中「特定被保険者」とあるのは「特定加入者」と、「障害厚生年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」と、「法第七十八条の十四第二項及び第三項」とあるのは「私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十三第二項及び第三項」と、「法第七十八条の四第一項」とあるのは「平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の七第一項」と、「被保険者期間」とあるのは「旧私立学校教職員共済加

入者期間」と、同条第二項中「法第七十八条の五」とあるのは「平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第九十三条の八」とする。

本条…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕、見出・本条…一部改正〔令和三年二月文科令五二号〕、本条…一部改正〔令和四年二月文科令三九号〕

（改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用）

第八条 改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	長期給付	改正前私学共済法による職域加算額
	ただし、	ただし、同条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て、」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と読み替えるものとし、

第十七条の二 第二項

法第二十五条において準用する組合法第七十三条第四項	年金である給付	都道府県知事又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関（以下「知事等」という。）	受給権者又は当該年金である給付に加算されている加給年金額の対象者（法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項に規定する加給年金の算定の基礎となる配偶者若しくは子又は法第二十五条において準用する組合法第八十三条第一
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十三条第四項	改正前私学共済法による職域加算額	地方公共団体情報システム機構	受給権者

第十七条の二 第二項	受給権者等	項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）（次項及び第四項において「受給権者等」という。）	住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）
	受給権者又は当該加給年金額の対象者がある受給権者		
第十七条の二 第四項	受給権者	本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）	住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条
	住民票コード		

第十七条の二 第五項	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の四の二第一項に規定する特例の適用を受けている法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（法第二十五条において準用する組合法第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者、法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の三第一項の規定により同項に規定する繰上げ調整額（以下「繰上げ調整額」という。）が加算された法第二十五条において準	第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） 旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて事業団が指定したものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）

用する組合法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる加入者期間が四十四年以上であるもの又は当該繰上げ調整額の全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権者、障害共済年金の受給権者又は遺族共済年金の受給権者である障害等級（法第二十五条において準用する組合法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子、孫若しくは六十歳未満の夫（法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項ただし書の規定により遺族共

第十七条の二の二（各号を除く。）	年金である給付	改正前私学共済法による職域加算額
第十七条の二の二第三	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年
第十七条の二第六項	年金である給付（加給年金額の対象者についてのみ生存の事実が確認されなかった受給権者が当該事実について確認できる書類を提出しないときは、当該対象者に係る加給年金額に相当する部分に限る。）	改正前私学共済法による職域加算額
第十七条の二	一月以内	三月以内
第十七条の二	年金の停止の解除を受けている者を除く。第三十三条の六第二項第八号において同じ。）、父母若しくは祖父母にあつては、毎年、指定日	

号	第十七条の三第一項（各号を除く。）	第十七条の三第一項第一号	第十七条の三第三項	第二十條第一項		
					年金である給付	受給代表者を変更しよ うとするとき
	知事等	及び住所		住所及び年金証書	年金である給付	受給代表者を変更しよ うとするとき
	地方公共団体情報シ テム機構	、住所及び本人確認番 号（個人番号又は基礎 年金番号をいう。以下 同じ。）	改正前私学共済法によ る職域加算額	住所、本人確認番号及 び年金証書	年金である給付	受給代表者を変更しよ うとするとき

	第二十條第二項第二号	第二十條第三項		
			転居又は住居表示	知事等
を受けることができる ときは、この限りでな い	受給代表者を変更する 場合は、年金証書及び 同順位者の全員の同意 書		転居、住居表示若しく は個人番号の変更、改 氏名又は年金の払渡金 融機関	提供を受け、 知事等
	年金の払渡金融機関を 変更する場合は、預金 口座の口座番号につい ての当該払渡金融機関 の証明書、預金通帳の 写しその他の預金口座 の名義及び口座番号を 明らかにすることがで きる書類		地方公共団体情報シ ステム機構	提供を受け、又は番号 利用法第二十二條第一 項の規定により当該書 類と同一の内容を含む 利用特定個人情報提供 を受け、

第二十條第 四項	第一項	第二項
第二十條第 五項	法第二十五條において準用する組合法第七十六條の規定による退職共済年金の支給を受けようとする者（法第二十五條において準用する組合法附則第十二條の三又は第十二條の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金に係る決定の請求を既に行つたものを含む。）で、法第二十五条において準用する組合法第七十八條の二第一項の規定による退職共済年金の支給の繰下げの申出（以下「退職共済年金の支給の繰下げの申出」という。）を行つていないものという。以下同じ。）	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。以下同じ。）第八条第一項の規定により読み替へられた改正前国共済

法第七十八条の二第一項の規定による旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行っていないものをいう。第二十二条第二項において同じ。）	退職共済年金	ならない。ただし、当該繰下げ待機者が転居したことが又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	第二十一条 第一項第一号
第二十二条 第二項（各号を除く。）	退職共済年金	、第三十三條の九の規定の適用を受けることとなること及び退職共	第二十二條 第一項（各号を除く。）
、住所及び本人確認番号	旧職域加算退職給付	及び旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付	第二十二條 第一項（各号を除く。）

[illegible]

第二項	ならない。ただし、当該線下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
第三十四条	長期給付	平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による職域加算額
第三十四条の二第一項（各号を除く。）	退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金	旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付
第三十四条の二第一項第一号	及び生年月日	、生年月日及び基礎年金番号
第三十四条の二の二	年金受給権者ごとに	改正前私学共済法による職域加算額の年金受給権者ごと

本条…一部改正(平成二八年三月文科令二一号・三〇年六月二〇号・令和二年一

○月三八号・四年九月三五号・五年九月三二号・一二月四一号・六年五月二〇号・七年五月一六号・一二月三二号」

(改正前私学共済規則の適用除外)

第九条 改正前私学共済規則第十七条第二項、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の六、第十八条、第二十四条第一項第三号、第五号から第七号まで、第九号、第十号及び第十二号、第二項第一号、第四号、第五号、第六号、第八号及び第十号並びに第十五条、第二十五条の二第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十五条の四第一項第四号及び第五号並びに第二項、第二十六条第一項第四号及び第五号、並びに第二項から第四項まで、第二十六条の二から第三十条の五まで、第三十一条第一項第四号から第六号まで、第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の四の二、第三十二条から第三十三条の五まで、第三十三条の六第一項第四号から第六号まで並びに第二項第一号及び第九号、第三十三条の八の二第二項、第三十三条の八の三第二項、第三十三条の九第一項第四号及び第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一、第三十三条の十一の二から第三十三条の十一の二十六まで、第三十三条の十三並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求、届出その他の行為については、適用

しない。

本条…一部改正(令和七年五月文科令一六号)

(改正前私学共済法による職域加算額の提出書類に係る特例)

第十条 改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求を行う場合において、当該請求と同一の事由による厚生年金保険法による保険給付の請求を行うときは、附則第三条から第五条までの規定により読み替えられた改正前私学共済規則の規定にかかわらず、当該規定による請求書及び書類の提出を省略することができる。

2 改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る附則第八条により読み替えて適用する改正前私学共済規則第十七条の二、第十七条の二の二、第十七条の三及び第二十条に規定する届出を行う場合において、同時に厚生年金保険法の給付(脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。)に係る同一の事由による届出を行うときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による届書及び当該届書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

3 改正前私学共済法による職域加算額の支給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者が、同時に当該改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡による未支給の厚生年金保険法の保険給付の請求を行うときは、改正前私学共済規則の規定

による請求書及び当該届書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

- 4 改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者は、当該請求に係る請求書にその者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載しなければならぬ。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

- 5 私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十条の二第二項及び第四十一条第二項から第四項までの規定は、改正前私学共済法による職域加算額について準用する。

- 6 事業団に改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望す

る場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

一―三項：一部改正（平成二八年三月文科令二二号）、四項：追加（平成二二年四月文科令一六号）、一部改正（令和二年一〇月文科令三八号）、四項：一部改正・五項：追加（令和五年九月文科令三二二号）、五項：一部改正（令和五年二月文科令四一号）、見出：一・二・四・五項：一部改正・六項：追加（令和七年二月文科令三二二号）

（障害の程度が増進したことが明らかである場合）

- 第十一条 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、障害の程度が障害等級（平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級をいう。以下この条において同じ。）の二級に該当する者に係るものについて、旧職域加算障害給付の受給権を取得した日又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のうち最も遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げる

いずれかの状態に至った場合（同項第八号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。）とする。

2 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものについて、旧職域加算障害給付の受給権を取得した日又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のうち最も遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

一・二項…一部改正(令和三年二月文科令五二号)

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法による年金である給付等の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

第十二条 平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付（以下「改正前私学共済法による年金である給付」という。）及び旧私学共済法による年金で

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（平二七）

ある給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	ただし、	ただし、同条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と読み替えるものとし、
第十七条の二第四項	住民票コード	住民票コード又は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

第十七条の二第五項及び第十七条の四第二項第一号	一月以内	三月以内
第十七条の二の二第三号	及び生年月日	、生年月日、住所及び基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第十七条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）
第二十條第一項	住所及び年金証書 ならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	住所、本人確認番号及び年金証書 ならない

第二十條第二項	二 受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者全員の同意書	二 受給代表者を変更する場合は、年金証書及び同順位者の全員の同意書 二の二 年金の払渡金融機関を変更する場合は、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類
第二十條第三項	転居又は住居表示 知事等 提供を受け、	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関 地方公共団体情報システム機構 提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む

	第二十條第 四項	第二十條第 五項			
	第一項	法第二十五條において 準用する組合法第七十 六条	法第二十五條において 準用する組合法附則第 十二條の三	法第二十五條において 準用する組合法第七十 八條の二第一項	ならない。ただし、当 該繰下げ待機者が転居 したこと又は住居表示 が変更されたことにつ き、事業団が知事等か
利用特定個人情報 の提供を受け、	第二項	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五條において準用す る改正前国共済法第七 十六條	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五條において準用す る改正前国共済法附則 第十二條の三	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五條において準用す る改正前国共済法第七 十八條の二第一項	ならない

	第二十一條 第一項第一 号	第二十二條 第一項（各 号を除く。）			
ら本人確認情報の提供 を受けることができる ときは、この限りでな い	及び住所	、第三十三條の九の規 定の適用を受けること となるとき及び退職共 済年金	法第二十五條において 準用する組合法第四十 五條	相続人	ならない。ただし、当 該年金受給権者が死亡 したことにつき、事業 団が知事等から本人確
、住所及び本人確認番 号	、退職共済年金	私立学校教職員共済法 第四十八條の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十五 條第一項により読み替 えられた改正前国共済 法第四十五條	者	ならない	

第二十二條 第二項 第二	ならない。ただし、当該繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	第二十四條 第三項	法第二十五條において準用する組合法第七十六條	法第二十五條において準用する組合法附則第十二條の三
第二十二條 第一項 第一	及び住所	第二十四條 第二項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五條において準用する組合法第七十六條	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五條において準用する組合法附則第十二條の三

第二十四條 第六項	法第二十五條において準用する組合法第七十六條	法第二十五條において準用する組合法附則第十二條の三	法第二十五條において準用する組合法附則第十二條の五	第二十五條 第一項（各号を除く。）
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五條において準用する組合法第七十六條	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五條において準用する組合法附則第十二條の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五條において準用する組合法附則第十二條の五	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水	

第二十五条 第二項（各 号を除く。）	法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条第三項	準の見直し等のための 国家公務員退職手当法 等の一部を改正する法 律の一部の施行に伴う 国家公務員共済組合法 による長期給付等に関 する経過措置に関する 政令（平成二十七年政 令第三百四十五号。以 下「平成二十七年経過 措置政令」という。以 下同じ。第十五条第一 項において読み替えら れた改正前国共済法第 七十四条第一項第一号 又は平成二十四年一元 化法附則第三十七条の 二第二項第一号
第二十五条 第一項第一 号	及び住所	、住所及び本人確認番 号

第二十五条 第二項第三 号	法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条第一項	、住所及び本人確認番 号
第二十五条 第二項第三 号	及び住所	十四条第三項又は平成 二十四年一元化法附則 第三十七条の二第三項 の規定により準用する こととされた国家公務 員の退職給付の給付水 準の見直し等のための 国家公務員退職手当法 等の一部を改正する法 律（平成二十四年法律 第九十六号）第五条の 規定による改正後の国 共済法（以下「改正後 国共済法」という。） 第七十五条の四第二項

第二十五条 第二項第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	施行令第七条において準用する組合法施行令第十一条の七各号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
				平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項
第二十五条 第二項第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又	改正前施行令第七条において準用する改正前組合法施行令第十一条の七各号	法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
				平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項

第二十六条 第二項第三号	第二十六条の二第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	及び住所	障害等級	は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
					平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十八条第三項
第二十六条 第二項第三号	第二十六条の二第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	及び住所	障害等級	、住所及び本人確認番号
					厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
第二十六条 第二項第三号	第二十六条の二第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	及び住所	障害等級	ならない
					該加給年金額の対象者が同項第一号に該当するに至ったことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができる

	第二十七條 第一項	加給調整対象年金（ 加給調整対象年金（障 害を給付事由とする給 付であつて	ときは、この限りでな い
	第二十八條 第一項	加給調整対象年金（ 加給調整対象年金（障 害を給付事由とする給 付であつて	
第三十條の 二第一項 （各号を除 く。）	法第二十五條において 準用する組合法附則第 十二條の四の二第一項	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五條において準用す る改正前国共済法附則 第十二條の四の二第一 項	
第三十條の 二第一項第 一号	及び住所	、住所及び本人確認番 号	
第三十條の 二第一項第 三号	法第二十五條において 準用する組合法第八十 一條第一項	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五條において準用す る改正前国共済法第八 十一條第一項	
第三十條の 二第一項第 二	施行令第七條において 読み替へて準用する組	改正前施行令第七條に おいて準用する改正前	

第四号	合法施行令第十一条の 七の四各号	組合法施行令第十一条 の七の四各号
第三十條の 二第一項第 七号	障害等級	厚生年金保険法第四十 七條第二項に規定する 障害等級
第三十條の 二の四第一 項（各号を 除く。）	法第二十五條において 準用する組合法附則第 十二條の三	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五條において準用す る改正前国共済法附則 第十二條の三
	法第二十五條において 準用する組合法第七十 七條	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五條において準用す る改正前国共済法第七 十七條
	法第二十五條において 準用する組合法附則第 十二條の七の三第一項	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五條において準用す る改正前国共済法附則 第十二條の七の三第一 項
	法第二十五條において 準用する組合法附則第 十二條の七第二項	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五條において準用す

第三十条の二の四第一項第一号	及び住所	る改正前国共済法附則第十二条の七第二項
第三十条の二の四第一項第五号	障害等級	、住所及び本人確認番号 厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級
第三十条の二の四第二項	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の六の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項
	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三の二	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の二
第三十一条の二第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五

第三十一条の二第二項第一号	及び住所	条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第二号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条第二号
第三十一条の二第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされ

第三十一 条の二第 二項第 一號	及び住所	た改正後国共済法第七 十五條の四第二項
第三十一 条の二第 二項第 三號	法第二十五條において 準用する組合法第七十 四條第一項	私立学校教職員共済法 第四十八條の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十五 條第一項により読み替 えられた改正前国共済 法第七十四條第一項又 は私立学校教職員共済 法第四十八條の二の規 定によりその例による こととされる平成二十 四年一元化法附則第三 十七條の二第二項
第三十一 条の二第 二項第 四號	法第二十五條において 準用する組合法第七十 四條第一項	私立学校教職員共済法 第四十八條の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十五

第三十一 条の四第 一項第 四號	法第二十五條において 準用する組合法第八十 六條	私立学校教職員共済法 第四十八條の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十五 條第一項により読み替 えられた改正前国共済 法第八十四條第一項
	第八十六條	平成二十四年一元化法 改正前私学共済法第二 十五條において準用す る改正前国共済法第八 十六條
		条第一項により読み替 えられた改正前国共済 法第七十四條第一項又 は私立学校教職員共済 法第四十八條の二の規 定によりその例による こととされる平成二十 四年一元化法附則第三 十七條の二第二項

第三十一条 の五（各号 を除く。）	障害等級		る改正前国共済法第八十六条
第三十一条 の五第一号	及び住所	号、住所及び本人確認番	
第三十二条	ならない。ただし、当該配偶者が同項第一号に該当するに至ったことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない	
第三十三条 （各号を除く。）	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条 の二（各号を除く。）	加給調整対象年金（	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて	加給調整対象年金（障害を給付事由とする給付であつて
第三十三条 の七第一項 （各号を除	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるこ	

く。）		第三十三条 の七第一項 第一号	及び住所	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第三項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定により準用することとされた改正後国共済法第七十五条の四第二項
		第三十三条 の七第二項 （各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	
				ととされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項第三号又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号、住所及び本人確認番号

第三十三条 の七第二項 第一号	及び住所	、住所及び本人確認番 号
第三十三条 の七第二項 第三号	法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条第一項	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十五 条第一項により読み替 えられた改正前国共済 法第七十四条第一項又 は私立学校教職員共済 法第四十八条の二の規 定によりその例による こととされる平成二十 四年一元化法附則第三 十七条の二第二項
第三十三条 の七第二項 第四号	法第二十五条において 準用する組合法第七十 四条第一項	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十五 条第一項により読み替 えられた改正前国共済 法第七十四条第一項又

第三十三条 の八第二項	及び住所	、住所及び本人確認番 号
第三十三条 の八第二項 第一号	及び住所	は私立学校教職員共済 法第四十八条の二の規 定によりその例による こととされる平成二十 四年一元化法附則第三 十七条の二第二項
第三十三条 の八第二項	法第二十五条において 準用する組合法第九十 一条第一項から第三項 まで	私立学校教職員共済法 第四十八条の二の規定 によりその例によるこ ととされる平成二十七 年経過措置政令第十八 条第一項により読み替 えられた改正後厚生年 金保険法（平成二十四 年一元化法附則第七条 第一項に規定する改正 後厚生年金保険法をい う。以下同じ。）第六 十五条の二又は第六十 六条

第一号	
第三十三条の八第三項第二号	障害等級
第三十三条の九見出し	一月以内 （遺族共済年金の転給の請求）
第三十三条の九第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第九十二條第一項
	支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者若しくは次順位者又は法第二十五条において準用す
	厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級
	三月以内 （遺族共済年金の所在不明による支給停止の申請）
	私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十八條第一項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法第六十七條第一項又は第六十八條第一項
	支給の停止を申請しようとする者

[illegible]

	いづれか若しくは同条第二項第二号	年経過措置政令第十八条第一項により読み替えて適用することとされた厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項
第三十三条の十第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第二十三条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二条第三項
第三十三条の十第一項第一号	及び住所	、住所及び本人確認番号
第三十三条の十第二項第二号	障害等級	厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級

2 改正前私学共済規則第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十条の二第三項、第三十一条、第三十三条の三から

第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

一項…一部改正〔平成二八年三月文科令二二号・三〇年六月二〇号・三一年四月一六号・令和二年一〇月三八号・四年三月一三号・九月三五号・五年九月三二号・二月四一〇号・六年五月二〇号・七年五月一六号〕、見出…二項…一部改正、一項…一部改正〔令和七年一二月文科令三一号〕

（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条 改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十六条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 本人確認番号（個人番号又は国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び年金コード

三 国会議員等となった年月日

四 国会議員等である日の属する月における厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の六第一項第二号又は第三号に掲げる額及び同項第二号又は第三号と同一の月以前の一年間の各月における同条第二項第二号又は第三号に掲げる額
五 所属する議会の名称
六 その他必要な事項

2 前項の届書を提出する場合には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて提出しなければならない。ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

3 事業団は、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第二条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十五条第二項の規定により、改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者が前項の書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、第一項の届書が提出された日の属する月の翌月以後に支払うべき当該改正前私学共済法による退職共済年金

等の支払を差し止めることができる。

4 改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、事業団から第一項の届書及びこれに添えるべき書類の提出を求められたときは、事業団の指定する日（以下「指定日」という。）までにこれに応じなければならない。

一項：一部改正・四項：削除・旧五項：四項に繰上（平成二八年二月文科令三二号）、一項：一部改正（平成三〇年六月文科令二〇号・令和二年一〇月三八号・五年九月三二号・七年二月三二号）

（総報酬月額相当額を算定する場合に必要な事項の異動の届出）

第十四条 国会議員等である改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、前条第一項第四号に掲げる事項に異動があったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号及び第四号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 本人確認番号及び年金コード
- 三 異動の事由及びその年月日
- 四 異動後の前条第一項第四号に掲げる事項
- 五 その他必要な事項

2 前項の届書を提出する場合には、同項第三号及び第四号に掲げ

る事項を明らかにする書類その他の必要な書類を併せて事業団に提出しなければならない。ただし、同項の届書に相当の記載を受けたときは、この限りでない。

一項…一部改正〔平成二八年一月文科令三二号・令和五年九月三二号〕

（国会議員等でなくなったことの届出）

第十五条 国会議員等である改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者は、国会議員等でなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号に掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 本人確認番号及び年金コード

三 国会議員等でなくなった年月日

本条…一部改正〔平成二八年一月文科令三二号・令和五年九月三二号〕

（施行日において国会議員等である者の経過措置）

第十六条 改正前私学共済法による退職共済年金等の受給権者であつて、施行日の前日において国会議員等であり、かつ、施行日において引き続き国会議員等である者に対する附則第十三条の規定の適用については、同日において同条の届書の提出があったも

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（平二七）

のとみなし、当該届書を提出することを要しないものとする。

2 附則第十四条及び前条の規定は、施行日以後にこれらの規定による届書の提出をすべき事由が生じた場合について適用するものとし、施行日前に当該事由が生じた場合については、適用しない。

（改正前私学共済法による年金である給付等の支払未済の給付の請求に係る特例）

第十七条 改正前私学共済法による年金である給付の受給権者の死亡により、附則第十二条第一項により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者が、同時に厚生年金保険法による給付について同一の事由による請求を行うときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により準用することとされた第四条第一項の請求書及び同条第二項に規定する書類の提出は要しないものとする。

2 附則第十条第四項の規定は、改正前私学共済法による年金である給付について準用する。

一項…一部改正・二項…追加〔平成三二年四月文科令一六号〕

（改正前私学共済法による年金である給付等の受給権者の異動報告に係る特例）

第十八条 改正前私学共済法による年金である給付又は旧私学共済法による年金である給付の受給権者に係る改正前私学共済規則第

二十条第一項及び第二項（同項第二号を除く。以下この条において同じ。）の届出並びに附則第十三条から附則第十五条までの届書を提出する者が、同時に厚生年金保険法による給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）について同一の事由による届出を行うときは、附則第十三条から附則第十五条までの規定にかかわらず、これらの規定による届書及び当該届書に添えるべき書類の提出は要しないものとする。

（改正前私学共済法による年金である給付等の提出書類に係る特例）

第十八条の二 私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十条の二第二項及び第四十一条第二項から第四項までの規定は、改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付について準用する。

2 改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項の規定により事業団に改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（配偶者又は子の氏名を記載するものに限る。）を提出する者は、当該請求書又は届書に当該配偶者又は子の個人番号を記載しなければならぬ。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

3 事業団に改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公金受取口座への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

本条…追加〔平成三二年四月文科令一六号〕、三項…追加〔令和四年九月文科令三五号〕、一・二項…一部改正〔令和五年九月文科令三三号〕、一項…一部改正〔令和五年二月文科令四一号〕、見出…一―三項…一部改正〔令和七年二月文科令三一号〕

（改正前私学共済法による年金である給付に係る合意分割）

第十九条 平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた年金である給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条の規定により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十及び第九十三条の十一の規定を適用するときは、当該年金である給付の額の改定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の二に定めるところによるものとする。この場合において、同令第七十八条

の六第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同項第三号イ中「被保険者」とあるのは「第一号厚生年金被保険者」と、同条第六項及び第七項中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同令第七十八条の十一第一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第一号厚生年金被保険者期間」とする。

本条…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・令和四年二月三九号〕

(改正前私学共済法による年金である給付に係る三号分割)

第二十条 平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた年金である給付(退職又は障害を給付事由とするものに限る。)の受給権者について、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条の規定により読み替えられた改正前国共済法第九十三条の十四及び第九十三条の十五の規定を適用するときは、当該年金である給付の額の改定に係る請求その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三章の三に定めるところによる。この場合において、同令第七十八条の十九第

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則(平二七)

一項中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあるのは「事業団」と、同条第二項第四号及び第五号中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」と、同条第三項中「第四号厚生年金被保険者」とあるのは「第一号厚生年金被保険者」と、同令第七十八条の二十第一項中「障害厚生年金」とあるのは「障害共済年金」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とする。

本条…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号・令和四年二月三九号〕

(障害の程度が増進した場合)

第二十一条 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものについて、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のうち最も遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合(同項第八号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。)とする。

2 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によりることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する文部科学省令で定める場合は、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものについて、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によりることとされる平成二十七年経過措置政令第十五条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項に規定する診査を受けた日のうち最も遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第二項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合とする。

一・二項…一部改正（令和三年二月文科令五二号）

（年金の支払の調整）

第二十二條 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によりることとされる平成二十七年経過措置政令第五条第二項の規定により同条第一項の規定による年金である給付の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができるものとする。

一 年金である給付の受給権者の死亡を給付事由とする旧職域加算遺族給付の受給権者が、当該年金である給付の受給権者の死亡に伴う当該年金である給付の過誤払による返還金債権に係る

債務の弁済をすべき者であるとき

二 旧職域加算遺族給付の受給権者が、同一の給付事由に基づく他の遺族共済年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族共済年金の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき

（老齢厚生年金の請求等に係る経過措置）

第二十三條 当分の間、第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第四十二条の規定の適用については、同条中「並びに第三項」とあるのは、「並びに第三項、第三十条の二第一項」とする。この場合において、第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第四項の規定を準用する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する省令

附則
〔平成二十七年一〇月二日 文部科学省令第三四号〕

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。〔後略〕

（経過措置）

2 この省令の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間

における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第十七条の二第二項の規定の適用については、同項中「機構保存本人確認情報（）」とあるのは「機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）」とする。

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

則
〔平成二十八年三月三十一日 文部科学省令第二号〕

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保険協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

則
〔平成二十八年九月三〇日 文部科学省令第三〇号〕

最近改正 平成二十九年三月三十一日 文部科学省令第二二二号

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者等の届出）

第二条 受給権者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百二十三号。以下

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（平二八）

「経過措置政令」という。）第一条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続短時間労働被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は経過措置政令第四条に規定する老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。以下この項において同じ。）が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）に限る。）は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（次条第一項第二号において「基礎年金番号」という。）

三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四 その他必要な事項

2 前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

一項…一部改正〔平成二十九年三月文科令一三三号〕

（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者等の届出）

第三条 受給権者（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十三条第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限る。）又は同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十四条に規定する退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であつて、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。）が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）に限る。）は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号及び年金証書の記号番号
- 三 その他必要な事項

2 前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

一項：一部改正〔平成二九年三月文科令一三号〕

私立学校教職員共済法施行規則等の省令の一部を改正する省令

附 則

〔平成二八年一月三〇日 文部科学省令第三二号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成二八年二月二八日 文部科学省令第三六号〕

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 〔平成二九年二月二八日 文部科学省令第三号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、同年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 老齢厚生年金施行日前請求手続（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に定める老齢厚生年金（日本私立学校振興・共済事業団が支給するものに限る。）の裁定の請求に関し、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二十八号）第七条の規定による裁定の請求の手続をいう。次条において同じ。）については、この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第四十二条の規定の例による。

第三条 老齢厚生年金施行日前請求手続については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号）第四条の規定を準用する。この場合において、同条中「厚生労働大

臣」とあり、及び「機構」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

私立学校教職員共済法施行規則等の附則
〔平成二十九年三月三十一日 文部科学省令第一三三号〕
一部を改正する省令

最近改正 平成三〇年六月一日 文部科学省令第二〇号

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済法施行規則目次の改正規定及び同令第二章第一節に一条を加える改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

（障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者等の届出）

第二条 受給権者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第二項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第三十七号。以下「経過措置政令」という。）第二条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続短時間労働被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は経過措置政令第五条に規定する老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（平二九）

規定する繰上げ調整額をいう。以下この項において同じ。）が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）に限る。）は、継続短時間労働被保険者となった日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいい、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下この号において「個人番号」という。）を有する者に係る場合にあつては、基礎年金番号又は個人番号とする。次条第一項第二号において同じ。）
三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）
四 その他必要な事項

2 前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

一項…一部改正〔平成三〇年六月文科令二〇号〕

（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者等の届出）

第三条 受給権者（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十四条第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限る。）又は同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十五条に規定する退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であつて、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。）が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）に限る。）は、継続短時間労働被保険者となつた日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 基礎年金番号及び年金証書の記号番号
- 三 その他必要な事項

2 前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

附 則 〔平成二九年七月三十一日 文部科学省令第三〇号〕

この省令は、平成二九年八月一日から施行する。

附 則 〔平成二九年一月九日 文部科学省令第四〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の
一部を改正する省令 **附 則** 〔平成三〇年六月一日 文部科学省令第二〇号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り續つて使用することができる。

附 則 〔平成三〇年七月二日 文部科学省令第三号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成三〇年七月三〇日 文部科学省令第二五号〕

この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

附 則 〔平成三一年三月二九日 文部科学省令第三号〕

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 〔平成三二年四月二日 文部科学省令第一六号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中私立学校教職員共済法施行規則第十七条第一項、第十七条の五第一項第五号及び第五十二条第一項第一号の改正規

定並びに第二条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第十条第四項、第十七条及び第十八条の二第二項の改正規定 平成三十一年四月十五日

二 第一条中私立学校教職員共済法施行規則第一条の二の八第一項、第一条の四及び第四十条の二の改正規定 平成三十一年五月一日

三 次条の規定 平成三十一年六月一日

四 第二条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第十条の二及び第十八条の二第一項の改正規定 平成三十一年七月一日

五 第一条の規定（第一号及び第二号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条の規定（第一号及び前号に掲げる改正規定を除く。） 平成三十一年八月一日

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第二十七条の七若しくは第二十八条の八又は私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（以下この条において「改正省令」という。）附則第四条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第十七条の二、改正省令附則第五条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第十七条の二若しくは改正省令附則第十二条の規定により

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（令元）

読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第十七条の二若しくは第十七条の四の届出を行おうとする者（その誕生日が八月一日から九月三十日までの間にある者に限る。）は、平成三十一年八月一日前においても、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定の例により当該届出を行うことができる。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整理等に関する省令 附 則（令和元年七月一日 文部科学省令第九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年一〇月八日 文部科学省令第一八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次条第二項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第

七条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「改正後私学共済法」という。）第二十五条において準用する改正法附則

第八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）第二条第一項第二号及びこの省令による

改正後の私立学校教職員共済法施行規則（以下「改正後私学共済規則」という。）第一条の四の二第一項の規定の施行により被扶

養者の要件を欠くに至る者であつて、この省令の施行の際現に私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済

組合法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関に入院しているものの当該入院の期間における被扶養者としての資格については、

その者が引き続き加入者と同一の世帯に属し、主として当該加入者の収入により生計を維持している間（その者が当該加入者の配

偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である場合にあつては、主としてその加入者の収入により生計を維持している間）に

限り、改正後私学共済法第二十五条において準用する改正後国共済法第二条第一項第二号及び同令第一条の四の二第一項の規定に

かわらず、なお従前の例による。

2 加入者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前

においても、改正後私学共済規則第一条の五第二項各号に掲げる事項について令和二年四月一日における状況を記載した同項の規

定による届書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出することができる。

3 改正法附則第七条の規定及びこの省令の施行により被扶養者の要件を欠くに至る者を有する加入者は、施行日前においても、改正後私学共済規則第一条の五第一項及び同令様式第八号の例によ

り、令和二年四月一日における状況を記載した申請書を事業団に提出することができる。

4 改正後私学共済法附則第二十項の規定により健康保険法（大正

十一年法律第七十号）による保険給付及び退職等年金給付を受けることができる加入者（次項において「短期給付適用除外加入者」という。）は、施行日前においても、改正後私学共済規則第

一条の六第二項各号に掲げる事項について令和二年四月一日における状況を記載した同項の規定による届書を事業団に提出するこ

とができる。

5 改正法第十五条の規定の施行により国民年金法（昭和三十四年

法律第四百一十一号）第七条第一項第三号に規定する国民年金第三号被保険者に該当しなくなる配偶者を有する短期給付適用除外加

入者は、施行日前においても、改正後私学共済規則第一条の六第一項の例により、令和二年四月一日における状況を記載した届書を事業団に提出することができる。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保険協会の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

則
〔令和二年九月三〇日 文部科学省令第三五号〕

（施行期日）

1 この省令は、令和二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の省令の一部を改正する省令

則
〔令和二年一〇月二六日 文部科学省令第三八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

押印を求める手続の見直し等のための文部科学省関係附則
省令の一部を改正する省令

則
〔令和二年一二月二八日 文部科学省令第四四号〕

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（令二―令三）

項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則
〔令和三年八月三一日 文部科学省令第四一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の省令の一部を改正する省令

則
〔令和三年一二月二八日 文部科学省令第五二号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日前の出産に係る私立学校教職員共済法

施行規則（以下「私学共済規則」という。）第九条第四項及び第

五項の規定の適用については、なお従前の例による。

（障害厚生年金の額の改定等に関する経過措置）

第三条 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第三条第三項の規定による障害厚生年金（日

本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が支給するものに限る。以下同じ。）の額の改定の請求は、私学共済規

則第四十三条において準用する厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号。以下この条において「準用厚生規則」という。）第四十七条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、準用厚生規則第四十七条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

3 第一項の請求は、障害厚生年金の受給権者（その障害の程度が改正令第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十三年政令第百八十四号）別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）が同時に当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、改正令附則第二条第二項の規定による請求に併せて行わなければならない。

この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4 改正令附則第三条第六項の規定による障害厚生年金の支給の請求は、準用厚生規則第四十四条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出することによって行わなければならない

い。

5 前項の請求書には、準用厚生規則第四十四条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

（職務障害年金の額の改定等に関する経過措置）

第四条 改正令附則第三条第三項の規定による私立学校教職員共済法による職務障害年金の額の改定の請求は、私学共済規則第二十七条の六第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、私学共済規則第二十七条の六第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3 第一項の請求書を提出する者が同時に前条第一項による障害厚生年金（第一項の職務障害年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の改定請求をするときは、前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類のうち当該障害厚生年金の改定請求書に添えたものについては、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に添えることを要しないものとする。

（旧職域加算障害給付の額の改定等に関する経過措置）

第五条 改正令附則第三条第三項の規定による被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。次条第一項において「一元化法」と

いう。) 附則第七十八条第三項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの(第三項において「旧職域加算障害給付」という。)の額の改定の請求は、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令(以下「改正省令」という。) 附則第四条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第三十一条の四第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、改正省令附則第四条の規定により読み替えて適用する同条に規定する改正前私学共済規則第三十一条の四第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3 第一項の請求を行う場合においては、同時に同項の旧職域加算障害給付と同一の給付事由による附則第三条第一項による障害厚生年金の改定請求をするときは、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書及び前項の書類の提出を省略することができる。(障害共済年金の額の改定等に関する経過措置)

第六条 改正令附則第三条第三項の規定による一元化法附則第七十九条に規定する一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法の障害共済年金の額の改定の請求は、改正省令附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同項に規定する改正前私学共済規則第三十一条の四第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出することによって行わなければならない

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則(令四)

い。

2 前項の請求書には、改正省令附則第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同項に規定する改正前私学共済規則第三十一条の四第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

附 則 [令和四年三月二十九日 文部科学省令第一三号]

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(老齢厚生年金又は障害厚生年金の加給年金額対象者の不該当の届出)

第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十二条の規定による老齢厚生年金(日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。))が支給するものに限る。以下同じ。)(又は同法第四十七条第一項の規定による障害厚生年金(事業団が支給するものに限る。以下同じ。))の受給権者(この省令の施行の日(以下「施行日」という。))において年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和三年政令第二百二十九号。以下「経過措置政令」という。)) 附則第五条第一項の規定に

より同法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けない者に限る。以下この条及び次条において単に「受給権者」という。）は、その配偶者が、同法第四十四条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）

三 老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種類及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が厚生年金保険法第四十四条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った年月日及びその事由（老齢厚生年金又は障害厚生年金の加給年金額支給停止事由の該当の届出）

第三条 受給権者は、施行日の属する月以降の月分の老齢厚生年金又は障害厚生年金について、経過措置政令附則第五条第一項第二

号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が施行日の前日において厚生年金保険法附則第七条の四第一項（同法附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であって、施行日以後に同法附則第七条の四第一項の規定による支給停止が解除されたときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三 老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が支給を受けることとなった経過措置政令第五条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の七各号に掲げる老齢又は退職を支給事由とする給付（以下「老齢又は退職を支給事由とする給付」という。）の名称、老齢又は退職を支給事由とする給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2 受給権者は、施行日の属する月以降の月分の老齢厚生年金又は

障害厚生年金について、経過措置政令附則第五条第一項第三号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が、障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金（受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有するものに限る。）の支給を受けることにより支給を停止されるに至ったときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三 老齢厚生年金又は障害厚生年金の年金証書の年金コード

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が支給を受けることを選択した年金たる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関並びにその支給を受けることとなった年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の加給年金額対象者の不該当の届出）

第四条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十九条の規定によりな

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（令四）

お効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。）による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者（施行日において経過措置政令附則第五条第六項の規定により私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第六項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けない者に限る。以下この条及び次条において単に「受給権者」という。）は、その配偶者が、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年

一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法」という。）第七十八条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号
- 三 退職共済年金又は障害共済年金の年金証書の記号番号
- 四 配偶者の氏名及び生年月日
- 五 配偶者がなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十八条第四項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った年月日及びその事由
（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の加給年金額支給停止事由の該当の届出）

第五条 受給権者は、施行日の属する月以降の月分の平成二十四年一元化法改正前私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金について、経過措置政令附則第五条第六項において準用する経過措置政令附則第五条第一項第二号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が施行日の前日において

厚生年金保険法附則第七条の四第一項（同法附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、施行日以後に同法附則第七条の四第一項の規定による支給停止が解除されたときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
- 二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号
- 三 退職共済年金又は障害共済年金の年金証書の記号番号
- 四 配偶者の氏名及び生年月日
- 五 老齢又は退職を支給事由とする給付の名称、老齢又は退職を支給事由とする給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなった年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

2 受給権者は、施行日の属する月以降の月分の平成二十四年一元化法改正前私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金について、経過措置政令附則第五条第六項において準用する経過措置政令附則第五条第一項第三号に該当するに至ったとき（当該受給権者の配偶者に対する老齢厚生年金が、障害厚生年金又は国民年

金法による障害基礎年金（受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金の受給権を有するものに限る。）の支給を受けることにより支給を停止されるに至ったときを除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三 退職共済年金又は障害共済年金の年金証書の記号番号

四 配偶者の氏名及び生年月日

五 配偶者が支給を受けることを選択した年金たる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関並びにその支給を受けることとなった年月日並びにその年金証書の年金コード又は記号番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の附則
【令和四年九月三〇日 文部科学省令第三五号】
一部を改正する省令の一部を改正する省令

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（令四）

（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（経過措置）

第四条 この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第三十四条（同令第三十四条の二において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に開始する私立学校教職員共済法第二十二条第十二項に規定する育児休業等について適用し、同日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（継続被保険者に係る届出）

第五条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づく年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号）第五十五条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続被保険者（以下この条において「継続被保険者」という。）に限る。）又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前において支給事由

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（令四―令六）

の生じた厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（継続被保険者であって、同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより当該繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）は、施行日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、同令第五十五条第一項第一号に規定する者に該当することを証する書類を添えて、これを日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一 受給権者の氏名、生年月日及び住所

二 受給権者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号又は国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

三 老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四 継続被保険者に該当する旨（厚生年金保険の被保険者の資格の取得事由を含む。）

私立学校教職員共済法施行規則等の附則（令和四年二月二八日 文部科学省令第三九号）の一部を改正する省令

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附則（令和五年三月二日 文部科学省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の附則（令和五年九月二九日 文部科学省令第三二号）の一部を改正する省令

この省令は、公布の日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の附則（令和五年二月二八日 文部科学省令第四一号）の一部を改正する省令

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附則（令和六年三月一日から施行する。）

この省令は、令和六年三月一日から施行する。

附則（令和六年四月一日から施行する。）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年四月三〇日 文部科学省令第一九号）

この省令は、令和六年五月七日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の附則（令和六年五月二七日 文部科学省令第二〇号）の一部を改正する省令

この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。

私立学校法施行規則（令和六年六月一四日 文部科学省令第二二号）の一部を改正する省令

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則 〔令和六年一月二九日 文部科学省令第三号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律〔令和五年六月法律第四八号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）からこの省令による改正前の私立学校教職員共済法施行規則（以下この条及び附則第五条において「改正前私学共済規則」という。）第一条の七の加入者証又は改正前私学共済規則第三条第一項の加入者被扶養者証（以下この条及び次条において「加入者証等」という。）の交付を受けている加入者又はその被扶養者が、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（以下この条及び次条において「準用国共済法」という。）第五十五条第一項に規定する保険医療機関等から療養を受ける場合又は準用国共済法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者から準用国共済法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護を受け

る場合における加入者証等については、施行日から一年を経過する日（準用国共済法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者又はその被扶養者に係るものにあつては、同日又は準用国共済法第二百二十六条の五第五項の規定により資格を喪失する日の前日のいずれか早い日）までの間は、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に事業団から加入者証等の交付を受けている加入者又はその被扶養者が、施行日から起算して一年を経過する日（準用国共済法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者又はその被扶養者に係るものにあつては、同日又は準用国共済法第二百二十六条の五第五項の規定により資格を喪失する日の前日のいずれか早い日）までの間に七十歳に達する場合、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号。以下この条において「準用国共済法施行令」という。）第十一条の三の三第九項の規定による事業団の認定を受けた場合、準用国共済法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニの規定による事業団の認定若しくは同条第四項若しくは第五項の規定による事業団の認定（準用国共済法施行令第十一条の三の五第二項第一号から第四号までのいずれかに掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）を受けた場合

又は準用国共済法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはへ、第三号ホ若しくはへ若しくはは第四号ロの規定による事業団の認定若しくは同条第四項若しくはは第五項の規定による事業団の認定（準用国共済法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）

を受けた場合における私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項に規定する高齢受給者証、同令第四条の九の三第三項に規定する特定疾病療養受療証、同令第四条の十一の二第二項に規定する限度額適用認定証及び同令第四条の十三第二項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証については、なお従前の例による。ただし、当該加入者又はその被扶養者が準用国共済法第五十五条第一項に規定する電子資格確認を受けることができる状況にある場合又はこの省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則（次条において「改正後私学共済規則」という。）第一条の七第二項に規定する資格確認書の交付又は提供を受けている場合は、この限りでない。

第四条 この省令の施行の際現に事業団が加入者に対し、改正後私学共済規則第二条の五第一項各号に掲げる事項を書面又は電磁的記録により通知した場合において、当該書面又は当該電磁的記録は、同項に規定する資格情報通知書とみなす。

第五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式

（改正前私学共済規則様式第二号から様式第四号までによる異動報告書及び改正前私学共済規則様式第八号の二による申請書に限る。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 〔令和六年二月一八日 文部科学省令第三五号〕

この省令は、令和七年一月一日から施行する。

附 則 〔令和七年二月二八日 文部科学省令第二号〕

この省令は、令和七年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条第一項及び第一条の五第二項の改正規定並びに第四十二条の表中第三十一条第一項（各号を除く。）の項の改正規定公布の日

二 第四十二条前段の改正規定、同条の表中第三十条第一項第三号の項及び第三十条第二項第八号の項の改正規定、第四十三条第一項前段及び第二項の改正規定、第四十四条第一項前段の改正規定、同項の表中第六十条第七項の項の改正規定並びに第四

十四条第二項を削る改正規定 令和七年三月一日

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

則 〔令和七年五月二六日 文部科学省令第一五号、抄〕

(施行期日)

1 この省令は、刑法等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六七号〕の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の附 則 〔令和七年五月三〇日 文部科学省令第一六号〕
令 一部を改正する省

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

附 則 〔令和七年七月二八日 文部科学省令第一七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔令和七年九月三〇日 文部科学省令第二七号〕

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の附 則 〔令和七年一二月二六日 文部科学省令第三一
令 一部を改正する省 号〕

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済法施行規則第十七条第二項の改正規定、第四十二条の表

省令 私立学校教職員共済法施行規則 附則（令七―令八）

の改正規定（同表第三十条第一項第十一号の項中「第二十四条第一項第九号」を「第二十四条第一項第七号」に改める部分を除く。）、附則第八項の改正規定及び附則第九項を削る改正規定並びに第三条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第八條の表の改正規定（同表第十七条第一項の項に係る部分に限る。）及び附則第十二条第一項の表の改正規定（同表第十七条第一項の項に係る部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。

附 則 〔令和八年二月二七日 文部科学省令第六号〕

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

附 則 〔令和八年三月三一日 文部科学省令第七号〕

この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の四第二項第四号の改正規定は、令和八年六月一日から施行する。

学校法人等	郵便番号()

校名	学法人

分 部 表

学校記号番号	
県コード	学校番号
1	1

[illegible]

1. この報告書には、資格確認書（資
2. 資格確認書を滅失等により返納して
3. 専任でなくなつたときや常時勤務

〔昭和32年7月文部令14号〕、全部改正〔昭和53年9月文部省令第8号〕、全部改正〔平成27年9月文部省令第8号〕。

(6) 『新編』の成立と『国史』との関係

被扶養者異動報告書

下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

所在地	郵便番号（ ー ）
法人等名	
代表者名	
事務連絡先電話番号 (必ず記入してください)	市外局番 局番 番号 担当者名

加入者等記号・番号		加入者氏名	生年月日
加入者氏名	加入者番号	加入者氏名	3. 昭和 年 月 日
加入者氏名	加入者番号	加入者氏名	4. 平成 年 月 日

該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください（複数の変更可能）。

1. 氏名変更（令和 年 月 日） 2. マイナンバー変更（令和 年 月 日）

変更前（全ての項目について記入してください）				変更後		変更理由										
氏名	生年月日	性別	氏名（氏と名の間に△を入れて下さい）	性別	マイナンバー											
1. 姓	2. 年	3. 月	4. 日	1. 姓	2. 年	3. 月	4. 日	1. 姓	2. 年	3. 月	4. 日	1. 姓	2. 年	3. 月	4. 日	
5. 姓	6. 年	7. 月	8. 日	5. 姓	6. 年	7. 月	8. 日	5. 姓	6. 年	7. 月	8. 日	5. 姓	6. 年	7. 月	8. 日	
9. 姓	10. 年	11. 月	12. 日	9. 姓	10. 年	11. 月	12. 日	9. 姓	10. 年	11. 月	12. 日	9. 姓	10. 年	11. 月	12. 日	
13. 姓	14. 年	15. 月	16. 日	13. 姓	14. 年	15. 月	16. 日	13. 姓	14. 年	15. 月	16. 日	13. 姓	14. 年	15. 月	16. 日	
17. 姓	18. 年	19. 月	20. 日	17. 姓	18. 年	19. 月	20. 日	17. 姓	18. 年	19. 月	20. 日	17. 姓	18. 年	19. 月	20. 日	
21. 姓	22. 年	23. 月	24. 日	21. 姓	22. 年	23. 月	24. 日	21. 姓	22. 年	23. 月	24. 日	21. 姓	22. 年	23. 月	24. 日	
25. 姓	26. 年	27. 月	28. 日	25. 姓	26. 年	27. 月	28. 日	25. 姓	26. 年	27. 月	28. 日	25. 姓	26. 年	27. 月	28. 日	
29. 姓	30. 年	31. 月	32. 日	29. 姓	30. 年	31. 月	32. 日	29. 姓	30. 年	31. 月	32. 日	29. 姓	30. 年	31. 月	32. 日	
33. 姓	34. 年	35. 月	36. 日	33. 姓	34. 年	35. 月	36. 日	33. 姓	34. 年	35. 月	36. 日	33. 姓	34. 年	35. 月	36. 日	
37. 姓	38. 年	39. 月	40. 日	37. 姓	38. 年	39. 月	40. 日	37. 姓	38. 年	39. 月	40. 日	37. 姓	38. 年	39. 月	40. 日	
41. 姓	42. 年	43. 月	44. 日	41. 姓	42. 年	43. 月	44. 日	41. 姓	42. 年	43. 月	44. 日	41. 姓	42. 年	43. 月	44. 日	
45. 姓	46. 年	47. 月	48. 日	45. 姓	46. 年	47. 月	48. 日	45. 姓	46. 年	47. 月	48. 日	45. 姓	46. 年	47. 月	48. 日	
49. 姓	50. 年	51. 月	52. 日	49. 姓	50. 年	51. 月	52. 日	49. 姓	50. 年	51. 月	52. 日	49. 姓	50. 年	51. 月	52. 日	
53. 姓	54. 年	55. 月	56. 日	53. 姓	54. 年	55. 月	56. 日	53. 姓	54. 年	55. 月	56. 日	53. 姓	54. 年	55. 月	56. 日	
57. 姓	58. 年	59. 月	60. 日	57. 姓	58. 年	59. 月	60. 日	57. 姓	58. 年	59. 月	60. 日	57. 姓	58. 年	59. 月	60. 日	
61. 姓	62. 年	63. 月	64. 日	61. 姓	62. 年	63. 月	64. 日	61. 姓	62. 年	63. 月	64. 日	61. 姓	62. 年	63. 月	64. 日	
65. 姓	66. 年	67. 月	68. 日	65. 姓	66. 年	67. 月	68. 日	65. 姓	66. 年	67. 月	68. 日	65. 姓	66. 年	67. 月	68. 日	
69. 姓	70. 年	71. 月	72. 日	69. 姓	70. 年	71. 月	72. 日	69. 姓	70. 年	71. 月	72. 日	69. 姓	70. 年	71. 月	72. 日	
73. 姓	74. 年	75. 月	76. 日	73. 姓	74. 年	75. 月	76. 日	73. 姓	74. 年	75. 月	76. 日	73. 姓	74. 年	75. 月	76. 日	
77. 姓	78. 年	79. 月	80. 日	77. 姓	78. 年	79. 月	80. 日	77. 姓	78. 年	79. 月	80. 日	77. 姓	78. 年	79. 月	80. 日	
81. 姓	82. 年	83. 月	84. 日	81. 姓	82. 年	83. 月	84. 日	81. 姓	82. 年	83. 月	84. 日	81. 姓	82. 年	83. 月	84. 日	
85. 姓	86. 年	87. 月	88. 日	85. 姓	86. 年	87. 月	88. 日	85. 姓	86. 年	87. 月	88. 日	85. 姓	86. 年	87. 月	88. 日	
89. 姓	90. 年	91. 月	92. 日	89. 姓	90. 年	91. 月	92. 日	89. 姓	90. 年	91. 月	92. 日	89. 姓	90. 年	91. 月	92. 日	
93. 姓	94. 年	95. 月	96. 日	93. 姓	94. 年	95. 月	96. 日	93. 姓	94. 年	95. 月	96. 日	93. 姓	94. 年	95. 月	96. 日	
97. 姓	98. 年	99. 月	100. 日	97. 姓	98. 年	99. 月	100. 日	97. 姓	98. 年	99. 月	100. 日	97. 姓	98. 年	99. 月	100. 日	
101. 姓	102. 年	103. 月	104. 日	101. 姓	102. 年	103. 月	104. 日	101. 姓	102. 年	103. 月	104. 日	101. 姓	102. 年	103. 月	104. 日	
105. 姓	106. 年	107. 月	108. 日	105. 姓	106. 年	107. 月	108. 日	105. 姓	106. 年	107. 月	108. 日	105. 姓	106. 年	107. 月	108. 日	
109. 姓	110. 年	111. 月	112. 日	109. 姓	110. 年	111. 月	112. 日	109. 姓	110. 年	111. 月	112. 日	109. 姓	110. 年	111. 月	112. 日	
113. 姓	114. 年	115. 月	116. 日	113. 姓	114. 年	115. 月	116. 日	113. 姓	114. 年	115. 月	116. 日	113. 姓	114. 年	115. 月	116. 日	
117. 姓	118. 年	119. 月	120. 日	117. 姓	118. 年	119. 月	120. 日	117. 姓	118. 年	119. 月	120. 日	117. 姓	118. 年	119. 月	120. 日	
121. 姓	122. 年	123. 月	124. 日	121. 姓	122. 年	123. 月	124. 日	121. 姓	122. 年	123. 月	124. 日	121. 姓	122. 年	123. 月	124. 日	
125. 姓	126. 年	127. 月	128. 日	125. 姓	126. 年	127. 月	128. 日	125. 姓	126. 年	127. 月	128. 日	125. 姓	126. 年	127. 月	128. 日	
129. 姓	130. 年	131. 月	132. 日	129. 姓	130. 年	131. 月	132. 日	129. 姓	130. 年	131. 月	132. 日	129. 姓	130. 年	131. 月	132. 日	
133. 姓	134. 年	135. 月	136. 日	133. 姓	134. 年	135. 月	136. 日	133. 姓	134. 年	135. 月	136. 日	133. 姓	134. 年	135. 月	136. 日	
137. 姓	138. 年	139. 月	140. 日	137. 姓	138. 年	139. 月	140. 日	137. 姓	138. 年	139. 月	140. 日	137. 姓	138. 年	139. 月	140. 日	
141. 姓	142. 年	143. 月	144. 日	141. 姓	142. 年	143. 月	144. 日	141. 姓	142. 年	143. 月	144. 日	141. 姓	142. 年	143. 月	144. 日	
145. 姓	146. 年	147. 月	148. 日	145. 姓	146. 年	147. 月	148. 日	145. 姓	146. 年	147. 月	148. 日	145. 姓	146. 年	147. 月	148. 日	
149. 姓	150. 年	151. 月	152. 日	149. 姓	150. 年	151. 月	152. 日	149. 姓	150. 年	151. 月	152. 日	149. 姓	150. 年	151. 月	152. 日	
153. 姓	154. 年	155. 月	156. 日	153. 姓	154. 年	155. 月	156. 日	153. 姓	154. 年	155. 月	156. 日	153. 姓	154. 年	155. 月	156. 日	
157. 姓	158. 年	159. 月	160. 日	157. 姓	158. 年	159. 月	160. 日	157. 姓	158. 年	159. 月	160. 日	157. 姓	158. 年	159. 月	160. 日	
161. 姓	162. 年	163. 月	164. 日	161. 姓	162. 年	163. 月	164. 日	161. 姓	162. 年	163. 月	164. 日	161. 姓	162. 年	163. 月	164. 日	
165. 姓	166. 年	167. 月	168. 日	165. 姓	166. 年	167. 月	168. 日	165. 姓	166. 年	167. 月	168. 日	165. 姓	166. 年	167. 月	168. 日	
169. 姓	170. 年	171. 月	172. 日	169. 姓	170. 年	171. 月	172. 日	169. 姓	170. 年	171. 月	172. 日	169. 姓	170. 年	171. 月	172. 日	
173. 姓	174. 年	175. 月	176. 日	173. 姓	174. 年	175. 月	176. 日	173. 姓	174. 年	175. 月	176. 日	173. 姓	174. 年	175. 月	176. 日	
177. 姓	178. 年	179. 月	180. 日	177. 姓	178. 年	179. 月	180. 日	177. 姓	178. 年	179. 月	180. 日	177. 姓	178. 年	179. 月	180. 日	
181. 姓	182. 年	183. 月	184. 日	181. 姓	182. 年	183. 月	184. 日	181. 姓	182. 年	183. 月	184. 日	181. 姓	182. 年	183. 月	184. 日	
185. 姓	186. 年	187. 月	188. 日	185. 姓	186. 年	187. 月	188. 日	185. 姓	186. 年	187. 月	188. 日	185. 姓	186. 年	187. 月	188. 日	
189. 姓	190. 年	191. 月	192. 日	189. 姓	190. 年	191. 月	192. 日	189. 姓	190. 年	191. 月	192. 日	189. 姓	190. 年	191. 月	192. 日	
193. 姓	194. 年	195. 月	196. 日	193. 姓	194. 年	195. 月	196. 日	193. 姓	194. 年	195. 月	196. 日	193. 姓	194. 年	195. 月	196. 日	
197. 姓	198. 年	199. 月	200. 日	197. 姓	198. 年	199. 月	200. 日	197. 姓	198. 年	199. 月	200. 日	197. 姓	198. 年	199. 月	200. 日	
201. 姓	202. 年	203. 月	204. 日	201. 姓	202. 年	203. 月	204. 日	201. 姓	202. 年	203. 月	204. 日	201. 姓	202. 年	203. 月	204. 日	
205. 姓	206. 年	207. 月	208. 日	205. 姓	206. 年	207. 月	208. 日	205. 姓	206. 年	207. 月	208. 日	205. 姓	206. 年	207. 月	208. 日	
209. 姓	210. 年	211. 月	212. 日	209. 姓	210. 年	211. 月	212. 日	209. 姓	210. 年	211. 月	212. 日	209. 姓	210. 年	211. 月	212. 日	
213. 姓	214. 年	215. 月	216. 日	213. 姓	214. 年	215. 月	216. 日	213. 姓	214. 年	215. 月	216. 日	213. 姓	214. 年	215. 月	216. 日	
217. 姓	218. 年	219. 月	220. 日	217. 姓	218. 年	219. 月	220. 日	217. 姓	218. 年	219. 月	220. 日	217. 姓	218. 年	219. 月	220. 日	
221. 姓	222. 年	223. 月	224. 日	221. 姓	222. 年	223. 月	224. 日	221. 姓	222. 年	223. 月	224. 日	221. 姓	222. 年	223. 月	224. 日	
225. 姓	226. 年	227. 月	228. 日	225. 姓	226. 年	227. 月	228. 日	225. 姓	226. 年	227. 月	228. 日	225. 姓	226. 年	227. 月	228. 日	
229. 姓	230. 年	231. 月	232. 日	229. 姓	230. 年	231. 月	232. 日	229. 姓	230. 年	231. 月	232. 日	229. 姓	230. 年	231. 月	232. 日	
233. 姓	234. 年	235. 月	236. 日	233. 姓	234. 年	235. 月	236. 日	233. 姓	234. 年	235. 月	236. 日	233. 姓	234. 年	235. 月	236. 日	
237. 姓	238. 年	239. 月	240. 日	237. 姓	238. 年	239. 月	240. 日	237. 姓	238. 年	239. 月	240. 日	237. 姓	238. 年	239. 月	240. 日	
241. 姓	242. 年	243. 月	244. 日	241. 姓	242. 年	243. 月	244. 日	241. 姓	242. 年	243. 月	244. 日	241. 姓	242. 年	243. 月	244. 日	
245. 姓	246. 年	247. 月	248. 日	245. 姓	246. 年	247. 月	248. 日	245. 姓	246. 年	247. 月	248. 日	245. 姓	246. 年	247. 月	248. 日	
249. 姓	250. 年	251. 月	252. 日	249. 姓	250. 年	251. 月	252. 日	249. 姓	250. 年	251. 月	252. 日	249. 姓	250. 年	251. 月	252. 日	
253. 姓	254. 年	255. 月	256. 日	253. 姓	254. 年	255. 月	256. 日	253. 姓	254. 年	255. 月	256. 日	253. 姓	254. 年	255. 月	256. 日	
257. 姓	258. 年	259. 月	260. 日	257. 姓	258. 年	259. 月	260. 日	257. 姓	258. 年	259. 月	260. 日	257. 姓	258. 年	259. 月	260. 日	
261. 姓	262. 年	263. 月	264. 日	261. 姓	262. 年	263. 月	264. 日	261. 姓	262. 年							

標準報酬月額改定届書

下記の通り届けます。

令和 年 月 日

田村弘立學校校長・井坂博義國語部指導

標準報酬月額改定申告書		標準賃金 ()															
下記のとおり振付ます。 令和 年 月 日		学校法人等 所 在 地	<table border="1"> <tr> <td>姓 名</td> <td>氏 名</td> <td>職 名</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> <td>氏 名</td> </tr> </table>	姓 名	氏 名	職 名	氏 名	氏 名	氏 名								
姓 名	氏 名	職 名															
氏 名	氏 名	氏 名															
日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿		学 校 法 人 等 法 人 等 名															
代 表 者 名		学校法人等 代表者名															
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">学校法人等 代表者名</td> <td>住所</td> </tr> <tr> <td>姓 名</td> <td>氏 名</td> <td>住 居 地 番 号</td> </tr> <tr> <td>姓 名</td> <td>氏 名</td> <td>住 居 地 番 号</td> </tr> </table>		学校法人等 代表者名		住所	姓 名	氏 名	住 居 地 番 号	姓 名	氏 名	住 居 地 番 号	<table border="1"> <tr> <td>姓 名</td> <td>氏 名</td> <td>職 名</td> </tr> <tr> <td>姓 名</td> <td>氏 名</td> <td>職 名</td> </tr> </table>	姓 名	氏 名	職 名	姓 名	氏 名	職 名
学校法人等 代表者名		住所															
姓 名	氏 名	住 居 地 番 号															
姓 名	氏 名	住 居 地 番 号															
姓 名	氏 名	職 名															
姓 名	氏 名	職 名															

[illegible]

- 報酬月額額の「平均額」欄は、1月目・2月目及び3月目の報酬の合計額を3で除して得た額を記入してください。
- 通常の労働者の支払基礎日数は17日以上、短時間労働者の支払基礎日数は11日以上です。

本模式…追加昭和32年7月文部令14号〕、一部改正〔昭和33年12月文部令30号〕、全部改正〔昭和35年7月文部令13号〕、全部改正・旧模式1号の6…繰下〔昭和47年10月文部令45号〕、一部改正〔昭和1年11月文部令35号〕、全部改正〔昭和5年9月文部令36号〕、一部改正〔平成元年4月文部令18号〕、9年12月41号〕、全部改正〔平成15年3月文科令8号・27年9月33号・28年9月30号〕、一部改正〔平成29年3月文科令13号・令和元年7月9号・10月18号〕、全部改正〔令和2年9月文科令35号・12月44号〕

様式第七号の二（第一条の四関係）

省令
私立学校教職員共済法施行規則
様式

賞与等支給報告書

[illegible]

本様式…追加〔平成15年3月文科令8号〕、一部改正〔令和元年7月文科令9号〕、全部改正〔令和2年9月文科令35号・12月44号〕

下記のとおり申請します。

下記の内容は事実と異なるものと認めます。

令和 年 月 日
令和 年 月 日

[illegible]

該当する番号を○で囲んでください。

1. 資格確認書
2. 資格情報のお知らせ
3. 高齢受給者証

交付又は再交付（再通知）申請理由として該当する番号を○で囲んでください。

1. ヴァンセンカードを有していない者、イギリス領海を申請した者、利用登録解除後の者
2. ヴァンセンカードの電子証明書の有効期限切れの者
3. ヴァンセンカードの電子証明書の有効期満又はイギリス領海を申請中の者
4. ヴァンセンカードの登録が困難な者、実務情報のおおむね又は勘定受け証を滅失し、又は損じた場合等

交付又は再交付（再通知） 対象者氏名	生年月日	続柄	交付又は再交付（再通知） 申請書提出の発生日	交付又は再交付（再通知） 対象者の加算者等登記・番号 第一号学籍番号	学校番号	個人番号	校章
(漢字) 対象者氏名	3期 4ヶ 月分	年 月 日	年 月 日	年 月 日	学コード 5.令	年 月 日	
交付又は再交付（再通知） 対象者のマイナンバー （加算者等登記・番号を記入しない場合）							

- ① 本欄は記入してください。
- ② 資格認定者（資格補修の受け付けられているものに限る）又は合格受給者証を提出したときは、この申請書に「資格補修結果」又は「合格受給者証を添付してください。」
- ③ 資格認定者（減失）又は本人等により返送のうえ、別途「資格補修の手続き」を添付してください。
- ④ 任意登録者（減失）又は本人等の運搬免許の写し、パスポートの写し、住民票（マイナンバーの記載のないもの）等のうちいずれか一通を添付してください。
- 任意登録加入者は、学校法人等の欄に本人の住所、氏名、連絡電話番号を記入してください。

第	号
令和 年 月 日	
文 部 科 学 省	
官 職 氏 名	
（報告の請求及び検査） 第四十六条 文部科学大臣は、事業団の事業に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要であると認めるときは、当該給付に係る療養を行つた保険医療機関（略）若しくは当該保険医療機関報告し又は保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して必要が報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局について、その管理者の同意を得る、若しくは診療費その他の療養費項を徴収せしむることができる。	
2 文部科学大臣は、事業団の訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に関する短期給付若しくは指定訪問看護事業者であつた者若しくは指定訪問看護事業所（略）の看護所その他の従業者であつた者に対し、その行つた訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に關して必要が報告を求め、又は当該職員をして当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業について、当該指定訪問看護事業者の同意を得、若しくは帳簿書類その他の物件を徴収せしむることができる。	
3 4 文部科学大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があると認めるときは、その必要と認められる範圍内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反してゐると認めるに足りる相当の理由がある若しくは、必要が事項に關し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしむることとする。	
5 6 略	

備考 この証は、日本産業救済会入列七番（7mm×105mm）の大ききとし、厚紙を使い、中央の点線の所から二つ折とし、表面に「私立学校教職員共済検査証」と記載する。）

旧様式三〇号の二：繰上昭和三年七月文部令一四号、本様式：全部改正昭和三年二月文部令三〇号、全部改正・旧様式二五号の二：繰上昭和四十七年一〇月文部令四五号、一部改正昭和五一年一月文部令三五号、五八年一月二二号、旧様式四七号、繰上昭和六一年三月文部令一一号、一部改正平成元年四月文部令一八号、全部改正平成六年九月文部令四二二号、一部改正平成七年三月文部令一二号、九年三月二二号、一部改正・旧様式三〇号：繰上平成九年二月文部令四一一号、一部改正平成二年一〇月文部令五三三号、一八年九月文科令三七号、一部改正、旧様式一二号：繰上平成二年九月文科令一九号、旧様式一一号：繰上平成二八年九月文科令三〇号、一部改正（令和元年七月文科令九号）全部改正（令和二年九月文科令三五号）

○社会保障協定の実施に伴う私立学校 教職員共済法施行規則の特例等に関 する省令

〔平成二十年二月二十九日〕
〔文部科学省令第一号〕

〔沿革〕
平成二〇年二月五日 文部科学省令第三七号改正
平成二二年 六月 一日 文部科学省令第二六号改正
平成二二年二月二八日 文部科学省令第四〇号改正
平成二二年一月三〇日 文部科学省令第二二号改正
平成二四年 二月二九日 文部科学省令第四号改正
平成二五年 三月二九日 文部科学省令第一一号改正
平成二五年二月二七日 文部科学省令第三二号改正
平成二七年 九月三〇日 文部科学省令第三三号改正
平成二八年 九月三〇日 文部科学省令第三〇号改正
平成三二年 四月二二日 文部科学省令第一七号改正
令和 二年 九月三〇日 文部科学省令第三五号改正
令和 五年二月二七日 文部科学省令第三八号改正
令和 七年二月二六日 文部科学省令第三一号改正

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法
律（平成十九年法律第百四号）第百五条〔現行Ⅱ六五条Ⅱ平成二四
年八月法律六三号により改正〕及び社会保障協定の実施に伴う私立
学校教職員共済法の特例に関する政令（平成二十年政令第三十九
号）第三十三条〔平成二七年九月政令三四八号により削除〕第二項

から第四項までの規定に基づき、並びに社会保障協定及び同法を
実施するため、社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行
規則の特例等に関する省令を次のように定める。

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施
行規則の特例等に関する省令

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、社会保障協定の実施に
伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律及び社会保障協定の
実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年
政令第三百四十七号）において使用する用語の例による。

本条…一部改正〔平成二七年九月文科令三三三号〕

（適用証明書の交付の申請）

第二条 私学共済法第十四条第一項に規定する学校法人等（私学共
済法附則第十項の規定により学校法人等とみなされる者を含む。
以下「学校法人等」という。）は、その使用する加入者（相手国
の領域内において就労する者に限る。）が社会保障協定の規定に
より相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が
私学共済法の規定の適用を受ける旨の証明書（以下「適用証明
書」という。）の交付を受けようとするときは、当該加入者に係
る次に掲げる事項を記載した申請書を日本私立学校振興・共済事
業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。

省令 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（第二条）

一五五〇

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 加入者等記号・番号

三 学校法人等の名称及び所在地

四 相手国の領域内における就労先の名称及び所在地

五 相手国の領域内における就労の形態

六 当該申請に係る就労の開始予定年月日及び終了予定年月日

七 次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める

事項

イ ドイツ協定 ドイツ連邦共和国の領域内において就労する間の雇用関係及びドイツ年金制度（ドイツ協定第二条(1)(b)に規定する年金保険制度をいう。以下同じ。）の加入期間を有する者にあつては、ドイツ連邦共和国の保険番号

ロ 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定 日本国の領域及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域内において同時に就労する場合の住所

ハ 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定 日本国の領域及び大韓民国の領域内において同時に就労する場合の住所

ニ ベルギー協定 ベルギー王国の領域内における就労先の登録番号

ホ フランス協定 次に掲げる事項

(1) フランス共和国の領域内における就労先の事業所番号

(2) 当該申請に係る加入者がフランス共和国の領域内における就労期間中に労働災害に対する保険に加入していることを当該加入者に確認した旨及びその保険に加入していることを示す番号

(3) 当該申請に係る加入者がフランス共和国の領域内において就労し、かつ、フランス協定第六条１の規定によりフランス社会保障法令（フランス協定第二条１に掲げるフランス共和国の法令をいう。以下同じ。）の規定の適用を免除することとされたことがあるときは、当該申請に係る就労の開始の予定日が直近の当該フランス共和国の領域内における就労の終了の日から一年を経過している旨

(4) 当該申請に係る加入者がフランス協定第十条２に規定する随伴する配偶者又は子とともにフランス共和国の領域内に滞在するときは、当該配偶者又は子の氏名、生年月日及び続柄

ヘ オランダ協定 当該申請に係る加入者がオランダ王国の領域内において就労し、かつ、オランダ協定第七条１の規定によりオランダ王国の社会保障の部門に関する法令（オランダ協定第二条２に掲げる社会保障の各部門に関するオランダ王

国の法律及び規則をいう。以下同じ。）の規定の適用を免除することとされたことがあるときは、当該申請に係る就労の開始の予定日が直近の当該オランダ王国の領域内における就労の終了の日から一年を経過している旨

ト チェコ協定 チェコ共和国の領域内における就労先の登録番号

チ スペイン協定 スペインの領域内における就労先の登録番号

リ ブラジル協定 ブラジル連邦共和国の領域内における就労先の登録番号

ヌ ハンガリー協定 次に掲げる事項

(1) ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

(2) 当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨

(3) 当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するときは、当該他の雇用契約が申請者の関連する雇用者（ハンガリー協定第七条2に規定する関連する雇用者をいう。以下この(3)及び第三項第七号ト(3)において同じ。）との間で締結される旨及び当該関連する雇用者がハンガリーの領域内に事業所を有する旨
ル スロバキア協定 次に掲げる事項

省令 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（第二条）

(1) 当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨

(2) 当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関しスロバキア共和国の領域内に事業所を有する雇用主と雇用契約を締結し、かつ、日本の領域内における就労に係る雇用主の指揮の下にあるときは、その旨

ヲ イタリア協定 イタリア共和国の領域内における就労先の税務番号

ハ その他必要な事項

2 学校法人等は、その使用する加入者が合衆国協定第四条1の規定により合衆国費用負担法令（合衆国協定第二条2(b)に掲げるアメリカ合衆国の法令をいう。）の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 加入者等記号・番号
- 三 学校法人等の名称及び所在地
- 四 日本国の領域内における就労の形態
- 五 当該申請に係る就労の開始予定年月日及び終了予定年月日
- 六 その他必要な事項

3

学校法人等は、その使用する加入者が第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 加入者等記号・番号

三 学校法人等の名称及び所在地

四 相手国の領域内における就労先の名称及び所在地（相手国の領域内において就労する者に係る場合に限る。以下同じ。）

五 当該申請に係る就労の終了予定年月日

六 第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて就労する理由

七 次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ ドイツ協定 ドイツ年金制度の加入期間を有する者にあつては、ドイツ連邦共和国の保険番号

ロ ベルギー協定 ベルギー王国の領域内における就労先の登録番号

ハ フランス協定 次に掲げる事項

(1) フランス共和国の領域内における就労先の事業所番号

(2) 当該申請に係る加入者がフランス共和国の領域内における就労期間中に労働災害に対する保険に加入していることを当該加入者に確認した旨及びその保険に加入していることを示す番号

ニ チェコ協定 チェコ共和国の領域内における就労先の登録番号

ホ スペイン協定 スペインの領域内における就労先の登録番号

ヘ ブラジル協定 ブラジル連邦共和国の領域内における就労先の登録番号

ト ハンガリー協定 次に掲げる事項

(1) ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

(2) 当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨

(3) 当該申請に係る加入者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するときは、当該他の雇用契約が申請者の関連する雇用者との間で締結される旨及び当該関連する雇用者がハンガリーの領域内に事業所を有する旨

チ インド協定 収入を理由にインド年金制度に加入できない者にあつては、その旨

リ スロバキア協定 次に掲げる事項

- (1) 当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨
 - (2) 当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関しスロバキア共和国の領域内に事業所を有する雇用主と雇用契約を締結し、かつ、日本の領域内における就労に係る雇用主の指揮の下にあるときは、その旨
- ヌ イタリア協定 イタリア共和国の領域内における就労先の
税務番号

八 その他必要な事項

一項…一部改正〔平成二〇年一月文科令三七号〕、一・三項…一部改正〔平成二一年六月文科令二六号・二二年一月二二号・二四年二月四号・二五年一月二三二号〕、三項…一部改正〔平成二八年九月文科令三〇号〕、一・三項…一部改正〔平成三一年四月文科令一七号〕、一―三項…一部改正〔令和二年九月文科令三五号〕、一・三項…一部改正〔令和五年二月文科令三八号〕

(適用証明書の交付)

第三条 事業団は、前条各項に規定する申請書の提出を受けた場合において、社会保障協定の規定により当該申請に係る加入者に対する相手国法令の規定の適用が免除されるときは、適用証明書を作成し、当該加入者に対し交付しなければならない。

2 適用証明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名及び生年月日

省令 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（第五条）

二 学校法人等の名称及び所在地

三 相手国の領域内における就労先の名称及び所在地

四 該当する社会保障協定の規定

五 日本国の法令の規定が適用される期間

六 その他必要な事項

(適用証明書の提出等)

第四条 前条の規定により適用証明書の交付を受けた加入者（以下「適用証明書を有する加入者」という。）に係る私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第一条第一項に規定する加入者の氏名の変更に關する異動報告書には、当該適用証明書を添えなければならない。

第五条 適用証明書を有する加入者は、当該適用証明書が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、第一号の場合を除き当該適用証明書を添えて、適用証明書再交付申請書を、その者を使用する学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 適用証明書を滅失したとき。

二 適用証明書をき損したとき。

三 適用証明書の記載内容に変更があったとき（前条の場合を除く。）。

2 前項の適用証明書再交付申請書には、次に掲げる事項を記載し

省令 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（第三条 第一 一五五三）

省令

社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（第六条―第八条）

一五五四

なければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 加入者等記号・番号

三 相手国の領域内における就労先の名称及び所在地

四 当該申請に係る就労の開始年月日及び終了予定年月日

五 当該申請を行う理由

六 その他必要な事項

3 施行規則第二条第二項、第三項及び第八項の規定は、適用証明書について準用する。

二項…一部改正(令和二年九月文科令三五号)、三項…一部改正(令和七年二月

文科令三一号)

第六条 事業団は、第四条の異動報告又は前条第一項の申請があったときは、新たな適用証明書を作成し、当該異動報告又は申請に係る加入者に対し交付しなければならない。

（適用証明書を有する加入者に係る届出）

第七条 適用証明書を有する加入者（相手国の領域内において就労する者に限る。）は、当該加入者が当該適用証明書に記載された相手国法令の規定の適用の免除を受ける期間の満了前に相手国での就労を終えたときは、直ちに、事業団の理事長が別に定める届書を、その者を使用する学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2 適用証明書を有する加入者（フランス共和国の領域内において就労する者に限る。）は、フランス協定第十条2に規定する随伴

する配偶者又は子に変更があったときは、直ちに、事業団の理事長が別に定める届書を、その者を使用する学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

（相手国法令の規定の適用を受ける教職員等に係る届出等）

第八条 学校法人等は、その使用する教職員等（私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下この条において同じ。）が法第二十四条第一項各号（第四号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当する者となったとき、又はその使用する教職員等と同条第一項各号のいずれかに該当することにより厚生年金の被保険者としないうこととされたものが同項各号のいずれにも該当しない者となったときは、直ちに、事業団の理事長が別に定める届書を事業団に提出しなければならない。この場合において、当該教職員等が同項第一号又は第三号に該当する者となったときは、相手国法令の規定の適用を受ける旨の証明書の写しを添えなければならない。

2 学校法人等は、その使用する教職員等が法第五十四条第一項各号（第四号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当する者となったとき、又はその使用する教職員等と同条第二項各号のいずれかに該当することにより私学共済法の短期給付に関

する規定の適用を受けないものが同項各号のいずれにも該当しない者となったときは、直ちに、事業団の理事長が別に定める届書を事業団に提出しなければならない。この場合において、当該教職員等が同項第一号又は第三号に該当する者となったときは、相手国法令の規定の適用を受ける旨の証明書の写しを添えなければならない。

一・二項…一部改正〔平成二十七年九月文科令三三三〕

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」平成一九年六月法律第一〇四号」の施行の日（平成二十年三月一日）から施行する。

第二条 〔略〕

附 則 〔平成二〇年二月五日 文部科学省令第三七号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定「平成二〇年一月二条約第一七号」の効力発生の日「平成二一年一月一日」から施行する。ただし、第二条第一項第七号に次のように加える改正規定及び第九条第二項第三号に次のように加える改正規定（へに係る部分に限る。）は、社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定「平成二〇年一月二条約第一八号」の効力発生の日「平成二一年三月一日」から施行する。

附 則 〔平成二二年六月一日 文部科学省令第二六号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定「平成二一年四月条約第二号」の効力発生の日「平成二二年六月一日」から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

附 則 〔平成二二年二月二八日 文部科学省令第四〇号〕

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 〔平成三年一月三〇日 文部科学省令第三三三〕

この省令は、次の各号に掲げる規定ごとくに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第九条第二項（各号列記以外の部分に限る。）中「事項」の下に「（フランス協定の適用を受ける場合には、第二号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第三号中イ及びロを削り、同号ハ及びホ中「出生地及び国籍並びに」を削り、同号ヘ中（1）を削り、（2）を（1）とし、（3）を（2）とし、同号中ハからトまでをイからホまでとする改正規定及び同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える改正規定 公布の日

二 第二条第一項第七号の改正規定、同条第三項第七号の改正規定及び第九条第二項第三号に次のように加える改正規定 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定「平成二二年九月

条約第九号」の効力発生の日〔平成二十二年二月一日〕

三 前二号に掲げる規定以外の規定 社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定〔平成二十二年九月条約第一〇号〕の効力発生の日〔平成二十二年二月一日〕

附 則 〔平成二十四年二月二九日 文部科学省令第四号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定〔平成二十三年二月条約第一六号〕の効力発生の日〔平成二十四年三月一日〕から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則の附 則 〔平成二十五年三月二九日 文部科学省令第一号、抄〕を改正する省令

（施行期日）

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十五年二月二七日 文部科学省令第三号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定

〔平成二十五年二月条約第一三号〕の効力発生の日〔平成二十六年一月一日〕から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の附 則 〔平成二十七年九月三〇日 文部科学省令第三三号、抄〕を改正する省令

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令 附 則 〔平成二十八年九月三〇日 文部科学省令第三〇号、抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則 〔平成三二年四月二二日 文部科学省令第一七号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定〔平成三一年四月条約第一号〕の効力発生の日〔平成三一年七月一日〕から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令 附 則 〔令和二年九月三〇日 文部科学省令第三五号、抄〕

（施行期日）

1 この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則 〔令和五年二月二七日 文部科学省令第三八号〕

この省令は、社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定〔令和六年一月条約第二号〕の効力発生の日〔令和六年四月一

日」から施行する。

私立学校教職員共
済法施行規則等の
一部を改正する省
附 則
〔令和七年十二月二十六日 文部科学省令第三
号〕

この省令は、公布の日から施行する。〔後略〕

○日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令

（平成九年十二月十八日
文部省令第四十二号）

〔沿革〕

平成十二年 三月三十一日 文部省令第四五号改正
平成十二年 一月三十一日 文部省令第五三号改正
平成十三年 三月三十一日 文部省令第二四号改正
平成十四年 三月 五日 文部省令第四号改正
平成十四年 六月二十八日 文部省令第三二二号改正
平成十五年 三月三十一日 文部省令第一九号改正
平成十七年 四月 一日 文部省令第四六号改正
平成十七年 四月 一日 文部省令第二六号改正
平成十九年 九月二十八日 文部省令第二七号改正
平成十九年 一月 一日 文部省令第三〇号改正
平成二十年 一月二十六日 文部省令第二一号改正
平成二十一年 二月二十六日 文部省令第三五号改正
平成二十二年 三月三十一日 文部省令第一二二号改正
平成二十七年 九月三十一日 文部省令第三三三号改正
令和元年 六月三十一日 文部省令第四四号改正
令和二年 三月三十一日 文部省令第四四号改正
令和二年 三月二十六日 文部省令第八号改正
令和四年 三月三十一日 文部省令第一七号改正

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十条第三項〔現行Ⅱ三二条三項Ⅱ平成十四年二月法律一五七号・二六年六月六七号により改正〕、第三十二条〔現行Ⅱ三五条Ⅱ

平成十四年二月法律一五七号により改正〕第四項及び第三十七条〔現行Ⅱ四一条Ⅱ平成十四年二月法律一五七号により改正〕の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令を次のように定める。

日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令

（会計の原則）

第一条 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十七条の三第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

本条…全部改正(平成一五年一〇月文科令四六号)、三項…一部改正(平成二七年三月文科令二二号)

(会計処理)

第一条の二 文部科学大臣は、事業団が助成業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

本条…追加(平成二二年一月文科令二二号)

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第一条の三 文部科学大臣は、事業団が助成業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額(以下この条において「除去費用等」という。)についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

本条…追加(平成二二年一月文科令二二号)

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

省令 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令(第一条の二―第二条)

第一条の四 文部科学大臣は、事業団が日本私立学校振興・共済事業団法(以下「法」という。)第三十八条の二において読み替えて準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号。以下「通則法」という。)第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

本条…追加(平成二二年一月文科令二二号)、一部改正(平成二七年三月文科令二二号)

(区分経理)

第二条 事業団は、法第三十三条第一項に規定する勘定として、同項第一号の経理については助成勘定を、同項第二号の経理については短期勘定を、同項第三号の経理については厚生年金勘定を、同項第四号の経理については退職等年金給付勘定を、同項第五号の経理については福祉勘定を、同項第六号の経理については共済業務勘定を設け、それぞれについて貸借対照表の勘定及び損益計算書の勘定を設けて経理するものとする。

2 助成勘定は、その内訳として、一般経理、補助金経理、寄付金経理、学術研究振興基金経理及び減免資金経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。

3 前項の各経理における事業団の運営に必要な経費は、一般経理において一括して経理するものとする。ただし、学術研究振興基金経理における事業団の運営に必要な経費（人件費を除く。）及び減免資金経理における事業団の運営に必要な経費（当該経費に充てるために国から交付された資金によるものに限る。）については、この限りでない。

4 福祉勘定は、その内訳として、保健経理、医療経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。

5 事業団は、第一項の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。

一・二項…一部改正・三・五項…追加・旧三項…一部改正し四項に繰下（平成十五年一〇月文科令四六号）、一項…一部改正（平成二十年一月文科令二一・二六年二月三五号）、二・三項…一部改正（令和二年三月文科令四号）

（勘定間の資金の繰入れ制限等）

第三条 事業団は、法附則第十二条の規定により助成勘定から厚生

年金勘定へ資金を繰り入れる場合並びに法第三十三条第二号から第四号までに掲げる業務に係る事務に要する費用に充てるために短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定から共済業務勘定へ資金を繰り入れる場合を除き、助成勘定、短期勘定、厚生年金勘定、退職等年金給付勘定、福祉勘定及び共済業務勘定の各勘定間における資金の繰入れをしてはならない。

2 日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号。以下「施行令」という。）第十七条に掲げる費用について、法附則第十二条の規定による繰入れを行う場合の当該繰入れの額の算定方法その他必要な事項は、文部科学大臣の定めるところによる。

二項…一部改正（平成二十一年一〇月文部令五三三号・一四年三月文科令四号・一五年一〇月四六号）、一項…一部改正（平成二十六年二月文科令三五号）
委任 二項の「定め」は日本私立学校振興・共済事業団に係る助成勘定から厚生

年金勘定への繰入れ

第四条 削除（平成二十七年九月文科令三三三号）

（共済業務に係る予算の内容）

第五条 法第三十条の予算は、共済業務に係る予算総則及び収入支出予算とする。

見出・本条…一部改正（平成一五年一〇月文科令四六号）

（共済業務に係る予算総則）

第六条 共済業務に係る予算総則には、共済業務に係る収入支出予

算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一 第九条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとに、その負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二 第十一条第一項の規定による経費の指定

三 第十二条第一項ただし書の規定による経費の指定

四 法第三十七条第五項ただし書の規定による借入金の最高限度額及び借入れの条件

五 勘定間及び福祉勘定の内訳としての各経理単位間における資金の繰入れ（第三条の規定により制限される当該繰入れを除く。）の最高限度額

六 不動産の取得に要する費用の最高限度額及び不動産を譲渡する場合における最低限度額

七 勘定間及び福祉勘定の内訳としての各経理単位間における資金の融通の条件及び最高限度額

八 短期勘定から福祉勘定に診療費の支払いをする場合における診療単価

九 福祉勘定における資産（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第二十六条第一項第四号に規定する事業（以下「貯金事業」という。）に

係るものに限る。）の構成割合

十 福祉勘定における加入者の貯金の受入れの条件並びに加入者に対する貸付金の最高限度額及び貸付けの条件

十一 その他予算の実施に關し必要な事項

見出・本条…一部改正[平成一五年一〇月文科令四六号]、本条…一部改正[平成二六年一二月文科令三五号]

（共済業務に係る収入支出予算）

第七条 共済業務に係る収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

2 事業団は、共済業務に係る第二条第一項に規定する勘定（当該勘定に内訳としての経理単位が設けられている場合は当該経理単位）ごとに、前項の規定による区分を行うものとする。

見出・一・二項…一部改正[平成一五年一〇月文科令四六号]

（共済業務に係る予備費）

第八条 事業団は、予見することができない理由による共済業務に係る支出予算の不足を補うため、共済業務に係る収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 事業団は、第十一条第一項に規定する経費以外の経費に予備費を使用したときは、直ちに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出は、使用の理由、金額及び積算の基礎を

明らかにした書類により行うものとする。

二項…一部改正〔平成十二年一月文部令五三号〕、見出…一項…一部改正〔平成十五年一月文科令四六号〕

（共済業務に係る債務を負担する行為）

第九条 事業団は、共済業務に係る支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、共済業務に係る予算をもって文部科学大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

本条…一部改正〔平成十二年一月文部令五三号〕、見出…一部改正〔平成十五年一月文科令四六号〕

（共済業務に係る支出予算の流用）

第十条 事業団は、共済業務に係る支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、共済業務に係る支出予算の実施上必要があるときは、第七条第二項の規定による区分にかかわらず、同一勘定内（福祉勘定にあっては同一経理単位内）において相互流用することができる。

見出…本条…一部改正〔平成十五年一月文科令四六号〕

（共済業務に係る指定経費の流用等）

第十一条 事業団は、共済業務に係る予算総則で指定する経費の金額について流用し、又はこれに予備費を使用する場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の承認を受けようとするときは、流用又は使用

を必要とする理由並びに金額及びその積算の基礎を明らかにした書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成十二年一月文部令五三号〕、見出…一項…一部改正〔平成十五年一月文科令四六号〕

（共済業務に係る支出予算の繰越し）

第十二条 事業団は、共済業務に係る予算の実施上必要があるときは、共済業務に係る支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出の決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、共済業務に係る予算総則で指定する経費については、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければ繰り越して使用することができない。

2 事業団は、前項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定により繰越しをしたときは、共済業務に係る支出予算の区分ごとに次に掲げる事項を記載した繰越計算書により、翌事業年度の五月三十一日までに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 繰越しに係る経費の支出予算現額

二 前号の経費の支出予算現額のうち支出の決定をした額

三 第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度に繰越しをし

た 額

四 第一号の経費の支出予算現額のうち不用となった額

一―三項…一部改正〔平成二年一〇月文部令五三号〕、見出・一・三項…一部改正〔平成十五年一〇月文科令四六号〕

(共済業務に係る事業計画及び資金計画)

第十三条 法第三十条前段の事業計画には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 加入者の数、その標準報酬月額及び標準賞与額並びに被扶養者及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者の数の前事業年度及び当該事業年度の推計

二 短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定における給付の前事業年度及び当該事業年度の推計

三 短期勘定、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定における標準報酬月額及び標準賞与額と掛金等（共済法第二十七条第二項の規定による掛金等をいう。）との割合の前事業年度及び当該事業年度の様況

四 厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定における資産並びに福祉勘定における資産（貯金事業に係るものに限る。）の前事業年度の運用状況及び当該事業年度の運用計画

五 福祉勘定における共済法第二十六条に規定する事業の現況

省令 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（第一三条・第一四条）

六 福祉勘定における福祉施設の現況並びに当該事業年度の福祉施設の設置及び廃止の計画

七 前各号に掲げるもののほか、当該事業年度に行う事業の計画

2 法第三十条前段の資金計画には、次に掲げる事項について明らかにしなければならない。

一 資金の調達方法

二 資金の使途

三 その他必要な事項

見出・一・二項…一部改正〔平成十五年一〇月文科令四六号〕、一項…一部改正〔平成十六年一二月文科令三五号〕

(共済業務に係る予算の認可申請)

第十四条 事業団は、法第三十条前段の規定により共済業務に係る予算について認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 認可を受けようとする予算の積算の基礎を明らかにした書類

二 当該事業年度の予定損益計算書及び当該事業年度末における予定貸借対照表

三 前事業年度の予定損益計算書及び前事業年度末における予定貸借対照表

四 その他当該予算の参考となる書類

2 事業団は、法第三十条後段の規定により共済業務に係る予算の

変更について認可を受けようとするときは、変更しようとする理由及び事項を記載した申請書に、前項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に提出しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成十二年一〇月文部令五三号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成十五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る事業計画及び資金計画の認可申請）

第十五条 事業団は、法第三十条前段の規定により共済業務に係る事業計画及び資金計画について認可を受けようとするときは、共済業務に係る事業計画及び資金計画を記載した申請書に、必要に応じ参考となる書類を添付して、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 事業団は、法第三十条後段の規定により共済業務に係る事業計画又は資金計画の変更について認可を受けようとするときは、変更しようとする理由及び事項を記載した申請書に、必要に応じ参考となる書類を添付して、文部科学大臣に提出しなければならない。

一・二項…一部改正〔平成十二年一〇月文部令五三号〕、見出・一・二項…一部改正〔平成十五年一〇月文科令四六号〕

（財務諸表）

第十六条 法第三十二条第一項に規定する文部科学省令で定める書

類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

本条…一部改正〔平成十二年一〇月文部令五三号〕、全部改正〔平成十五年一〇月文科令四六号〕、一部改正〔令和元年六月文科令四号〕

（業務報告書の作成）

第十六条の二 法第三十二条第一項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 業務報告書には、次に掲げる事項（第三号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事項にあっては、共済業務に係るものを除く。）を記載しなければならない。

- 一 事業団の目的及び業務内容
- 二 国の政策における事業団の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約

十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三 内部統制の運用状況

十四 事業団に関する基礎的な情報

本条…追加〔平成二十七年三月文科令一二号〕、二項…一部改正・三項…削除〔令和元年六月文科令四号〕

（閲覧期間）

第十七条 法第三十二条第三項の文部科学省令で定める期間は、五年とする。

本条…一部改正〔平成二十二年一〇月文部令五十三号〕、本条…一部改正・旧二二条…繰上〔平成二十五年一〇月文科令四六号〕、一部改正〔平成二十七年三月文科令一二号〕

（電子公告を行うための電磁的方法）

第十七条の二 法第三十二条第四項第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 法第三十二条第四項第二号に規定する措置であつて文部科学省令で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線

に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用するものによる措置とする。

本条…追加〔平成二十七年三月文科令一二号〕

（会計監査報告書の作成）

第十七条の三 事業団に係る法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第一項の規定により文部科学省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 事業団の役員（監事を除く。）及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、法第三十二条第一項に規定する財務諸表、業務報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告書を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。

以下この号及び次項において同じ。）が事業団の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか又は会計の原則（第一条に規定する会計の原則をいう。以下この号において同じ。）に準拠して作成されているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定意見 監査の対象となった財務諸表が事業団の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において、独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して適正に表示していると認められる旨又は会計の原則に準拠して作成されていると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き事業団の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において、独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して適正に表示していると認められる旨又は会計の原則に準拠して作成されていると認められる旨及び除外事項ハ 否定的意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である

（第一七条の三）

一五六六

旨又は会計の原則に準拠していない旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 第二号の意見があるときは、業務報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報

六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、業務報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

七 会計監査報告書を作成した日

4 前項第五号に規定する追記情報は、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

本条…追加〔平成二七年三月文科令一二号〕、三・四項…一部改正〔令和四年三月

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十七条の四

事業団に係る法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第二号に規定する文部科学省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものである。

2

事業団に係る法第三十二条の二において読み替えて準用する通則法第三十九条第二号に規定する文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

本条…追加〔平成一七年三月文科令一二号〕

(利益金の計算の方法)

第十八条

法第三十五条第四項に規定する利益金の計算は、毎事業年度の第一号に掲げる収益の合計額から当該事業年度の第二号に掲げる費用の合計額を差し引くことにより行う。

一 収益

- イ 国庫補助金収入
- ロ 貸付金利息
- ハ 寄附金収益
- ニ 財務収益

省令 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令(第一七条の四・第一八条)

ホ	雑益
ヘ	貸倒引当金戻入
ト	前期損益修正益
チ	固定資産売却益
二 費用	
イ	交付補助金
ロ	借入金利息
ハ	債券利息
ニ	債券発行諸費
ホ	債券発行差金償却
ヘ	配付寄附金
ト	学術研究振興費
チ	貸倒引当金繰入
リ	貸倒損失
ヌ	有価証券売却損
ル	業務経費
ヲ	一般管理費
ワ	雑損
カ	固定資産除却損
ヨ	前期損益修正損
タ	固定資産売却損

二項…一部改正〔平成二二年一〇月文部令五三号〕、一・二項…一部改正〔平成一四年三月文科令四号〕、一項…一部改正・二項…削除・旧二三条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（厚生年金保険給付積立金）

第十九条 事業団は、毎事業年度、厚生年金勘定において損益計算上利益を生じたときは、その額を厚生年金保険給付積立金として積み立てなければならない。

本条…一部改正〔平成二二年一〇月文部令五三号〕、旧二四条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、全部改正〔平成一七年四月文科令二六号〕、見出…全部改正・本条…一部改正〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（退職等年金給付積立金）

第十九条の二 事業団は、毎事業年度、退職等年金給付勘定において損益計算上利益を生じたときは、その額を退職等年金給付積立金として積み立てなければならない。

本条…追加〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（借入金の認可）

第二十条 事業団は、法第三十七条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき又は同条第五項ただし書の規定により短期借入金若しくは長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入金の借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法

七 その他必要な事項

2 前項の規定は、事業団が法第三十七条第二項ただし書の規定（同条第六項において準用する場合を含む。）により短期借入金の借換えの認可を受けようとする場合について、準用する。

一項…一部改正〔平成二二年一〇月文部令五三号〕、一・二項…一部改正・旧二五
条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（償還計画の認可）

第二十一条 事業団は、法第三十八条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、助成業務に係るものにあつては法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、共済業務に係るものにあつては法第三十条前段の規定による認可を受けた後一月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画を変更する場合には、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 私学振興債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三 長期借入金及び私学振興債券の償還の方法及び期限

四 その他必要な事項

本条…一部改正〔平成二十二年一〇月文部令五三号・一四年三月文科令四号〕、一部改正・旧二六条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一部改正〔平成二十二年一月文科令二号・二七年三月二二号〕

（法第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第八条第三項に規定する文部科学省令で定める重要な財産）

第二十一条の二 法第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第八条第三項に規定する文部科学省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その法第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた法第二十六条において読み替えて準用する通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上法第三十八条の二において読み替えて準用する通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

本条…追加〔平成二十二年一〇月文科令二二号〕、見出・本条…一部改正〔平成二七

省令 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（第二十一条の二―第二三条）

年三月文科令二二号〕

（資産の運用）

第二十二條 事業団は、法第三十九条第一項第三号に掲げるもののうち運用方法を特定する金銭信託に運用しようとする場合、施行令第十六条第一号に掲げる信託（法第三十九条第一項第一号の規定により取得した有価証券のみを信託するものを除く。）に運用しようとする場合又は施行令第十六条第三号に掲げる保険料の払込みに運用しようとする場合には、あらかじめ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

二項…一部改正〔平成二十二年一〇月文部令五三号・一四年三月文科令四号〕、一項…削除・旧二項…一部改正し一項に繰上〔平成一四年六月文科令三二号〕、本条…一部改正・旧二七条…繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（文部科学大臣の指定する有価証券）

第二十三條 法第三十九条第一項第一号の文部科学大臣の指定する有価証券は、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定以外の勘定の余裕金を運用する場合にあつては、次に掲げる有価証券とする。

一 特別の法律により法人の発行する債券

二 貸付信託の受益証券

三 その他確実と認められる有価証券で、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けたもの

2 法第三十九条第一項第一号の文部科学大臣の指定する有価証券は、厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定の余裕金を運用する場合

合にあつては、次に掲げる有価証券（元本が本邦通貨で支払われるものに限る。）とする。

一 特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）

二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券

三 社債券

四 公社債投資信託の受益証券

五 貸付信託の受益証券

六 外国又は外国法人の発行する証券で国債、地方債又は第一号から第四号までに掲げるものに相当するもの

見出・本条…一部改正〔平成十二年一〇月文部令五三号〕、一項…一部改正・二項…追加〔平成十四年六月文科令三二号〕、一・二項…一部改正・旧二八条；繰上〔平成十五年一〇月文科令四六号〕、二項…一部改正〔平成十九年九月文科令二七号〕、一・二項…一部改正〔平成二十六年二月文科令三五号〕

（文部科学大臣の指定する金融機関）

第二十四条 法第三十九条第一項第二号の文部科学大臣の指定する金融機関は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第一条第一項に規定する金融機関（銀行を除く。）とする。

見出・本条…一部改正〔平成十二年一〇月文部令五三号〕、本条…一部改正・旧二九条；繰上〔平成十五年一〇月文科令四六号〕

（勘定間の貸付け）

第二十四条―第二十四条の三）

一五七〇

第二十四条の二 施行令第十六条第四号に規定する貸付けは、予算の定めるところにより行うものとする。この場合において、当該貸付けを行う余裕金が厚生年金勘定に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ当該各号に定める利率を下回ることができないものとし、当該貸付けを行う余裕金が退職等年金給付勘定に属するものであるときは、当該貸付金に係る利率は基準利率（共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十五条第三項に規定する基準利率をいう。）を参酌して文部科学大臣が別に定める利率を下回ることができない。

一 助成勘定以外の勘定に対する貸付金 年四パーセント

二 助成勘定に対する貸付金 財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条の規定による貸付けの利率に準じて文部科学大臣が別に定める利率

本条…追加〔平成二十七年九月文科令三三号〕

（厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する文部科学省令で定める事項）

第二十四条の三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

第七十九条の八第一項に規定する文部科学省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該事業年度における管理積立金（厚生年金保険法第七十九

条の六第一項に規定する管理積立金のうち事業団が管理するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の資産の額

二 当該事業年度における管理積立金の資産の構成割合

三 当該事業年度における管理積立金の運用収入の額

四 厚生年金保険法第七十九条の第三項ただし書の規定による運用の状況

五 厚生年金保険法第七十九条の六第二項第三号に規定する管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

六 管理積立金の運用利回り

七 管理積立金の運用に関するリスク管理の状況

八 運用手法別の運用の状況（事業団が法第三十九条第一項第三号並びに施行令第十六条第一号及び第三号に規定する方法で運用する場合にあっては、当該運用に関する契約の相手方の選定、管理の状況等を含む。）

九 事業団における株式に係る議決権の行使に関する状況等

十 事業団の役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制に関する事項

十一 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

省令 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（第二四条の四・第二五条）

（厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項）

第二十四条の四 厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響

二 厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

三 厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況（前二号に掲げるものを除く。）

四 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

本条…追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

（退職等年金給付積立金の管理運用の方針）

第二十五条 事業団は、その管理する退職等年金給付積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針（以下「退職等年金給付積立金管理運用方針」という。）を定めなければならない。

2 退職等年金給付積立金管理運用方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 退職等年金給付積立金の管理及び運用の基本的な方針

二 退職等年金給付積立金の管理及び運用に關し遵守すべき事項
三 退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に關する事項

四 その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に關し必要な事項

3 事業団は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の承認を得なければならぬ。

4 事業団は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 事業団は、退職等年金給付積立金管理運用方針に従って退職等年金給付積立金の管理及び運用を行わなければならない。

三項：一部改正〔平成一二年三月文部令四五号〕、旧三〇条：繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一項：一部改正〔平成一九年一〇月文科令三〇号〕、本条：全部改正〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（退職等年金給付積立金の管理及び運用の状況に關する業務概況書）

第二十六条 事業団は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の退職等年金給付積立金の管理及び運用に關する事項を記載した業務概況書を作成し、文部科学大臣に提

出するとともに、これを公表しなければならない。

一・二項：一部改正〔平成一四年六月文科令三二号〕、一・二項：一部改正、旧三一条：繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕、一・二項：一部改正〔平成一九年九月文科令二七号〕、本条：全部改正〔平成二六年一二月文科令三五号〕

（貯金事業に係る資産の構成）

第二十七条 事業団が保有する福祉勘定の資産のうち、貯金事業に係る次の各号に掲げる資産の価額は、常時、当該各号に定める額以下でなければならない。

一 公社債投資信託の受益証券 前月末日において事業団が寄託を受けている貯金の残高に百分の五を乗じて得た額

二 固定資産（有形固定資産及び無形固定資産に限る。） 前月末日において事業団が寄託を受けている貯金の残高に百分の二を乗じて得た額

本条：一部改正〔平成一四年六月文科令三二号〕、旧三二条：繰上〔平成一五年一〇月文科令四六号〕

（共済業務に係る債権の放棄等）

第二十八条 事業団は、共済業務に係る債権について、その全部若しくは一部を放棄し、又はその効力を変更することができない。ただし、当該債権を行使するため必要とする費用がその債権の額を超えるとき、当該債権の効力の変更が明らかに事業団に有利であるとき及びやむを得ない事由がある場合において文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

本条…一部改正〔平成十二年一月文部令五三号〕、旧三三条…繰上〔平成十五年一月文科令四六号〕

（資産の交換等の制限）

第二十九条 事業団の資産は、これを交換し、適正な対価なくして譲渡し若しくは貸し付け、担保に供し、又は支払手段として用いてはならない。ただし、事業団の目的を達成するため必要な場合において、文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

本条…一部改正〔平成十二年一月文部令五三号〕、旧三四条…繰上〔平成十五年一月文科令四六号〕

（繰延資産）

第三十条 事業団は、第三十五条第一項の会計規程の定めるところにより、福祉事業に必要な施設の取得に当たり、当該施設の事業の開始までに要した費用のうち資産としての価値がなく事業の開始に係る年度において計上することが困難な費用について繰延資産に計上することができる。この場合には、当該事業の開始に係る年度の決算期から五年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

本条…追加〔平成十五年一月文科令四六号〕

（有価証券の評価に関する基準額の特例）

第三十一条 共済業務において取得した有価証券の価額は、取得原価によるものとする。ただし、当座資産として取得した有価証券

省令 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（第二十九条―第三三条）

について、時価と帳簿価額とに著しい差異がある場合には、当該事業年度末日において再評価し、帳簿価額を適正に修正しなければならない。

本条…追加〔平成十五年一月文科令四六号〕

（貸倒引当金に関する特例）

第三十二条 事業団は、福祉勘定においては、毎事業年度末日において、貸付金、売掛金その他事業に係る未収金の総額の百分の二以内で文部科学大臣が定める金額に達するまでの金額を貸倒引当金として計上することができる。

本条…追加〔平成十五年一月文科令四六号〕

（特別修繕引当金及び支払準備金）

第三十三条 事業団は、福祉勘定又は共済業務勘定においては、事業に使用されている施設について翌事業年度以降に大規模の修繕をすることが予定されている場合には、毎事業年度末日において、所要の金額を特別修繕引当金として計上することができる。

2 事業団は、短期勘定においては、毎事業年度末日において、当該事業年度における短期給付の請求額の総額の十二分の一に相当する金額を支払準備金として積み立て、翌事業年度末日まで据置きなければならない。

本条…追加〔平成十五年一月文科令四六号〕

（寄付金の運用利益金に関する会計処理）

第三十四条 法第二十三条第一項第四号に規定する寄付金の運用により生ずる利子その他の運用利益金（以下この条においては「運用利益金」という。）は、これが発生した時点においては負債に計上するものとし、当該運用利益金の使途に充てるための費用が発生した時点において当該費用に相当する額を収益に振り替えるものとする。

本条…追加[平成一五年一〇月文科令四六号]

（会計規程の作成）

第三十五条 事業団は、その財務及び会計に関し、法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 事業団は、前項の会計規程を定めたときは、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

二項…一部改正[平成二二年一〇月文部令五三号・一五年一〇月文科令四六号]

附則

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

2 事業団は、当分の間、第二条第一項に規定する厚生年金勘定の内訳として、厚生年金経理及び職域年金経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。

3 財政融資資金法第七条第三項の規定により財務大臣が定める利

率（預託期間が十年の預託金に係るものに限る。）が第二十四条の二第一号に規定する利率を下回っている間においては、同条の規定により厚生年金勘定に属する余裕金を他の勘定（助成勘定を除く。）に貸し付ける場合の貸付金に係る利率については、同条の規定にかかわらず、厚生年金保険事業等に係る財政の安定に配慮して文部科学大臣が別に定める利率によることができる。

4 附則第二項の場合における第十九条の規定の適用については、同条中「厚生年金勘定」とあるのは、「厚生年金勘定の厚生年金経理」とする。

5 事業団は、毎事業年度、附則第二項に規定する職域年金経理において損益計算上利益を生じたときは、その額を経過的長期給付積立金として積み立てなければならない。

6 第二十五条及び第二十六条の規定は、前項に規定する経過的長期給付積立金について準用する。

7 事業団は、軽減保険料率（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第一号において「一元化法」という。）附則第八十五条第二項の規定により、第四号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下この項において同じ。）の平成二十七年十月から平成四十一年八月までの月分の同

法による保険料率として共済規程（共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める率をいう。第二号において同じ。）を定めるときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に相当する金額を、各月ごとに、附則第二項に規定する職域年金経理から同項に規定する厚生年金経理に繰り入れるものとする。

一 当該月に係る一元化法附則第八十五条第一項に規定する厚生年金保険法による保険料率に基づき算定された当該月の第四号厚生年金被保険者に係る同法による保険料の総額

二 当該月に係る軽減保険料率に基づき算定された当該月の第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法による保険料の総額
事業団は、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、加入者及びその加入者を使用する学校法人等（共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。）の負担の軽減を図るため、附則第五項に規定する経過的長期給付積立金を第二条第一項に規定する退職等年金給付勘定へ繰り入れることができる。

9 前項の規定による繰入れを行う場合の当該繰入れの額の算定方法その他必要な事項は、文部科学大臣の定めるところによる。

三項：一部改正〔平成十二年一〇月文部令五三三号、一三年三月文科令二四号〕、二項：全部改正・三項：一部改正・四―七項：追加〔平成二十六年二月文科令三五号〕、三項：一部改正〔平成二十七年九月文科令三三三号〕、八・九項：追加〔令和二年三月文科令八号〕

省令 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令 附則（平二―平一三）

委任 九項の「定め」は（日本私立学校振興・共済事業団に係る経過的長期給付積立金の退職等年金給付勘定への繰入れ）

私立学校教職員共済法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の附則 則 〔平成十二年三月三十一日 文部省令第四五号、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令〕

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

3 第二条による改正後の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第四条第一項及び第三十条第三項の規定は、施行日以後の期間に係る利率について適用し、施行日前の期間に係る利率については、なお従前の例による。

中央省庁等改革のための文部省令の整備等に関する省令 附則 〔平成十二年一〇月三十一日 文部省令第五三三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令 附則 〔平成十三年三月三〇日 文部科学省令第二四号〕

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2

第五条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第四条第二項及び附則第三項の規定は、平成十三年四月一日以後の期間に係る利率について適用し、同日前の期間に係る利率については、なお従前の例による。

附 則 〔平成一四年三月五日 文部科学省令第四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成一四年六月二八日 文部科学省令第三号〕

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

日本郵政公社法及び日本郵政公社法施行法の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令 附 則 〔平成一五年三月三一日 文部科学省令第一九号〕

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部附 則 〔平成一五年一〇月一日 文部科学省令第四六号〕
を改正する省令 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(平成十五年度における会計処理等)

第二条 平成十五年度における事業団の会計処理は、この省令の施行後も、なお従前の例による。

第三条 平成十五年度分の法第三十二条第一項に規定する財務諸表及び業務報告書等は、第二条の規定による改正後の日本私立学校

振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の規定に基づき作成するものとする。

私立学校教職員共済法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 附 則 〔平成一七年四月一日 文部科学省令第二六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成一九年九月二八日 文部科学省令第二七号〕

この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 附 則 〔平成一九年一〇月一日 文部科学省令第三〇号〕

この省令は、公布の日から施行する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令 附 則 〔平成二二年一月二六日 文部科学省令第二二号〕

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律〔平成二二年五月法律第三七号〕の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

附 則 〔平成二六年二月二六日 文部科学省令第三五号〕
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（厚生年金保険給付積立金の当初額）

第二条 この省令による改正前の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（次条において「改正前財務会計省令」という。）第十九条に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第二十七条第一項の規定により実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において、この省令による改正後の日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（以下「改正後財務会計省令」という。）附則第四項の規定により読み替えられた改正後財務会計省令第十九条に規定する厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（経過の長期給付積立金の当初額）

第三条 改正前財務会計省令第十九条に規定する長期給付積立金のうち、その額から前条の規定により厚生年金保険給付積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、施行日において、改正後財務会計省令附則第五項に規定する経過の長期給付積立金として積み立てられたものとみなす。

（退職等年金給付積立金管理運用方針に関する経過措置）

省令 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令 附則（平二七）

第四条 日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前においても、改正後財務会計省令第二十五条の規定の例により、同条第一項に規定する退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された退職等年金給付積立金管理運用方針は、施行日において改正後財務会計省令第二十五条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（経過の長期給付積立金管理運用方針に関する経過措置）

第五条 日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前においても、改正後財務会計省令附則第六項において準用する改正後財務会計省令第二十五条の規定の例により、改正後財務会計省令附則第五項に規定する経過の長期給付積立金の管理及び運用の方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された管理及び運用の方針は、施行日において改正後財務会計省令附則第六項において準用する改正後財務会計省令第二十五条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

附 則
（平成二十七年三月三〇日 文部科学省令第二二

号、抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律〔平成二六年六月法律第六六号〕（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置）

第三条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。

一 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第十六条の二第三項

二〇二十二〔略〕

私立学校教職員共済法施行規則等の附則
〔平成二七年九月三〇日 文部科学省令第三三三号、抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部附則
〔令和元年六月一日 文部科学省令第四号〕

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表及び業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

一 日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令第十六条及び第十六条の二

二〇二十一〔略〕

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則及び日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
附則
〔令和二年三月二三日 文部科学省令第四号〕

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則
〔令和二年三月二六日 文部科学省令第八号〕

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令
附則
〔令和四年三月二日 文部科学省令第一七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令

（平成二十七年九月二十八日
総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、令第一号）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第七十九条の九第一項の規定に基づき、厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令を次のように定める。

厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記

載すべき事項及びその公表方法を定める省令

1 厚生年金保険法（以下「法」という。）第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該年度における積立金（法第七十九条の二に規定する積立金をいう。以下同じ。）の資産の額及びその構成割合（管理運用主体（法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。以下同じ。）の管理積立金（法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。）ごとの資産の額

及びその構成割合を含む。）

二 当該年度における積立金の運用収入の額（管理運用主体の管理積立金ごとの運用収入の額を含む。）

三 積立金の管理及び運用の状況に関する次に掲げる事項の評価（管理運用主体の管理積立金ごとの管理及び運用の状況に関する次に掲げる事項の評価を含む。）

イ 当該運用の状況が年金財政に与える影響

ロ 法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況ハ 積立金基本指針（法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針をいう。）に定める事項の遵守の状況（イ及びロに掲げる事項を除く。）

四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

2 主務大臣は前項の報告書の作成後、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

附 則

1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

2 平成二十七年年度に係る法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項のうち、第一項第二号に規定する積立金の運用収入の額に関し、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団の管理積立金については、平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間ににおける当該管理積立金の運用収入の額を記載するものとする。

省令

沖繩の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令〔抄〕（第二三条・第二四

一五八〇

○沖繩の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令〔抄〕

（昭和四十七年五月十三日）
文部省令第二十八号

最近改正 令和 五年 二月一〇日 文部科学省令第二号

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）及び沖繩の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、沖繩の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令を次のように定める。

沖繩の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令

（私学共済組合の給付に係る経過措置）

第二十三条 法第九十六条第三項の規定により私学共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなされた権利に係る年金たる長期給付については、昭和四十七年五月分以後、その額を、当該給付の算定の基礎となつた別表の上欄に掲げる沖繩私学共済組合法による標準給与の等級に対応する同表の下欄に掲げる仮定標準給与の月額を標準給与の月額とみなし、沖繩私学共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年

金額が改定前の年金額より少ないときは、改定前の年金額をもつて改定年金額とする。

本条…追加（昭和四十七年文部令三二号）

第二十四条 私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）による改正前の特別措置令第三十三条第四項の規定により昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十四号）による改正前の私学共済組合法の相当規定による退職一時金又は私学共済組合法の相当規定による障害一時金とみなされた沖繩私学共済組合法の規定による退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者について、当該退職一時金又は障害一時金の額は、これらの額の算定の基礎となつた沖繩私学共済組合法の規定による標準給与の月額が、前条第一項の仮定標準給与の月額であるものとして、それぞれ沖繩私学共済組合法の規定を適用して算定した額とする。この場合において、この項の規定により適用することとされる沖繩私学共済組合法第六十四条第三項第一号に掲げる額については、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六十六号）による改正前の私学共済組合法第二十五条第一項において準用する国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(昭和六十年法律第百五号)による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第七十九条の二第三項第一号に掲げる額をもつてその額とする。

2 特別措置令第三十三条第四項の沖縄私学共済組合法の規定により算定される額の基礎となる沖縄私学共済組合法による標準給与の月額、前条第一項の仮定標準給与の月額とする。この場合において、特別措置令第三十三条第四項の沖縄私学共済組合法の規定により算定される額の算定について適用される沖縄私学共済組合法第六十四条第三項第一号に掲げる額については、第一項後段の規定を準用する。

本条：追加〔昭和四十七年五月文部令三三号〕、一・二項：一部改正〔昭和五十五年三月文部令二二号〕、一・二項：一部改正〔昭和五十七年九月文部令三七号〕、五十九年三月二二号〕、一・二項：一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕

第二十五条 法第九十六条第一項及び第二項の規定により私学共済組合の組合員期間とみなされた期間を有する者についての法の施行の日以後における長期給付の額の算定については、当該算定の基礎となる沖縄の厚生年金保険法(千九百六十八年立法第百三十六号)による標準報酬月額及び沖縄私学共済組合法による標準給与の月額は、別表の上欄に掲げる沖縄の厚生年金保険法による標準報酬等級又は沖縄私学共済組合法による標準給与の等級に対応する同表の下欄に掲げる仮定標準給与の月額とする。

本条：追加〔昭和四十七年五月文部令三三号〕、一部改正〔昭和六一年三月文部令一一号〕

省令 沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令〔抄〕(第二五条・第二六条) 附則(昭六一―平二七)

第二十六条 沖縄特別措置令第三十五条の三第二項において読み替えて準用する同条第一項に規定する文部科学省令で定める期間は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る同法の規定による遺族厚生年金(同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。)にあつては、当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となつた同法の規定による被保険者期間)とする。

本条：削除〔昭和五十五年三月文部令二二号〕、追加〔平成二七年九月文科令三三号〕

附 則

この省令は、法の施行の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

私立学校教職員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令 附 則 〔昭和六一年三月三十一日 文部省令第一号、抄〕

1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令 附 則 〔平成二七年九月三〇日 文部科学省令第三三号、抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

別表

沖繩の厚生年金保険法 による標準報酬等級又 は沖繩私学共済組合法 による標準給与の等級		仮 定 標 準 給 与 の 月 額	
第 一 級	一〇、〇〇〇円	昭和四十五年十月一日から昭和四十六年九月三十日まで	昭和四十六年十月一日から昭和四十七年五月十四日まで
第 二 級	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
第 三 級	一〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
第 四 級	一〇、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
第 五 級	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
第 六 級	一六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
第 七 級	一八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
第 八 級	二〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
第 九 級	二二、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
第 十 級	二四、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
第 十 一 級	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
第 十 二 級	二八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	四二、〇〇〇円
第 十 三 級	二八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
第 十 四 級	三〇、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	四八、〇〇〇円
第 十 五 級	三三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	五二、〇〇〇円
			五六、〇〇〇円

別表

本表：追加〔昭和四七年五月文部令三三号〕

[illegible]

○阪神・淡路大震災に対処するための 私立学校教職員共済組合法の特例に 関する省令

（平成七年三月一日
文部省令第二号）

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第十五条の規定に基づき、及び同法を実施するため、阪神・淡路大震災に対処するための私立学校教職員共済組合法の特例に関する省令を次のように定める。

阪神・淡路大震災に対処するための私立学校教職員

共済組合法の特例に関する省令

（私立学校教職員共済組合の一部負担金の支払の免除等の対象者）

第一条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号。以下「法」という。）第十五条に規定する組合員であつて同条に規定する阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情を参酌して文部省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者

であるものと私立学校教職員共済組合（以下「組合」という。）が認めたものとする。

一 平成七年一月十七日において法第二条第二項に規定する特定被災区域に住所を有していた者であつて、阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、居住する家屋が全壊若しくは半壊又は全焼若しくは半焼した者

二 平成七年一月十七日において法第二条第二項に規定する特定被災区域に住所を有していた者であつて、阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者

三 前二号に準ずる者

2 法第十五条に規定する組合員であつて同条に規定する阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を参酌して文部省令で定めるものは、前項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であるものと組合が認めたものとする。

一 療養を受ける日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除

く。

二 前号に準ずる者

第二条 法第十五条に規定する被扶養者であつて同条に規定する阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情を参酌して文部省令で定めるものは、前条第一項各号のいずれかに該当する者であるものと組合が認めたものとする。

2 法第十五条に規定する被扶養者であつて同条に規定する阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を参酌して文部省令で定めるものは、前条第一項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、その者に係る組合員（法第十五条に規定する被災私学共済被扶養者に係る組合員をいう。）が前条第二項各号のいずれかに該当する者であるものと組合が認めたものとする。

（特例認定証の交付）

第三条 組合は、前二条の規定による認定を受けようとする者からの申請に基づき認定を行ったときは、その認定を受けた者（その者が法第十五条に規定する被災私学共済被扶養者の場合は、その者に係る組合員）に対して、当該認定をした旨を証する書面（以下「特例認定証」という。）を、有効期限を定め、交付しなければならない。

（特例認定証の提出等）

第四条 前条の規定による組合の認定を受けた者（以下「特例認定者」という。）は、私立学校教職員共済組合法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第四条

の二に規定する医療機関、特定承認保険医療機関若しくは指定訪問看護事業者又は施行規則第四条の三に規定する薬局（以下「医療機関等」という。）において療養又は施行規則第四条の二に規定する指定訪問看護を受けようとするときは、同条に規定する組合員証若しくは資格喪失後継続給付証明書、施行規則第三条第二項に規定する遠隔地被扶養者証又は処方せんに添えて、特例認定証を当該医療機関等に提出しなければならない。

2 特例認定者（その者が法第十五条に規定する被災私学共済被扶養者の場合は、その者に係る組合員）は、施行規則第五条の規定により療養費又は家族療養費の請求書を提出する場合には、当該請求書に特例認定者である旨を付記しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成七年一月十七日から適用する。

○東日本大震災に対処するための私立 学校教職員共済法の特例に関する省 令

（平成二十三年五月二日
文部科学省令第十九号）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）を実施するため、及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令を次のように定める。

東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済

法の特例に関する省令

（標準給与の改定に係る届出等）

第一条 学校法人等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「法」という。）第三十八条第一項に規定する学校法人等において、以下同じ。）は、加入者について、当該学校法人等において受けた給与の額が同項の規定に該当するに至ったときは、速やか

に、私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号。以下「私学共済規則」という。）様式第七号による届書

に、東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。次項において同じ。）による被害を受けたことを明らかにできる書類を添えて、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。

2 東日本大震災による被害を受けたことにより傷病手当金の支給を受けようとする者は、法第三十八条第四項の規定により読み替えられた準用国共済法（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）をいう。以下同じ。）第六十六条第一項の規定が適用される場合においては、私学共済規則第十四条第一項の請求書に、同条第二項各号に掲げる書類のほか、東日本大震災による被害を受けたことにより病気になるか若しくは負傷し又はこれらにより生じた病気にかかったことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（退職共済年金の額の改定の特例）

第二条 事業団は、平成二十三年三月一日から法第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に退職した者であって、かつ、同条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有

するものに係る準用国共済法第七十七条第四項の規定による退職共済年金の額の改定については、その者の私学共済規則第二十六条第一項の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、準用国共済法第七十七条第四項の改定を行うことができる。

（死亡に係る給付の決定の請求の特例）

第三条 私学共済規則第四条第二項（私学共済規則第十七条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により行う支払未済の給付の請求は、私立学校教職員共済法による給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものが法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第四条第二項に規定する当該給付の支払を受けるべきであった者でその支払を受けなかったものの死亡を証する書類に代えて、その者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2 私学共済規則第十一条の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、加入者若しくはその被扶養者又は加入者であった者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第十一条第二項に規定する書類に代えて、加入者若しくはその被扶養者又は加入者であった者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすること

とができる書類を添えなければならない。

3 私学共済規則第十二条の規定により行う弔慰金及び家族弔慰金の請求は、加入者又はその被扶養者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第十二条第二項第一号に規定する書類に代えて、加入者又はその被扶養者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

4 私学共済規則第三十三条の六の規定により行う遺族共済年金の決定の請求は、加入者又は加入者であった者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第三十三条の六第二項第三号に掲げる書類に代えて、加入者又は加入者であった者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

5 私学共済規則第三十三条の九の規定により行う遺族共済年金の転給の請求は、遺族共済年金の受給権者が法第四十一条において準用する法第三十二条に規定する状態に該当するものであるときは、私学共済規則第三十三条の九第二項第一号に掲げる書類に代えて、遺族共済年金の受給権者が行方不明となった事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（掛金の免除の申請等）

第四条 法第四十二条第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項第二号に該当することを明らかにすることができ書類を添えて、これを事業団に提出することにより行うものとする。

一 学校法人等の名称及び所在地

二 法第四十二条第一項第二号に該当するに至った年月

2 法第四十二条第二項の規定による届出は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出することによって行うものとする。

一 学校法人等の名称及び所在地

二 法第四十二条第一項第二号に該当しなくなるに至った年月

附 則

この省令は、公布の日から施行する。



○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令

(平成二十三年七月二十九日
文部科学省令第二十九号)

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)の施行に伴い、並びに同令第六条第三項及び第四項の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令を次のように定める。

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令

(一部負担金の割合が百分の二十となる文部科学省令で定めるところにより算定した収入の額の特例)

第一条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及びその被扶養者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に規定する手当金等の交付を受けたもの(その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。)に係る私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の二第二項第一号に規定する収入の額については、私立学校教職員共済法施行規則(昭和二十八年文部省令第二十八号)第四条の三第一項の規定により算定した額が、同項中「同項各号に規定する加入者が療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあつては、前々年)における当該」とあるのは、「平成二十一年における同項各号に規定する」と読み替えた場合における同項の規定により算定される額を超えるときは、同項の

省令

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令(第一条)

省令

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため
の手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令(第二条)

規定にかかわらず、当該額とする。
(特例政令第六条第三項の介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する規定の読替え)

第二条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号。以下「特例政令」という。)第六条第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十三條の三第一項及び第二項(これらの規定が特例政令第一条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。)	次の各号に掲げる者
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第一条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象健保被保険者(以下この項において	

健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三條の三第一項及び第二項(これらの規定が特例政令第一条第四項において準用する同条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。)	次の各号に掲げる者
私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号。以下この項において「特例政令」という。)第一条第四項に規定する口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等	「口蹄疫特例措置対象健保被保険者」という。)である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において口蹄疫特例措置対象健保被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象健保被保険者

	船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十二条第一項及び第二項（これらの規定が特例政令第二条第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）	
	次条第一項	（以下この項において「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等」という。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等
	次の各号に掲げる者	特例政令第一条第九項 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第二条第二項に規定する

国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の三第一項及び第二項（これらの規定が特例政令第三条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）	次条各号に掲げる者	口蹄疫特例措置対象船舶被保険者（同令第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国共済組合員及び同令第五条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象地共済組合員を除く。以下この項において「特定口蹄疫特例措置対象船舶被保険者」という。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において特定口蹄疫特例措置対象船舶被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該特定口蹄疫特例措置対象船舶被保険者
		私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する前条第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第

省令

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため
の手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令（第二条）

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため
の手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令(第二条)

防衛省の職員の 給与等に関する 法律施行令(昭和 二十七年政令 第三百六十八 号)第十七条の 六の五第一項 (これらの規定 が特例政令第四 条第二項の規定		次の各号に 掲げる者	二百四十四号) 第三条第三項 に規定する口蹄疫特例措置対 象国共済組合員(同令第四条 第二項に規定する口蹄疫特例 措置対象自衛官等を除く。)で ある者にあつては次の各号 に掲げる当該者の、基準日に おいて当該口蹄疫特例措置対 象国共済組合員の被扶養者 (同令第四条第二項に規定す る口蹄疫特例措置対象自衛官 等の被扶養者を含む。)であ る者にあつては次の各号に掲 げる当該口蹄疫特例措置対象 国共済組合員
私立学校教職員共済法施行令 第六条において準用する国家 公務員共済組合法施行令第十 一条の三の六の二第五項に規 定する者であつて、基準日に おいて平成二十二年四月以降 において発生が確認された口 蹄疫に起因して生じた事態に 対処するための手当金等につ いての健康保険法施行令等の		により読み替え られる場合を含 む。)	地方公務員等共 済組合法施行令 (昭和三十七年 政令第三百五十 二号)第二十三 条の三の第七第 一項及び第二項 (これらの規定 が特例政令第五 条第二項の規定 により読み替え られる場合を含 む。)
臨時特例に関する政令(平成 二十三年政令第二百四十四 号)第四条第二項に規定する 口蹄疫特例措置対象自衛官等 である次の各号に掲げる者		次 の 各 号 に 掲 げ る 者	私立学校教職員共済法施行令 第六条において準用する国家 公務員共済組合法施行令第十 一条の三の六の二第五項に規 定する者であつて、基準日に おいて平成二十二年四月以降 において発生が確認された口 蹄疫に起因して生じた事態に 対処するための手当金等につ いての健康保険法施行令等の 臨時特例に関する政令(平成 二十三年政令第二百四十四 号)第五条第二項に規定する 口蹄疫特例措置対象地共済組 合員(以下この項において 「口蹄疫特例措置対象地共済 組合員」という。)である者 にあつては次の各号に掲げる 当該者の、基準日において当

国民健康保険法 施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第三十九条の四の三第一項及び第三項（これらの規定が特例政令第七条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）		国民健康保険の世帯主等と	該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員
国民健康保	私立学校教職員共済法施行令	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に對処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第七条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象国保被保険者（以下この項及び第三項において「口蹄疫特例措置対象国保被保険者」という。）である者と	

險の世帯主等及び	
第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が属する世帯の国民健康保険の世帯主等及び	被保険者が 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十条の三の六の二第五項に規定する者であつて、基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が

（特例政令第六条第四項の介護合算算定基準額に関する規定の読み替え）

第三条 特例政令第六条第四項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の三第一項（特例政令第八条第四項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定を準用する場合には、同令第十六条の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条にお

の手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令（第三条）

省令

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため
の手当金等についての私立学校教職員共済法施行規則の臨時特例に関する省令 附則

一五九四

て準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六の二第七項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第八条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

附 則

1 この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

2 第一条の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合における私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の二第二項第一号に規定する収入の額について適用する。

○子ども・子育て支援納付金の算定等 に関する内閣府令〔抄〕

(令和七年十一月四日
内閣府令第九十三号)

(調整金額)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十一条の四第二項に規定する調整金額は、被用者保険等保険者ごとに徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額を超えるときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額を超えないときは、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 徴収年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額

ロ 徴収年度の前々年度の当該被用者保険等保険者に係る確定支援納付金の額から同年度の当該被用者保険等保険者に係る

省令 子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〔抄〕

概算支援納付金の額を控除して得た額

ハ 徴収年度の前々年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額（法第七十一条の五第二項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）の見込額に同年度に係る第十七条第一号に掲げる率を乗じて得た額から、同年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額に同年度に係る第十七条第二号に掲げる率を乗じて得た額を控除して得た額

ニ 徴収年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額から同年度の前年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を控除して得た額を、六で除して得た額

二 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
イ 徴収年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額

ロ 徴収年度に係る第十七条第一号に掲げる率

（概算支援納付金の算定に係る加入者等の見込数の総数等の算定方法）

第二条 各年度における各健康保険者（次項に規定する新設等保険者を除く。以下この項において同じ。）に係る加入者等の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 当該年度の前々年度における当該健康保険者に係る加入者等

の数（その数が当該健康保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該健康保険者の申請に基づき、こども家庭庁長官が算定する数とする。）

二 当該年度における全ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数をそれらの健康保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率の見込みとしてこども家庭庁長官が定める率

2 新設等保険者（各年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された健康保険者及び同日から当該各年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した健康保険者をいう。以下同じ。）に係る当該各年度における加入者等の見込数は、その間における当該新設等保険者に係る加入者等の数等を勘案してこども家庭庁長官が算定する数とする。

3 各年度における法第七十一条の五第一項第一号イ、第二号イ及び第三号に規定する全ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数は、当該年度における全ての健康保険者に係る第一項の規定により算定した数の総数と前項の規定により算定した数の総数との合計数とする。

4 各年度における法第七十一条の五第一項第一号イに規定する全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の見込数の総数は、当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る第一項の規定により算定した数の総数と第二項の規定により算定した数の総数との

合計数とする。

5〜10 [略]

（概算支援納付金の算定に係る被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額の算定方法）

第三条 各年度における法第七十一条の五第一項第一号ロに規定する当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額は、被用者保険等保険者（新設等保険者を除く。第一号及び第二号において同じ。）にあつては、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とし、被用者保険等保険者（新設等保険者に限る。第三号において同じ。）にあつては、第三号に掲げる額とする。

一 当該年度の前々年度の当該被用者保険等保険者の標準報酬総額

二 当該年度の前年度及び当該年度において見込まれる当該被用者保険等保険者の加入者等（全国健康保険協会及び健康保険組合の被保険者、共済組合の組合員（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付に関する規定が適用されない者及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下同じ。）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法附則第二十項の規定により健康保険法（大正十一

年法律第七十号)による保険給付のみを受けることができることとなった者を除く。以下同じ。)並びに国民健康保険組合(被用者保険等保険者であるものに限る。以下同じ。)の組合員をいう。以下同じ。)に係る賃金水準の伸び及び加入者等の数の伸び等を勘案して当該被用者保険等保険者において見込まれるこれらの年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の伸び率

三 当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案してことも家庭庁長官が算定した額

(概算支援納付金の算定に係る標準報酬総額の補正)

第四条 各年度における法第七十一条の五第一項第一号ロの標準報酬総額は、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより補正して得た額とする。

一・二 「略」

三 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済制度の加入者(以下この号において「加入者」という。)の当該年度の前々年度の標準報酬月額(私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額をいう。以下この号において同じ。)の合計額の総額(標準報酬月額が標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者がある場合にあっては、当該加入者の標準報酬月額の同年度の合計額の総額に、イに掲げる額をロに掲げ

省令 子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〔抄〕(第四条)

る額で除して得た率を乗じて得た額)及び加入者の同法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

イ 基準月における標準報酬月額が標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者の標準報酬月額の基礎となつた報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の総額及び当該加入者以外の加入者の標準報酬月額の総額を合算した額

ロ 基準月における加入者の標準報酬月額の総額

2

健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の共済組合の組合員の国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額(以下この項において「共済組合の組合員の標準報酬の月額」という。)の合計額の総額及び私立学校教職員共済制度の加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額(以下この項において「私立学校教職員共済制度の加入者の標準報酬月額」という。)の合計額の総額については、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び当該私立学校教職員共済制度の加入者の標準報酬月額の同年度の合計

額の総額をそれぞれ同年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この項において「改定前の期間に係る額」という。）と改定月から同年度の三月までの期間に係る額（以下この項において「改定以後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額につき共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び私立学校教職員共済制度の加入者の標準報酬月額の同年度の合計額の総額とみなして前項の規定を適用し補正して得た額を合算して得た額とする。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ中「最高等級」とあるのは、改定前の期間に係る額については「健康保険法に規定する標準報酬月額の等級又は国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の当該改定がされた月（以下「改定月」という。）前における最高等級」とし、改定以後の期間に係る額については「改定月以後における最高等級」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（改定月が当該基準月以前のものであるときは、改定月前における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級とみなして算定した額の総額）」とし、同項第三号イ中「最高等級」とあるのは、改定前の期間に係る額については「改定月以前における最高等級」とし、改定以後の期間に係る額については「改定月以後における最高等級」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（改定月が当該基準月以前のものであるときは、改定月前における標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬月額の等級の最高等級とみなして算定した額の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については「総額（改定月が当該基準月より後の月であるときは、改定月以後における標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬月額の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とする。

以後の期間に係る額については「総額（改定月が当該基準月より後の月であるときは、改定月以後における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、同項第三号イ中「最高等級」とあるのは、改定前の期間に係る額については「改定月以前における最高等級」とし、改定以後の期間に係る額については「改定月以後における最高等級」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（改定月が当該基準月以前のものであるときは、改定月前における標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬月額の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とする。

（概算支援納付金の算定に係る総報酬割概算負担率の算定方法）

第六条 各年度における総報酬割概算負担率は、当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額の総額を当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

(確定支援納付金の算定に係る加入者等の数の総数等の算定方法)

第九条 各年度における法第七十一条の六第一項第一号イ、第二号イ及び第三号に規定する全ての健康保険者に係る加入者等の総数は、当該年度における全ての健康保険者に係る加入者等の数の総数とする。

2 各年度における法第七十一条の六第一項第一号イに規定する全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の総数は、当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の数の総数とする。

3～8 [略]

(確定支援納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法)

第十条 各年度における総報酬割確定負担率は、当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る確定支援納付金の額の総額を当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

(子ども・子育て支援納付金に係る納付の猶予の申請)

第十二条 法第七十一条の十一第一項の規定により子ども・子育て支援納付金の一部の納付の猶予を受けようとする健康保険者等は、こども家庭庁長官に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

省令 子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令〔抄〕(第九条―第二十五条)

一 納付の猶予を受けようとする子ども・子育て支援納付金の一部の額

二 納付の猶予を受けようとする期間

2 前項の納付猶予申請書には、やむを得ない事情により当該健康保険者等が子ども・子育て支援納付金を納付することが著しく困難であることを明らかにすることのできる書類を添付しなければならない。

(健康保険者等が行うこども家庭庁長官に対する報告)

第十三条 健康保険者等は、こども家庭庁長官に対し、毎年度、当該年度の各月末日における加入者等の数(地域保険等保険者にあつては、加入者等の数及び加入者等(十八歳未満加入者等を除く。)の数。以下この条において同じ。)を当該年度の翌年度の六月一日までに報告しなければならない。

2 [略]

(被用者保険等保険者が行うこども家庭庁長官に対する報告等)

第十五条 被用者保険等保険者は、こども家庭庁長官に対し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに報告しなければならない。

一 各年度の標準報酬総額の見込額 当該年度の前年度の十一月末日

二 各年度の標準報酬総額 当該年度の翌年度の八月末日

2
〔略〕

（端数計算）

第十六条 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

第一条の規定による調整金額	一円未満の端数を切り捨てる
第二条第一項の規定による各健康保険者に係る加入者等の見込数	一未満の端数を四捨五入する
〔略〕	
〔略〕	小数点以下第八位未満を四捨五入する
第四条第一項第三号に規定する同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率	
第六条に規定する総報酬割概算負担率	
〔略〕	〔略〕
第十条に規定する総報酬割確定負担率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
〔略〕	〔略〕

（公示）

第十七条 こども家庭庁長官は、次に掲げる率又は額を年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

- 一 算定率（各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第一条第一項第一号の合計額の総額を当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率をいう。以下同じ。）に小数点以下第八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率
- 二 算定率に小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を切り上げた率
- 三 第二条第一項第二号に規定することも家庭庁長官が定める率
- 四 〔略〕
- 五 第六条に規定する総報酬割概算負担率
- 六 〔略〕
- 七 第十条に規定する総報酬割確定負担率
- 八 被用者保険等保険者が、健康保険法第六十条の二に規定する子ども・子育て支援金率（共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団にあっては、子ども・子育て支援納付金に係る掛金の割合）を定めるに当たって参酌すべき率として、算定率を基礎としてこども家庭庁長官が定める率

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(令和十年度における調整金額の特例)

第二条 令和十年度における法第七十一条の四第二項に規定する調整金額は、第一条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者ごとに令和八年度の概算支援助納付金の額が同年度の確定支援助納付金の額を超えるときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額と第三号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除して得た額との合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、令和八年度の概算支援助納付金の額が同年度の確定支援助納付金の額を超えないときは、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除して得た額と第四号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額との合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 令和九年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援助納付金の額

ロ 令和八年度及び令和九年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援助納付金の額を勘案してこども家庭庁長官が定める額

二 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

省令 子ども・子育て支援助納付金の算定等に関する内閣府令〔抄〕

附則

イ 令和九年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額

ロ 令和九年度に係る第十七条第一号に掲げる率

三 次に掲げる額の合計額

イ 令和十年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援助納付金の額

ロ 令和八年度の当該被用者保険等保険者に係る確定支援助納付金の額から同年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援助納付金の額を控除して得た額

ハ 令和八年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額に同年度に係る第十七条第一号に掲げる率を乗じて得た額から、同年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額に同年度に係る第十七条第二号に掲げる率を乗じて得た額を控除して得た額

ニ 令和九年度及び令和十年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援助納付金の額を勘案してこども家庭庁長官が定める額

四 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ 令和十年度の当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額

ロ 令和十年度に係る第十七条第一号に掲げる率

（調整金額等の特例）

第三条 令和十一年度から子ども家庭庁長官が定める年度までの間における第一条第一号ニの規定の適用については、同号ニ中「徴収年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額から同年度の前年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を控除して得た額を、六で除して得た額」とあるのは、「徴収年度及び同年度の前年度の当該被用者保険等保険者に係る概算支援納付金の額を勘案して子ども家庭庁長官が定める額」とする。

2 令和八年度から子ども家庭庁長官が定める年度までの間における第十七条第一号の規定の適用については、同号中「第一条第一項第一号の合計額」とあるのは、「第一条第一項第一号の合計額を勘案して子ども家庭庁長官が定める額」とする。

（令和七年度における子ども家庭庁長官に対する報告の特例）

第四条 第十三条第一項の規定にかかわらず、健康保険者等は、子ども家庭庁長官に対し、令和六年度の各月末日における加入者等の数を令和七年十一月末日までに報告しなければならない。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百四十号）第四十三条の四第二項及び第四十四条第一項の規定に基づき、令和六年度の各月末日における加入者等の数を社会保険

診療報酬支払基金に報告していた場合には、当該報告をもって、これに代えることができる。

2 第十三条第一項の規定にかかわらず、地域保険等保険者は、子ども家庭庁長官に対し、令和六年度の各月末日における加入者等（十八歳未満加入者等を除く。）の数を令和七年十一月末日までに報告しなければならない。